

戦前名古屋における公園・緑地計画に関する研究

向口武志

戦前名古屋における公園・緑地計画に関する研究

向口 武志

目次

序	1. 研究の目的	1
	2. 既往の研究	5
	3. 研究の視点と方法	9
	4. 研究の構成	11
第I章 『名古屋都市計画公園』の理念		
	はじめに	16
第1節	計画の概要	
	1. 前史	17
	2. 種類とその配置	18
	3. 用地取得の方針	20
第2節	指定地の選定条件	
	1. 地理的条件	21
	2. 史蹟・名勝	23
第3節	都市計画における位置づけ	
	1. 街路網・運河網・用途地域	24
	2. 「公園系統」	25
	小結	27
	註	29
	I章図版	36
第II章 『名古屋都市計画公園』の実施		
	はじめに	48
第1節	実施過程の概要	
	1. 都市計画愛知地方委員会	49
	2. 都市計画変更	50
	3. 用地取得の過程	51
第2節	I期における志賀公園の成立	
	1. 敷地	53

	2. 施設・デザイン	54
	3. 利用	56
第3節	II期における運動公園の成立	
	1. 敷地	57
	2. 施設・デザイン	58
	3. 利用	59
第4節	III期における「防空緑地公園」	59
小結		61
註		63
II章図版		71
第III章 『名古屋都市計画緑地』の理念と実施		
	はじめに	108
第1節	名古屋における緑地計画前史	109
第2節	配置計画	
	1. 配置概要と都市計画区域	110
	2. 地理的特性	112
	3. 既存公園計画・風致計画	114
第3節	施設計画	
	1. 施設概要	115
	2. 接続道路・連絡道路・ハイキングコース	115
第4節	事業費用と計画変更	117
小結		118
註		120
III章図版		126
結	1. 本研究の意義と成果	141
	2. 今後の研究	145
参考文献一覧		146
あとがき		

序

1. 研究の目的

本論文は戦前名古屋都市計画における公園・緑地計画と取り上げ、その理念と実施を考察するものである。ここで取り扱う公園・緑地計画とは、『名古屋都市計画公園』(1926年告示、指定地24カ所、総面積560ha)、並びに『名古屋都市計画緑地』(1940年告示、指定地7ヶ所、総面積826ha)である。前者『名古屋都市計画公園』は、1903(M36)年の東京市区改正新設計後に、他の地方都市に先んじて策定された総合的な公園計画の一つであり、大阪(1927年)、長野(1929年)、岐阜(1930年)、鹿児島(1933年)で策定された事例と共に近代日本都市計画における公園計画の嚆矢である。他方、後者『名古屋都市計画緑地』は、1939(S14)年の「東京緑地計画」の成案に機に東京・神奈川・大阪に設置が図られた環状緑地帯の具体化の一例である。こうした公園・緑地計画がどのような理念の下に、どのように計画され、どのように実施されたのかは、日本の近代都市計画を考える上でも極めて重大な課題であり、とりわけ公園・緑地計画の早期の成案をみた名古屋の事例は、東京・大阪と共に公園・緑地と都市計画との相関を包括的に考究しうるものである。

本論文では、大正末期から戦時下を経て太平洋戦争終結に至る約20年間を取り扱う。戦後名古屋は逸早い戦災復興計画の策定を下に、戦災復興土地区画整理事業により市街地が刷新されたと知られ、この戦災復興事業は今日の名古屋の基礎を形作ったと考えられる。しかしながら戦後名古屋の戦災復興計画の随所に、戦前都市計画を踏襲した点を見取ることができるのである。例えば、本論文で取り扱う『名古屋都市計画公園』(1926年告示)は、戦後1947(S22)年5月に廃止され、それと同時に『名古屋復興都市計画公園』が告示されたが、そこでは戦前の指定地の中で実現の見込みのなきものが削除され、戦前軍用地と旧来の遊園地が新たに加えられたに過ぎなかった。また『名古屋都市計画緑地』は1940(S15)年12月に告示後、計画の追加を経ながら現在に至っており、戦後に継承された都市計画の一つである。その意味から、本論文の取り扱う『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』は、戦後名古屋の都市計画に継承されていると言え、本論文が戦前名古屋

屋都市計画に着眼する理由である。

本論文で取り扱う公園・緑地とは、いわゆる都市計画公園と都市計画緑地である。まず都市計画公園とは、以下の都市計画法(1919年旧法)の第十一条の二、及び第十六条により定められた都市計画施設の一つである。

第十一条の二 「都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公園、若クハ広場ノ境域内又ハ都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区画整理ノ区域ニ於ケル建築物ニ関スル制限ニシテ都市計画上必要ナルモノニ勅命ヲ以テ之ヲ定ム」

第十六条 「道路、廣場、河川、港湾、公園其ノ他ノ勅命ヲ以テ指定スル施設ニ関スル都市計画事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得」

こうした都市計画法(1919年旧法)を都市計画愛知地方委員会の初代幹事であった黒谷了太郎は著書『都市計畫と農村計畫』(1927年)の緒言において次のように評している¹⁾。

現行の都市計画法は、東京市区改正条例の後身として産み出されたもので、其の前身たる東京市区改正条例は、其の名の示すが如く^{メトロポリタンプランニング}「首都計畫」であり、且つ其の法文の劈頭に記されてあるが如く、営業の便利を圖るが為の計畫で、所謂十九世紀の實利主義の都市計畫であつて、實施せらるゝ所のものは、市區の改正、即ち街区の変更と、街路の構築に止まつて居つた。故に、今日の都市計畫も矢張り此れ位のものと考えて居る者も少なくはない。而して都市計畫が新たに施行せらるゝことゝなつても、最初の間は、東京市區改正条例と等しく、六大都市にのみ適應された爲めに、矢張り首都計畫の様な気分を有し、社會政策から見れば最も忌はしき大都市の築造を目的とするものゝ如く考えられたのである。

また黒谷は「都市と農村の密接なる協調をなす様には将来は^{リジヨナルプランニング}地方計畫を施して、市民も農民も嫉視主義から相互主義に復歸し、最も強調的な理想生活を實現する様な^{ジヨイントプランニング}共同計畫にまで導き度い」とこの緒言を結んだ。ここで黒谷のいう「^{リジヨナルプランニング}地方計畫」、「^{ジヨイントプランニング}共同計畫」

を理念とすれば、そうした理念を実現すべく策定された手段が、いわゆる「首都計画」の法、都市計画法(1919年旧法)に基づく各種の都市計画であったといえる。本稿の取り扱う『名古屋都市計画公園』は、その理由書に「公園系統ノ根幹ヲ爲ス」公園の創出を謳った。「公園系統」とはパークシステムの訳語であり、石井幹子によれば²⁾、パークシステムとは「市街化に先立ち、公園と広幅員街路を骨格とする基盤整備を行い、良質の市街地整備を計画的に誘導し、あわせて、水源地、湖沼、河川、断丘崖、良好な樹林地等の保全」を図るものであった。『名古屋都市計画公園』において定められたのは単に都市計画公園であり、理由書に謳われた「公園系統」の理念を完備したものではなかったが、そこには戦前名古屋都市計画における「公園系統」の理念の一端が、都市計画法(旧法1919年)という枠組みの中で表れていたと推測することができる。

一方、都市計画緑地とは、同都市計画法(1919年旧法)の同条文に1940(S15)年に新たに書き加えられた都市計画施設の一つであり、その成立には時期的な差がある。今日、極めて曖昧である都市計画公園と都市計画緑地の定義は、1940(S15)年に都市計画として緑地が書き加えられた時点でも既にその差異は定かではなかったという³⁾。だが、近代日本の都市計画において「緑地」が意味したところは都市計画施設の一つに止まるものではない。1933(S8)年1月、東京緑地協議会は「緑地」を「本来ノ目的ガ空地ニシテ宅地商工業地及頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セザル永続的ノモノ」と定義し、公園・遊園地・河川・墓地等、公園道路、環状緑地帯等の全てのオープンスペースを包含した理念と位置づけられており、同協議会が作成した『東京緑地計画』では「緑地」とは遊園地、各種公園、環状緑地帯等の総称として計画全体を指し示した。つまり、『東京緑地計画』は極めてマクロな視点を獲得した「緑地」理念を東京とその近郊に適応した事例と言い換えられ、都市計画法(1919年旧法)の範疇から到底捉えられるべきものではない。それは1937(S12)年4月に開催された「内務省計政局主催 六大都市及北九州五都市緑地計画協議会」において「現行制度ニ於ケル緑地計画ノ実現方策ニ関スル件」が討議されると同時に、都市計画東京地方委員会は試案として「一 地方計画法、二 公園法、三 区分園法、四、墓地法」の制定が理念としての「緑地」の計画を実現すべく必要な法規にあげられたことから裏付けられ⁴⁾、その後、都市計画施設の一つとして定められた都市計画緑地は、そうした「緑地」の理念を実現する手段の一つに過ぎなかった。

一方、こうした「緑地」理念が成熟していった過程は、近代日本の都市計画がいわゆる防空都市計画へと収斂していった過程でもあった。特に、日中戦争が勃発した1937(S12)年に施行された防空法以後、公園・緑地は戦時下の空襲避難地、また高射砲陣地の設置に適した「防空」施設としての認識が次第に強まり、その実施には戦時下を通じて多大な費用が費やされた。本論文に取り扱う『名古屋都市計画緑地』は、その理由書に「防空施設トシテ環状緑地帯ヲ造成シ都市防衛ノ用ニ供シ時局下ニ於ケル生産力ノ圓滑ナル運行を図ルト共ニ平時ニ於イテハ市民保健休養ニ資シ體位向上ヲ計ラントスルモノナリ」と謳われたが、都市計画緑地は市域の外周に離散的に配されるにとどまり、いわゆる「環状緑地帯」の造成は達成されなかったが、それは戦前名古屋都市計画が目したと考えられる「緑地」理念の実現、および防空都市計画の一端の表れと仮定することができよう。

本論文は、『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』の分析を行うものであり、戦前名古屋の街路計画・運河計画・用途地域等を網羅した研究ではない。だが、こうした都市計画法(旧法1919年)が戦前都市計画の理念を充足するものではなかったという認識に立ち、それらの相関から公園・緑地計画の理念・実施の検証を進めるものである。

一方、こうした公園・緑地計画に基づき指定された個々の公園・緑地は、後の整備により近代日本の都市のオープンスペースとして具体化した。丸山宏は1873(M6)年の太政官布告に始まる近代日本の公園が、地租改正に際して地所名称区分の地目の一つとして規定され、官有地に組み入れられた事に着目しながら、土地制度と公園行政の展開から近代日本における公園の公共性について論じている⁵⁾。この中で、1923(T12)年の関東大震災の震災復興計画において土地区画整理と土地収用法が公園地を取得する手段が、以降の公園地の取得に先鞭をつけたとした上で、大正末期から昭和初期にかけて公園が、招魂塔、忠霊等の建設地として公的な記念性を表出した場所として、また政治的な大衆運動の場所として、また衛生行政の展開から「有事において国民の体力向上こそ国力に直結するものである」という認識に基づいた国民の体力管理の場として位置づけられたと指摘している。本論文の取り扱う『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』はこうした戦前日本における公園の位置づけの変容に伴って計画・実施されたものであり、ここで配された公園・緑地がどの様に選定され、どの様にデザインされ、どの様に利用されたのかは、こうした公園の位置づけの変容を具体的に知るものである。

また戦前名古屋では、1911(M44)年9月に名古屋市区改正調査委員会が設置され、以後、工業都市として著しく発展した。1920(T9)年1月の都市計画法の施行と同時に、名古屋には内務省による都市計画名古屋地方委員会(1922年5月、都市計画愛知地方委員会と改称)が設置され、戦前名古屋都市計画の立案を担った。都市計画愛知地方委員会は1922(T11)年7月に都市計画区域を決定し、その範囲は名古屋の中心から半径2里(約7.9km)対象とした128万人の人口を包容しうるものであった。既に1921(T10)年には同委員会の公園担当の技師に狩野力が招聘され、狩野による調査に基づく成果が本論文の取り扱う『名古屋都市計画公園』であった。その後、名古屋市の人口は1935(S10)年に約108万人、五年後の1940(S15)年には約133万人となり、航空機・自動車部品等の機械工業の需要を背景として著しい増加を遂げた⁶⁾。工業都市としての発展の最中、1939(S14)年に愛知地方委員会は旧来の都市計画区域の大幅な拡張を行い、その新たな都市計画区域に始めて立案された都市計画が1940(S15)年12月に告示された『名古屋都市計画緑地』であった。つまり、戦前名古屋の発展において、『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』は、常に市街化の進展に先行して定められた都市計画と言え、その理念・実施の検証は近代地方都市論として名古屋を取り扱う上でも極めて重要な課題である。

2. 既往の研究

公園・緑地に関する研究として、佐藤昌氏の『日本公園緑地発達史 上巻・下巻』(1977年)⁷⁾が第一にあげられよう。同書は、戦前―戦後の公園・緑地に関する文献史料を体系的に編纂、膨大な史実を網羅し、公園・緑地に関する史的研究に先鞭をつけ、本論文の取り扱う『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』の概要も通史として取り上げられている。さらに、都市計画の観点から公園・緑地を捉え直す試みとして、雑誌『都市計画』における越沢明氏、石川幹子氏、舟引敏明氏を中心とした「緑地計画の系譜と展望」(1992年)の特集⁸⁾があげられる。その第一部「系譜編」では、戦前都市計画の当事者による理念・実施の経緯が回顧され、巻末の史料編では、戦前日本都市計画における公園・緑地計画に関する指示書と計画図が年譜と共に纏められた。だが、その巻頭に舟引敏明氏が「緑

地計画の持つ問題点を概観できるようにすること」と記したように、公園・緑地計画から戦前日本都市計画を検証するには至っていない。第1節で記したように都市計画法（旧法1919年）が戦前日本の都市計画の理念を充足したものではなかったという視点に立てば、既往の研究からは都市計画における公園・緑地計画の全容は未だ明らかではない。

佐藤昌氏の研究以後、各公園・緑地計画に関する数々の研究が進められている。まず公園計画に関する成果には、東京の市区改正事業の公園計画に関する田中正太氏の研究⁹⁾、明治末期から昭和初期の公園配置計画に着目した蓑茂寿太郎氏の研究¹⁰⁾があげられる。前者の田中正太氏は、設計変更を機に郊外地に偏向した公園指定地の名所、社寺境内と相関を指摘した。さらに後者の蓑茂寿太郎氏の研究は、田中正太氏の研究を発展させながらも、名古屋を含むその他の地方都市の公園計画に言及し、戦前公園の配置計画の具体的なイメージを明らかにした。ここで蓑茂氏は近代日本における公園の配置計画の変遷を明治期の「立地本意型」・大正期の「分散型」・昭和期の「構造型」への経年的な変化として結論付け、明治期の「立地本意型」から大正期の「分散型」への転換は、公園の配置計画における誘致距離、面積配分等の概念の導入、一方、大正期の「分散型」から昭和期の「構造型」は、「単に都市内に個別な公園を配置計画するだけでなく、一つの公園の有機化、二つ以上の公園相互のシステム化と目指した、いわば都市構造に作用を及ぼすような公園計画」への転換であったとした。だが、公園計画がどの様に都市・都市計画の中で位置づけられたのかという具体的な検証に乏しく、明治期の公園計画の「立地本意型」という指摘が、市区改正の公園指定地の内容を吟味の上に導き出されたのに対して、大正期・昭和期に選定された地方都市の公園指定地の分析は十分とはいえない。こうした既往の公園計画に関する研究成果は、公園・緑地計画を考えるにあたり、1) 公園・緑地計画全体、2) 公園・緑地指定地という2つのスケールからの分析が必要であるところを示唆している。前者の1) 公園・緑地計画全体のスケールは都市全般に関わり、後者の2) 公園・緑地指定地のスケールは場所そのものに関わる問題と位置づけることができる。

一方、緑地計画に関しては、市街化抑制の側面に着目した石田頼房氏の研究¹¹⁾、環状緑地帯の策定過程を検証した越沢明氏の研究¹²⁾があげられ、越沢明氏による東京緑地計画に関する一連の研究の成果は、東京緑地協議会の「緑地」理念、そうした理念の具現化としての東京緑地計画、実施に際して立案された都市計画緑地、さらに防空都市計画にお

ける防空空地帯等という時系列上の変遷を明らかにした。さらに、蓑茂寿太郎氏は東京緑地計画の具体的な内容を検証から、環状緑地帯、大公園、景園地等がどの様な場所に着目して配され、どの様に実施されたのかを記した¹³⁾。一方、地方都市における緑地計画は未だ防空都市計画の一つとして紹介されるに過ぎず、こうした「緑地」理念と地方都市の公園・緑地計画との相関は未だ定かではない。いわゆる防空都市計画を含む戦時下の内務省都市計画課とその施策は越沢明氏の研究¹⁴⁾により明らかにされ、その具体的な検証として、名古屋を事例とした後藤健太郎氏らの研究¹⁵⁾、広島市の都市疎開事業を事例とした石丸紀興氏らの研究¹⁶⁾がなされている。後者の後藤健太郎氏の研究は、防空的都市計画という観点から戦前都市計画の再検証を試みた研究であり、本論文の取り扱う名古屋を事例とした研究でもある。以上、既往の戦時下の都市計画に関する研究成果から、戦時体制に遡る都市計画が戦時下の莫大な予算を得て実施されたことが解りつつある。しかしながら、その参考となる文献史料の多くは、戦時下という特異な状況から、その背景となる理念を抽出することは困難である。それ故に、各種の図面資料を解説しながら都市計画における理念—計画—実施という一連のプロセスの実証的な検証が不可欠であると考えられる。

都市と公園・緑地に関しては、明治期の公園を対象とした田中正太氏の研究¹⁷⁾、日比谷公園に関する白幡洋三郎氏の研究¹⁸⁾、近代日本の公園の全般を対象とした丸山宏氏¹⁹⁾の研究、大正末期と昭和初期のランドスケープアーキテクチャーとその造園に着目した宮城俊作氏の研究²⁰⁾があげられる。既往の研究の多くが、明治期から大正末期における公園の検証にとどまる中で、前述した丸山宏氏の研究は「近代欧州諸都市起源の“公園”がいかにより近代化の装置あるいは概念として導入され、また、日本における近代化の過程で、制度的に、あるいは社会的に受容されたか、それが日本近代社会の中でどのように内省化されたのかを鳥瞰すること」を目的とし、昭和初期における公園行政と公園法制に言及しながら、都市計画法から昭和初期に取り組みされた土地区画整理事業の公園と、国立公園法から国立公園の選定過程に検証を加えている。さらに宮城俊作氏は明治神宮外苑と井下清による公園設計に言及し、大正末期から昭和初期の公園のデザインと造園家の職能像との相関から論じた。また近年、数編の論文により、関東大震災後帝都復興計画の小公園 52ヶ所を事例として²¹⁾、都市計画のもつ俯瞰的な視点を鑑みながら、実施された公園の空間的特質を捉えた多角的な研究が進められている。しかしながら、以上の研究成果には、

膨大な予算がつけ込まれた戦時下の公園・緑地は言及されていない。

また公園・緑地を考える上で、史蹟・名勝・遊園地の取り扱いは不可欠な問題であろう。「歴史的環境」に着目した西村幸夫氏の研究²²⁾では、史蹟名勝天然記念物法(1919年)の変遷から、戦前の史蹟・天然記念物の位置づけとその保全理念の変容が論じられ、また東京近郊の遊園地に着目した安野彰氏らの研究²³⁾では、大正末期から昭和初期において遊園地が「〈遊覧〉・〈観覧〉・〈飲食・休息〉」を主体としながらも「〈スポーツ・教養〉」の要素が取り込まれたことが指摘されている。これら先駆的な研究は、昭和初期の史蹟・名勝・遊園地の枠組みを明らかにしたものの、公園・緑地との関わりは未だ定かではない。

以上の公園・緑地をめぐる既往の研究の多くが、東京を中心とした事例の検証という観は免じえない。名古屋を含む多くの地方都市は、官有地の地積に乏しく、公園・緑地の種地を必然的に欠いたと考えられ、江戸期の資産に富んだ東京の事例の成果が、地方都市にそのまま適応できるとは言い難い。さらに、大正末期から昭和初期の東京は、帝都復興事業の遂行に尽力せざるを得なかったことが指摘することができる。これは戦前日本の都市計画における公園・緑地を考える上で、各地方都市に赴任した内務省技師による都市計画の検証が必要とされる所以である。

地方都市の都市計画に関しては、城下町の近代化に関する佐藤滋の研究²⁴⁾、同じく城下町における風致地区に着目した野中勝利の研究²⁵⁾があげられようが、地方都市における公園・緑地計画は未だ明らかではない。一方、近代都市名古屋については、佐藤圭二氏らによる一連の研究²⁶⁾により、郊外で進められた耕地整理・土地区画整理の実態が明らかにされている。さらに堀田典裕氏²⁷⁾は郊外住宅地の空間的な特質を論じ、都市計画愛知地方委員会幹事であった黒谷了太郎のレイモンド・アンウィンとの繋がりを指摘し、「山林都市」の構想を明らかにした。また戦時下の名古屋については、前述した後藤健太郎氏が防空都市計画の観点から検証を加えている。さらに、近年、戦前一戦後の都市計画が『名古屋都市計画史』²⁸⁾として纏められ、都市計画に関する史実が記述されるものの、『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』がどのような理念の下に、どのように計画され、どのような施設・デザインが施されたのかは定かではない。

3. 研究の視点と方法

以上の問題意識を踏まえ、本論文は1) 公園・緑地計画全体 2) 公園緑指定地 の2つのスケールにおいて、理念－計画－実施の一連のプロセスに着目した分析を研究の視点とする。また分析に際して、第1節でみた都市計画法(旧法1919年)が戦前日本の都市計画の理念を充足したものではなかったという認識に立ち、多角的な検証を加える。

研究の方法として、次の四点があげられる。

- ① 計画全体の理念 戦前名古屋の地勢と市街地化を把握し、街路計画・運河計画・用途地域・風致地区等との相関を分析すると同時に、関係した技師の論説等の文献史料との関係を明らかにする。
- ② 計画全体の実施 実施に伴う計画の変更点、公園・緑地計画の相関から戦時下の都市計画の特徴を分析し、同時に高射砲陣地等の配置の相関から防空計画としての位置づけを図る。
- ③ 指定地の理念 各々の指定地にみる地形、植生、史蹟等を明らかにした上で、それらの体系的な分類を行い、選定の背景となった条件を具体的に検証する。
- ④ 指定地の実施 各指定地に施された公園・緑地の施設・デザインを分析し、終戦時までの変容をみる。同時にどの様に公園・緑地が活用されたのかを把握する。

つまり①・②では1) 公園・緑地計画全体のスケールに着目して、①は理念－計画、また②は計画－実施の相関の分析を行い、③・④では2) 公園緑指定地のスケールに着目して、③は理念－計画、また④は計画－実施の相関に検証を加えるものである。

分析に先立つ主要な史料として、名古屋市政資料館、愛知県公文書館、国立公文書館の

所蔵する都市計画に関する公文書とその添付資料、及び名古屋都市センター、愛知県図書館の所蔵する文献・図面史料を用いた。戦時下における図面資料は極めて乏しく、名古屋市政資料館、愛知県公文書館に残された公文書の添付図面は貴重な史料である。こうした一次史料の収集と同時に、『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』に関する文献を踏査収集し、戦前名古屋の都市・都市計画に関する各種史料も一読するよう努めた。また都市・建築・公園等に関する様々な雑誌から、都市計画愛知地方委員会に関係した技師等の論文を拾い上げた。特に本論文と深く関わると思われる、名古屋の都市計画詳しい雑誌『都市創作』・『区画整理』、また戦前日本公園・緑地に詳しい雑誌『公園緑地』を通覧し、戦前都市計画における公園・緑地計画の全容の把握に努めた。

以上から、本論文の特色として以下の三点があげられる。

- A) 取り扱う大正末期から終戦までの都市計画の分析は戦前一戦後の都市を結ぶ視点である。特に戦時下は著しい都市整備が行われた期間であり、戦時体制という極めて特異な思考状態には問題があるが、そこでの理念と実施を考察することは極めて有意義である。ここでの成果は、名古屋を事例として、分断した戦前一戦後の近代日本都市計画史を繋ぐものである。
- B) 都市史研究の現状が細分化・断片化しているのに対して、本研究の取り扱う昭和初期の都市計画は、「緑地」理念を背景に、遊園地から環状緑地帯による都市の困繞にわたる極めてマクロな視点を獲得したことを特徴とした。本研究はその特徴をマスタープランとしての全体計画と各指定地の2つのレベルから分析すると同時に、社会的背景を含む多角的な検証を加えるものである。
- C) 公園・緑地計画の全容は未だ明らかではない。特に東京を中心とした事例に関する論文は多くみられるが、種地となる官有地に乏しい、地方都市を論じる研究は未だ確立していない。本研究は名古屋を事例として、戦前における都市の成立・発展を公園・緑地から論じるとともに、従来本格的な研究が行われなかった戦時下の地方都市についての先駆的研究である。

4. 研究の構成

本論文は第3節にあげた分析の成果を、以下3つの章にまとめたものである。

序

第I章 『名古屋都市計画公園』の理念

第II章 『名古屋都市計画公園』の実施

第III章 『名古屋都市計画緑地』の理念と実施

結

I・II章で取り扱う『名古屋都市計画公園』(1926年策定)は実施の目途なく策定され、戦時下を通じてその実施がなされたものであり、一方、III章で取り扱う『名古屋都市計画緑地』(1940年策定)は策定と同時に実施された計画であった。つまり、前者の『名古屋都市計画公園』では理念-計画、計画-実施のそれぞれの視点からの検証が必要であるのに対して、後者の『名古屋都市計画緑地』では、理念-計画-実施を同時に検討することが不可欠となる。

第I章では、1926(T15)年に告示された『名古屋都市計画公園』の理念を都市計画公園の指定地の選定条件から検証し、戦前名古屋における都市計画と公園計画との相関に考察を加える。まず本公園計画における公園の種類・配置・用地取得の方針を文献史料から検討し、総合公園計画である計画全体の目的を明らかにする。第2に本公園計画の立案を担った都市計画愛知地方委員会の公園担当の技師であった狩野の言説を下に、選定対象となった「都市風致のために保存すべき」、「保護修飾記念の価値」を策定時の地理・史蹟・名勝との関係から分析し、都市計画愛知地方委員会幹事であった黒谷了太郎の「水面保存」、また狩野力の「郷土美」という大正期の都市計画家が抱えた都市環境の問題意識との相関を論じる。第3に参照とされた街路網・運河網・用途地域との相関から都市計画全体における公園計画の位置づけを明らかにし、策定時の「公園系統」について考察を加える。

第II章では、第I章に引き続き『名古屋都市計画公園』を取り扱い、その実施を用地取得・施設・デザイン・利用から分析し、戦前名古屋における公園を都市計画から論じる。まず実施過程をその事業の変遷からI・II・III期に区分して、都市計画愛知地方委員会の公園担当技師・都市計画変更の変遷・用地取得の過程を概説する。第2に、I期において本公園計画に基づき初めて実現した志賀公園を取り上げ、その敷地・施設・デザインを分析した上で、その利用からI期の公園を論じる。第3に、II期において始めて都市計画事業として新設された運動公園を取り上げ、その敷地・施設・デザインを記述し、その他公園との相関からII期の実施の目的を検討する。最後に、III期の防空緑地公園事業による公園が全て防空緑地公園を名目としていたこと着目し、それら施設とデザインからIII期の実施に具体的な検証を加える。

第III章では、1940(S15)年に告示された『名古屋都市計画緑地』を取り上げ、その理念と実施を選定された都市計画緑地を地理・都市計画との関係から論じる。まず戦前名古屋の緑地計画の沿革を文献史料から概説し、第2に配置計画について、その地理的特性の分析と、都市計画区域・既存公園計画・風致地区との相関から、戦前名古屋に構想された「環状緑地帯」を明らかにする。第3に文献史料から施設計画を示し、雑誌『公園緑地』に掲載された『名古屋都市計画大緑地配置図』に書き込まれた「接續道路」・「連絡道路」・「ハイキングコース」と、郊外に点在した公園・史蹟・遊園地・運動施設との関係から本緑地計画の利用の目的を論じる。最後に実施に際した計画面積、事業費の変遷から実施の変遷を検証し、終戦までの実施過程を検証する。

最後に結では、3つの章で得た考察を、1)公園・緑地計画全体 2)公園・緑地計画地 の2つのスケールにおいて総括し、両者を結ぶ視点として3)公園・緑地のネットワークについて考察を加え、今後の研究の課題を記す。

【註】

- 1) 黒谷了太郎『都市計画と農村計画』広台社,1927年
- 2) 井出久登編『緑地環境科学』朝倉書店,1997年,p.15.
- 3) 佐藤昌『日本公園緑地発達史』都市計画研究所,1988年
- 4) 「内務省計画局主催 六大都市及北九州五大都市緑地計画協議会」『公園緑地』第2巻第5号,1938年,巻末付録。
- 5) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版,1994年
- 6) 中川貞三「産業都市名古屋の動向と将来」『都市問題』第33巻6号,1941年,pp.21-38. に詳しい。
- 7) 前掲書3)に同じ。
- 8) 「特集 緑地計画の系譜と展望」『都市計画』176号,1992年
- 9) 田中正太『日本の公園』鹿島出版会,1974年
- 10) 蓑茂寿太郎「わが国における公園配置計画の変遷と特質」『第23回日本都市計画学会学術研究論文集』,1988年,p.209.
- 11) 例えば、石田頼房「グリーンベルト計画と市街化抑制制度の発展」『日本近代都市計画史研究』柏書房,1987年,pp.115-232.
- 12) 例えば、越沢明「東京のグリーンベルト構想の経緯」『新都市』,1990年
- 13) 蓑茂寿太郎「東京グリーンベルトの夢と片鱗」『未完の東京計画』筑摩書房,1992年,p.124.
- 14) 越沢明「戦中期の都市計画,1931~1945年」『都市計画』144号,1987年,pp.34-37.
- 15) 後藤健太郎、佐藤圭二「名古屋市における戦中防空対策が都市計画に及ぼした影響」『第25回日本都市計画学会学術研究論文集』,1990年,pp.469-474. また後藤健太郎、佐藤圭二「名古屋市における緑地計画の変遷について~戦前から戦災復興期まで~」『日本建築学会大会学術講演梗概集』,1989年10月,pp.157-158.
- 16) 石丸紀興「建物疎開事業の跡地の戦災復興計画に及ぼした影響に関する研究」『第24回日本都市計画学会学術研究論文集』,1989年,pp.619-624.

- 17) 前掲書 9)に同じ。
- 18) 白幡洋三郎『近代都市公園史の研究』思文閣出版,1995年
- 19) 前掲書 5)に同じ。
- 20) 宮城俊作「造園とランドスケープアーキテクチャー」『造景』no.14,1998年,pp.155-162.
- 21) 西村幸夫『「史蹟」保全の理念的枠組みの成立-「歴史的環境」概念の生成史 その4』日本建築学会計画系論文集第452号,1993年,pp.177-186.
- 22) 安野彰、篠野志郎「明治・大正・昭和初期における東京近郊の遊園地の実態」日本建築学会計画系論文集第518号,1999年,pp.291-306.
- 23) 河野和也他「震災復興 52 小公園の平面形態の分析」『造園雑誌』56(5),1993年,pp.367-373、安場浩一郎「震災復興計画 52 公園の設計思想に関する研究」『造園雑誌』61(5),1998年,pp.429-432.
- 24) 佐藤滋『城下町の近代都市づくり』鹿島出版会,1995年
- 25) 野中勝利「城下町都市における戦前の風致地区の指定にみる都市づくり上の風致地区の位置づけと役割」日本建築学会計画系論文集第471号,pp.99-109.
- 26) 例えば、鶴田佳子、南谷考廣、佐藤圭二「名古屋市における戦前区画整理設計水準の発展過程に関する研究」第29回日本都市計画学会学術系論文集,1994年,pp.211-216.
- 27) 堀田典裕「八事丘陵における住宅地の形成過程とその空間的特質について-近代名古屋における郊外住宅地開発(II)」日本建築学会計画系論文集第471号,pp.165-173.
- 28) 『名古屋都市計画史 上巻』名古屋市建設局, p.432-441,1957年、また名古屋市計画局、名古屋都市センター『名古屋都市計画史』,1999年

資料-1 戦前名古屋の都市計画に関する年表

年	月.日	都市計画法に関する事項	月.日	名古屋の都市計画に関する事項
1919(T08)	04.08	「都市計画法」公布		
	04.05	「市街地建築物法」公布		
1920(T09)	01.01	「都市計画法」施行	01.01	都市計画名古屋地方委員会設置
1922(T11)			05.19	都市計画愛知地方委員会に改称
			07.05	名古屋都市計画区域の決定
1923(T12)	09.27	「帝都復興官令」公布		
1924(T13)	04.15	内務省全国都市計画主任会議 (第8回 IFHP 国際会議アムステルダム)	06.09	名古屋都市計画街路の決定 名古屋都市計画運河の決定 名古屋都市計画用途地区の決定
1925(T14)			04.11	「都市創作会」発足
1926(T15)			01.28	名古屋都市計画公園の決定
			01.27	名古屋都市計画街路の追加
1931(S06)	04.01	「国立公園法」公布		
1933(S08)		(第4回 CIAM、アテネ憲章)		
1932(S07)	10.10	内務省に東京緑地協議会設置		
1935(S10)	12	東京緑地協議会「東京緑地計画」決定		
1937(S12)	04.05	「防空法」公布		
1939(S14)				
1940(S15)	04.01	「都市計画法」改正	02.24	名古屋都市計画風致地区の決定
			05.17	名古屋都市計画区域の追加
			03.13	工業専用地区の決定
1941(S16)	11.25	「防空法」改正	09.24	住居専用地区の決定
1942(S17)	10.32	環状空地帯及防空空地帯設定についての閣議決定	12.07	名古屋都市計画緑地の決定
			03.13	名古屋都市計画風致地区の追加
			06.18	名古屋都市計画空地地区の決定
1944(S19)			01.26	防空空地・空地帯の設定(防空法)
			04.09	名古屋都市計画緑地の変更
			05.13	防火施設の決定
			12.05	公共防空壕の決定
1945(S20)	07.12	戦時被災土地物件令の制定		
	09.20	建物疎開跡地に関する件		
	11.30	戦災復興院の設置		
	11.30	都市計画法及同法施行令戦時特例改正 都市計画法施行令の改正	10.15	名古屋復興都市計画実施原案の発表
1946(S21)	01.20	防空法の廃止	06.27	復興都市計画土地地区画整理の決定
	03.20	都市計画法及施行令臨時特例	06.27	復興都市計画街路の決定
	03.20	市街地建築物法同法施行令戦時特例の改正		
	09.11	特別都市計画法の制定		
1947(S22)			05.06	復興都市計画公園の決定 復興都市計画墓地の決定

作表には、「緑地計画年表」『都市計画』176号,1992年,pp.150-158. から都市計画法に関する事項を、また名古屋都市センター『名古屋都市計画史 年表編』,1999年から都市計画決定に関する事項を抽出。

第 I 章

第I章 『名古屋都市計画公園』の理念

はじめに

『名古屋都市計画公園』は1925(T14)年1月に内務省に提出され、実地調査を経た1926(T15)年1月に原案中1ヶ所を保留、24ヶ所の都市計画公園が決定された¹⁾。その後、名古屋市では本計画に基づいた計画の追加・拡張が行われ、当初は土地区画整理組合等の寄付による土地区画整理事業、戦中は防空都市計画に基づく都市計画事業において実施された。また戦後は戦災復興土地区画整理事業と軍用地の転用等の上で整備され、現在の名古屋の公園が形作られている²⁾。佐藤昌によれば本計画は総合公園計画として、1903(M36)年の東京の市区改正新設計に次いで決定されたものであり、地方都市における総合公園計画の先行例の一つである³⁾。こうした公園計画が日本の近代都市計画においてどのような理念の下に位置づけられ、どのように実施されたのかは、日本の近代都市計画を考える上で極めて重要な課題であろう⁴⁾。本章では『名古屋都市計画公園』の理念を用地の選定条件から検証し、戦前名古屋における都市計画と公園との相関を考察するものである。

『名古屋都市計画公園』は街路網・運河網と並び「公園網」と称された⁵⁾。その背景にはパークシステムの訳語である「公園系統」⁶⁾の理念が影響するところが多い。また理由書によれば、計画は「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為スモノ」であり⁷⁾、都市計画区域の「公園系統」を形成する上で基幹となる1万坪以上の公園配置であった。越沢明によれば都市計画地方委員会に「公園系統」の策定を促した嚆矢として1924(T13)年の内務省で開催された都市計画主任会議における『公園系統計画根本調査』があげられ⁸⁾、都市計画区域の全体にわたる官有地・森林・地価等の調査を下に、都市の発展による空地の減少、地価の上昇に先行した「公園系統」の確立を目的とした⁹⁾。その後、名古屋に続き、1928(S3)年には大阪で、さらには長野・岐阜で総合公園計画が策定され¹⁰⁾、名古屋における事例は戦前の「公園系統」を考察する上でも重要な対象のひとつである¹¹⁾。

本計画は都市計画愛知地方委員会の公園担当技師であった狩野力¹²⁾(T10～S7 在職)に

より作成された。都市計画公園として指定された24ヶ所の用地(以下、指定地)は私有地を多く含み、官有地の地積に限定されない選定が行われたと言える。狩野によれば選定に際して「充分踏査の末現在の土地の状況は元より地域制、道路網、運河網等の計画をも参酌した上で、「都市風致のためにも保存すべき水辺地、樹林地の優秀なもの、神苑、史蹟・名勝中よりその保護修飾価値のあるもの」を選択し、さらに市街地にある「公園として開発するのが適当だと思われる、例えば旧来墓地の様なもの」を加え、「地域内の何れの部分の土地からも、約半里の距離を歩めば到達出来る」ものを指定したという¹³⁾。本章はまず、総合公園計画である計画全体の目的を公園の種類・配置、用地取得から検討し、第2に狩野の選定方針を基に選定対象となった「都市風致のために保存すべき」、「保護修飾記念の価値」場所に着目し、策定時の地理、史蹟・名勝との関係から選定条件を検証する。第3に選定の際に参照とされた都市計画愛知地方委員会による街路・運河・用途地域との相関から都市計画全体における公園計画の位置づけを明らかに、策定時の「公園系統」について考察を加える。なお、分析にあたって主要な地図資料として、本公園計画の策定時に作成された i) 『名古屋都市計画街路網及運河網並公園配置図』、ii) 『名古屋都市計画公園参考森林分布図』、iii) 『名古屋都市計画公園参考公有地調査図』、iv) 『名古屋都市計画公園参考地価等級図』を用い¹⁴⁾、その後の変遷については『名古屋都市計画公園並風致地区配置図附緑地配置図』を参照とした¹⁵⁾。[図I-1~4]

第1節 計画の概要

1-1. 前史

1937(S12)年での名古屋市の公園総面積は37万余坪(122ha)、人口一人当たりの公園面積は6大都市のなかで最も高かったというが¹⁶⁾、『名古屋都市計画公園』が指定される以前の1925(T14)年での市内の官有公園は鶴舞・中村・那古野山公園の3ヶ所、約8万余坪に過ぎなかった¹⁷⁾。その内の鶴舞公園は72,423坪の市内最大の公園であり¹⁸⁾、名古屋市東部の精進川の改修による土砂により埋め立てられた敷地に1907(M42)年11月に開園し、1908(M43)年の第10回関西府県連合共進会にて整備された。中村公園は豊臣秀吉宅址といわれる土地に1885(M18)建立された豊明神社を中心とした公園であり¹⁹⁾、中村旧蹟保存会

が寄付した用地を愛知県が整備し、1902(M35)年に5,000余坪が開園した。1908(M43)年には第10回関西府県連合共進会の開催に際して拡張され10,150坪となり、運動施設等が加えられた。一方の那古野山公園は270坪に過ぎない小公園であり²⁰⁾、旧市内の寺町である大須に位置した。これは1876(M9)年に太政官布達により設置された浪越公園(2095坪)の一部であり、浪越公園が1906(M39)年に廃止された時に一部が名古屋市へ移管され、1911(M44)年に那古野山公園として開園した。

こうした単発的な公園の整備に対して1911(M44)年に設置された市区改正調査会では『公園ならびに街園設置の件』として名古屋市全体にわたる公園計画が審議された²¹⁾。ここでは既存の鶴舞公園を中央公園とし、市内に小公園19ヶ所の配置と主要幹線道路に交差点広場である「街園」の設置が検討されたが²²⁾、1918(T7)年6月の市区改正条例準用後に小公園計画が実施されることはなかった。また小公園計画の計画地は中村・那古野山の既存公園と寺院境内地4ヶ所への指定を含んだが、その大半が大まかな地名が示されたのにとどまり、本『名古屋都市計画公園』と重複した計画地は既存公園である鶴舞・中村公園と建中寺の境内のみと、直接的な関連はみられない。

1920(T9)年に都市計画愛知地方委員会が設置され、幹事黒谷了太郎の下で都市計画の策定が進められた。1921(T10)年に狩野が着任し、以後公園計画に関する調査が行われたが、1922(T11)年刊行の『都市計画要鑑 第一巻』には名古屋の公園計画について「現存ノ公園ノ外四五ノ勝地ヲトシ公園トナサンコトヲ計画シツアルノ外尙未ダ根本的ニ其ノ系統ヲ調査スル至ラズト雖モ其ノ計画ハ都市計画上頗ル重要ナルヲ以テ既ニ其ノ道ノ技師ヲ聘シ其ノ根本調査ニ着手セントセリ」とあり²³⁾、狩野による調査に先立って「四五ノ勝地」が候補地として計画されていたことが伺える。さらに、『愛知都市計画の梗概』(1924年)には「児童遊園及公園見込地」として児童遊園34ヶ所と公園10ヶ所の計44ヶ所の位置と面積が紹介された²⁴⁾。ここでの44ヶ所の内6ヶ所は後の『名古屋都市計画公園』に含まれたものであったが、44ヶ所の4割は社寺境内への指定であり²⁵⁾、1889(M22)年案の東京市区改正設計に類した計画であったと考えられる。

1-2. 種類とその配置

『名古屋都市計画公園』の総面積は1,691,900坪(560ha)、都市計画区域内人口の一人あ

たり1.4坪に相当した²⁶⁾。この総面積は都市計画区域の3.4%にあたり²⁷⁾、狩野によれば「大体英国工業都市の割合にほぼ近い」値を目安として総面積が算出された²⁸⁾。こうして算出された面積は24ヶ所の指定地に割り振られ、その理由書によればそれらは面積規模より以下に分類された²⁹⁾。[図I-5]

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 「自然公園」 | (1ヶ所、計810,000坪) |
| ② 「五萬坪以上公園」 | (5ヶ所、計420,000坪) |
| ③ 「一萬坪以上公園」 | (18ヶ所、計461,300坪) |

これらは前述したように「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為ス」基幹公園であり、1万坪以下の公園は「将来の計画ならびに土地開発の都度造成」する予定であった。

一方、1924(T13)年に開催された都市計画主任会議における都市計画愛知地方委員会が提示した「公園面積決定の標準」では、総面積は人口一人あたり1.5坪を目安とし、公園の種類とその最低面積は以下に分類された³⁰⁾。

- | | |
|----------|---------|
| ① 「自然公園」 | (標準なし) |
| ② 「大公園」 | (5万坪以上) |
| ③ 「小公園」 | (1万坪以上) |
| ④ 「界限公園」 | (1千坪以上) |
| ⑤ 「児童公園」 | (5百坪以上) |
| ⑥ 「公園道路」 | |

理由書の分類と比較すると『名古屋都市計画公園』は後者の「自然公園」・「大公園」・「小公園」を対象とし、「五萬坪以上公園」は「大公園」、「一萬坪以上公園」は「小公園」に準じていた³¹⁾。[表I-1]

「大公園」5ヶ所の配置に着目すれば、既存公園の拡張であった鶴舞公園を除く1,6,18,25号の4ヶ所は「小公園」より郊外に位置した。黒谷了太郎は公園地を「市内小公園」・「市内大公園」・「郊外公園」に分類し³²⁾、この黒谷の分類に基づけば鶴舞公園は「市内大公

園」として、他の「大公園」4ヶ所は「自然公園」と同じく「天然の風致を鑑賞」を目的とした「郊外公園」に相当したと言える³³⁾。これら「郊外公園」は都市計画区域の外周に配置され、都市計画区域の外縁を保全するものであったと考えられるが、18号のみは区域の内に配置された。18号より東の八事丘陵地では都市計画愛知地方委員会の主導の下に丘陵地の地形・樹林・湖沼等を積極的に保存した住宅地の開発が着手されつつあり³⁴⁾、18号は市街地と風致に富んだ丘陵地の緩衝地として位置づけられたと指摘することができる。

「小公園」18ヶ所は誘致距離を満たしながら市内にほぼ一様に配置された。策定時の地価をみれば³⁵⁾、「小公園」は一坪あたり50円以上の土地と25円未満の地価低廉な土地への配置に分けられる。8,13,20,21号にみられる前者は、莫大な用地取得費を必要としながらも市街地の公園整備を図った計画である一方、多数を占めた後者は、土地区画整理事業による宅地化に先んじて郊外の統制を目的としたものであった。[図I-6]

さらに、第14回都市計画愛知地方委員会の議場では、『名古屋都市計画公園』に含まれなかった一万坪以上の公園として、「此ノ他ニ公園小公園遊園地若ハ兒童公園トイウヨウナモノヲ適當ニ配置致シマスナラハ殆ド理想ニ近イノデアリマス」とあり、遊園地を含む広範な公園計画が目論まれていたことが伺える。

1-3. 用地取得の方針

総合公園計画の早急な樹立が必要であった背景として、その理由書には、「近時勃興シ来レル民間土地開発事業ノ多クハ目前ノ利害ニ驅ワレテ風致ノ荒涼ヲ意トセス市民永遠ノ損失ヲ招来スルコトナキ保シ難シ」とあり³⁷⁾、計画の策定は民間土地開発に先行した風致保存を目的とした。

以下、第14回都市計画愛知地方委員会の議場録から用地取得の方針を検証すれば、まず「区画整理組合ニ於テ進ンデ或ル一部ノ土地ヲ提供シテモ宣イヨウナキブシモアリマス」と当初より土地区画整理組合からの土地提供が見込まれていた³⁸⁾。策定時には前述した八事丘陵地の住宅地開発に見られるように土地区画整理事業の中での風致保存が取り組まれ、『名古屋都市計画公園』はそうした土地区画整理事業を活用することで用地取得を目論見ながら、郊外において纏まった規模の公園地を先行して指定することにより積極的な風

致保存の実現が図られたと位置づけられる³⁸⁾。

一方、指定地の保全について、道路計画が市街地建物物法による建築制限が課せられたのに対して「公園計画ノミハ何等ノ制限ハナイノデアリマス」とした上で、「唯出来ル限り市民ガ此ノ公園計画トイウコトヲ理解シテ之ヲ尊重シテモライタイトイウ希望ヲ有スルニ過ギナイ」といい⁴⁰⁾、地主の指定地の保全に対する理解が目された。

さらに、「唯一面風致ノヨイ處ニシ之ヲ制限シテモ餘リ附近ノ住民ニ大ナル迷惑ニナラヌトイフヨウナ個所ニ於テハ、又非常ニソレヲ保全スルノガ必要デアルトイフヤウヤ時ニハ特別ニ風致地區ヲ指定シタイ」とあり⁴¹⁾、一部の指定地を風致地区に設置する意向が示されたものの、「個人ノ権利ニ對シ關係スルコトガ多イノデアリマスカラ」と⁴²⁾、その設置には極めて慎重であった。

第2節 指定地の選定条件

2-1. 地理的条件

旧都市計画法下の名古屋市の地形をみれば、旧市街地が位置する名古屋台・熱田台を中心として、東部には千種台・御器所台、さらに東南部の笠寺台へと一連の台地が続き、これらの東側には八事丘陵が市域を形成していた。一方、北部から西部へと低地が海岸までなだらかに広がり、市域は庄内川に囲繞されていた⁴³⁾。

こうした地形は石川栄耀により海拔に基づき以下のように分類された⁴⁴⁾。

- | | |
|----------|-------------|
| ・「第1次丘陵」 | 66m(80-51m) |
| ・「第2次丘陵」 | 17m(25-7m) |
| ・「旧市内」 | 11m(最高) |
| ・「低地」 | 4m |



分類に基づき指定地と樹林地・水辺との関係をみれば、15,16号は「第1次丘陵」にあたる八事丘陵に位置している。八事丘陵は豊かな樹林に覆われ、特に「自然公園」を意図した16号では御料林とその谷地にある灌漑池の点在した湿地が選定され、起伏に富む丘陵

地の地形を包括した。

17,18,19,22,23号は「第2次丘陵」にあたる御器所台・笠寺台に位置している。18,19号は御器所台南端にあり、18号は山崎川河岸の狭長な谷と河岸に隣接した「鼎池」を含み周囲は萩の群生地であった。19号は台地端部の高台と灌漑池を含み、池の東は森林法による保安林であった⁴⁵⁾。22,23号は古来より海に臨む景勝地が点在した笠寺台にあり、22号は19号の地理的要素と同様に台地端部の高台と灌漑池および保安林を内包していた⁴⁶⁾。23号は台地南端部の高台の景勝地であった。これらは共通して地形の変化が著しく、池沼と樹林が残る台地の際に位置した。[図1-7~9]

8,13,20,21号は「旧市内」にあたる名古屋台・熱田台に位置している。ここでは地形との関係は特に見られないが、指定地に多く含まれた寺院境内は市街地に残された樹林地であった。また21号は含まれた断夫山古墳は古くから林叢に覆われていた⁴⁷⁾。[図I-10]

1,2,3,4,5,6,7,10,11,14,12,24,25号は「低地」にあたる低湿地に位置している。1,25号は市域の外周を流れる庄内川・天白川の河口にあり、25号は埋め立て予定地であった。3,4,6,11,14号は庄内川等の堰堤・自然堤防を含み、特に6号では河畔砂丘(横井山、標高11.8m)が形成されている⁴⁸⁾。また草案には「公園道路」が庄内川沿いにあったことから⁴⁹⁾、「低地」において、砂州と松並木が続いた庄内川の河岸景観の重視が見受けられる⁵⁰⁾。

水辺との関係に着目すれば、「旧市内」を除いた多くの指定地では池沼・河岸・海岸がその周囲を含めて選定された。黒谷了太郎によれば、都市計画は「水面の保存」と「沿岸地の回復」を鑑みた上で、郊外にある小川や池沼は「公園系統に編入して沸々其の沿岸を取用し、公園なり、公園道路」として、河川の河岸は「遊歩地(エスプラネード)或は逍遙道路(プロメネード)」として、海岸は「海濱公園なり逍遙地」とすることが必要であり⁵¹⁾、選定における水辺の重視は黒谷のいう水面保存の現われであった。特に東部の丘陵地の池沼や臨海地への選定は市区改正調査会での設計案や「児童公園及公園見込地」では見られなく、狩野の調査により見出された指定地であったと指摘することができる。

樹林との関係は丘陵地において顕著であり、「第1次丘陵地」では丘陵地の豊かな樹林帯が「自然公園」として選択された。「第2次丘陵」では台地の際に残る樹林が池沼と共に選定され、その樹林の一部は保安林であった。狩野は保安林を「郷土美」破壊の食いとめ役

として評する一方、大正初期から多くの保安林の指定が解除されたことにより、その有効性が失われつつあることを危惧していたが⁵²⁾、策定時に市街化が進展しつつあった「第2次丘陵」において、保安林の中でも池沼に隣接した樹林に着目し、水辺と樹林の一体的な保全が図られたと言えよう。[図I-6, 9]

2-2. 史蹟・名勝

名古屋は近世初頭に新たに建設された城下町であるが市内には城址・古戦場が多く、大小の古墳が台地上に点在していたという⁵³⁾。愛知県の史蹟保存は1913(T2)年の陸軍大演習を契機に具体化し、1915(T4)年5月には愛知県臨時会議において始めて予算が計上された⁵⁴⁾。1919(T8)年の史蹟名勝天然記念物保存法の施行後、1922(T11)年6月には、愛知縣史蹟名勝天然記念物調査会が発足し、翌年から『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告書』が発行された⁵⁵⁾。報告書に記載された名勝・天然記念物と指定地との関連は特に認められないが、都市計画区域内に含まれた史蹟8ヶ所の中で古墳2ヶ所・城址1ヶ所・宅址2ヶ所の計5ヶ所が指定地に取り込まれた。これらは史蹟8ヶ所の中でも規模が大きく、その保存には史蹟周囲も含めて広大な用地が必要であり、都市計画公園の指定による保存が図られたと言える。

一方、指定地の半分以上が『尾張名所図絵 上・下巻』(天保12, 明治13年)で紹介され、旧来の名所との関係を指摘することができる。また1924(T13)年に纏められた『名古屋市史蹟名勝天然記念物調査要領』には名古屋市内における96ヶ所の史蹟・名勝・天然記念物が報告され、大正末期における市内の史蹟・名勝の全容をつかむことができる⁵⁶⁾。これによれば指定地には前述した5ヶ所の史蹟以外にも史蹟・名勝が内包された。『名古屋都市計画公園』に先立った「児童遊園及公園見込地」44ヶ所に着目すれば、44ヶ所のうち史蹟・名勝と結びつくのは4ヶ所であり、3ヶ所は後に指定地に含まれた。残る1ヶ所は東部丘陵地の風光に優れた高台であったという史蹟「琵琶ヶ峯」であるが、『名古屋都市計画公園』では「琵琶ヶ峯」に隣接した遊山地「鼎池」を中心とした18号が配置され、史蹟・名勝の選択においても水辺の重視が伺える[図I-7, 8]。また狩野の調査により加えられた史蹟・名勝として城址があげられ、例えば4号は尾張四観音として賑った荒子観音寺でなく、近接した荒子城址を含む選定であった。『愛知都市計画の梗概』(1924年)において都市計

画区域内の城址が「風致」として紹介され⁵⁷⁾、平坦な名古屋における微高地でもあった城址が「風致」として着目されていた。狩野は「史蹟名勝天然記念物保存法」による保存政策を「国家的に学術的に保存の価値あるものが保存され得るだけであって地方的に郷土的に価値ある樹林風致や史蹟の保護は到底覺束ない」と評し⁵⁸⁾、これらの史蹟・名勝は狩野のいうところの「郷土美」を満たすものであったと言えよう。

指定地は多くの社寺とその境内が含まれていた。しかし、神社を含むものは希であり、多くは境内・墓地を後背にもつ寺院への指定であった。これら寺院を含む計画地は、単一の寺院・寺院境内への計画と、寺町等の寺院集積地への計画に大別することができる。前者には13,14,23号があげられ、既存公園の拡張部が寺院である7号もこれに類する。ここでは広大な寺院境内地を利用した公園化が図られ、1889(M22)年案の東京市区改正設計での公園計画が広大な寺院境内地へ指定されたことと類似する⁵⁹⁾。一方、後者には8,20,21号があげられ、旧来の市街地内の寺町と墓地を含む一街区が選定された。8号は市街地の中心に最も近い寺町が選定され、20号は熱田神宮を囲む寺町の開発による神苑地の整備であった。また21号は尾張3大墓地であった北山墓地を指定し墓地移転による断夫山古墳周辺の整備が図られた。寺院・墓地の移転問題は既に市区改正調査会においても検討され⁶⁰⁾、1915(T4)年発行の『名古屋市史 社寺編』には「佛寺の地積は将来都市発展の上に重大なる関係を有する」と都市問題として寺院が扱われた。明治初期の公園に関する太政官布達は社寺上地令布達後の官有地となった社寺境内地の荒廃を危惧したものであったが⁶¹⁾、『名古屋都市計画公園』は民有地である寺院・墓地とその周辺地を計画に含めることで、街区全体の一体的な再開発を目的としたという点で評価することができる。

第3節 都市計画における位置づけ

3-1. 街路網・運河網・用途地域

名古屋市では『名古屋都市計画公園』の決定と同時に『名古屋都市計画追加街路網』(以下「追加街路網」)が都市計画決定された⁶²⁾。これは1924(T13)年6月9日に認可された『名古屋都市計画街路網』を郊外へ補足したものであり、具体的には南部の「東西築港埋立地」とその「背面工業地帯」の連絡を目的とした「築港計画将来ノ施設ト相俟テ重要ナ

ル交通系統」と、「東部丘陵地」の「名古屋市ニ於ケル唯一理想ノ住宅地」の利用増進を目的とした「地形ニ随イ適度ノ曲線ヲ設ケ勾配ヲ緩和セル」道路との2系統に大別することができる⁶³⁾。「追加街路網」と『名古屋都市計画公園』との相関をみれば、港湾地域では運河網によって分断されていた「大公園」の1,25号が連絡され、東部丘陵地では15,16,18号が緩やかな曲線道路により街路網の中に組み込まれた。

次に、「追加街路網」によって補完された街路網と指定地との取付きに着目すれば、指定地内に道路が取り込まれたもの、道路に接するもの、道路とは関係ないものの3つに分類できる。これらの配置を検証するにあたり、地形・史蹟等の位置を規定する条件がなく誘致距離から選定された2,5,10,24号に着目すると、2,5,24号は用途地域では共に工業地域内にあるが、2,5号は幹線道路に接道しているのに対して24号は幹線道路から切り離されて計画された。これは24号の周辺が純粋な工業地域でなく、「工場住宅地」として開発が行われたことから、街路網との関係からいえば住宅地域内に計画された10号に類似した配置であると指摘することができる⁶⁴⁾。[図I-11]

一方、同じく住宅地域内に計画された16,18,22号は道路に接している。これらの計画地は東部丘陵地に位置し、特に16号の「自然公園」と18号の「大公園」は道路を指定地内に積極的に取り込んでいた。ここでの道路は前述した「追加街路網」において地形的には台地・丘陵地の際に沿って計画されたもので、同様に台地・丘陵地の際に配置された公園を連絡し、丘陵地に計画された「名古屋市ニ於ケル唯一理想ノ住宅地」⁶⁵⁾に適う公園として計画されたと言える。

運河網に着目すれば、既存運河に隣接する21号を除き、新設運河網に隣接するものはなく、指定地との関連は特に認められない。前述した様に『名古屋都市計画公園』は郊外に残る池沼を指定し、庄内川流域を評価する等、郊外に残された既存の水辺を重視した。運河網は既に汚染が著しかった都市内河川の拡幅でもあり、新たな都市内の水辺への無関心は運河景観に対する評価が必ずしも高くなかった現われであったと推測することができる。

3-2. 「公園系統」

『名古屋都市計画公園』は「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為スモノ」と位置づけられ、黒谷了太郎は「公園は運動場と共に、一定の計画の下に所謂公園系統」により統一し、「公園

道路やブールバードを以て連結すれば理想的である」とした⁶⁶⁾。1928(S3)年に決定された『大阪都市計画公園』では「公園道」約20kmが計画され⁶⁷⁾、個々の公園の連結が図られた[図I-12]。『名古屋都市計画公園』ではこうした「公園道路」は決定されなかったが⁶⁸⁾、その草案には名古屋市を取り囲むように庄内川河岸の堰堤を指定した「公園道路」と言える計画があった⁶⁹⁾。これは内務省の審議において土木局との権限問題から一般道路計画により実現を図る余地があると計画案から削除された。また欠番である9号は名古屋城外堀に面した道路沿いに計画された帯状の公園であり、狩野は1925(T14)年の第14回都市計画愛知地方委員会会議において市街地の「美観街路」として利用するとしたが⁷⁰⁾、宅地買収費と帯状の公園と街路との差異などが問題となり保留となった。

「公園系統」はパークシステムの訳語であり、石井幹子によればパークシステムとは「市街化に先立ち、公園と広幅員街路を骨格とする基盤整備を行い、良質の市街地整備を計画的に誘導し、あわせて、水源地、湖沼、河川、断丘崖、良好な樹林地等の保全」を図ったものであった⁷¹⁾。しかし、1923(T12)年8月に都市計画東京地方委員会によって立案された東京公園計画では、「公園系統」は「主トシテ郊外放射環状道路並ニ交通機関ノ便ヲカリ必要トスル場合道路公園ヲ以テ公園相互ヲ連絡」するとあり⁷²⁾、大正末期の都市計画地方委員会の公園計画における「公園系統」は、広幅員街路による公園の連絡を理想としながらも⁷³⁾、財政的な問題等から幹線道路、鉄道などの交通機関による連絡に頼らざるをえなかったと言える。

「追加街路網」の計画幅員は13間半(24.3m)と通常の幹線街路であり、広幅員道路ではない。しかし、その設計趣旨によれば「追加街路網」は「地域制及公園系統トノ調和ヲ相助ケ各機能ヲ發揮」させるものであり⁷⁴⁾、前述したように郊外の指定地は「追加街路網」により街路網の中に組み込まれた。また都市計画愛知地方委員会によって策定された「街路網」は路面電車の軌道を見込んだ計画であり⁷⁵⁾、街路網による連絡は同時に「電車系統」による連絡であった。在来の電車路線との関係をみれば3,4,14,19,22,23,24号では路線に近接した配置が見受けられ、電車による連絡が図られたと指摘することができる。しかし、『名古屋都市計画公園』における「公園系統」は幹線道路と電気軌道等による連絡に終始し、広幅員街路により連絡されたパークシステムが計画されることはなかった。公園計画と道路計画が同時に作成され、共に機能することで市街化に先行した郊外整備を計画

的に進めようとした点で評価することができよう。

小結

以上をまとめると次のようになる。『名古屋都市計画公園』は都市計画愛知地方委員会の公園担当技師であった狩野力により調査・作成され、将来の「公園系統」の基幹公園となる24ヶ所の都市計画公園配置計画であった。指定地は288haにおよぶ「自然公園」と「大公園」により都市計画区域外周の保全が図られる一方で、一万坪(3.3ha)以上の公園が誘致距離を満たしながら都市計画区域全体に配置された。その多くは宅地化が予想された郊外に立地し、土地区画整理事業の進展と共に用地取得を目論みながら、市街化に先んじた郊外の風致保全を目的とした。

選定された用地の特質として、東部の池沼・河岸・海岸地等の郊外に残る水辺地への着目があげられ、それは黒谷了太郎の水面保存への問題意識が大きく反映されたものであった。また史蹟名勝天然記念物保存法に基づく史蹟に加え、その枠組みにとらわれない郷土の史蹟・名勝が選択され、本計画は史蹟・名勝地の保存政策の一環として位置づけることができる。さらに水辺・樹林、史蹟・名勝とその周囲も含めた面的な選定により周囲の特化した地形が保全され、指定地において後に土器等が発掘され新たに史蹟と判明したところも少なくないことから本計画は歴史的遺産の集積地の保全計画であったと言える⁷⁶⁾。一方、市街地の中心では旧来賑った寺町の公園化が図られ、社会問題であった荒廃した寺院・墓地の集積地は都市計画公園の開発対象とされた。この寺院の公共用地への転用において官有地の地積に限定されない用地の選定が行われ、街区の一体的な再開発が意図された点で評価することができるよう。

本計画において指定地を連絡する公園道路や広幅員道路は指定されることはなく、いわゆるパークシステムを形成するに至らなかった。しかし、名古屋都市計画公園の決定と共に街路網が追加され、郊外に点在した指定地の幹線街路と鉄道による連絡が図られた。特に風致に富んだ東部丘陵地では公園地内への道路の取り込みが見受けられる。公園計画と道路計画が郊外の市街化に先んじて地形を考慮しながら相俟って策定されたことは都市計

画による一体的な郊外統制として重要な事例であろう。また江戸以来の名所・旧蹟に関連した指定地は旧都市計画法下の都市計画公園として位置づけられたが、城下町名古屋から伸びる街道沿いに点在していた名所・旧蹟は新たな街路網で結び付けられることで、郊外の周遊ネットワークが形成されたと言える。

【註】

- 1) 『都市計画愛知地方委員会会議録 第14回』,1920年,p.21.によれば、保留された9号は幅30間(54m)ほどの市電の軌道時代に沿った細長い公園であり、指定地の殆どは民家が建建て込み、実施にはそれらの民家の撤去が必要であったことが問題とされた。
- 2) 戦前における計画の主な変更は1927(S12)年に19号の位置・面積変更、1940(S15)年に一部が削除の上、「緑地」としての再指定、1941(S16)年以降に4カ所の追加があげられる。また戦災復興計画では実施の見込みがないものを削除し、軍用地の跡地などを追加した。
- 3) 佐藤昌『日本公園緑地発達史 上巻』都市計画研究所,1977年,p.235.
- 4) 例えば、白幡洋三郎(『近代都市公園史の研究』思文閣出版,1995年,pp.167-219.)による日比谷公園の研究。
- 5) 例えば『都市創作』第2巻第1号,1926年,p.56誌上。
- 6) 例えば上原敬二『都市計画と公園』(1924年,p.107.)によれば、「都市に於ける公園は單獨して存在して居るのでは真に公園としての機能を發揮することは出来ない。之れを適當なる状態に聯絡せしめ全公園をある一つの系統の下に有機的に一團として考へ得る様設計布置された時に初めて真に意義ある内容を充實し、市民生活の上に完全に役立ち得るのである。かくの如き系統を公園系統(park system)と稱す」とある。また本章では策定時の内務省による公園系統を括弧付けで扱い、一般にいうパークシステムと差異つけた。
- 7) 前掲書1),p.14.
- 8) 越沢明「区画整理と3%公園保留理論」『生誕百年記念北村徳太郎公園緑地論集』日本公園緑地協会,1995年,pp.123-124、越沢明「公園緑地計画の展開と近代日本都市計画」『都市計画』176号,1992年.
- 9) 「公園系統計画の根本調査」では公園系統のため以下の資料の作成が指示された。『都市公論』第7巻7号,1924年,pp.40-42.

1. 官有地調査図表
2. 土地時価図
3. 森林分布保安林及荒蕪地
4. 公園統計の調査資料

10) 岐阜市では1929(S4)年3月25日、長野市では1930(S5)年2月7日に総合公園計画が都市計画決定された。

11) 先行する研究として戦前公園配置論に関して蓑茂寿太郎の研究、「史蹟」保存の理念に関して西村幸夫の研究、都市計画と公園の相関に関する越沢明の研究があげられる。また、戦前名古屋の都市計画について佐藤圭二らによる一連の研究、郊外住宅地について堀田典裕の研究があげられる。『名古屋都市計画公園』の策定に関しては佐藤昌による研究(前掲書3,p.179-182.)、越沢明「名古屋の都市計画の成り立ち」(『アーバンアドバンス』6号,名古屋都市センター,1995年,pp.133-139.)において言及されるもの、その全容は必ずしも明らかになっていない。

12) 狩野力(1892~1934)、1916(T5)年に東京帝国大学農科大学農学科卒業後、明治神宮造営局に入る。1921(T10)年都市計画愛知地方委員会公園技師として名古屋市に赴任。その後1927(S5)年に新設された名古屋市公園課の課長として東山公園に着手した。

13) 狩野力「土地区画整理に依る 公園計画の実施」『都市公論』第14巻8号,p.166-167,1931年。因みに、前掲書5),p14.によれば都市計画愛知地方委員会の議場で都市計画愛知地方委員会幹事、黒川一治が指定地の選定理由を以下のように例示した。

- ① 「自然ノ風致ヲ保存スルノニ價値ガアルモノ」(1,3,6,11,16,18,19,22,25号)
- ② 「名勝地デ且ツ風致ノ佳イ處」(13,14,23号)
- ③ 「城址 史蹟地デアッテ之ニ裝飾ヲ加エ記念トスルニ足ルモノ」(4,12,15,21号)
- ④ 「市街地デ将来公園トシテ開発スルヲ適当トスルモノ」(8,9号)
- ⑤ 「既存公園ノ拡張」,「神宛地ノ保護」(7,17,20号)
- ⑥ 誘致距離(半里)を満たすためのもの(2,5,10,24号)

しかし、指定地には一カ所に複次的な要素が見受けられ、黒川の例示はその主な理由に過ぎない。本章ではこの例示を参考とし、各指定地の詳細な検証を試みる。

- 14) i)、ii)、iii)、iv)は『都市計画要鑑 第六巻付図』(柏書房,1988年)に再録。
また、ii)、iii)、iv)は「公園系統計画の根本調査」による資料と考えられ、図中に1925(T14)年8月調査とある。
- 15) 1940年発行,愛知県公文書館所蔵
- 16) 北村徳太郎「名古屋都市計画公園決定時と狩野課長の思い出」『公園緑地』公園緑地協会,第1巻5号,1928年,pp.65-67.
- 17) 「愛知縣下の公園」『愛知縣山林会報』43号,1925年,pp.65.
- 18) 『名古屋都市計画史 上巻』名古屋市建設局,1957年,pp.432-441.
- 19) 浅井正明『中村公園』名古屋市公園緑地協会,1985年に詳しい
- 20) 前掲書18),pp.427-531.によれば浪越公園は、江戸期の名所であった清寿院後庭と浅間山神社境内地の社寺境内地を愛知県が公園化したものであり、園内には築山林泉の散策路と飲食店等があったという。
- 21) 前掲書18),p.473.
- 22) 街園は昭和5年以降、幹線街路交差点内等に整備され、芝生広場や休憩施設が作られた。また道路内に点在した広場であり、「公園道路」を目的とするものではない。狩野が課長を勤めた名古屋市公園課が管理したが、戦後の交通増加に伴い消滅した。
- 23) 『都市計画要鑑第1巻,大正11年刊』,柏書房,1988年,p.223.
- 24) 都市計画愛知地方委員会『愛知の都市計画梗概』,1924年,pp.155-157、19ヶ所は西区押切2,3丁目界、西区南外堀町本間地門付近、東区筒井町建中寺境内、中区新栄町4丁目東田交差点、中区門前町那古野山、南区高倉神社境内、南区八剣神社境内、南区熱田前新田臨港線東、堀川新堀川合流河口、熱田前新田・熱田東組荒子川上流、庄内川名塚地内、金城村西志賀地内、六郷村下飯田地内、中村稲葉地現在中村公園、常盤村高須賀地内、八幡村野立地内、呼続町多喜地内、同町豊田地内、東山村覚王山境内であった。また、幾つかの計画地の周辺地区内には「御野立所」・「御用所」等があり、いわゆる聖蹟との関連が指摘できるが、推測の域を出ない。6ヶ所は指定地の6,12,14,21,22,24号の一部として継続された

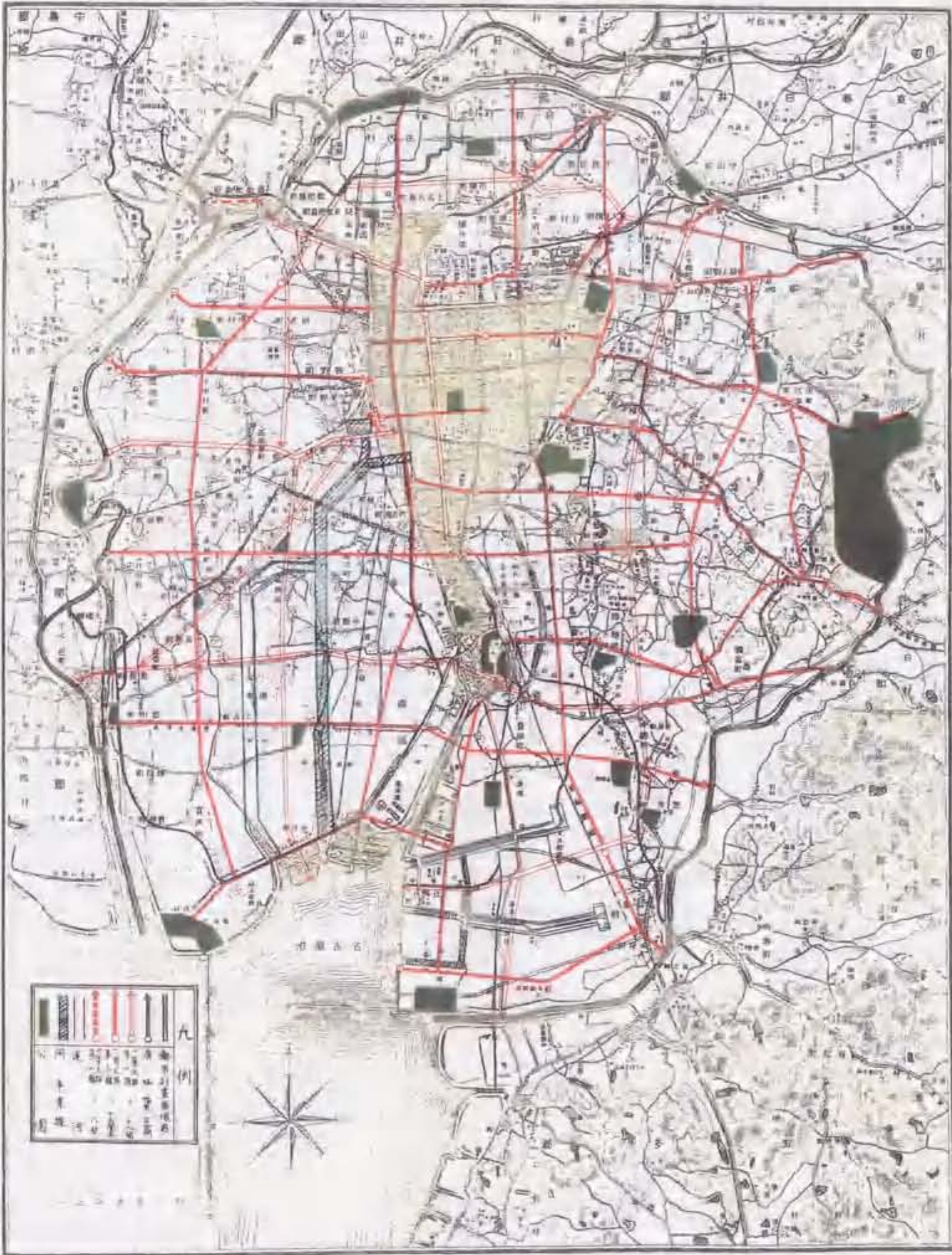
- 25) 田中正太『日本の公園』鹿島出版社,1974年,p.221.
- 26) 1928(S3)年の大阪市都市計画公園の総面積170万坪であり、名古屋市と同規模であるが、都市計画区域面積の2.5%であった。
- 27) 前掲書13),p.167.
- 28) 因みに、3.4%の根拠として「名古屋の街路と公園」(『都市創作』第2巻第2号,1926年,p.53)には大原研究所「社会政策としての公園」における試算を標準としたとある。
- 29) 前掲書1),p.14.
- 30) 『都市公論』第7巻7号,1924年,pp.60-62.
- 31) 前掲書28),p.54.によれば指定地は、「天然公園(810,000坪)」、「自然式公園(5ヶ所,420,000坪)」、「小公園(18ヶ所,450,000坪)」に分類され、「五萬坪以上公園」は「自然式公園」とされた。
- 32) 黒谷了太郎『都市計画と農村計画』,1925年,pp.297-298.
- 33) 因みに武井高四郎「都市の公園計画」(『都市公論』2巻11,12号)によれば Large landscape park or country park を大公園(郊外公園)、Small park or in-town park を小公園と訳した。
- 34) 堀田典裕『八事丘陵における住宅地の形成過程とその空間的特質について—近代名古屋における郊外住宅地開発(II)—』日本建築学会計画系論文集第471号,pp.165-173.に詳しい。
- 35) 「名古屋都市計画公園地価等級図」『都市計画要鑑付図,第6巻付図』,柏書房,1988年
- 36) 前掲書1)に同じ。
- 37) 『都市計画要鑑第五巻 昭和2年刊』,柏書房,1988年,p.78.
- 38) 前掲書1),p.17.
- 39) 前掲書1),p.14.には「名古屋ノ都市計画ハ御承知ノ通り昨年道路網又ハ地域ノ決定ヲ致シマシタ結果、大分此ノ土地区画整理組合ニ依ッテ道路ノ新設若ハ構築スルモノガ非常ニ多クナッタノデアリマス。然ルニソノ結果色々ノ組合ノ財政等ノ関係モアラウガ、風致ノ佳イ處、若ハ名勝地トイウヤウナ處ガ段々ト壞サレテ行クイフトコロガ大体ノ趣旨デアリマス」とある。

- 40) 都市計画愛知地方委員会は、法的制限のないものの、指定地における建築物の新築を原則として許可しない意向を示したという。石神甲子郎「名古屋都市公園指定の効果」『造園雑誌』第3巻第3号,p.219-229,1926年
- 41) 前掲書1),p.18.因みに1939(S14)年には指定地その周囲が風致地区として指定された。
- 42) 前掲書1),p.18に同じ。
- 43) 名古屋市の地形に関しては名古屋市『大正昭和名古屋市史』地理篇,1955年,p.1-9.を参照とした。
- 44) 石川による「区画整理の特質」(左図、『都市問題』第9巻4号,1921年)による分類による。また、地形と海拔との関係は石川の「区画整理の本質」(右図、『都市公論』16巻,1932年,p.33)による。
- 45) 「保安林」は1897(M30)年に施行された森林法第3章に基づき指定された。
- 46) 19号に含まれた「保安林」は私有地であり、22号は国有地を含んでいた。また、森林法制定当時、全保安林中79%が私有林であった。西尾隆『日本森林行政史の研究—環境保全の源流』東京大学出版社,1988年,p.155.
- 47) 断夫山古墳は、江戸時代には禁足地であったが毎年3月3日は登る事が許され、熱田湯が見渡せる名勝地であったという。
- 48) 名古屋市教育委員会『名古屋の史蹟と文化財』,1990年,p.270.
- 49) 前掲書16)に同じ
- 50) 庄内川下流では遊園地が開園し海水浴で賑わった。3号の上流には1916(T5)年に開園した松蔭遊園地が、下流には1925(T14)年に開園した多加良浦遊園地があった。愛知県地方委員会内庭園係「名古屋市近郊に於ける地方鉄道と其の遊園地及び運動場」『都市公論』第14巻8号,1931年,p.331.
- 51) 前掲書32),pp.124-137.
- 52) 狩野力「郷土美の保存」『都市創作』第1巻第2号,p.35,1925年
- 53) 前掲書48),p.84.
- 54) 松井茂「愛知縣の古蹟保存方針」『史蹟名勝天然記念物保存協会 第5回報告』史蹟名勝天然記念物保存協会,1916年,p.1.

- 55) 『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告』は第1巻,1923年から第6巻,1928年まで発行された。「史蹟」のうち指定地に含まれたものは7号の豊富秀吉宅址・加藤清正宅址(第4巻,p.1,4.)、15号の末森城址(第5巻,p.19.)、17号の八幡山古墳(第6巻,p.1.)、21号の断夫山古墳(第6巻,p.1.)であった。因みに、聖蹟に関しては『愛知縣聖蹟史1,2,3巻』(愛知県,1919年)に詳細にまとめられた
- 56) 名古屋市『名古屋市史蹟名勝天然記念物調査要領(写)』,名古屋市市政資料館所蔵公文書
- 57) 前掲書24),p.164.
- 58) 前掲書52),p.34.
- 59) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版,1994年,p.28.
- 60) 前掲書25)に同じ
- 61) 前掲書18),p.457.
- 62) 前掲書1)によれば、第14回都市計画愛知地方委員会会議にて「大正十四年十一月九日付内務省愛都第二号内務大臣付議名古屋都市計画街路新設及擴築ノ件」として『名古屋都市計畫公園』と同日に審議された。
- 63) 前掲書1)に同じ
- 64) 10・24号では昭和2-3年頃、土地区画整理組合から指定地の寄付が申し出されたが当時名古屋市には公園課が設置されていなかったこともあり、名古屋市は寄付を却下した。前掲書36),p.228.
- 65) 前掲書1)に同じ
- 66) 前掲書32),p.299
- 67) 「公園道」は平均幅員4.8m程度のものであったという。前掲書3),p.187.
- 68) 前掲書9),p.84.によれば、当時の「公園道路」とは「公園と公園とを連絡する道路又は河川海岸水濠山岳丘陵に接する道路を選定」したものであり、1930年代のアメリカにおける「慰樂的な交通(ドライブ)のためのもの」とは異なる。S.Giegion,太田實『空間時間建築2』丸善,1969年,pp.918-928
- 69) 前掲書16)に同じ
- 70) 掲書書1),p.21.井出久登編『緑地環境科学』朝倉書店,1997年,p.15.

- 71) 前掲書 3), p.267.
- 72) 蓑茂寿太郎「わが国における公園配置計画の変遷と特質」『1988年度第23回日本都市計画学会学術研究論文集』, p.209.
- 73) 前掲書 1), p.50.ここでの街路断面は明らかでないが、掲書書 1) から推測すれば関東大震災後の帝都復興計画における25mの街路に相当し、両側に歩道と街路樹、中央に電車軌道をもつものであったと指摘することができる。因みに、名古屋の街路等級は変則的に、ロンドンの街路等級を遵守していたと指摘することができる。黒田鵬心『都市の美装』雄山閣, 1928年, pp.78-79.
- 74) 掲書書 1), p.70.幹線道路には舗装された歩道と街路樹が整備され、1936(S11)年には幅員22m以上の幹線道路86,585mの半分に街路樹が植わっていた。名古屋市『大正昭和名古屋市史』経済編, 1955年, p.403.
- 75) 樋口忠彦は『日本の景観』(ちくま学芸文庫, 1993年, p.226-230.)において江戸・東京における四季の名所が「山の辺(というか丘の辺)と水の辺との凹凸・襲の部分」に集中し、そこでは「人間の棲息地自然景観」と歴史的遺産が一体化し、そうした場所の保全を指摘している。

名古屋都市計畫街路網及運河網並公園配置圖



圖I-1 名古屋都市計畫街路網及運河網並公園配置圖、原縮尺1/50,000

出典：內務省大臣官房都市計畫課『都市計畫要鑑 第六卷付圖』都市計畫要鑑發行所、1927年

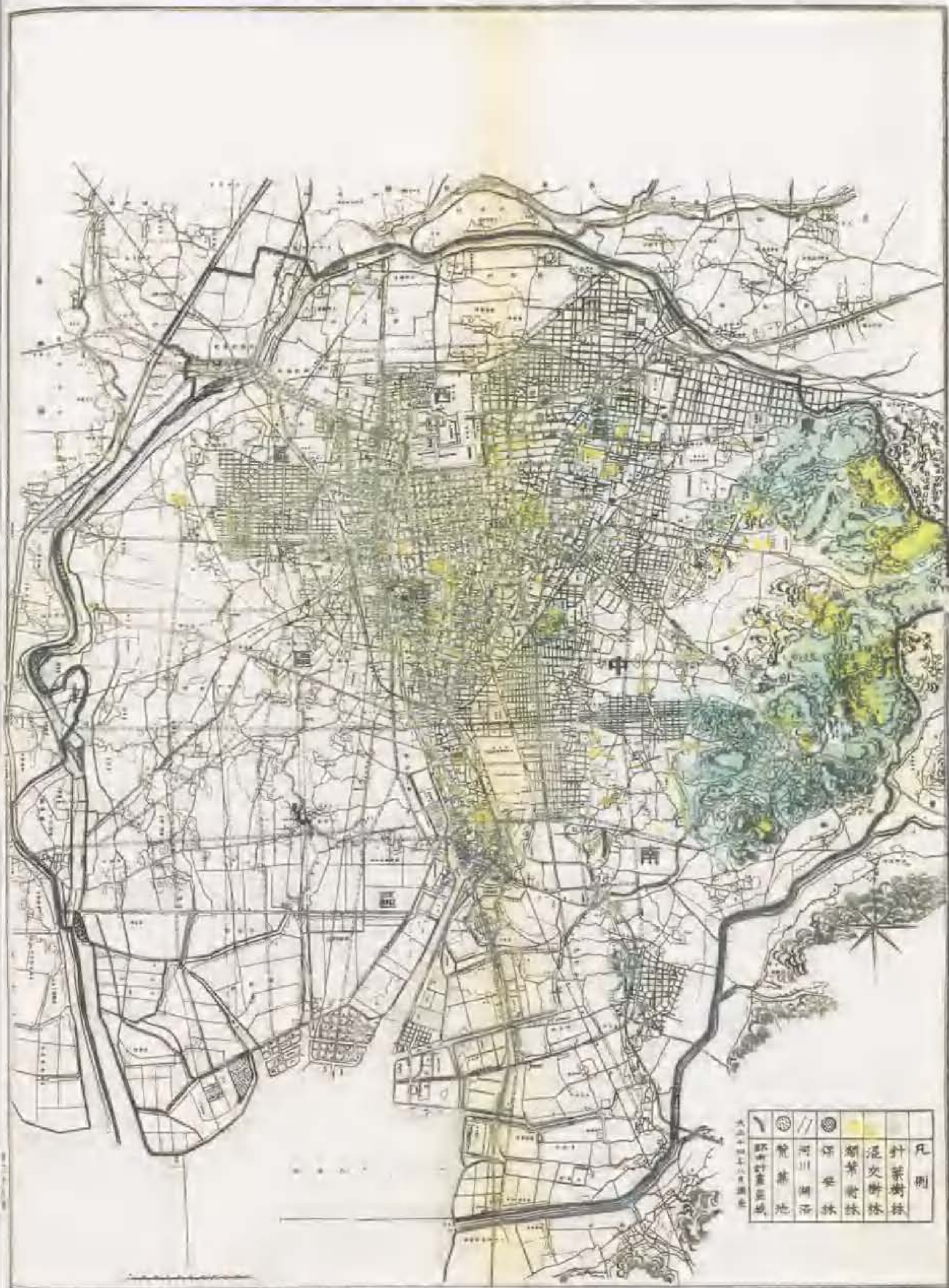


圖1-2 「名古屋都市計畫分佈森林參考圖」原縮尺1/50,000

名古屋都市計畫公園參考公有地調查圖



圖1-3 名古屋都市計畫公園參考公有地調查圖，縮尺1/100,000

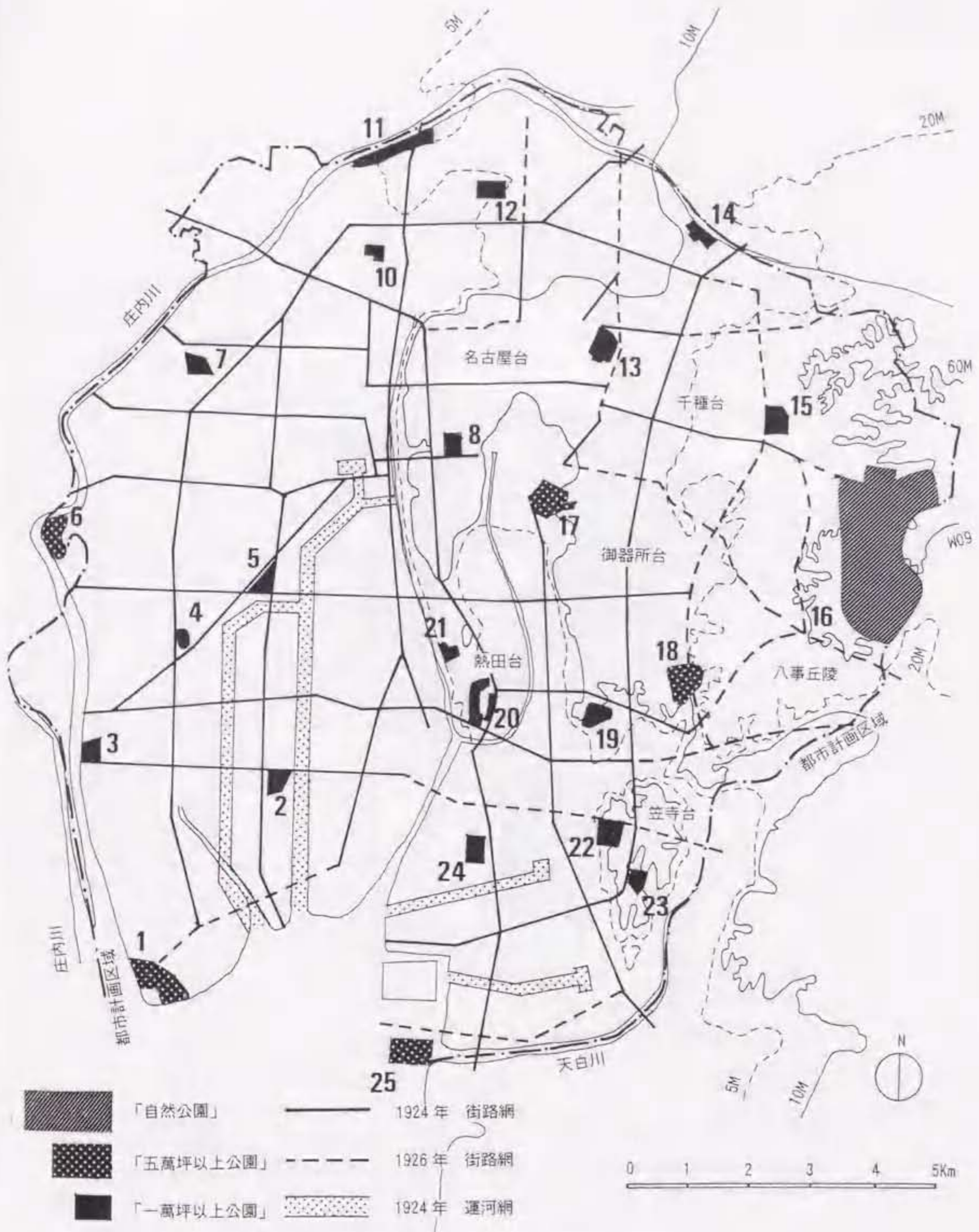
出典：內務省大臣官房都市計畫課『都市計畫要鑑 第六卷附圖』都市計畫要鑑發行所，1927年

名古屋都市計畫公園參考地價等級圖



圖1-4 名古屋都市計畫公園參考地價等級圖、原縮尺1/100,000

出典：內務省大臣官房都市計畫課『都市計畫要覽 第六卷付圖』都市計畫要覽發行所、1927年



図I-5 『名古屋都市計画公園』と街路網・運河網

筆者作図：作図に際して「名古屋都市計画街路網及運河網並公園配置圖」『都市計画要鑑第六卷付圖』柏書房、1988年を下に、大日本帝国陸地測量部『二万五千分一地形名古屋近傍八、九、十、十二、十三、十四号(大正9年測量)』から5、10、20、60mの等高線を抽出。

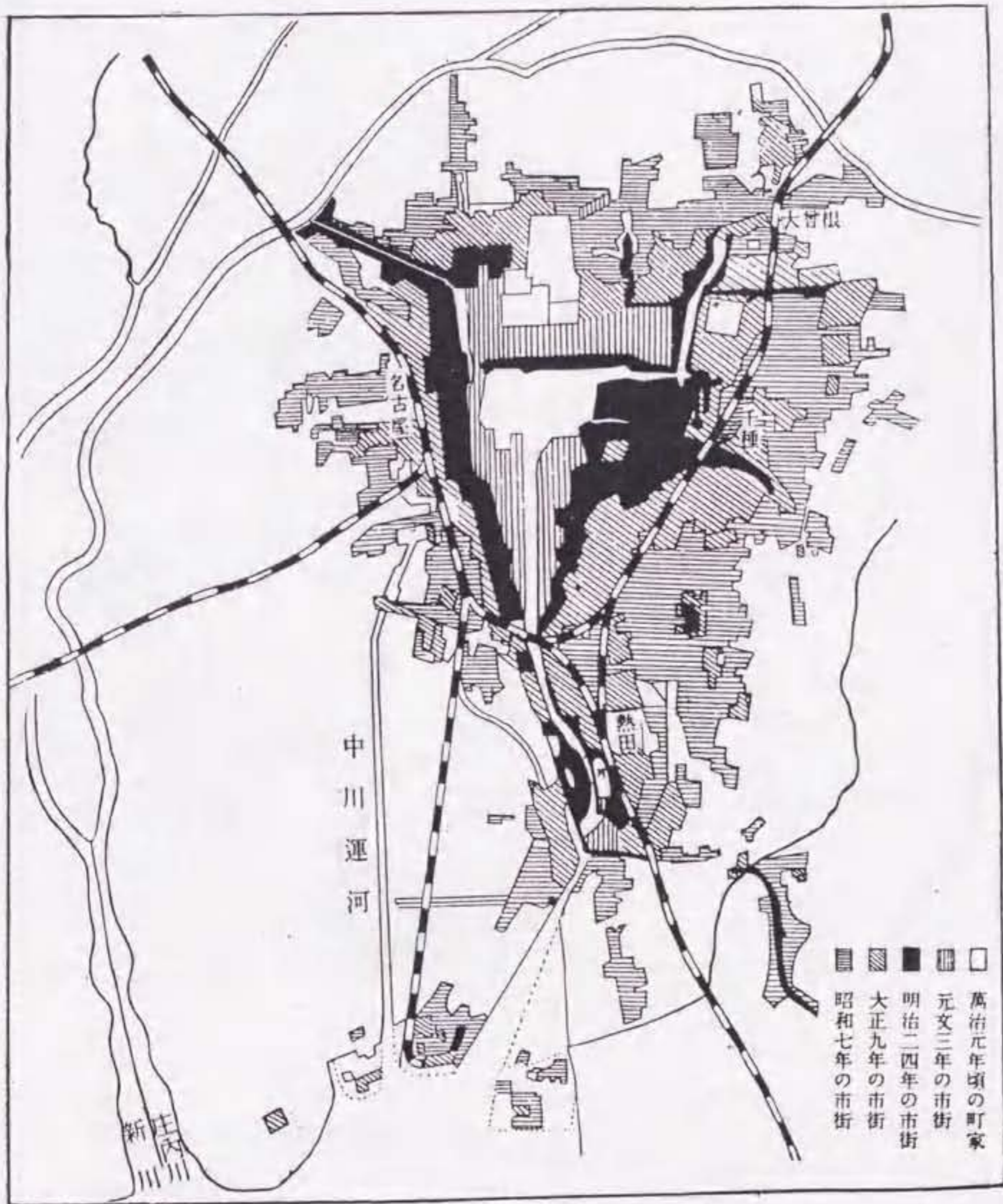


図 I - 6 名古屋市市街地発展圖

出典：『大正昭和名古屋市史』第1巻、1955年、p.65.

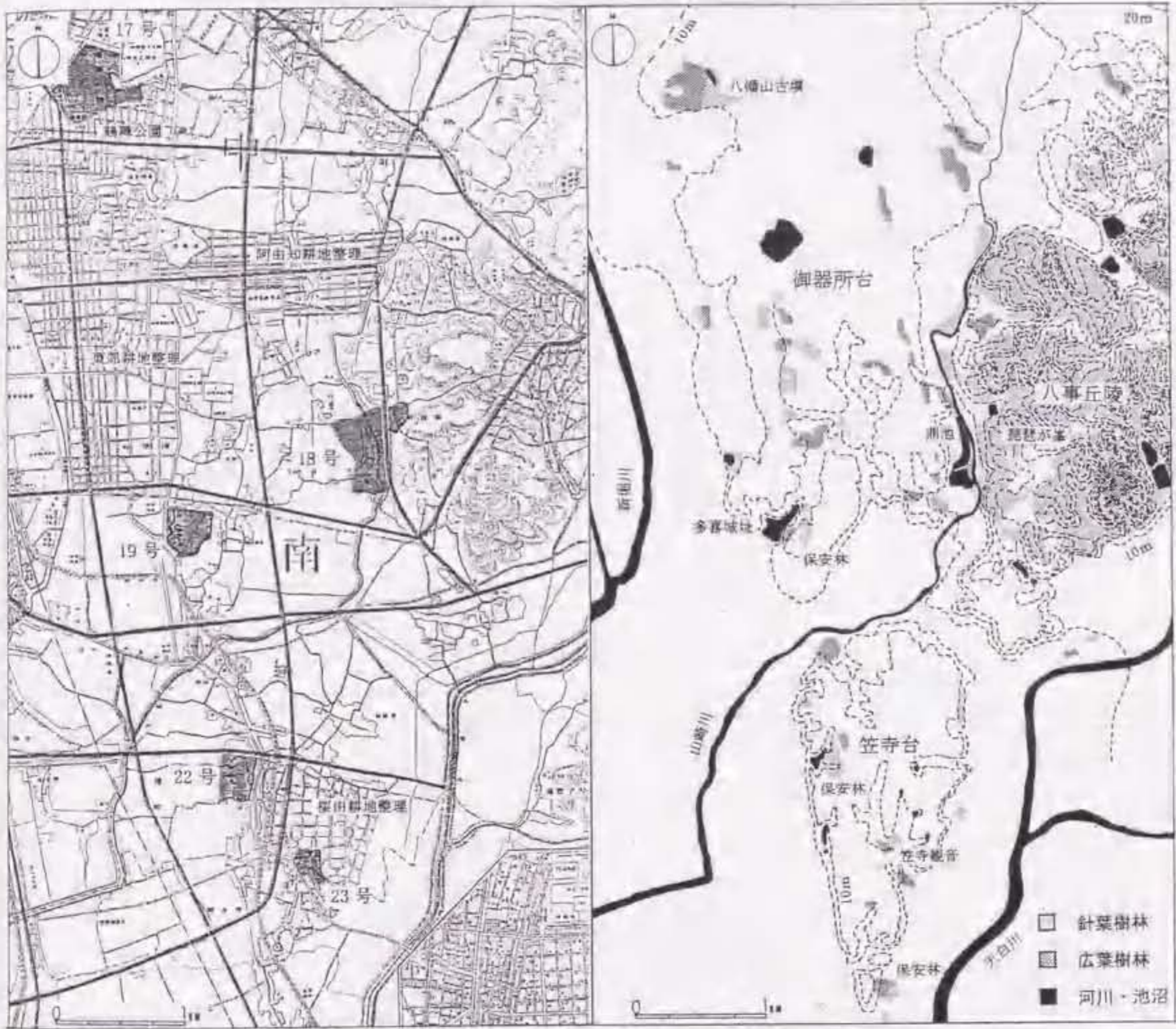


図1-7 『名古屋都市計画街路運河並公園配置圖』
の「第2次丘陵」

出典：松岡明文堂『名古屋市全図 都市計画街路運
河並公園配置圖』1935年、原縮尺1/20,000部分

図1-8 「第2次丘陵」の地理・史蹟・名勝との
相関図

筆者作図：作図に際して大日本帝國陸地測量部『二
万五千分一地形名古屋近傍八、九、十、十二、十三、
十四号』（大正9年測量）から等高線を『名古屋都市
計画公園参考森林分布圖』から植生を抽出した。



図I-9 江戸期の指定地18号（現在の瑞穂運動公園）

出典：「中根池畔池堤畔の秋萩」『尾張名所圖繪會』、1842年



図I-10 江戸期の指定地21号

出典：「三月三日鷲峰山より汐干を望む」『尾張名所圖繪會』、1842年

名古屋都市計畫地域圖

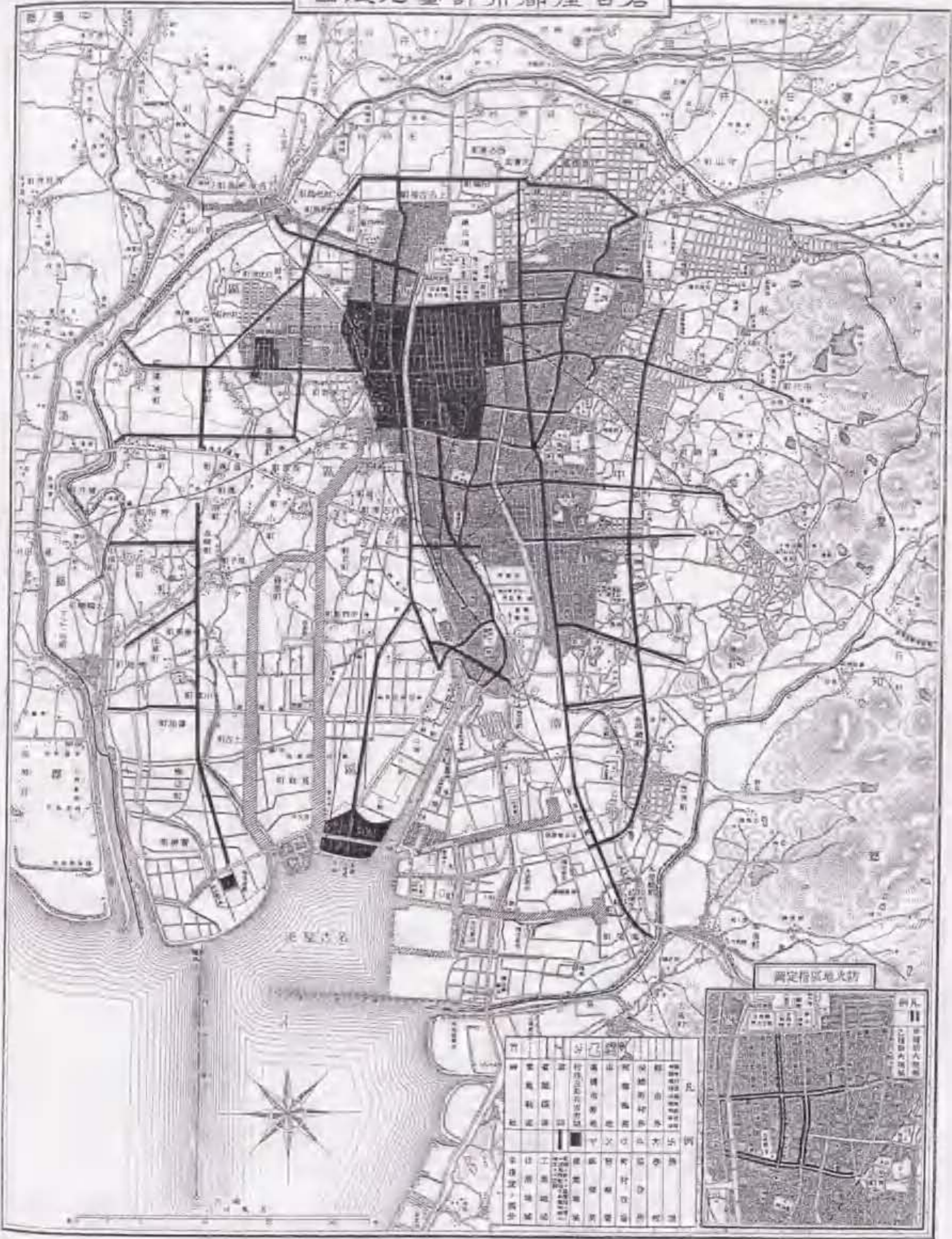


図1-11 名古屋都市計畫地域圖、1927年
出典、名古屋市役所『名古屋』1927年、付録



图 I-12 大阪公園配置圖、1939 年

出典：『公園緑地』第 3 卷第 12 号、1939 年、巻頭図版

表I-1 「指定地」の概要・選定条件・都市計画等

名称	指定地の概要		選定条件		都市計画・交通機関			『尾張名所図会』 ¹⁾	
	面積(坪)	種類	地価(1坪)	地形 ¹⁾	水辺・樹林	史蹟・名勝 ²⁾	用途地域		幹線道路
1 鴨浦	100,000	大公園	3円以上	低地	庄内川河口		工業	13間半	
2 土古	24,000	小公園	3円以上	低地			工業	13間半	
3 小碓	18,000	小公園	3円以上	低地	庄内川自然堤防		住居	13間半	築地電軌
4 荒子	11,000	小公園	10円以上	低地	荒子川自然堤防	荒子城址	工業	13間半	下一色電車軌道
5 篠原	18,000	小公園	10円以上	低地			工業	13間半、18間	
6 横井山	52,000	大公園	3円以上	低地	庄内川自然堤防	横井山砂丘	住居		国鉄/関西本線
7 中村(既存)	32,600	小公園	10円以上	低地		妙見寺・常泉寺	住居		中村電氣軌道
8 白川	22,200	小公園	200円以上	低地			商業	18間	大林寺、他
削除									
10 押切	16,800	小公園	100円以上	旧市内	名古屋城外堀		商業		瀬戸電氣鉄道
11 庄内	10,500	小公園	10円以上	低地			住居		
12 志賀	23,900	小公園	3円以上	低地	庄内川自然堤防		(未指定)	13間半	
13 建中寺	34,500	小公園	3円以上	低地		平手政秀宅址碑	住居		
14 長母寺	34,500	小公園	50円以上	旧市内		建中寺	住居		平手政秀宅址
15 城山	28,600	小公園	3円以上	低地	矢田川自然堤防	長母寺	工業		瀬戸電氣鉄道
16 東山	39,000	小公園	10円以上	第1次丘陵		末森城址	住居		
17 鶴舞(既存)	810,000	自然公園	3円以下	第1次丘陵	池沼、御料林		住居	13間半	東山の春興
18 萩山	85,000	大公園	50円以上	第2次丘陵	山崎川、鼎池	八幡山古墳	住居	13間半	
19 田光	73,000	大公園	3円以上	第2次丘陵	田光池、保安林	多喜城址	住居	13間半	鼎池堤端の秋萩
20 熱田	28,800	小公園	10円以上	第2次丘陵			住居		(多喜城址)
21 断夫山	19,600	小公園	100円以上	旧市内			住居	13間半	熱田神宮全園
22 呼続	22,500	小公園	50円以上	旧市内	学頭池、保安林	断夫山古墳	住居		鷺峯山より汐干を望む
23 笠寺	26,600	小公園	3円以上	第2次丘陵			住居	13間半	愛知電氣鉄道
24 道徳	13,800	小公園	3円以上	第2次丘陵		笠寺観音	住居		愛知電氣鉄道
25 鳴尾	25,600	小公園	10円以上	低地			工業		愛知電氣鉄道
	110,000	大公園		低地	埋立予定地		工業		

1) 石川栄権による分類(註43)に基づき、ii)名古屋市『名古屋史蹟名勝天然記念物調査要綱(写)』における史蹟・名勝、iii)『尾張名所図会』上・下巻、1842年のデータを保管したものである。

資料 I - 1 「名古屋都市計畫公園」の理由書 (1920 年)

出典：『都市計畫愛知地方委員会會議録 第 14 回』, 1920 年, p. 14.

名古屋市ニ於テハ曩ニ都市計畫區域の決定以來地域ヲ定メ道路網並運河網ヲ決定シタルヲ以テ産業都市トシテノ計畫ハ稍備ハレリト謂フヲ得ヘシ然ルニ其ノ公園施設ニ至リテハ未タ見ルヘキモノナク今日公園トシテ使用セラルモノハ僅ニ鶴舞、中村ノニ公園アルノミニシテ其ノ面積合計八萬三千百三十二坪、市面積ニ對スル割合〇、〇〇一九、人口一人當〇、一二坪ヲ算スルニ過キス之ヲ歐米諸都市の理想トスル「都市面積ニ對スル一割又ハ人口一人當六坪」ト對比スルトキハ多大ノ軒輕アルヲ免レサルナリ

元來都市商工業ノ發達ハ土地ノ集約的利用ヲ促シ自ラ空地、綠土ノ減少ヲ來シ爲ニ市民ノ健康及思想上ニ及ホス惡影響尠カラス且一面天災事變ノ際ニ於ケル危險ニ想到スルトキハ一日モ憂如タル能ハサルモノアリ加フルニ今市域ノ現状ヲ見ルニ田園綠野尚乏シカラスト雖近時勃興シ來レル民間土地開發事業ノ多クハ目前ノ利害ニ驅ラレテ風致ノ荒廢を意トセス市民永遠ノ損失ヲ招來スルコトナキヲ保シ難シ是レ即チ公園計畫ヲ樹立シテ都市將來ノ健全ナル發達ニ備フルノ要極メテ緊切ナルモノアル所以ナリ茲ニ本計畫ヲ案スルニ當リ公園ノ位置ニ關シテハ營ニ現地及周圍ノ狀況ノミナラス地域制、道路、運河ノ計畫ヲモ考慮シテ水邊、樹林地、神苑地、史蹟及名勝地ニシテ保存、修飾、記念ノ價值アルモノ又ハ市街地内ト土地ニシテ將來公園トシテ開發スルヲ適當トスルモノ等ヲ選ヒ其ノ分布ニ關シテハ區域内ノ土地各部分ヨリ約半里以内ヲ以テ公園ニ到達シ得ヘカラシメタリ

此ノ計畫ヲ概括スレハ公園面積合計百六十九萬一千九百坪、計畫區域面積ニ對シ三分四厘強、豫想人口一人當一坪四合弱トナリ其ノ面積ニ依リ之ヲ分類スルトキハ自然公園一箇所八十一萬坪、五萬坪以上公園五箇所四十二萬六百坪、一萬坪以上公園十九箇所四十六萬一千三百坪トナル而シテ今次ノ計畫ハ將來公園系統上其ノ根幹ヲ爲スモノニ止メタルニヨリ其ノ面積一萬坪以上ノモノニ限リタルモノニシテ今後更ニ小公園ヲ相當配備セハ名古屋市ノ將來ニ於ケル人口密度ニ對シ機能上略ホ間然スル所ナキヲ期シ得ヘシ

(原文縦書き)

第II章

第II章 『名古屋都市計画公園』の実施

はじめに

『名古屋都市計画公園』は1926(T15)年1月に告示され、戦後1947(S22)年5月に廃止された戦前名古屋の公園計画であり、総面積1,691,900坪、既存公園2ヶ所の拡張地を含む24ヶ所の用地(以下、指定地)が都市計画公園として指定された¹⁾。指定地24ヶ所は「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為スモノ」として、耕地・土地区画整理による宅地開発に際して新たに保留され、「小公園」と位置づけられたその他の公園の中核を担う「面積一萬坪以上」の公園の創出を目的とした²⁾。本章では、『名古屋都市計画公園』の指定地24ヶ所における用地取得・施設・目的の分析を行い、戦前名古屋における本公園計画の実施を都市計画との相関から考察を加えるものである³⁾。

[表II-1]は、これまで断片的に記述されるにとどまる本公園計画の実施過程を名古屋市政資料館・愛知県公文書館所蔵の公文書⁴⁾及び『名古屋の公園』(S9,11,14,18年発行)の記述からまとめたものである。こうした実施過程はその事業の種別から以下の3つに大きく区分することができる。[表II-2]

I期 : 1926(T15)年-1937(S11)年

II期 : 1937(S12)年-1941(S16)年

III期 : 1942(S17)年-1945(S20)年

ここでII期は国庫補助を受けた都市計画事業および下賜金を受けた皇太子殿下記念事業による実施であり⁵⁾、さらにIII期は国庫補助を受け防空緑地公園事業とより実施された期間であったが、I期では、特定の事業はなく、国庫補助等もなされなかった。

本章では、まず『名古屋都市計画公園』の実施を主導した都市計画愛知地方委員会の公園担当技師と加えられた都市計画変更の変遷を概説し、実施に先立つ用地取得の過程から

I・II・III期の実施過程を明らかにする。第2に、I期において「都市計画公園実施の第一の種が蒔かれたもの」と称えられ⁶⁾、本公園計画に基づき初めて実現した志賀公園を取り上げ、その敷地・施設・デザインを分析した上で、その利用からI期の公園の目的と振興策を記述する。第3に、II期において始めて都市計画事業として新設された運動公園を取り上げ、その敷地・施設・デザインを分析し、その他公園との相関からII期の実施の目的を検討する。最後に、III期の防空緑地公園事業による公園が全て防空緑地公園として位置づけられていたこと着目し、それら施設とデザインからIII期の実施に具体的な検証を加える。なお分析に際して主要な図面史料として『名古屋都市計画街路及運河並公園配置圖』(1935年)、『名古屋都市計画公園並風致地區配置圖』(1943年)を用い⁷⁾、[表II-2]に付記した各公園の平面図を参照とした。[図II-1]

第1節. 実施過程の概要

1-1. 都市計画愛知地方委員会

『名古屋都市計画公園』の実施は、都市計画愛知地方委員会の主導の下に取り組み、その中心となった都市計画愛知地方委員会の公園担当技師には、本公園計画の立案を担当した狩野力をはじめ以下4人の在籍を確認することができる⁸⁾。

- ・狩野 力 1921(T10)年 -1933(S 8)年 8月
- ・井本 政信 1933(S 8)年 12月 -1934(S 9)年 12月
- ・石上 甲子郎 1935(S10)年 4月 -1938(S13)年 9月
- ・田治 六郎 1942(S17)年頃-

一方、1933(S8)年9月には名古屋市公園課が新設され、「既存公園の改善、街園の新設に努力する他面、土地區劃整理組合若くは耕地整理組合の助長、奨励」が進められた⁹⁾。その中心を担った公園課長には以下の2人が在任した¹⁰⁾。

- ・狩野 力 1933(S 8)年 9月 -1934(S 9)年

・野間 守人 1935(S10)年

狩野力は初代名古屋市土木局公園課長に招聘されたものの1934(S9)年に急逝した。都市計画愛知地方委員会と名古屋市公園課において狩野力が早期の実施に取り組んだ約十年は「名古屋都市計画公園第一期」と石川栄耀が称えた期間であり¹¹⁾、ほぼI期に相当した。その後、II期には、狩野の後任として京都市植物園から野間守人が着任し、また都市計画愛知地方委員会には石神甲子郎が赴任した¹²⁾。さらにIII期には防空緑地公園事業が始められたとの相前後して都市計画愛知地方委員会に新たに田治六郎が着任している。

1-2. 都市計画変更

I期には『名古屋都市計画公園』への都市計画変更が加えられることはなかったが¹³⁾、II・III期には数々の都市計画変更がなされた。

終戦までに加えられた都市計画変更は、その内容から指定地の計画面積・計画位置の変更と、指定地の削除・追加の4つに分類することができる。本公園計画に始めて加えられた都市計画変更は指定地18・19号における計画面積・位置の変更であり、19号は18号に隣接した敷地に計画面積の拡張の上で再配置され、同時に18号の計画面積は縮小された。[図II-2, 3]ここでの計画面積の縮小は指定地間の面積調整であったと言え、同様にII期に縮小された20号の事例は近接した21号の計画面積の拡張後になされた都市計画変更であった。他方、指定地の削除・追加をみると、削除されたのは指定地6, 11号の2ヶ所、追加されたのは26, 27号の2ヶ所であったが、前者の削除された2ヶ所は、同時に都市計画緑地として再指定され¹⁴⁾、都市計画緑地として実施されたものであり、後者2ヶ所の追加はその計画面積が3,000坪前後と¹⁵⁾、「一萬坪以上」の公園の設置を標榜した本公園計画に適うものではなかった。石神甲子郎によれば、II期では「第2次公園計画」が構想されていたというが¹⁶⁾、以上の都市計画変更から、II期においても策定時の本公園計画がほぼ踏襲されたと指摘することができる。

一方、III期には、一部の指定地において計画面積の拡張がなされたが、II期と同様に大幅な都市計画変更はない。III期では指定地は「小緑地」と称えられ、その位置づけの変容を伺うことができるが、田治六郎は『名古屋都市計画公園』を雑誌『公園緑地』(1942年)

において次のように評している¹⁷⁾。

其の大なるものを周邊に、小なるものを中央部に、略々等距離に分置せるもので、此の型式及び各公園の面積は、近時新使命を追加された公園、即ち小緑地の計畫にも殆ど一致するものと云い得るに近い。然し乍ら、個々の内容を驗すれば必ずしも然らず、例えば著名の神社、佛閣の樹叢を取り込んだもの、或いは之等に接したものの如く、風致景勝を主眼として選定されたものには緑地としての全使命を達成せしめるには遺憾な點が少なくない。即ち本計畫を其儘緑地として事業化するには慎重の考慮を要するが、十分據り處とする價値があり、計畫當初既に今日のことを豫測したかの如きを抱かせる。

(下線部筆者)

こうした田治の言説から、I・II・III期における『名古屋都市計畫公園』の配置・面積の踏襲が、必ずしも「風景景勝を主眼」とした指定地を評価したものではなかったと推測することができる。

1-2. 用地取得の過程

『名古屋都市計畫公園』の指定地 24ヶ所は私有地を多く含み、その莫大な買収費と財源の欠如から「園上緑化」と称されたといひ¹⁸⁾、都市計畫愛知地方委員会は法的な根拠のないものの、指定地における建築物の新築を原則として認めない意向を周知しつつ、当面の用地取得の手段として耕地・土地区画整理組合の寄付を見込んでいた¹⁹⁾。

I・II・III期を通じ、本公園計畫の用地取得はその経緯から、1) 買収 2) 買収・寄付に二分することができる。前者では買収のみの用地取得、後者では寄付された土地を基として周辺地の買収による用地取得がなされた事例であり、寄付の多くが耕地・土地区画整理組合に関係した。[表II-2]

まずI期(1926-1936年)には、指定地7,11,12,16,17,18,19,24号の8ヶ所において、それぞれの一部の公園化が図られたが、そのうち用地取得されたのは4ヶ所に過ぎない。

17号では買収による用地取得により、明治期に開園した既存鶴舞公園が拡張された。ここで取得されたのは古墳である八幡山の史蹟指定に伴う周辺地であり²⁰⁾、史蹟保全としての公園の拡張であった。[図II-4]

7,11,16号では買収・寄付により、7号では明治期に開園した既存中村公園が拡張され、11,16号ではそれぞれ庄内・東山公園が新設された。ここで中村・庄内公園の一部は耕地・区画整理組合により、また244,495坪にわたる動植物園の東山公園の大半は地主により寄付されたものであった。[図II-5~9]

12,18,19,24号ではそれぞれ志賀・萩山・田光・道徳公園が開園した。[図II-10~12]ここでの実施は用地取得を伴わず、耕地・土地区画整理組合による組合の公園として開園した事例であった。唯一志賀公園は名古屋市への寄付を前提として施されたが、その他の公園は寄付の目途なく開園しており、「公園計画地を差し當り生かす方法」としての「遊園地化」と称された²¹⁾。こうした組合の公園は、耕地・土地区画整理に際して取り残された指定地の一部であったと指摘することができる。I期の約10年間において指定地24ヶ所に含まれた家屋は1,069軒から1,495軒に増加したが²²⁾、指定地12ヶ所での家屋増加は10軒以下と極めて僅かであり、少なくとも半数の指定地で法的根拠のない建築制限の効果が認められる。[図II-13,14]

ところで、本公園計画の策定の翌1927(S2)年には、10,24号の寄付が名古屋市に申請されていたが、ここでの寄付は名古屋市が受け入れ条件として「公園施設を完備せる上で、更に公園維持費4-5年分」を要求したといい²³⁾、実現することはなかった。I期では、用地取得に加え、施設費の捻出が課題であったこと言え、I期に実施された最大の公園である16号の東山公園の施設費は、ほぼ寄付により賄われている²⁴⁾。[図II-15]

次いで、II期(1937-1941年)には、指定地1,5,8,19,21,24号の6ヶ所において、それぞれの全部また一部の公園化が着手された。

8,21号では買収による用地取得により、白川・熱田神宮公園が新設された。8,21号は旧来の市街地に配された指定地であり、用地取得に際して既存家屋・墓地の移転が進められた²⁵⁾。[図II-16~20]

1,5,19,24号では何れも買収・寄付による用地取得がなされた。1,5,19号では稲永・松葉・運動公園の新設、24号では既に土地区画整理組合の公園として開園していた道徳公園の再整備であり、いずれも企業・耕地・区画整理組合の寄付を得て取得された郊外の公園であった。[図II-21~25]

こうしたII期の実施は、国庫補助を受けた都市計画事業等により本公園計画の実施に対

する財源が確保された期間であった。名古屋市政資料館に所蔵される公文書から、II期に費やされた総事業費を合計すると5,066,430円であったが、そのうち白川・熱田神宮公園には支出されたのは4,427,498円と、総事業費の約9割に相当し、II期の膨大な事業費は主に市街地の用地取得に費やされたと指摘することができる。一方、郊外の指定地の各所で寄付が成立した背景には、I期に施された公園が周辺宅地の地価上昇を促し²⁶⁾、投機的な成功を収めたことがあげられるが、寄付が成立しなかった指定地が強いて取得されることはなかった。

最後に、III期(1942-1945年)では、指定地2,5,12,14,16,18,19,22号の8ヶ所において、それぞれの全部・一部の公園が着手された。

5,12,14,16,19号では買収による用地取得により、14号の長母寺公園が新設され、その他5,12,16,19号では、既にその一部が実施されていた松葉・志賀・東山・運動公園の拡張が図られた。[図II-26~30]

2,18,22号では寄付・買収による用地取得がなされた。ここでの寄付がどのようなものであったかは定かではないが、2・22号には土古・呼続公園が新設され、18号では既にI期に耕地整理組合の公園であった萩山公園の取得が図られており、何れも耕地・土地区画整理組合による寄付がなされている。[図II-31~33]

以上、III期に取得されたのは、何れも郊外の指定地であった。愛知県公文書館所蔵の公文書「用地費物件費移転費内訳(全事業)」(1945年)によれば、III期の買収された地積は57,612坪であったが、そのうち移転すべき既存建物は僅かに583坪であり、III期の用地取得は、I・II期に保全された指定地を取得したものであったと特徴づけられる。

第2節. I期における志賀公園の成立

2-1. 敷地

1931(S6)年に開園した志賀公園は、他の指定地に先駆けて指定地12号の一部に土地区画整理組合が実現した公園であり、その設計と実施は都市計画愛知地方委員会の狩野力が主導した。狩野によれば「小さいといへども早く完成した公園を作って一般が之に興味を持ち、好んで利用し其の利益を感得」することが公園の振興策上必要といい²⁷⁾、その第一

の成果が志賀公園であったと考えられる。

1934(S9)年に発行された『名古屋の公園』にはI期に新設された公園が概説されている。11号の庄内公園は「清冽の水園」、18,19号の萩山・田光公園は「水面公園」、また16号の動植物園として実施途中であった東山公園は「眺望絶佳にして、娯楽と風光を兼ね、本邦公園中無比の理想的大公園」と、各指定地の風致が公園の特色として謳われたが、志賀公園は「北部唯一の公園」と紹介されたにとどまる。

志賀公園が施された指定地12号は、史蹟である平手政秀の宅址を中心として選定され、既に江戸期の『尾張名所図絵会』には、「平手政秀碑」と記された石碑が見て取れるが、その周辺には平坦な農地の広がり、「この由緒地にして一基の記念碑の外一草一木もない田畑」に過ぎなかったという²⁸⁾。[図II-34,35]

当該地に、西志賀土地区画整理組合が設立されたのは1927(S2)年9月、同組合は整地区域に指定地12号(23,900坪)を意図的に編入し、その実現を図ったというが²⁹⁾、組合員の合意に至らず、結果としてその一部6,000坪の実施が決定、その後、工事途中で南側2,000坪が追加された。こうした志賀公園が実現した最大の原因として、同組合の組合長であった近藤孝次郎は「當地に於ける最も誇りとする郷土偉人の史蹟を公園となし永久に保存する」ことをあげている³⁰⁾。大正末期には西志賀町政秀遺跡保存会による「平手政秀碑」の保全の取り組みを確認することができ³¹⁾、こうした史蹟の保存活動が志賀公園の成立に深く関わったと指摘することができる。

2-2. 施設・デザイン

指定地12号は、西志賀土地区画整理区域の北端に位置し、同区域には受益率の換算から2つの小公園(1,000坪、500坪)がその東西に加えられている。[図II-34]

狩野力によれば、志賀公園の設計は1930(S5)年5月に確定した³²⁾。「風致と土量の都合上」池が掘削され³³⁾、その浚渫土により造成された園内には以下の施設が配された³⁴⁾。

平手政秀公宅址の碑あり(在来のもの)

約五百坪の池に貸しボートの設備あり

二百米トラック、軟式野球場

児童遊園 (運動遊具, スマートリーゴラウンド, ブランコ, 滑臺, シーソー, タワープレイ, 回転ブランコ)

藤棚 (鉄製) 一基、(木製) 一基

亭一棟、バーゴラー棟、便所一棟

休憩所 (名称くぬぎ茶屋) 一棟

土橋、木橋二渡

(原文ママ)

指定地 12 号の全体に施された曲線の区画道路は、その中央に施された志賀公園の園路へと続き、園内北の池端と、二百米トラック、軟式野球場に通じた。ここで池とトラックの周辺には四千本の「櫟、榎、棕、櫻、梅の如き落葉樹類」と「紅葉、檜、松、檜等の常緑樹其他下草物」が植え込まれたといい³⁵⁾、既存の平手政秀宅址の碑はトラックの西隅に残されつつ、そうした樹林の一部に覆われた。[図II-36~38]

狩野力は、公園の設計を大きく「幾何学的」・「自然的」に大別し³⁶⁾、志賀公園ではその園路から「自然的」な設計が採用されたと考えられる。「自然的」な設計の公園とは、「都市の児童のドライな頭に、田園風趣の一片を興へる所」であったといい、その植栽を次のように記している³⁷⁾。

植え込む樹木は早くから茂みを作つて呉れる葉の大きな強健な樹種がよく、冬は葉がからりと落ちて、日が地面一杯を照らすと云うのが望ましい。又都市の児童達に四季の自然の變化を教える材料にも得る尤も往来か餘り見透かされて悪い處とか、又はホコリ除け、便所まわりの植え込みにはマサキ、ヤツデ、アオギ、サンゴジュ、シヒ等の如き常緑樹の必要であるが、概してこれ迄の公園は、貴族や金持ちの庭園其の儘を公開した様な風で、餘りお上品すぎて窮屈な様な気がする。これは一面常緑樹が多すぎるせいではないかと思われる。

志賀公園は、堀池に添えられた休憩所が「くぬぎ茶屋」と名づけられた様に、旧来の史蹟を生かした公園というよりも、櫟(くぬぎ)を中心とした樹林地として特徴づけられる。名古屋の郊外は「早くから農耕地として開発されたため、樹林を伐採し」たといひ³⁸⁾、

狩野は『名古屋都市計画公園』の策定に先立つ都市計画区域内の樹林分布調査を顧みて³⁹⁾、旧市街地に落葉樹林が多い半面、照葉樹林の残る東部の丘陵地を除く郊外には纏まった樹林がなかったと指摘している⁴⁰⁾ [図I-2]。志賀公園では、そうした農耕地の宅地化に際して、新たな樹林地を作り出したといえようが、名古屋の丘陵地の植生であった照葉樹林ではなく、落葉樹を中心としたその植栽は「都市の児童達に四季の自然の變化を教える」という狩野の植生観を具体化したものであった。

ところで、初代の都市計画愛知地方委員会の幹事であった黒谷了太郎は「慰楽再生の機関として最も必要なものは運動場と公園である」とした上で、「一方が静的であるに對し一方は動的であつて、之を同所に置けば不調和を來す原因となる」とし、「公園」と「運動場」の分化を勧めた⁴¹⁾。志賀公園ではその分化は実現していないが、軟式野球場は組合が設置を申し入れて追加された施設といい⁴²⁾、その他I期に着手された公園の多くは、概ね黒谷のいう「公園」と「運動場」の分化を指摘することができる。[表II-2]

2-3. 利用

志賀公園が開園した1931(S6)年の利用状況は、「遠足として來園せるもの十六校、生徒総数約九千人、幼稚園一、児童数一〇〇名、其他地元主催の活動写真映写會、納涼會に來園せるもの四千人に達す」といい⁴³⁾ 主に児童の「遠足」と「活動写真映写會、納涼會」を通じて、広く市民の利用が図られていた。

I期に開園した他の公園がこうした「遠足」地として利用された事実を確認することはできないが、名古屋市保健局が振興したハイキングコースには⁴⁴⁾、庄内・萩山・中村公園に加え、I期には実施に至らなかった指定地6,14,15,23号が目的として加えられており、本『名古屋都市計画公園』の指定地がハイキングコースの一部、また「遠足」地として認識されていたことが伺える。[図II-39]

次いで、「活動写真映写會、納涼會」に類した利用例として、翌1932(S7)年の8月には、志賀・道德・田光・庄内公園と、明治期に整備された鶴舞・中村公園の6つの公園を会場とした公園祭があげられる⁴⁵⁾。ここでは各公園で「夜間ヲ主トス」夜祭が7日間行われ、例えば同年8月27日の志賀公園では「花火大會、盆踊大會、ニワカ、萬歳、舞蹈大會、生花大會」が行われ、狩野は「一番交通機関の悪いところであつたが設備が一番進んでゐる

ので人気を呼び当日園内はギッシリ一杯身動きもならぬ程」であったと報告している⁴⁶⁾。狩野力によれば、公園祭は「地元団体の協力を世に紹介し、あはせて市民一般に公園の實際的效果、これら智識の普及を図る」ものであり⁴⁷⁾、同時に開催された公園展では公園祭の会場となった指定地 6ヶ所の理想風景が「ジオラマ」として展示されていた⁴⁸⁾。こうした公園祭は 1936(S11)年までに 5 回の開催を確認することができ、回を追う毎に新たに開園した公園が参加し、新設された公園を周知する役割を担ったと評価することができる⁴⁹⁾。[図II-40]

第3節. II期における運動公園の成立

3-1. 敷地

指定地 19号において 1937(S12)年 9月に着工された運動公園(現 瑞穂公園)は、指定地において初めての都市計画事業による実施が施された事例であり、終戦まで継続して整備された。

石神甲子郎は 1935(S10)年 4月に都市計画愛知地方委員会へ赴任、着任後間もない頃、官幣大社であった熱田神宮外苑としての「総合運動場」の新設を構想し、新聞、体育協会等を介してその実現を図ったという⁵⁰⁾。1937(S12)年 5月に刊行された雑誌『公園緑地』には、名古屋の運動施設の概況が報告され、そこでは「近時保健国策の唱道盛なるものあり、加之皇紀二千六百年を期してオリンピック開催を契機として公園内に或は総合運動場として、一般国民の運動場造成が勃興して来た」と⁵¹⁾、「総合運動場」を求める民意の高まりが紹介され、こうした「総合運動場」の設置を目的として、新設されたのがここでの運動公園であった。

運動公園の敷地となった指定地 19号は、前述した都市計画変更により、計画位置が変更された唯一の指定地であった。ここでの都市計画変更は、理由書から「総合運動公園ノ設置ハ最モ要スルヲ以テ之ガ候補地ヲ獲得スルコト困難ト認ムルニ依リ公園第十九号ノ位置ヲ変更シ之ガ実現ニ備ヘル」とされたが⁵²⁾、どのような「候補地」が求められたのかは定かではない。

指定地 19号は土地を提供した耕地整理と 2つの土地区画整理に跨って配され、寄付を

容易する目的で選定されたといえようが、既にⅠ期では負担金に換算した寄付がなされており⁵³⁾、敷地の選定が寄付を理由としたただけであったとは言い難い。[図Ⅱ-41]

指定地19号に加えられた都市計画変更は具体的には⁵⁴⁾、旧来の19号(以下、旧19号)を18号の南に移動し、同時に計画面積が28,800坪から47,445坪に拡大された。また18号(計画面積73,000坪)はここで59,505坪に縮小され、その結果は、18号と19号を合せ10万余坪の指定地とみなせる。[図Ⅱ-2,3]

指定地19号には、南北に山崎川、東西に都市計画街路(一等大路第三類 幅員十三間半)が横断し、この都市計画道路は西へ熱田神宮に通じた。また「斷溪」と称せられた名所であった山崎川は、運動公園の新設と併行して「帆船が遡上出来るくらゐに改修」され、「川面を悠々迂り行く白帆を眺める面白さが加はへることになるろう」といい⁵⁵⁾、運動公園はそれらの相互利用が見込まれていた。[図Ⅱ-42]

さらに、指定地19号は既に区画道路の敷設されており、隣接しながらも「総合運動場」の「候補地」に適わなかった18号および旧19号は、共に灌漑池を含み、池際の保安林を一体的に包含したことを鑑みれば⁵⁶⁾、「候補地」には運動施設の設置に適した整地された平坦な土地を必要としたと推測することができる。[図Ⅱ-41]

3-2. 施設・デザイン

運動公園は「東海に君臨する大スポーツ殿堂」と謳われ⁵⁷⁾、山崎川と都市計画街路によって4つに分割された園内には、野球場、水泳場、馬場、庭球場、相撲場、児童園、陸上競技場の各種運動競技場が配され、東西に流れる山崎川の堰堤は「櫻樹を植えて潇洒な散策道路」として予定された⁵⁸⁾。こうした園内は、石神甲子郎によれば「施設の種類の比して面積が若干矮小」であったといい⁵⁹⁾、運動施設の配置は山崎川や都市計画街路を考慮して設計されたとは言い難く、さらに、植栽に関しては、山崎川沿いを除けば運動施設の周囲を枠取ったに過ぎない。[図Ⅱ-24]

石神甲子郎の目した総合運動場は定かではないが、1936(S11)年9月の新聞記事には⁶⁰⁾、「理想的総合運動」と題して「総工費百萬圓総建設坪数三萬四千坪で次の如く陸上競技場(蹴球、ホッケー、サイクル)野球場、プール、テニスコート、相撲場、体育館(武道、球技体操、拳闘練習場ならびに競技場)馬場」が紹介されている[図Ⅱ-43]。運動公園は

この「理想的総合運動」から、体育館を削除、野球場・馬場を縮小した上で、5,000 坪の児童園を加えたものにほぼ相当した。この敷地の決定に先行した施設計画は、運動公園の施設多寡な設計に影響を与えたと考えられる。

3-3. 利用

運動公園と相前後して施された松葉・道徳公園は、「市営近隣運動場」を目的としたといい^{6.1)}、何れもトラック(200m)を兼ねた野球場とテニスコート2面、児童園が施された。II期の実施が運動施設の設置を主眼としたものに変容したことが伺え、その最たる事例が運動公園であったと位置づけられる。[図II-22,23,25]

また運動公園は、都市計画事業として認可された1938(S13)年の理由書に「市民ノ体力向上強化ニ勉ムルト共ニ本市南部ニ於ケル住宅地帯ノ防空公園トシテ国策ニ順應スベク施行セム」とあり^{6.2)}、「防空公園」であったとされる。

木村英夫の『都市防空と緑地・空地』によれば、この「防空公園」とは「市内に空地を保有せしめて空襲時に於ける防火、消防、待避等の用に充て、必要に雄応じては高射砲、照空燈等の軍防空陣地にも供用せしめんとするもの」であったというが^{6.3)}、運動公園と相前後した高射砲陣地の配備はなかった^{6.4)}。

II期に着手された公園のうち、稲永公園は「防空公園トシテ」^{6.5)}、また白川公園は「一朝時ノ際ニ於テハ防空或ハ避難広場トシテ」^{6.6)}利用すると、その理由書に謳われている。特に白川公園は、旧来の市街地に位置し、木村のいう「防火、消防、待避等の用」に最も適う公園であったが、その計画図の『第8号公園計画計画平面図』からトラック(250m)、テニスコート、児童園、徒歩池の設置計画が見て取れる^{6.7)} [図II-16]。さらに稲永公園もトラック(400m)、野球場、テニスコート等が配されたことからみて^{6.8)}、「防空公園」と運動施設の設置を主眼とした「総合運動場」および「市営近隣運動場」は、何れも運動施設を配したものであったと指摘することができる。[図II-21]

第4節. III期における「防空緑地公園」

Ⅲ期に着手された公園は、全て防空緑地公園事業による「防空緑地公園」と称され、その理由書には「決戦下ニ於ケル防空緑地公園ハ防空避難所並軍防空陣地トシテ大ナル利用價值ヲ有スル」とされた⁷⁰⁾。ここでは名古屋市資料館、愛知県公文書館所蔵の公文書に添付された計画図を用い、「防空緑地公園」と括られたⅢ期の公園の施設・デザインに分析を加える。[表Ⅱ-2]

一連の「防空緑地公園」は、1942(S17)年に5ヶ所、1943(S18)と1944(S19)年に16号の1ヶ所、1945(S20)年の3ヶ所の3度に分けて決定された。

1942(S17)年に決定した「防空緑地公園」5ヶ所のうち、新設された土古・呼続・長母寺公園をみれば、まず土古公園の園内の大半は池が施され、トラック・テニスコート2面・児童園が見て取れる[図Ⅱ-30]。また呼続・長母寺公園はいずれも起伏に富んだ指定地の公園化であり、例えば、長母寺公園の計画図には、トラック・テニスコート2面・児童園と庄内側を見下ろす「展望台」が描かれている[図Ⅱ-26]。他2ヶ所は運動公園の拡張と見なせる。19号では新たに加えられた山崎川の沿いの敷地に体育館、弓道場、戦場競技場が設置され、「籠球」「排球」「狭客射撃場」が加えられると同時に、当初の計画では土盛りのスロープに過ぎなかったという陸上競技場のスタンドには「本館」と記された建築物が付加され、さらに、18号では運動公園に隣接した耕地整理組合の公園であった萩山公園が取り込まれている。[図Ⅱ-24,33]

同1942(S17)年には高射砲陣地の一部が指定地17号の鶴舞公園配され、名古屋市資料館所蔵『防空陣地工事箇所図』から8号の白川公園が「設置予定地」とされたが、一連の「防空緑地公園」との関係は特に見出せなく、Ⅲ期の実施箇所の決定は高射砲陣地の配置計画を鑑みたものではなかったと推測することができる。[図Ⅱ-45]

次に、1943(S18)と1944(S19)年に決定した「防空緑地公園」であった16号の東山公園拡張の理由書には「本市ニ建設サルル忠霊塔ハ樹木鬱蒼トシ丘陵起伏シ池沼アル自然公携形態ヲ爲ス(原文ママ)」とあり⁷¹⁾、その計画図から、指定地16号の北端の南斜面を活用し、忠霊塔を軸とした広場の創出が目論まれていたことが伺える⁷¹⁾。[図Ⅱ-29]

最後に、1945(S20)年に決定した「防空緑地公園」では、松葉公園は街路沿い用地が取得され[図Ⅱ-27]、運動公園の拡張では陸上競技場の後背に樹林地が加えられた[図Ⅱ-30]。

また志賀公園の拡張では400mトラックが施され[図II-28]、I期の狩野力の設計が顧みられることはなかった。

田治六郎は本公園計画を「風致景勝を主眼として選定されたものには緑地としての全使命を達成せしめるには遺憾な点が少なくない」と記していたが、「防空緑地公園」のうち呼続・長母寺・萩山・東山公園は、田治のいう「風致景勝を主眼として選定された」指定地に相当した。ここから「防空緑地公園」は風致に富んだ指定地に運動施設を付加し、戦時体制に適った公園の創出を目的としたといえようが、萩山・呼続公園では灌漑池の保全、長母寺公園の展望台等、運動施設が予定された他は、指定地のもった地理的特性の保全が見て取れるのも事実である。

小結

以上をまとめてみよう。戦前名古屋において「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為ス」公園の設置を図った『名古屋都市計画公園』は、1926(T15)年に策定、戦後1947(S2)年に廃止され、その配置・面積配分は戦時下を通じてほぼ一貫して踏襲された。終戦間際まで継続された本公園計画の実施は、特定の事業によらないI期(1926-1934年)、都市計画事業等によるII期(1935-1942年)、防空緑地公園事業によるIII期(1942-1945年)に大きく分けることができる。策定時からその用地取得には耕地・土地区画整理組合からの寄付を見込み、財源の欠如したI期では、指定地の保全が進められつつ、一部が耕地・土地区画整理組合の出資により公園化された。財源が確保されたII期では、郊外の指定地が耕地・土地区画整理組合の寄付により次々と開園した一方、都市計画事業による膨大な事業費用は、市街地の指定地の買収を実現した。さらに、III期では、戦時体制が強化された最中にも関わらず耕地・土地区画整理組合による寄付が勧められ、かつ郊外の指定地が買収により拡張された。I・II・III期を通じて、郊外に新設された公園は寄付によって取得された土地を基としたものであり、耕地・区画整理組合の協力が戦時下を通じた指定地の公園化には不可欠であった。

I期には、一部の郊外の指定地ではその風致を生かした公園が施されたが、本公園計画

に基づき始めて実現した志賀公園では、平坦な農耕地に過ぎなかった指定地に遊具・トラック等を完備しつつ、子供達が四季に親しむべく落葉樹林が作り出され、その他の公園および実施に至らなかった郊外の指定地と共に、郊外の遠足・ハイキングの目的地として活用されていった。II期には、旧来の名所として知られた指定地に総合運動場として新設された運動公園をはじめ、相次いで実施された公園は運動施設の設置を主眼としたものに変容し、それらは「防空公園」にも適うものとして位置づけられた。戦時体制の強化されたIII期には、その実施は「防空緑地公園」を標榜するものとして画一化されたが、予定された公園の施設・デザインから、旧来の風致を主眼とした指定地の一角に運動施設等を施し、その利用が目論まれていたことを確認することができた。

こうしたI・II・III期に実施過程の変容には、都市計画愛知地方委員会の公園担当技師の意向が強く表れていたと推察することができる。例えば、I期はほぼ本公園計画の立案を担った狩野力の在任期間に相当し、I期に実施された多くの公園には風致を生かした施設・デザインが施されたが、I期の最後に実施され、石神甲子郎が実施を担ったという中村公園の拡張では運動施設の設置が図られており、施設からはII期の公園に相当する。さらに、田治六郎が着任したIII期では、II期には着目されていなかった風致に富んだ指定地の実施が図られたが、運動施設を備えながらも、指定地に内包された灌漑池等は概ね保全されたとして評価することができよう。

【註】

- 1) 拙稿『『名古屋都市計画公園』の計画理念』日本建築学会計画系論文集 522 号, 1999 年, pp. 207-214. なお本公園計画は戦後の名古屋復興都市計画公園に踏襲され、軍用地の跡地が新たに指定され、実現の見込みのないものが削除されつつ、今日の名古屋の主要な公園を形作っている。
- 2) 1927(S2)年 4 月に開催された都市計画主任会議において土地区画整理の施工面積 3 パーセントを公園保留地として確保することが申し合わされ、名古屋でも 1937(S12)年には土地区画整理施行総面積の 1.939 パーセントにあたる約 22 万坪が公園保留地として確保された。石神甲子郎「名古屋の整地事業と小公園」『公園緑地』第 1 巻第 5 号, 1937 年, p. 52.
- 3) 本章の第 1 節は拙稿『『名古屋都市計画公園』の実施について』、日本建築学会学術講演梗概集 2000 年を加筆・修正したものである。なお指定地に実施された公園の一部は、区画整理との関係から鶴田佳子、南谷考廣、佐藤圭二「名古屋市における戦前区画整理設計水準の発展過程に関する研究」第 29 回日本都市計画学会学術系論文集, 1994 年, pp. 211-216、また堀田典裕「道徳地区における住宅地形成とその空間的特質について—近代名古屋における郊外住宅地開発(Ⅲ)—」、日本建築学会計画系論文集 478 号, pp. 167-177、丸山宏『近代日本公園史』思文閣出版、1994 年、越沢明「名古屋の都市計画の成り立ち」『アーバンアドバンス』6 号, 1995 年, pp. 133-139. に取り上げられている。また本公園計画の 1935 年以降の変遷は名古屋都市センター『名古屋都市計画史』, 1999 年に記されているが、その全容は未だ明らかではない。
- 4) および愛知縣公文書館の所蔵公文書には事業計画書と共に配置図、平面図等の図面史料が添えられている。
- 5) 皇太子殿下御降誕記念事業は、皇太子殿下御降誕の記念として、皇室から「母性並児童保護事業」に下賜された 75 万円を下に、施行された事業であり、1934(S9)年 2 月に調査委員会が設置され、1937(S12)年 9 月に本公園計画の指定地を含む 10 ヶ所の公園が実施された。名古屋市土木局公園課『皇太子殿下御降誕 記念事業公園』, 1943 年

に詳しい。

- 6) 北村徳太郎「名古屋都市計画公園決定時と狩野課長の思い出」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,pp.67.
- 7) 名古屋市役所『名古屋都市計画街路及運河並公園配置圖』原縮尺 1/30,000,1943年、および都市計画地図発行所『名古屋都市計画公園並風致地區配置圖』原縮尺 1/20,000,1935年
- 8) 老兵生「愛知縣都計三〇年の歩み」『新都市』第5巻第10号,1951年,p.92.及び、『都市公論』の「叙任及辞令」による。同書には1941(S16)年3月以降の記述はないが、1942(S17)年には田治六郎の着任が田治の論文から確認することができる。
- 9) 野間守人「名古屋市の公園状況」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,p.14.
- 10) 前掲書8)及び、『名古屋市職員録』を参照とした。
- 11) 石川栄耀「名古屋都市計画公園第一期」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,pp.67-70. 狩野は、志賀公園の寄付が決定した組合会合の後、急逝したという。阿伎生「狩野君を憶ふ」『都市公論』第17巻,1934年,pp.90-95. に詳しい。
- 12) 石神甲子郎は1938(S13)年9月に神奈川に転出した。田治六郎の着任までは、愛知県都市計画課長であった真坂忠蔵が実施を主導したと推測されるが定かではない。
- 13) 狩野力は「公園道路の如き補足」を考えているとなながらも、本公園計画の「如きネットな計画だけでも、財界不況の折柄実施計画に対しては歩が進まず」と記し、策定当初の本公園計画の実施さえも儘ならなかった状況が伺える。「名古屋の公園計画と其の後」『都市公論』第15巻第6号,1932年,p.80.
- 14) 拙稿「『名古屋都市計画緑地』の計画理念」日本建築学会計画系論文集534号,2000年
- 15) 何れも既に用地取得が見込まれた土地を都市計画事業により公園施設を施した。名古屋都市センター『名古屋都市計画史』,1999年に詳しい。
- 16) 石上甲子郎「名古屋都市計画公園指定の効果」『造園雑誌』第3巻第3号,1926年,pp.219-229.
- 17) 田治六郎「名古屋都市計画緑地事業概況」『公園緑地』第6巻第8号,1942年,p.12.
- 18) 前掲書17)に同じ。

- 19) 『都市計画愛知地方委員会会議録 第14回』,1920年,p.20.
- 20) 18号萩山公園、19号田光公園は萩山保勝会、田光池振興会保勝会の関係がみられる。志賀公園の事例を含めI期の実施には、史蹟保全、保勝会の影響を指摘することができる。
- 21) 前掲書13)に同じ。狩野は、郊外の耕地・土地区画整理の進展と同時に、本公園計画の指定地以外にも数多くの公園保留地が確保されたが、未整備のまま放置され、市街化に際して売却された保留地もあり、狩野は「本物の公園として、永久的な施設を施して欲しいものである」と記している。
- 22) 「名古屋都市計画公園指定地内家屋調査(1936年2月調査)」前掲書16)に収録。
- 23) 寄付の概要は前掲書16)による。
- 24) 庄内公園でもその整備費が庄内町の出資と寄付によって賄われた。
- 25) 例えば、熱田神宮では北山墓地の集団移転がなされた。真坂忠蔵「熱田神宮の造営に就て」『公園緑地』第4巻第10号,1940年,pp.5-10. に詳しい。
- 26) 柘植鉦太郎「土地発展策と公園」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,pp.53-55. また加藤義次「公園と整地事業の実際問題」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,pp.56-58. に詳しい。
- 27) 狩野力「区劃整理に依る公園計画の實施」『都市公論』1931年,pp.170-172. 因みに、I期に進められた最大の公園として16号東山公園があげられるが、狩野の没後野間守人によって遂行された。因みに、志賀公園は「東山公園に實現に大に預かて力があつた」と、本公園計画の實施の契機となった事例であったとされた。「座談会名古屋の公園を語る」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,p.37.
- 28) 櫻井清約「區劃整理に於ける小公園施設」『大名古屋の區劃整理』,1932年,p.45.
- 29) 近藤孝次郎「完成せる志賀公園」『區劃整理』第1巻第2号,1935年,pp.15-20. による志賀公園の経緯を以下に記す。

昭和五年三月二十七日 公園施設費豫算を計上可決す

同 年四月 十九日 地鎮祭執行

工事概況

第一期工事(昭和五年六月より翌年六月まで)

池掘削及土留工事、盛土地均し排水工事、園路及築山築造、池邊修飾、
樹林植栽、芝生付、運動器具、鉄製藤棚設置、橋二渡架設、便所、亭各
一棟新築、二百米トラック完備

第二期工事（昭和七年七月）

パーゴラー棟（建坪三十坪）新設

第三期工事（昭和八年二月より四月まで）

グラウンド拡張部分埋立、樹林捕植及移植、排水工事

第四期工事（昭和八年五月より翌年三月まで）

休憩所（建坪四十坪餘）新築及庭園築造

30) 前掲書 29)に同じ。

31) 名古屋市資料館『名古屋史蹟名勝天然記念物調査要領（写）』,1924年には以下
のように報告されている。

名称 平手政秀宅址跡及碑

所在地 名古屋市西區西志賀町字機場

地目 畑

地積 貳畝歩

現状 周囲ニ石ノ玉ヲ以テメグラス

由来徴證傳説 往古平手政秀居住セン所ト言ヒ傳フ

其ノ土地現在ノ使用方法 遺跡トシテ保存セリ

所有者ノ住所氏名 名古屋市

史蹟ノ保存方法 西志賀町政秀遺跡保存会ニテ保存ヲナス毎年一月ニ金城小学
校聯区教育会ト提携シテ政秀公ノ法要ヲナス

工作物其ノ他 碑、長サ五尺、幅二尺五寸、厚八寸

石碑は江戸後期の享和（1801-1804年）に建立されたといい、19世紀初頭に始める
史蹟保全の一つであったと考えられる。因みに19世紀の史蹟保全は羽賀祥二『史蹟論』
名古屋大学出版社,1998年に詳しい。

- 32) 前掲書 27)に同じ。
- 33) 前掲書 28)に同じ。
- 34) 近藤孝次郎「志賀公園造成古録」『公園緑地』第 1 巻第 5 号,1937 年,pp.71-73. による。
- 35) 前掲書 27)に同じ。
- 36) 狩野力「児童公園設計の話」『都市創作』第 3 巻第 8 号,1928 年,pp.46-47. 一方、「幾何学的設計を唱へる人の側は、規則正しく植えることを目的に叶った植え方なりと云うている。即ち公園面積をば経済的に利用する事が出来るし、又児童達に對して其の頭に秩序と規律の念を植えつけるのに、よい機會を興へるからだと云つている」とある。
- 37) 前掲書 36)に同じ。
- 38) 前掲書 28)に同じ。
- 39) 「名古屋都市計畫公園参考森林分布図」(『都市計畫要覽 第六卷付図』、柏書房、1988 年に再録) からも判読することができる。
- 40) 狩野力「郊外植樹ヨタ話」『都市創作』第 3 巻第 9 号,1927 年,p.59.
- 41) 黒谷了太郎『都市計畫と農村計畫』広台社,1927 年,p.215.
- 42) 2,000 坪の追加は軟式野球場の設置を目的としたという。前掲書 27,28)
- 43) 前掲書 28)に同じ。
- 44) 名古屋市『大正昭和名古屋市史第六巻』,1949 年,p.285. また指定地 6,14,15,23 号は遠足に用いられた。『公園緑地』第 1 巻第 5 号,1937 年,p.103.
- 45) 狩野力「名古屋の公園祭り」『都市公論』第 15 巻第 11 号,1932 年,pp.121-123.
- 46) 前掲書 45)に同じ。
- 47) 前掲書 45)に同じ。
- 48) 「展覧会」は松坂屋六階にて開かれ、1. 東京内務省衛生局国立公園資料 2. 大阪公園関係其他参考圖 3. 京都新設運動場関係圖面 4. 名古屋各公園並ニ小公園圖、パノラマ、ジオラア、将来ノ計畫 5. 横濱児童遊園参考資料 6. 東京復興公園ノ各種等 の資料が展示された。前掲書 8) に同じ。
- 49) 『名古屋新聞』から確認した。例えば、第 5 回に参加した公園は本公園計畫の指定地における公園として、鶴舞公園・中村公園・庄内公園・志賀公園・道德公園・萩山

公園・田光公園・東山公園と、その他2つの小公園が参加した。特に東山公園では開園する以前から花火大会が行われたという。

- 50) 石上甲子郎「名古屋公園問題の回顧」『區劃整理』第5巻、1939年、pp.152-155。
運動公園は都市計画事業に際して1938(S13)年に新設された厚生省の国庫補助金「運動場建設補助」が付与され、運動公園は全国15都市の運動場建設の一例であった。
- 51) 櫻岡威「名古屋の運動場・遊園地・ゴルフ場等」『公園緑地』第1巻第5号、p.97.
- 52) 国立公文書館所蔵『公文雑纂 卷六十一』に収録。
- 53) 例えば、買収費としての寄付は既に庄内公園の新設からみられ、東山公園ではその土地区画整理組合が3万坪を名古屋市に寄付し、売却益は施設費に動物園の費用として充てられた。前掲書3)に詳しい。因みに1936(S11)年8月26日付け『名古屋新聞』には、「名古屋市総合運動場建設建設の濃厚な折柄南區田光池公園地元大喜町では皇紀二千百年記念事業として田光公園を中心とする熱田神宮外苑運動場建設方を25日愛知県に陳述した」とあり、積極的な誘致活動がなされたことが伺える。
- 54) 前掲書52)による。
- 55) 「大スポーツ殿堂四年計画で実現」『都市公論』第21巻第2号、1938年、p.135.
- 56) 運動公園は瑞穂耕地整理組合に立地した。瑞穂耕地整理組合は「樹林も多く南面の傾斜地で風致のよい所であったが、地形を無視した設計を実施したため、利用な困難な敷地が出来た。それで山を削って谷を埋める等無駄の費用を使った上に風地上も残りよい結果は得られなかった」といい、開発に際してそのまま残された18,19号とそこに開園した田光公園・萩山公園は、宅地の中の貴重な自然であったと言える。前掲書28)
- 57) 前掲書55)に同じ。
- 58) 前掲書55)に同じ。
- 59) 石神甲子郎「国費に依る運動場の助成」『公園緑地』第3巻第10号、1939年、p.24.
- 60) 1936年9月3日付『名古屋新聞』
- 61) 石神甲子郎「名古屋の整地事業と小公園」『公園緑地』第1巻第5号、1937年、p.52.
- 62) 名古屋市政資料館所蔵『昭和十三年度 都市計画運動公園新設事業公債』、1938年に収録。
- 63) その面積・位置は「都市計画に於ける近隣公園の設計標準に準拠すれば良い」と

ある。木村英夫『都市防空と緑地・空地』日本公園緑地協会,1990年,pp.30-33.また昭和13年に東京で建設された5ヶ所の防空公園は、「現在の東京の各公園と趣を異にして樹林、池等の人工的施設を設けず専ら地ならしなどをやって廣場とし平時は體力向上のため運動公園としいざ空襲の際は民間防空用の廣場にする」とうものであったという。「世界一飛行場と防空公園建設」『都市公論』第21巻第9号、1938年、p.72,73.

なお「近隣公園」とは、東京緑地協議会の決定事項として近隣公園の施設は以下のようにしめされた。『公園緑地』第3巻2,3合併号,1939年

陸上競技場、軽球球技場、水泳場、体育館其ノ他ノ運動施設 徒歩園、教材園、演奏場、映写場、ラジオ塔等 児童公園施設及公園ノ一般施設

一方、それに先立つ1924(S13)年に示された内務省都市計画局の資料「公園計画ニ就テ」では、近隣公園は次のように定義された。戦時下の近隣公園との差異、特に運動場としての位置づけが高まったことがわかる。

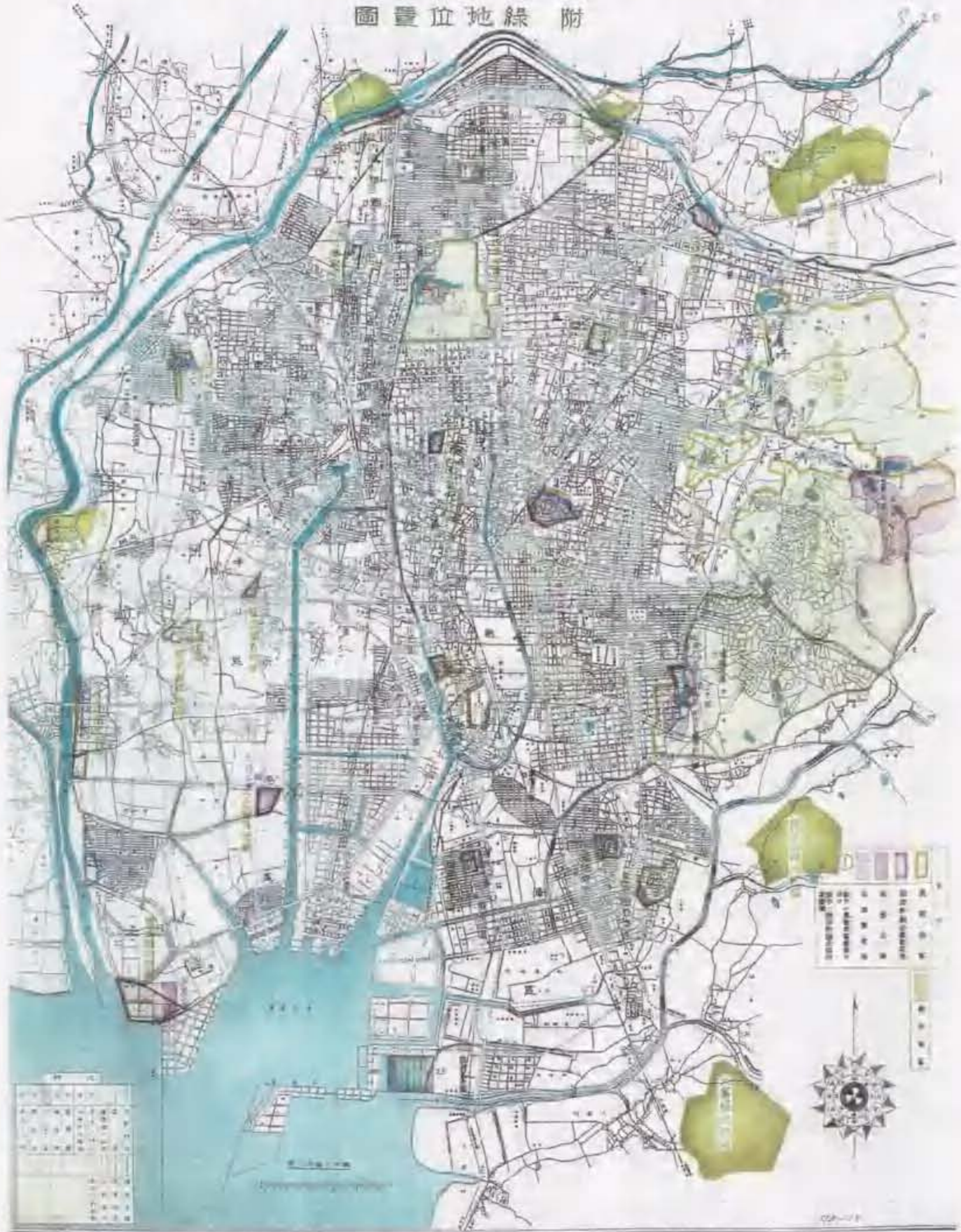
各年齢近隣市民ノ慰楽地トシ、前児童公園モ亦コノ一部ニ包含ス。其ノ設計ニ於テ、各種ノ様式アル可ク、地域制ノ如何、地方ノ情勢ノ如何ハ近隣ノ静寂閑雅ナル公園又ハ社交中心地的設備アル公園トナル可シ。即チ、或物ハ喬木、灌木、芝生、花園、緑道、遊歩道、小禽獸舎、水盤、噴水、彫像類、又或物ハ音楽堂、俱樂部、ハウス、テニス、クリケット、ボーリング、ノ如キ輕易ナル運動場、水泳場、並木、緑陰類ノ設備ヲ相俟ッテ、市民健康ニ、又社交教養趣味ノ健全ヲ念トシ、都市民ノ郷土化、都市計画分散主義ニ適応セントス。

- 64) 防衛庁防衛研究所戦史室『本土防空作戦』朝雲新聞社,pp.397-399.による。
- 65) 名古屋市政資料館所蔵『昭和十四年度都市計画稲永公園新設事業公債』,1939年
- 66) 名古屋市政資料館所蔵『昭和十五年度都市計画白川公園新設事業起債関係書類財務課』,1940年
- 67) 前掲書65)に収録。

- 68) 前掲書 65) に収録。
- 69) 名古屋市資料館所蔵『昭和十七年度都市計画防空緑地公園事業起債稟請書』, 1942 年
- 70) 愛知県公文書館『名古屋都市計画決定 公園 I』
- 71) 1938 年の時点では、「名古屋市内には殆ど類のない『自然のままの公園』建設」として、「東山公園の北方三町餘の通称新池という大池を取り入れた附近の松丘や小山などの約一萬坪の景勝地で、池には市営の貸ボートを浮かべ、湖畔にガーデンをつくつて趣向を添えピクニックの好適地にしようというのである」とされていた。「新池を取入れ自然公園」『都市公論』第 21 卷第 10 号, 1938 年, p. 103. なお忠霊塔は 1942 (S17) 以降、全国に設置され、その建設敷地は「参拝に便利な場所を選ぶのが第一である。たとへ森蔽であり、環境がよくても遺族や住民のお詣りに不便な所では意味をなさない」とされたが、市域外周の丘陵地に立地した名古屋の事例は、適地に建設されたとはいえない。飯田貞固「忠霊塔の建設状況とその實例」『公園緑地』第 7 卷第 9 号, 1943 年, p. 3.

名古屋都市計画公園並風致地区配置圖

附 綠地位置圖



図II-1 名古屋市役所『名古屋都市計画公園並風致地区配置圖』原縮尺 1/30,000、1943年

名古屋市政資料館、愛知県公文書館所蔵。

本圖は名古屋都市センター『名古屋都市計画史 図集編』, p.66. から転載。

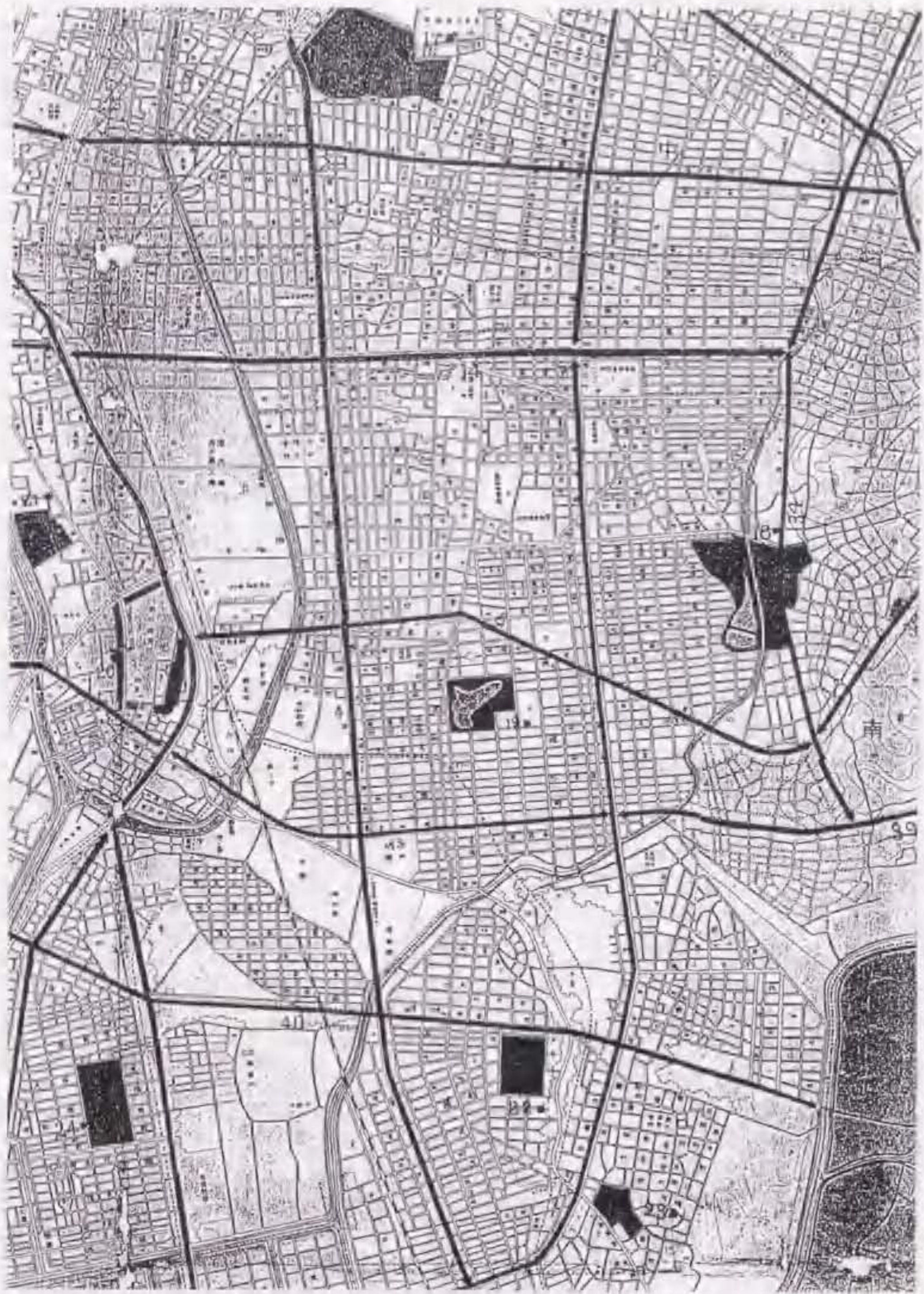


図11-2 都市計画変更前の指定地18・19号、1935(S10)年

出典：都市計画地区発行所『名古屋都市計画街路及運河

基本図配図集』縮尺1/20,000、1935年(部分)



図II-3 都市計画変更後の指定地18・19号, 1943(318)年

出典: 名古屋市役所『名古屋都市計画公園並風景地画配置圖』原縮尺1/30,000, 1943年(部分)



図II-4 「鶴舞公園平面圖」(1/6,000)

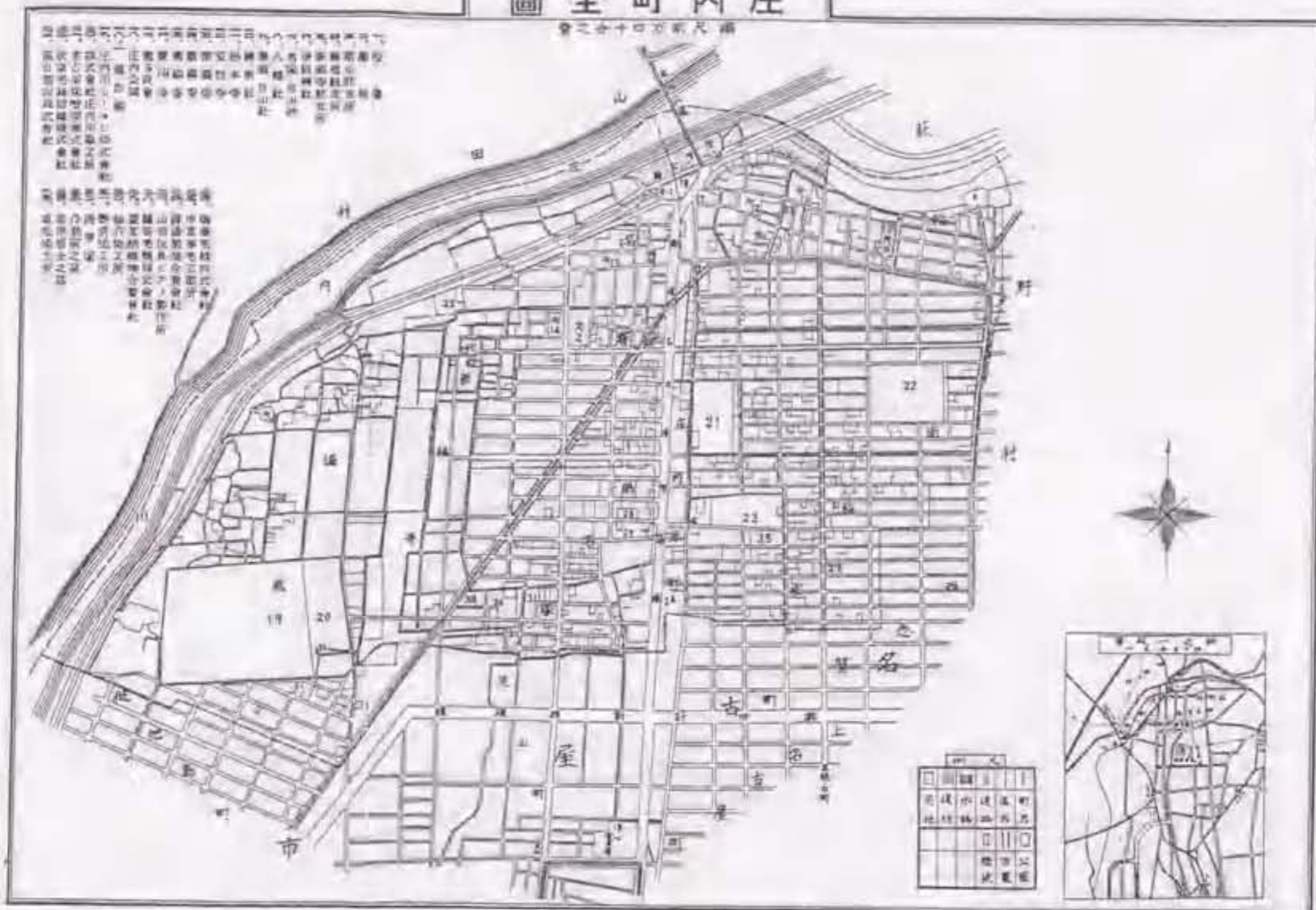
出典：『公園緑地』第1巻第5号、1937年、p.104.



図II-5 「中村公園擴張計畫概略圖」(1/6,000)

出典：『公園緑地』第1巻第5号、1937年、p.104.

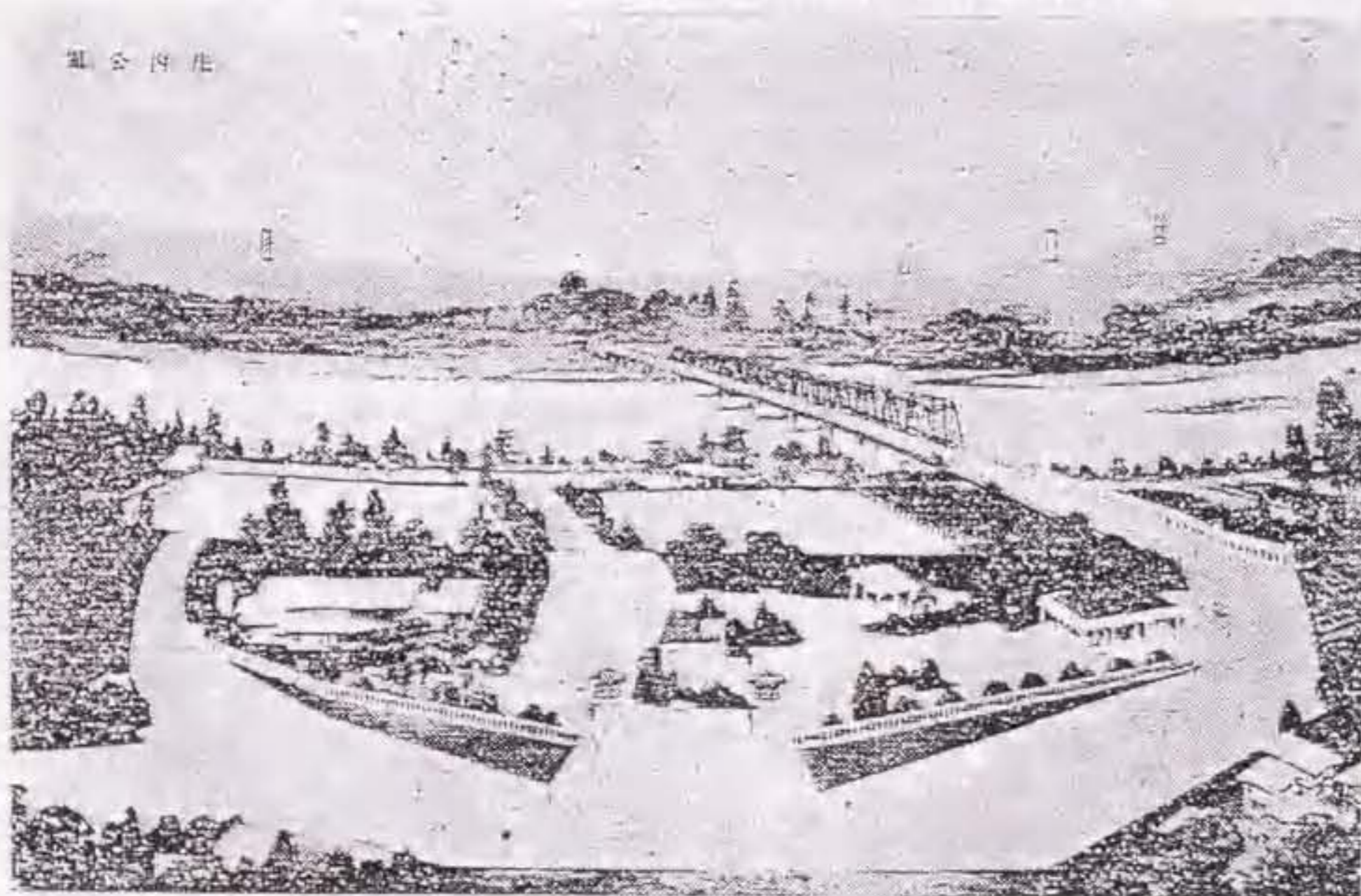
庄内町全圖



圖II-6 「庄内町全圖」

出典：愛知縣西春日井郡庄内町役所『庄内町記念録』、1937年、巻頭図版

庄内公園



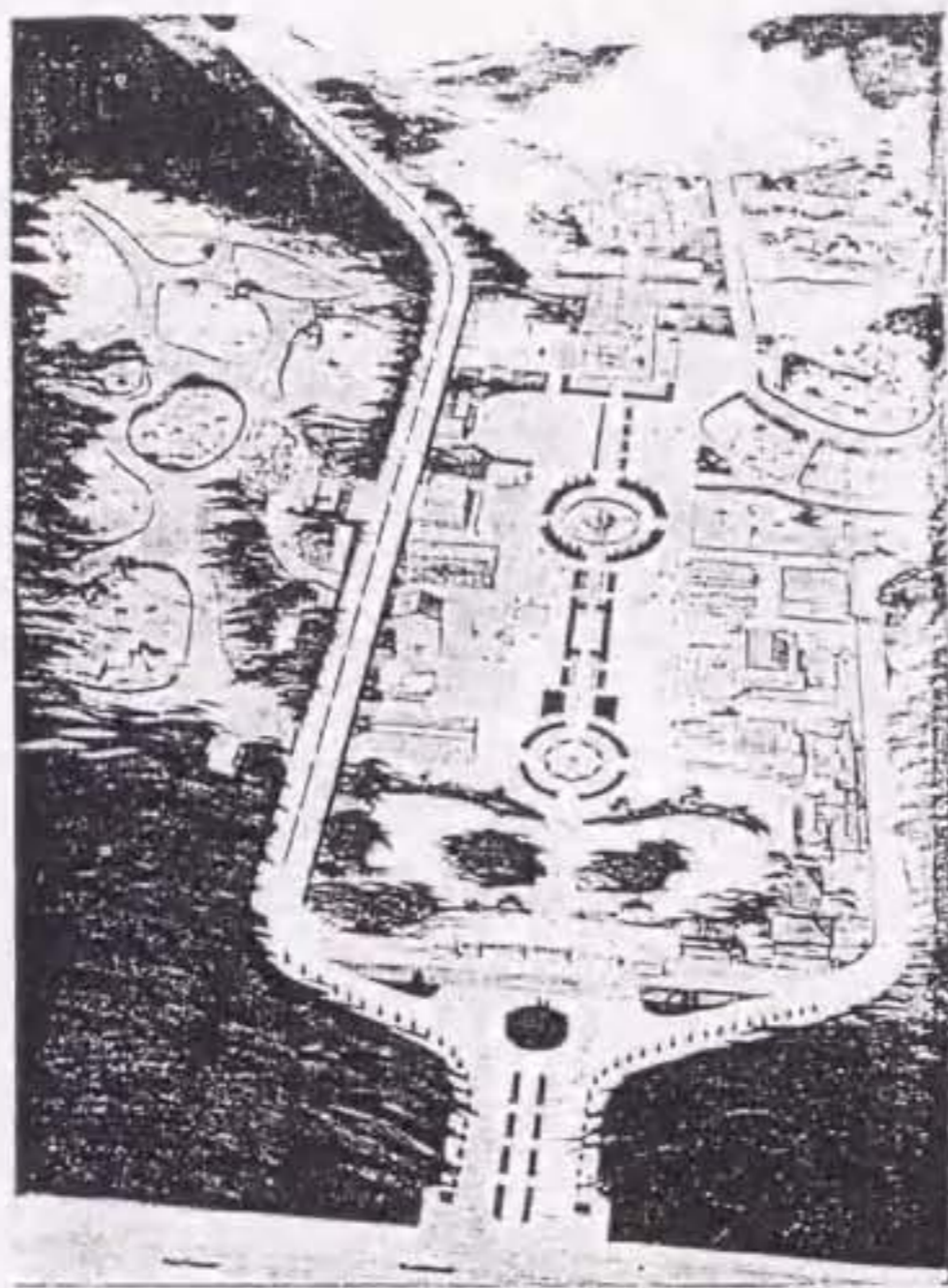
圖II-7 「庄内公園」

出典：『都市公論』第15卷第11号、1932年、p.122.



図II-8 「東山公園平面圖」

出典：『公園緑地』第1巻第5号、1937年、p.20.



図II-9 「動物園鳥瞰圖」

出典：名古屋市役所『名古屋都市計畫及都市計畫事業』、1937年、p.120.



図II-10 志賀公園 (1/6,000)

出典：名古屋市政資料館公文書法00212

「西志賀土地區劃整理組合地區整理圖」、原縮尺1/3,000、年代不明



圖II-11 荻山公園 (1/6,000)

出典：「瑞穗耕地整理組合使用圖」、原縮尺 1/3,000、年代不明 (部分)



圖II-12 田光公園 (1/6,000)

出典：「瑞穗耕地整理組合使用圖」、原縮尺 1/3,000、年代不明 (部分)

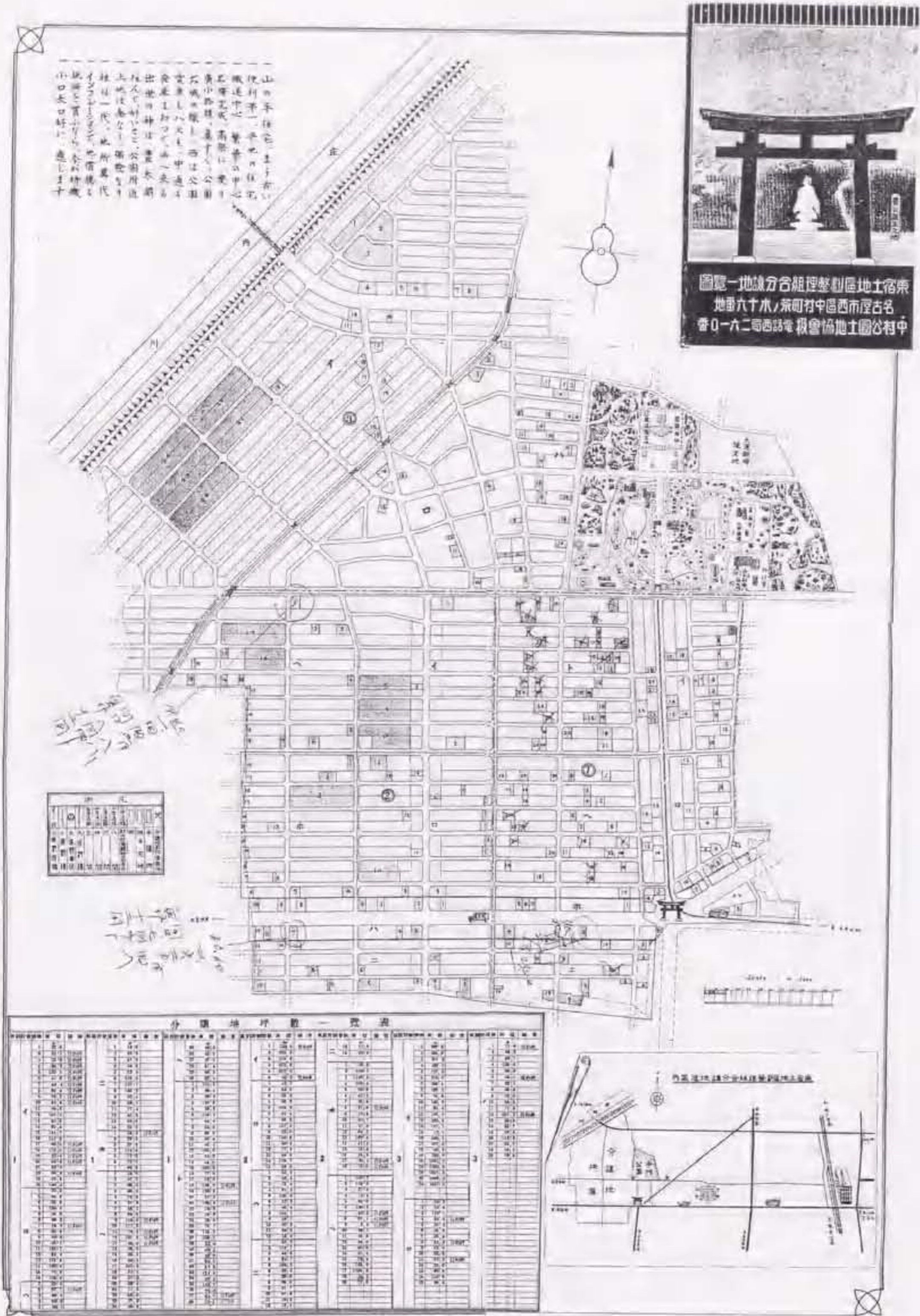
名古屋市呼続耕地整理組合確定圖

縮尺三千分之壹

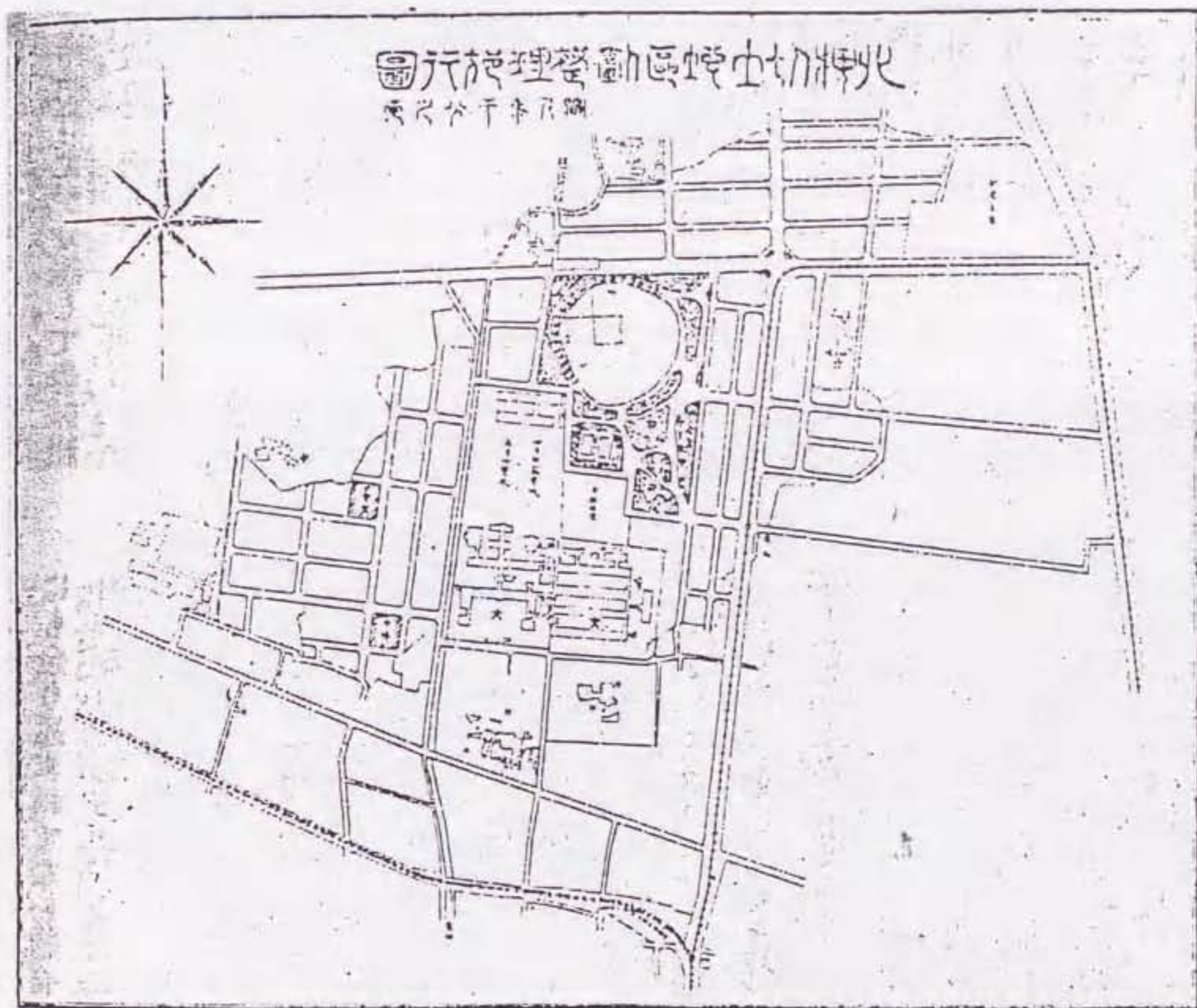


図II-13 耕地整理事業後の指定地22号

「名古屋市呼続耕地整理組合確定圖」、原縮尺1/3,000、年代不明

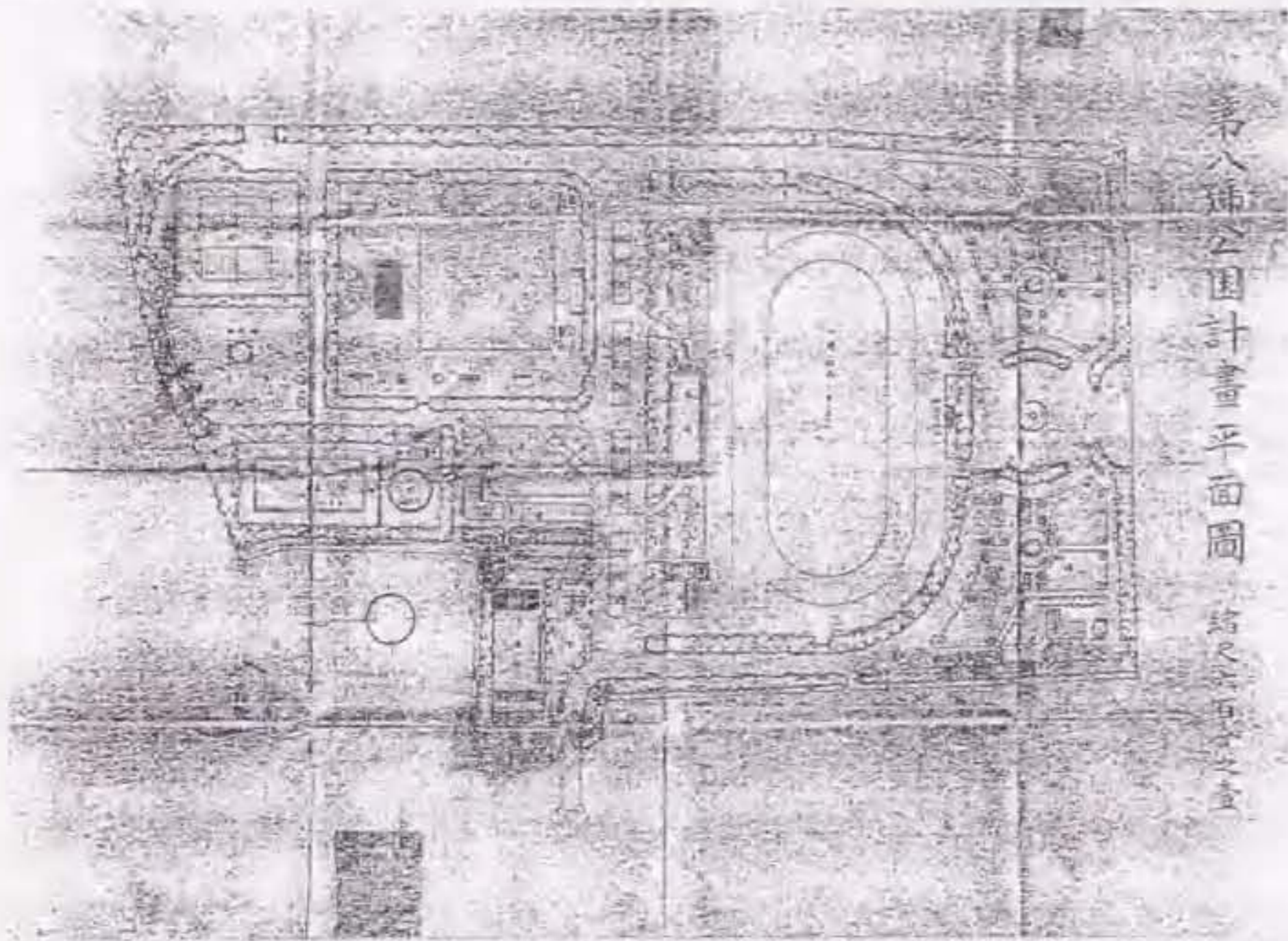


図II-14 土地地区画整理事業後の指定地7号
 「中村公園土地協會抜 東京市宿区土地整理組合分譲地一覽圖」、原縮尺1/3,000、年代不明



図II-15 指定地10号 (1927年)

出典：「北押切土地區劃整理施行圖」『都市創作』第4卷第7号、1927年、p.76.

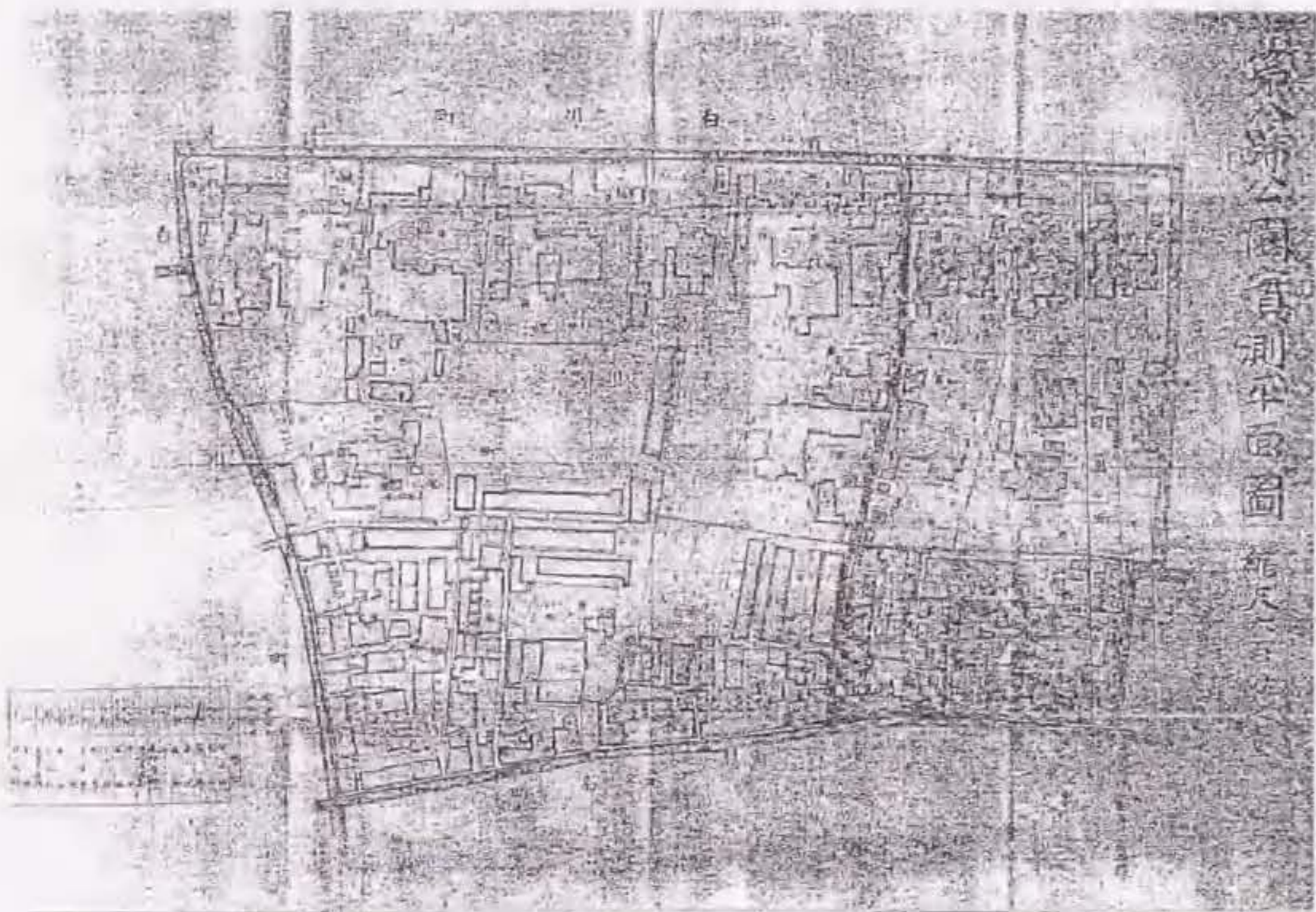


第八號公園計畫平面圖
昭和十五年

圖II-16 「第八號公園計畫平面圖」(1/3,000、現況：白川公園)

出典：名古屋市資料館

『昭和十五年度 都市計畫白川公園新設事業起債關係書類 財務課』、原縮尺 1/600



第八號公園實測平面圖
昭和十五年

圖II-17 「第八號公園實測平面圖」(1/3,000)

出典：名古屋市資料館

『昭和十五年度 都市計畫白川公園新設事業起債關係書類 財務課』、原縮尺 1/600



図II-18 「熱田神宮公園附近見取図」

出典：『公園緑地』第4巻第10号、1937年、p.5.



図II-19 「熱田神宮公園計畫平面圖」

出典：『公園緑地』第4巻第10号、1939年、p.7.



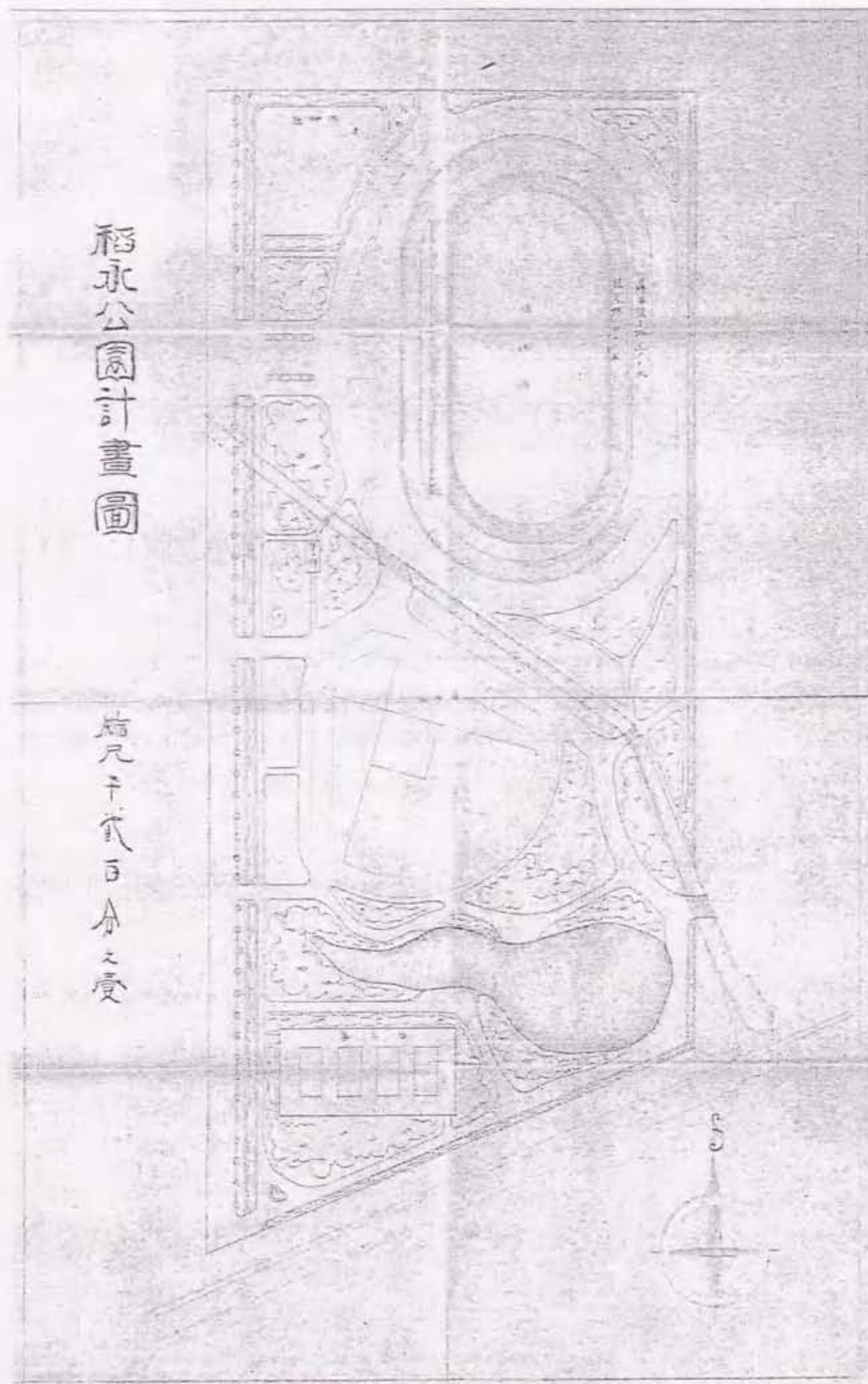
名古屋熱田公園調査

名古屋熱田區熱田區尾張町、熱田西町地内

位	置	熱田西町地内
總面積		二五、八〇〇坪
內買收面積		二一、一七五坪
總事業費		一、六六九、六〇〇圓
內用地費		九六五、〇〇〇圓
補償費		四一〇、〇〇〇圓
工事費計		二二二、六〇〇圓
內整地費		二〇、〇〇〇圓
苑路費		二五、〇〇〇圓
廣場費		二〇、〇〇〇圓
排水費		三〇、〇〇〇圓
植樹費		三〇、〇〇〇圓
建築物費		三六、〇〇〇圓
工作物費(門柵其地)		二六、〇〇〇圓
兒童遊樂場費		五、〇〇〇圓
運動場費		五二、〇〇〇圓
照明費		五、〇〇〇圓
雜費		三、六〇〇圓
工事費		一〇〇、〇〇〇圓
雜費		二、〇〇〇圓
工事着手	昭和十五年十二月二十六日	
工事完了	昭和十七年十二月末日	

図II-20 「熱田神宮公園平面圖」

出典：『公園緑地』第6卷第8号、1942年、p.35.

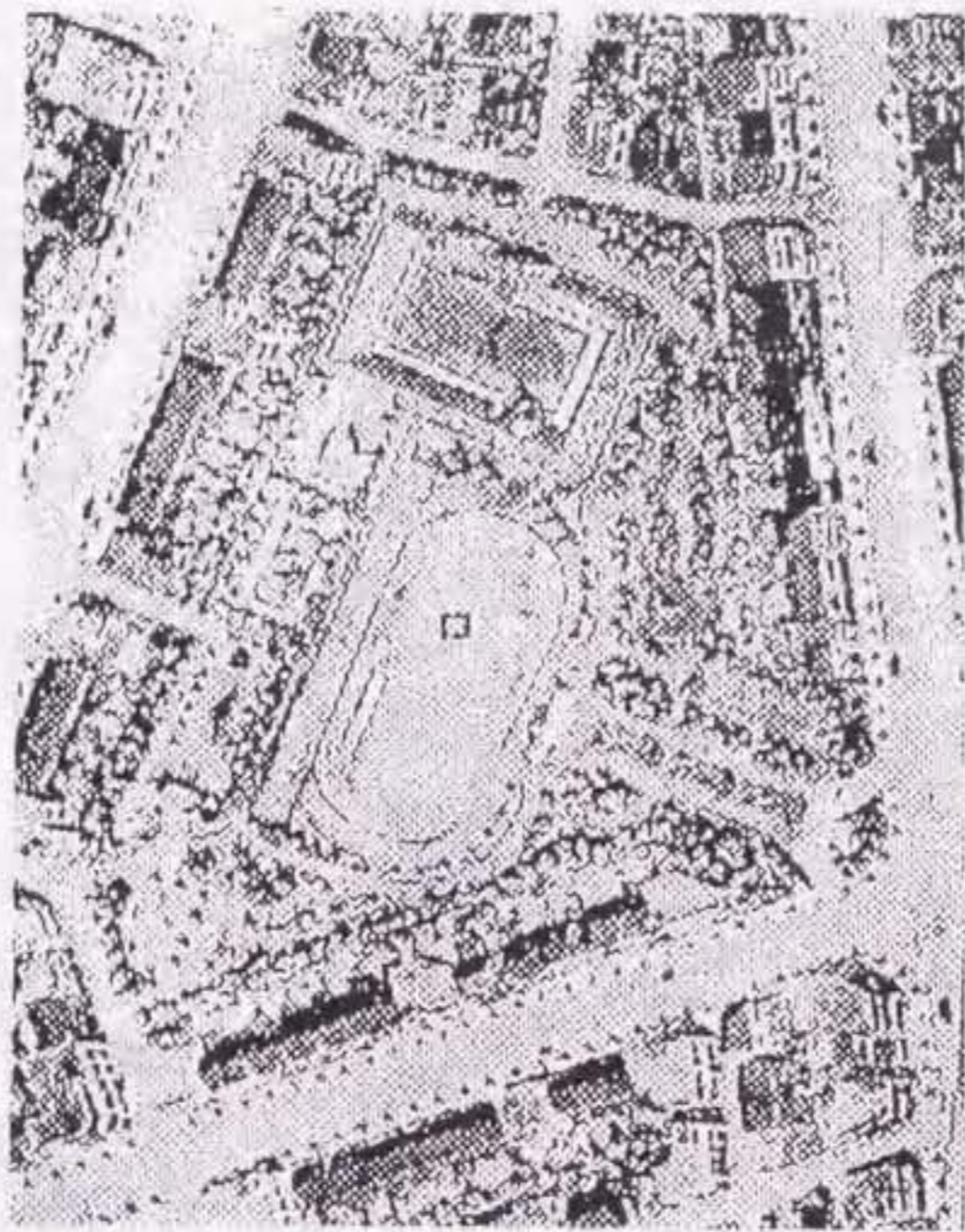


稻永公園計畫圖

縮尺千分之二

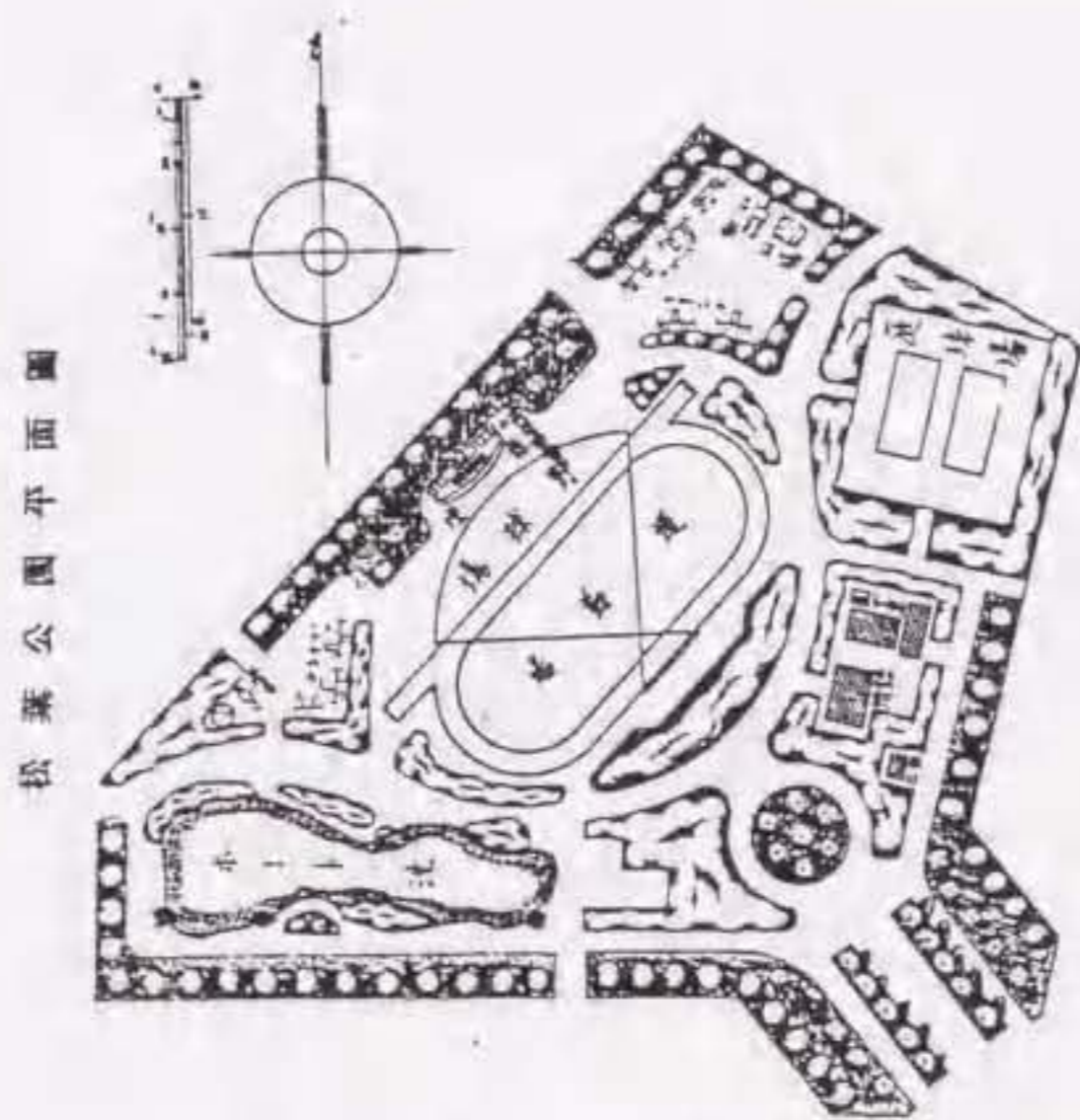
図II-21 「稻永公園計畫圖」(1/3,000、現況：稻永東公園)

出典：名古屋市資料館『昭和十四年度 都市計畫稻永公園新設事業公債』、原縮尺 1/1,200



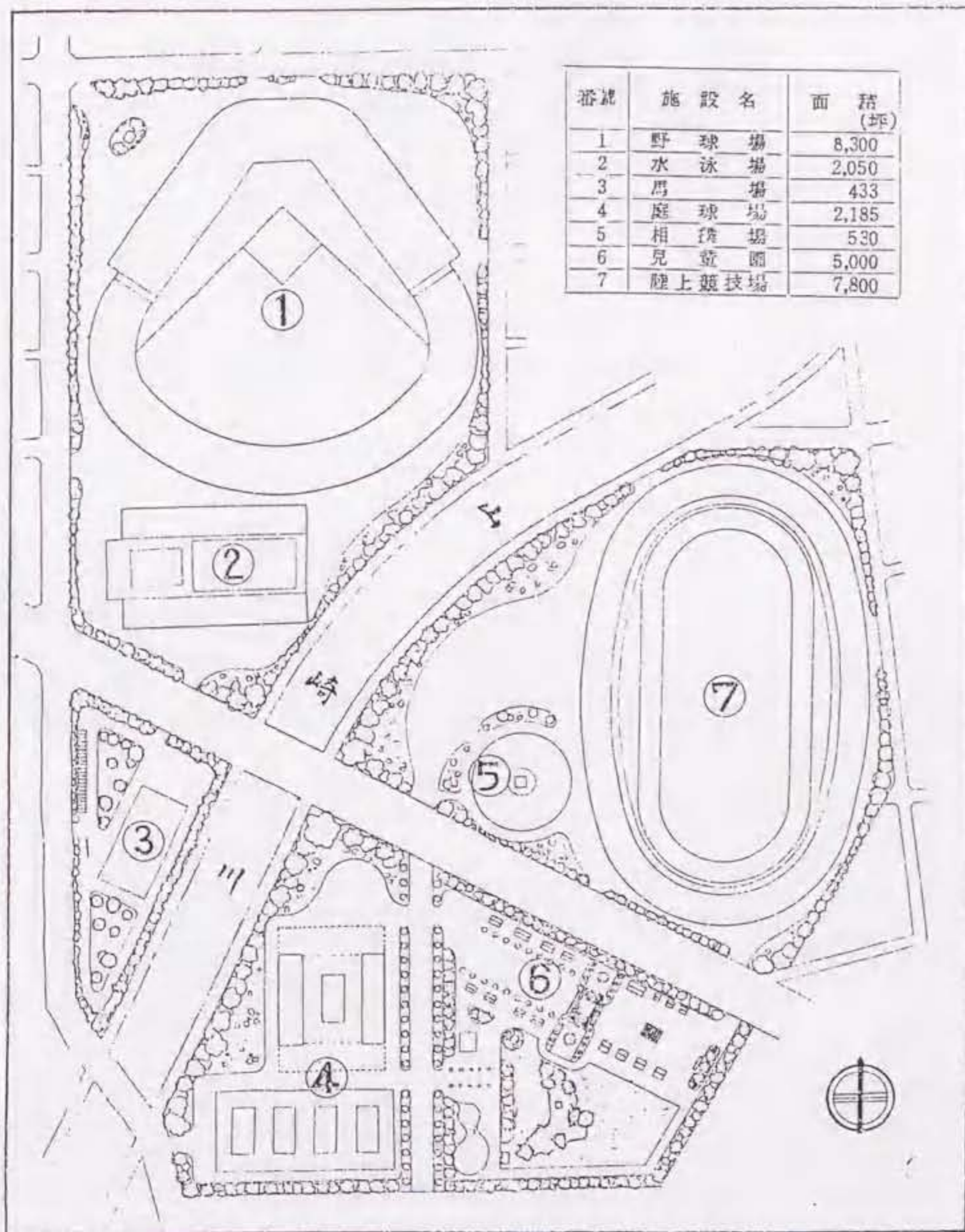
図II-22 松葉公園

出典：「都會児に贈る一萬坪の公園」『名古屋新聞』（1936年9月3日付）



図II-23 「松葉公園平面圖」(1/3,000)

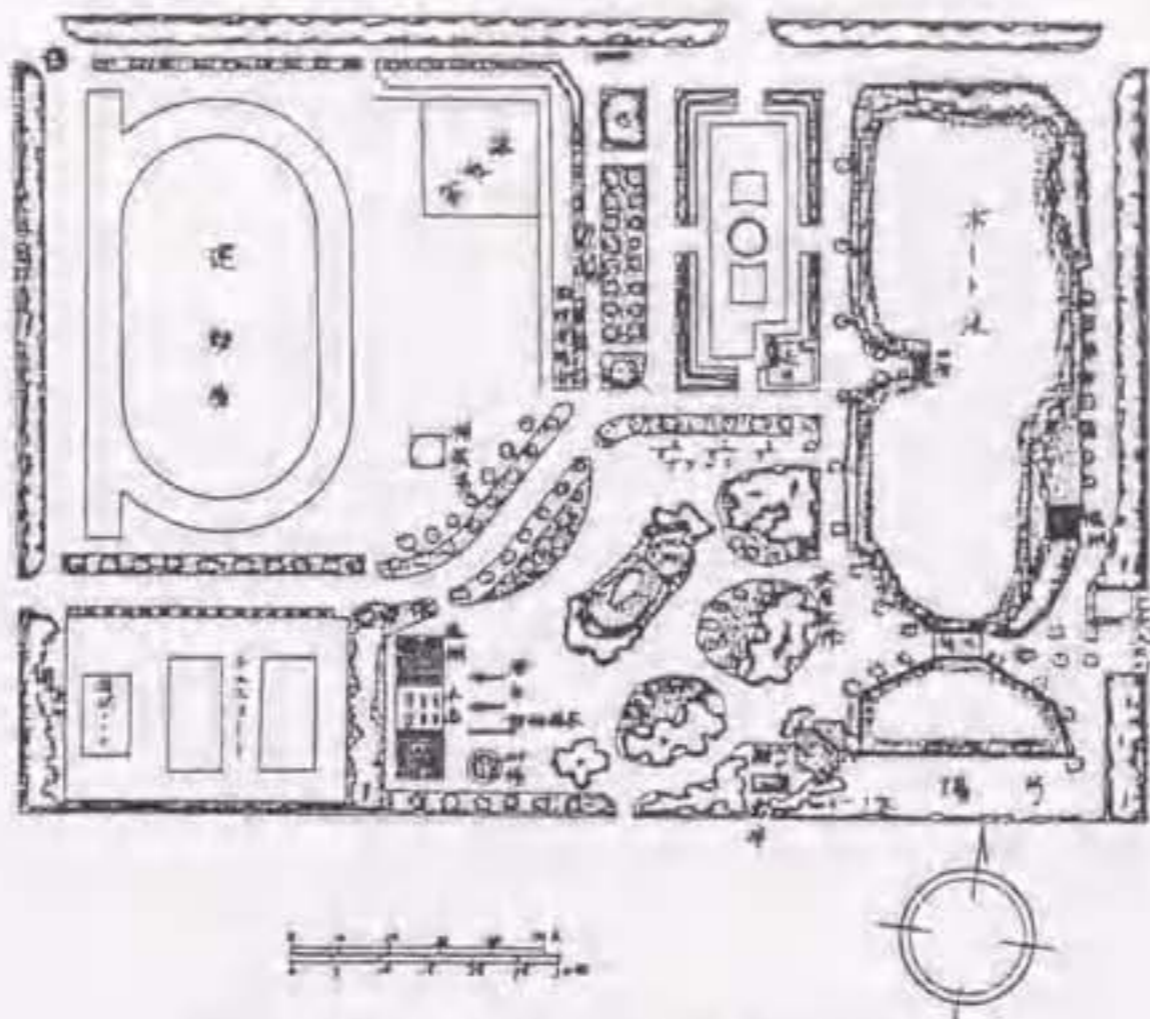
出典：名古屋市役所『皇太子御降誕 記念事業公園』、1943年



図II-24 運動公園 (1/3,000、現況：瑞穂公園)

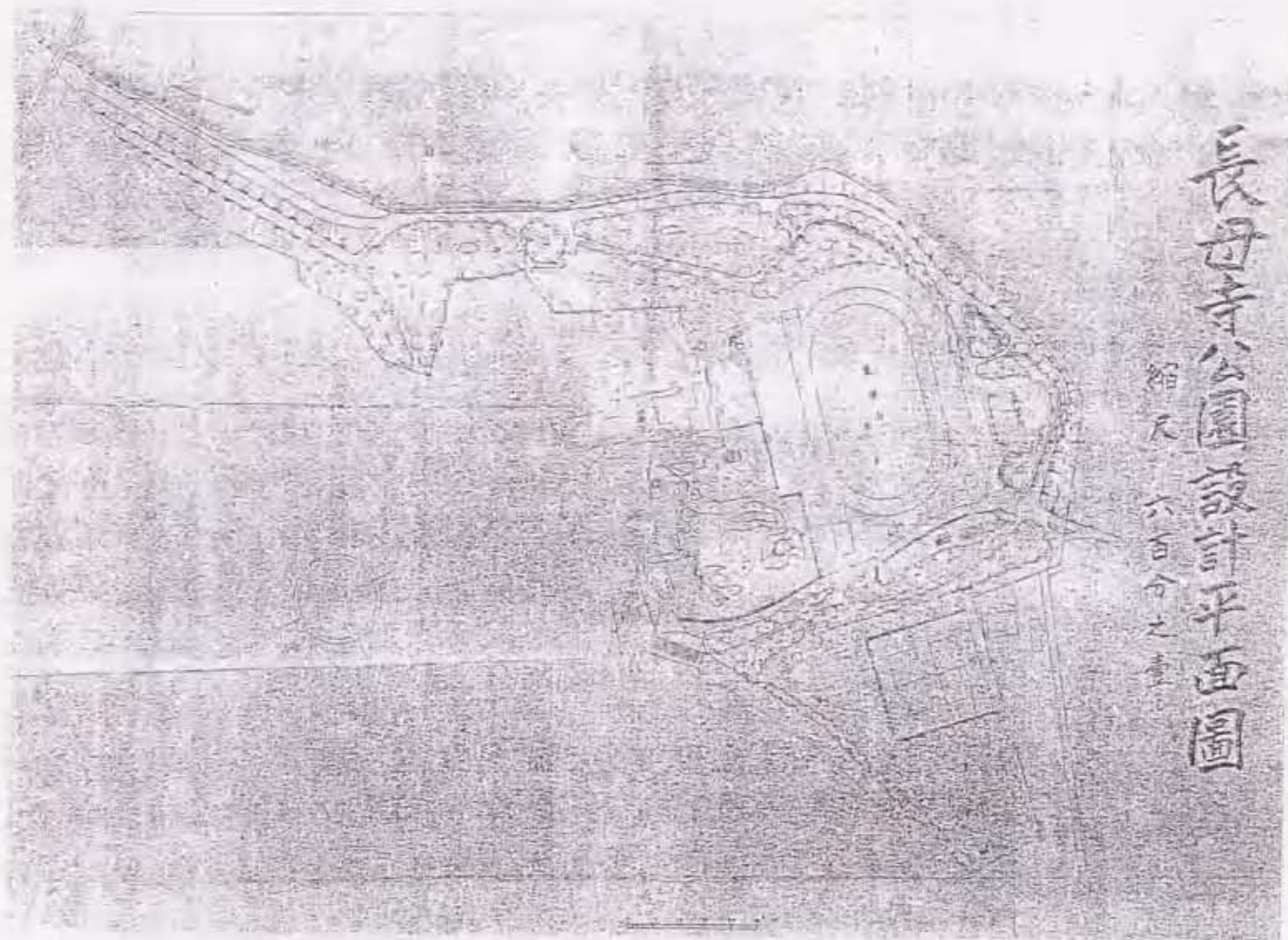
出典：厚生省体力局「運動場設計事例」『体力向上施設参考資料』、1939年

道德公園平面圖



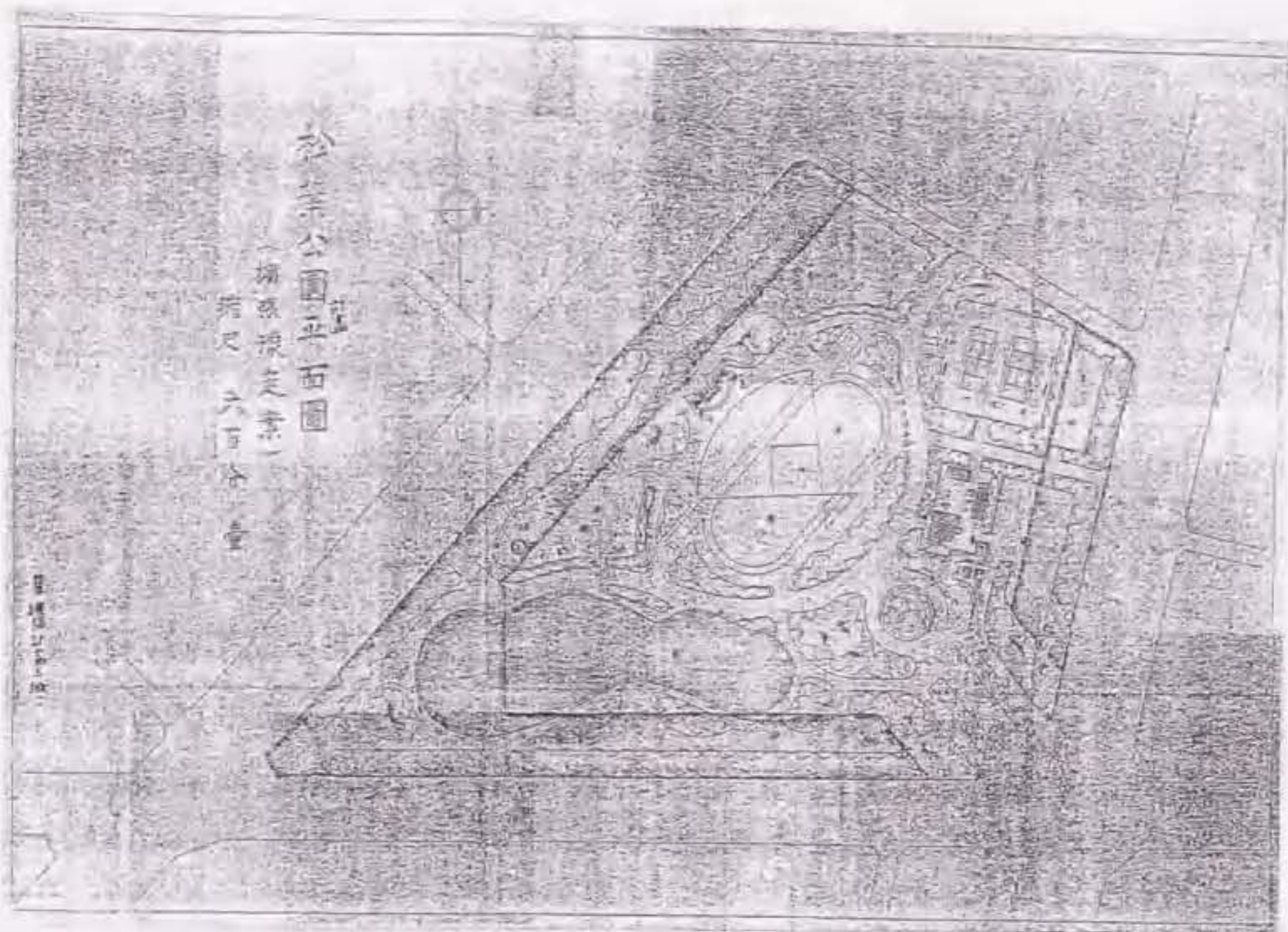
図II-25 「道德公園平面圖」(1/3,000)

出典：名古屋市役所『皇太子御降誕 記念事業公園』, 1943年



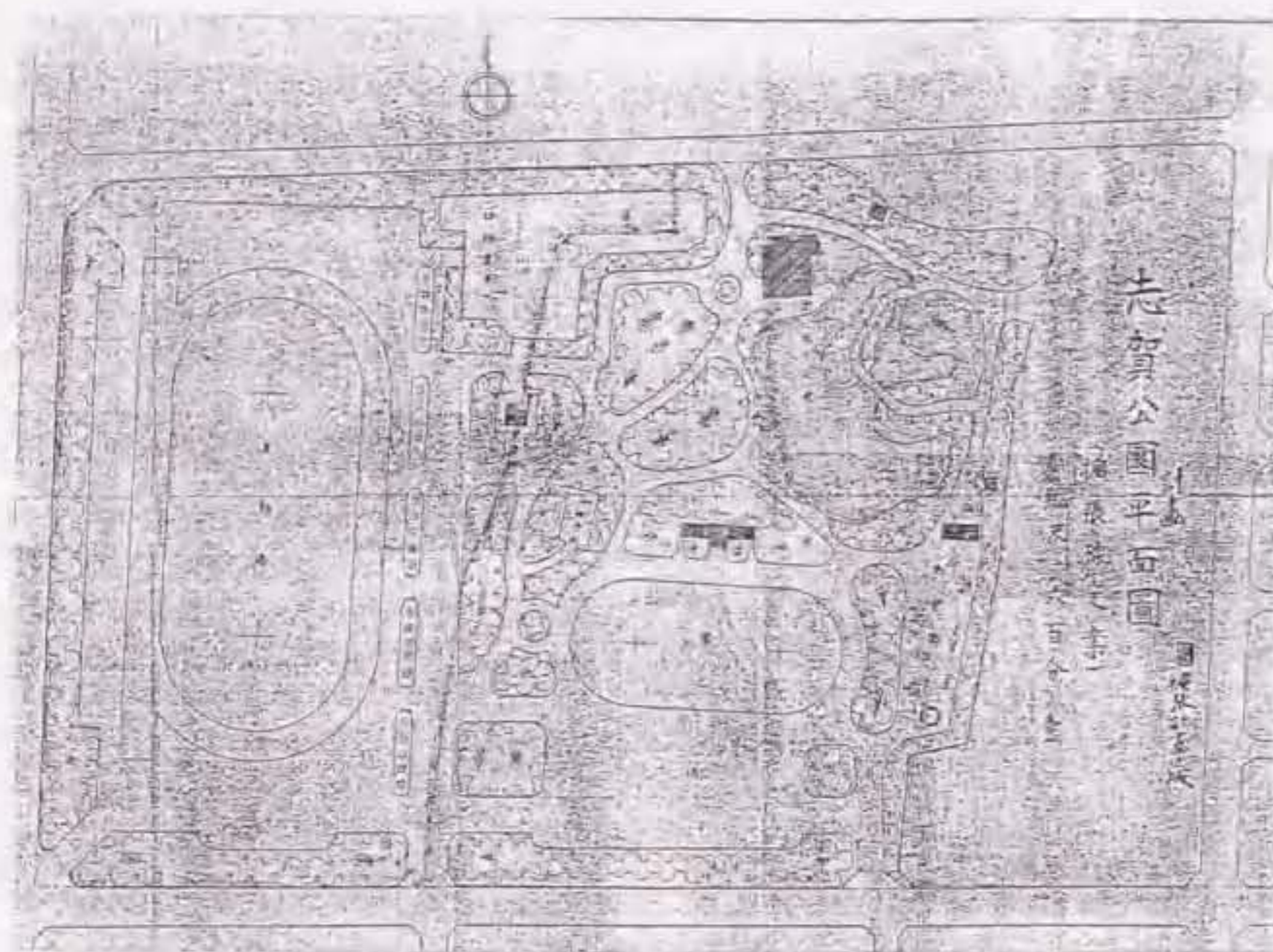
図II-26 「長母寺公園設計平面圖」(1/3,000、現況：木ヶ崎公園)

出典：愛知県公文書館所蔵『名古屋都市計画決定 公園I』, 原縮尺1/600



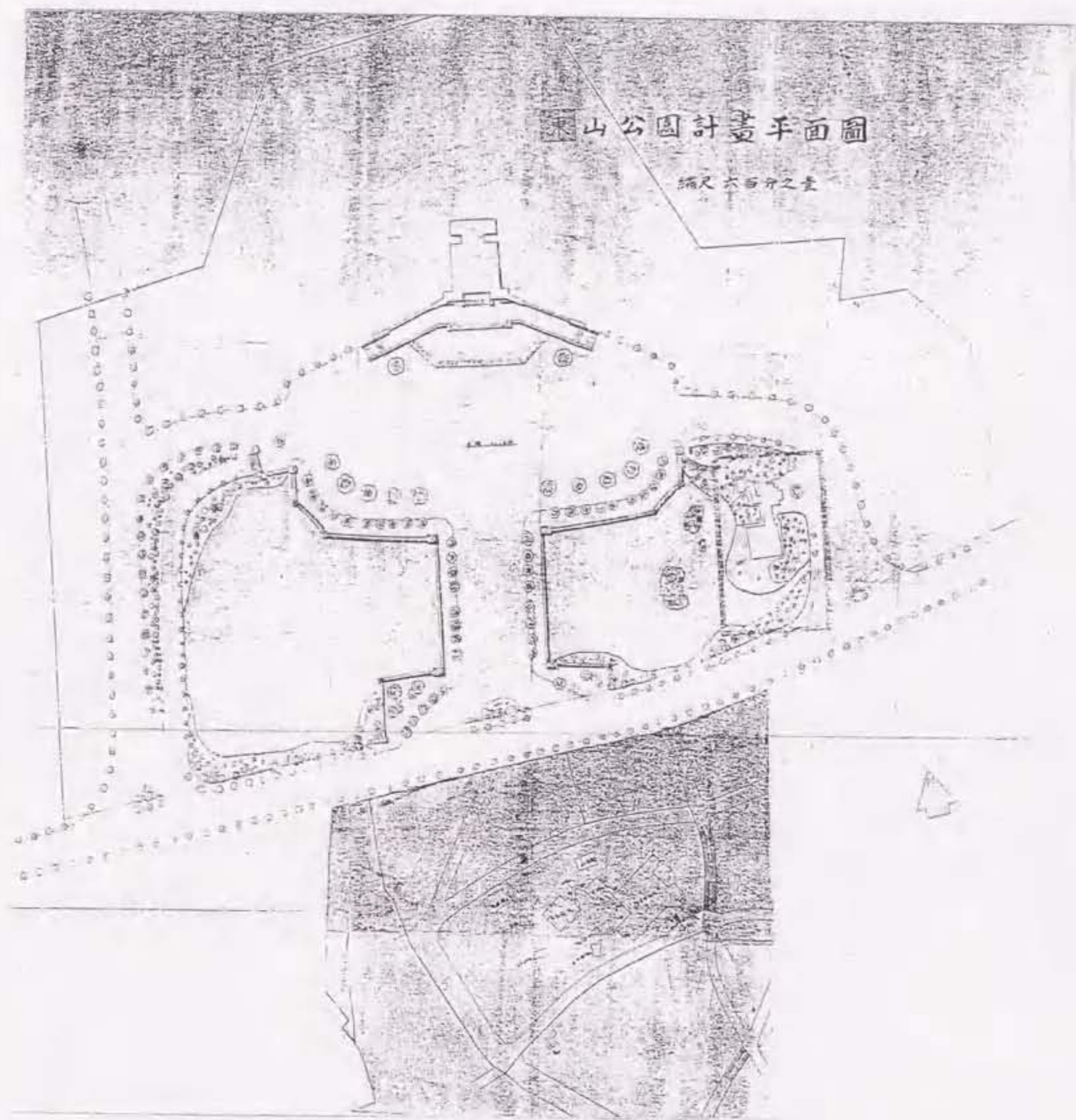
图II-27 「松葉公園計畫平面圖（擴張豫定案）」(1/3,000)

出典：愛知県公文書館所蔵『名古屋都市計畫決定 公園I』、原縮尺1/600



图II-28 「志賀公園計畫平面圖（擴張豫定案）」(1/3,000)

出典：愛知県公文書館所蔵『名古屋都市計畫決定 公園I』、原縮尺1/600

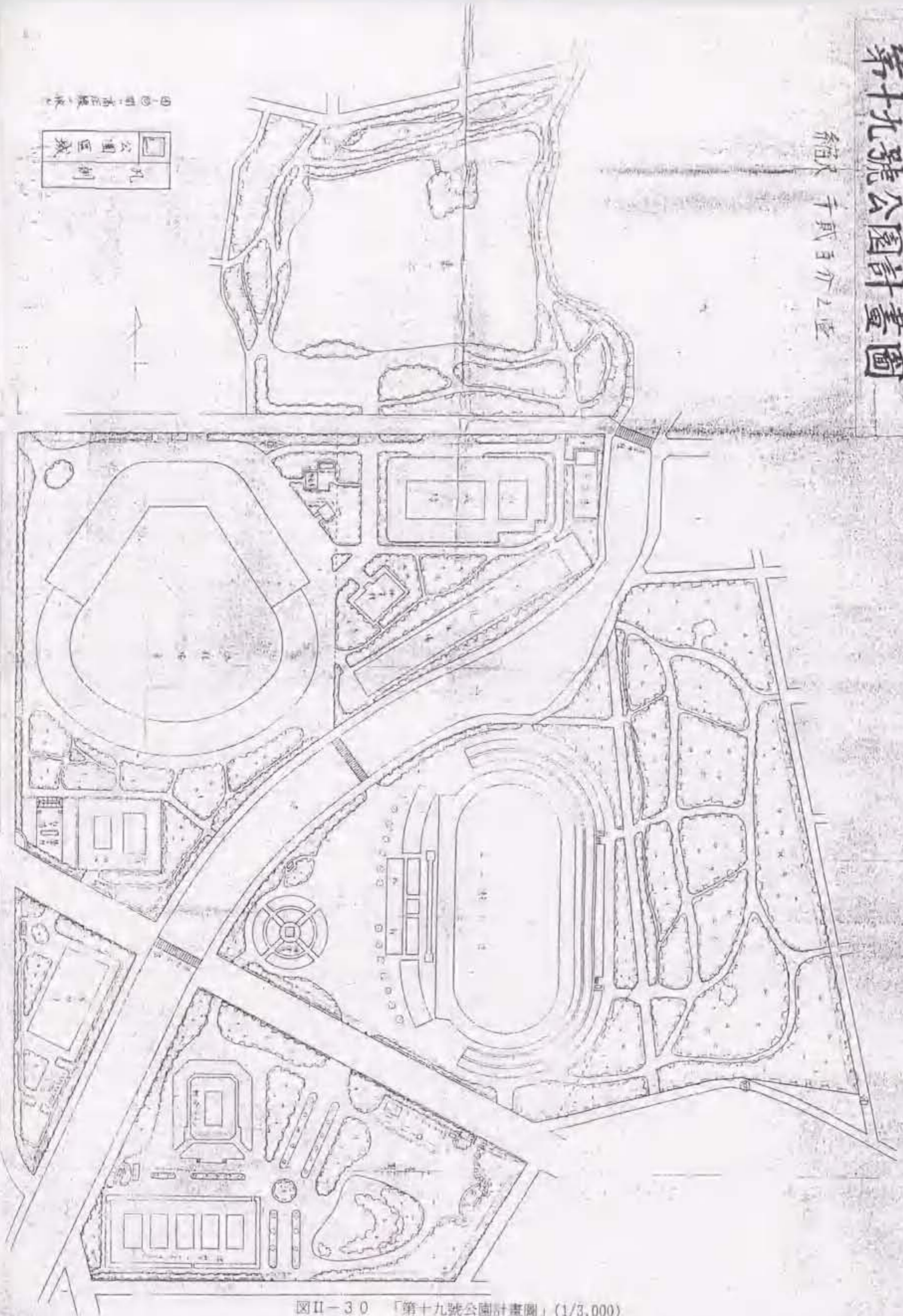


圖II-29 「東山公園計畫平面圖」(1/3,000)

出典：愛知県公文書館所藏『名古屋都市計畫決定 公園I』、原縮尺1/600

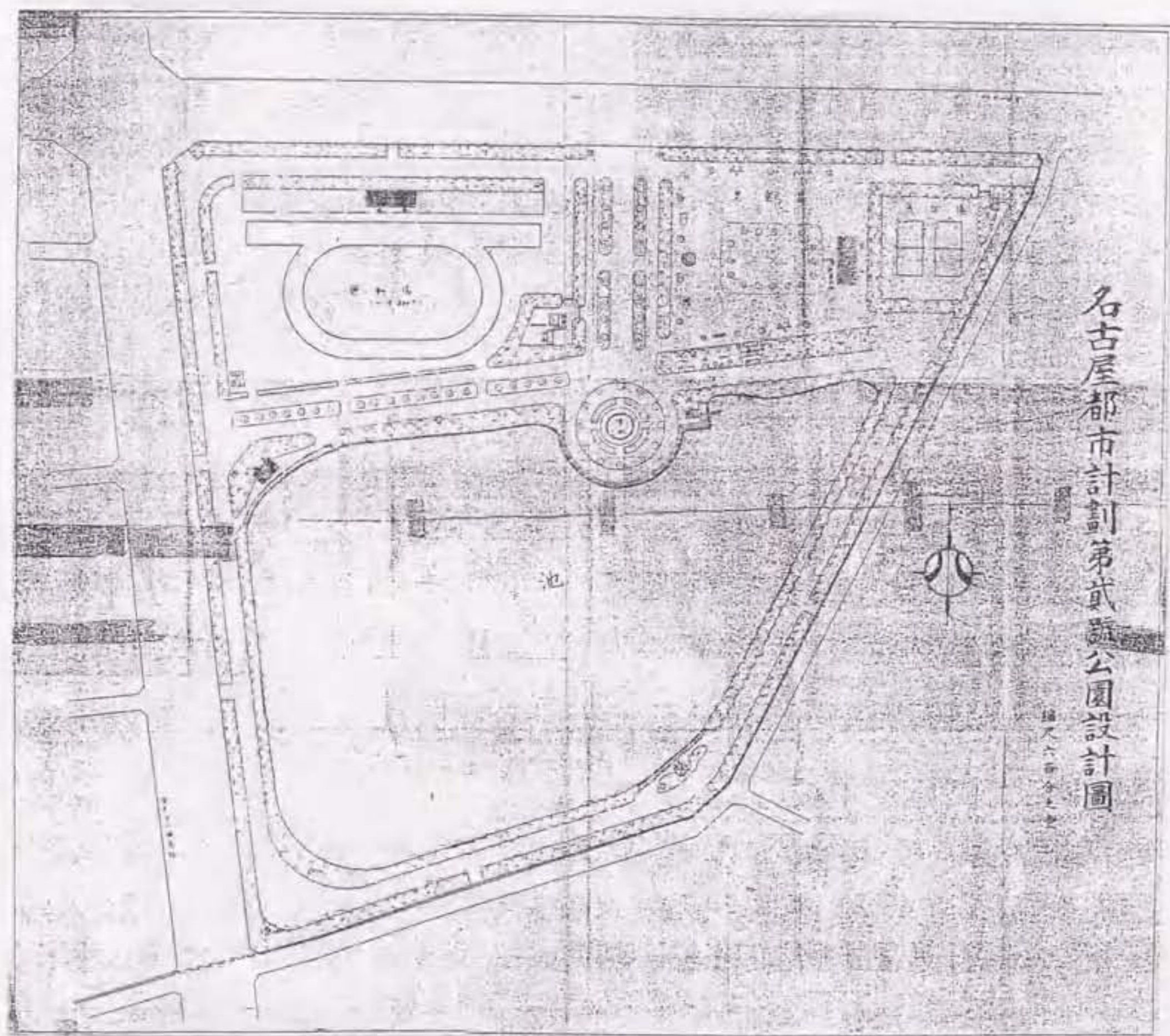
第十九號公園計畫圖

縮尺 千貳百介之壹



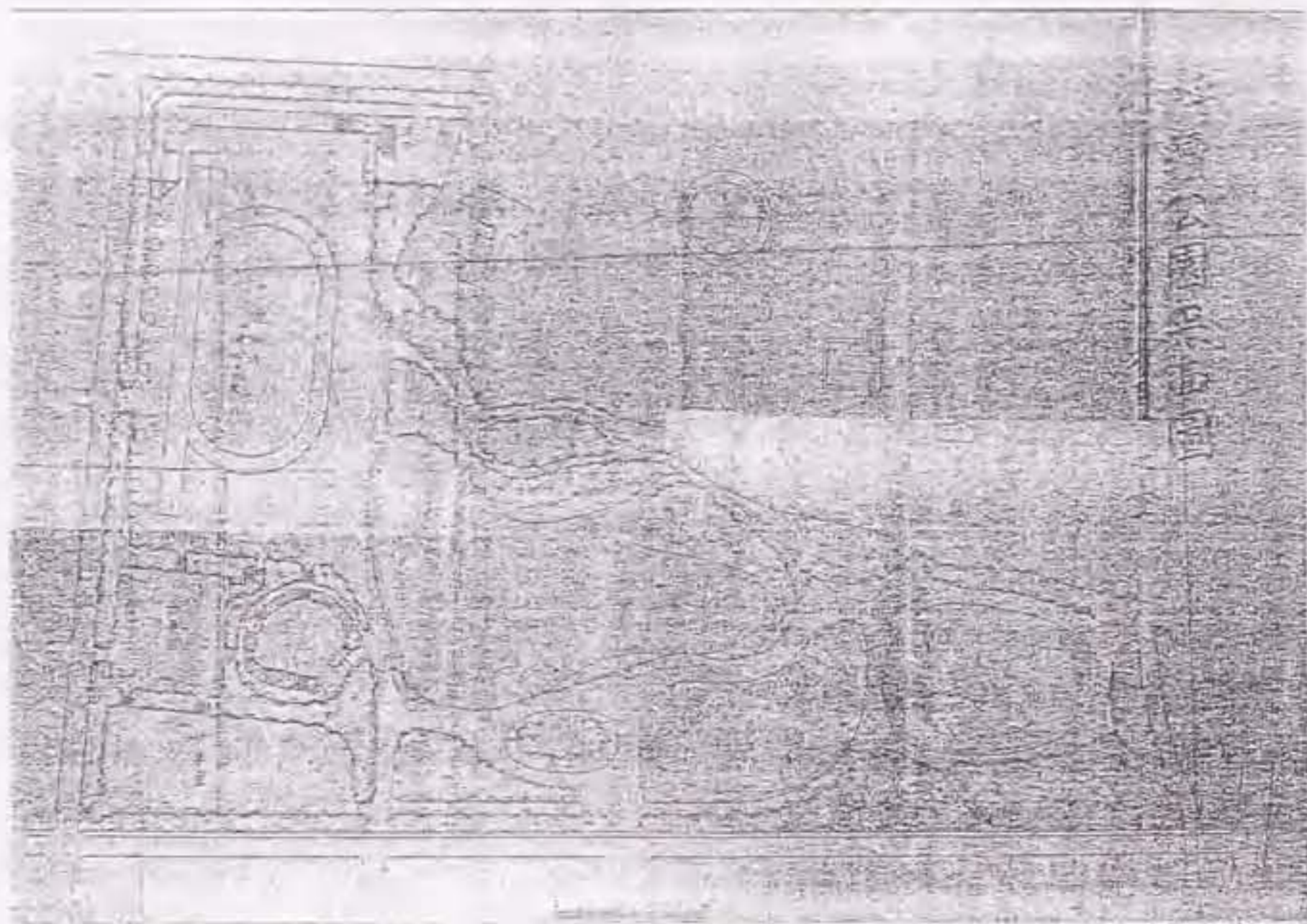
図II-30 「第十九號公園計畫圖」(1/3,000)

出典：名古屋市資料館『昭和十七年度 都市計畫防空綠地公園事業起債票請書』、原縮尺 1/1200



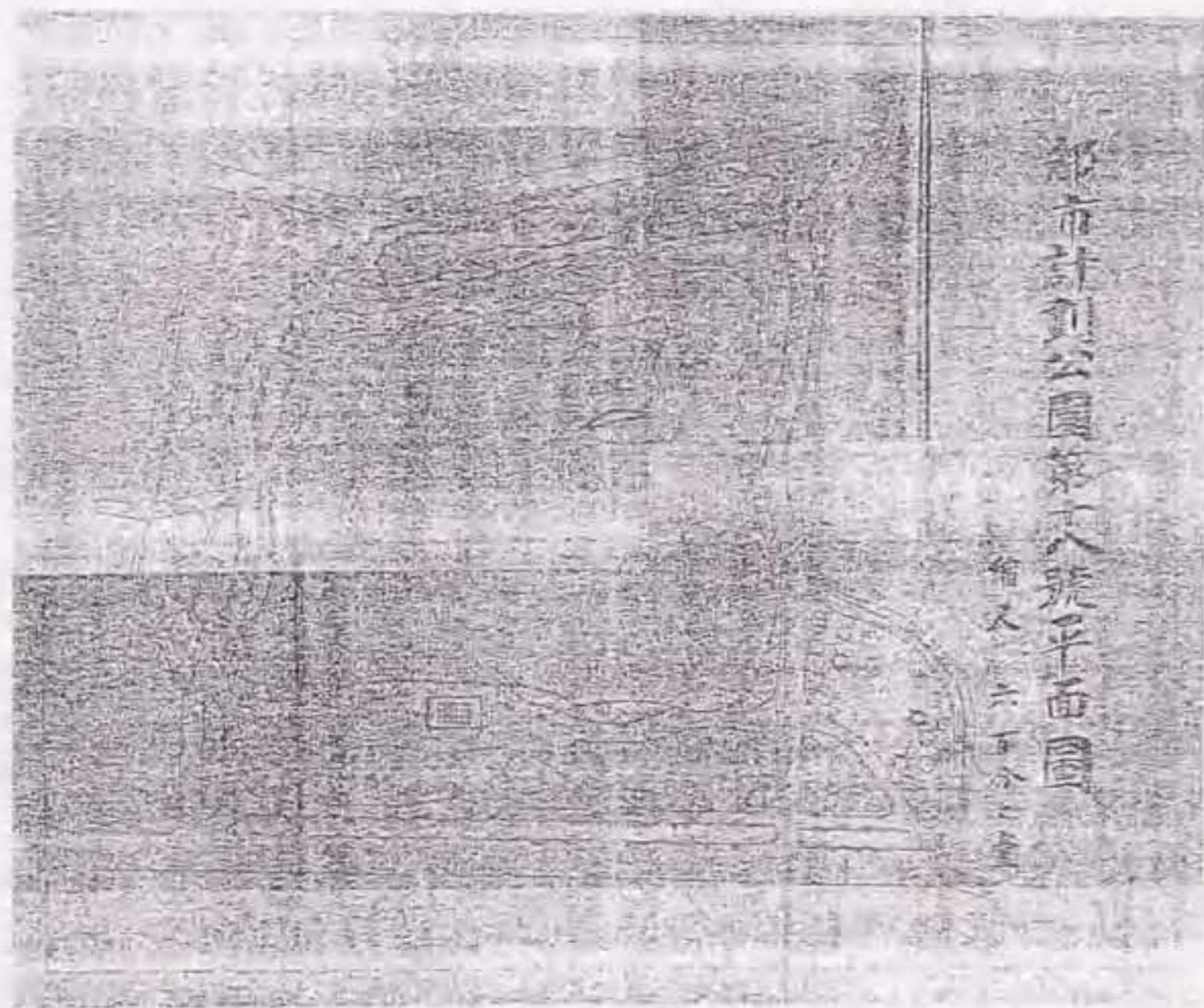
図II-31 「名古屋都市計画第貳号公園設計圖」(1/3,000)

出典：愛知県公文書館所蔵『名古屋都市計画決定 公園I』、原縮尺1/1,200



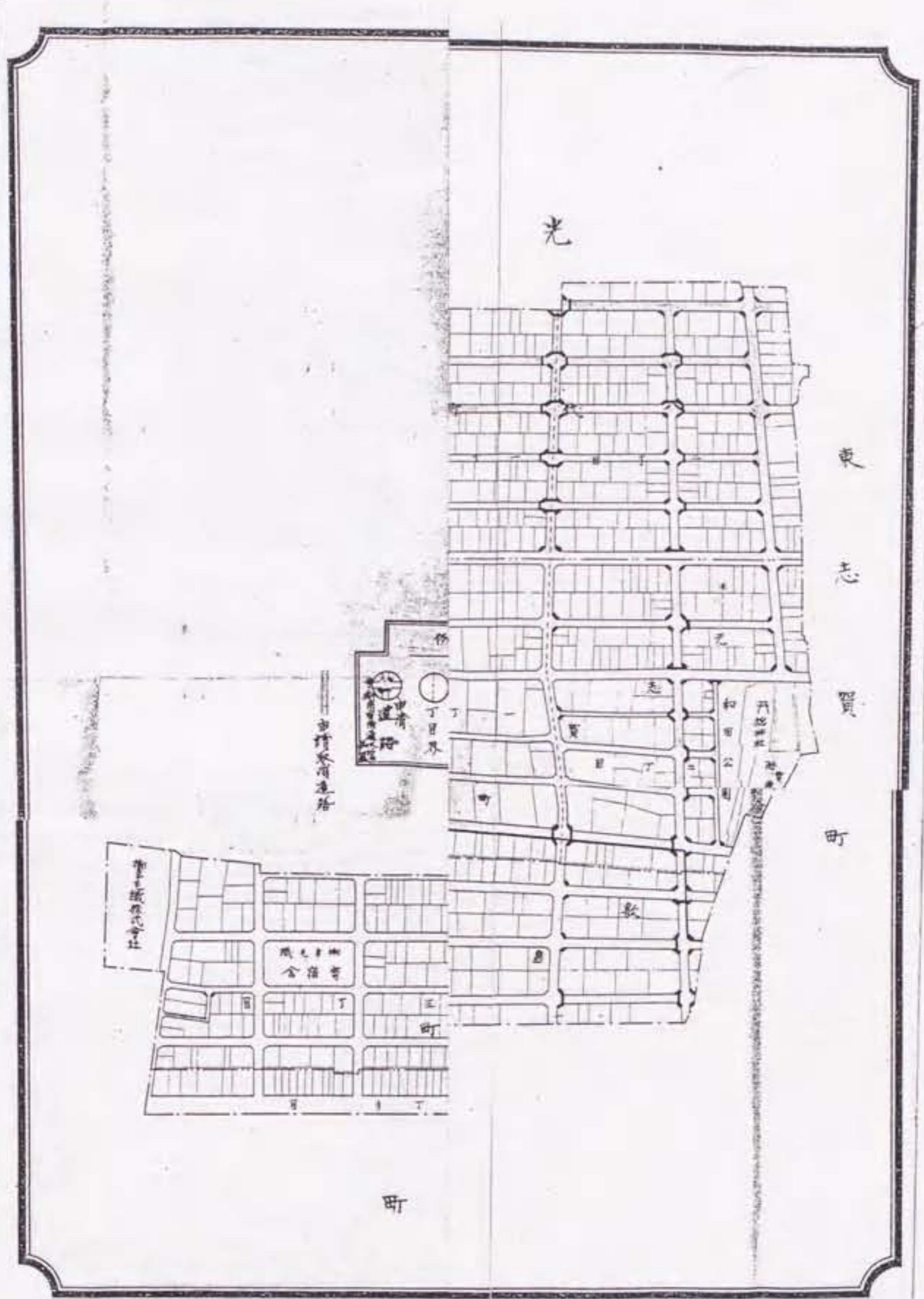
図II-32 「呼続公園平面圖」(1/3,000)

出典：名古屋市政資料館『昭和十七年度 都市計畫防空緑地公園事業起債案請書』、原縮尺 1/600



図II-33 「都市計第十八號平面圖」(1/3,000)

出典：名古屋市政資料館『昭和十七年度 都市計畫防空緑地公園事業起債案請書』、原縮尺 1/600



光

光
志
照
町

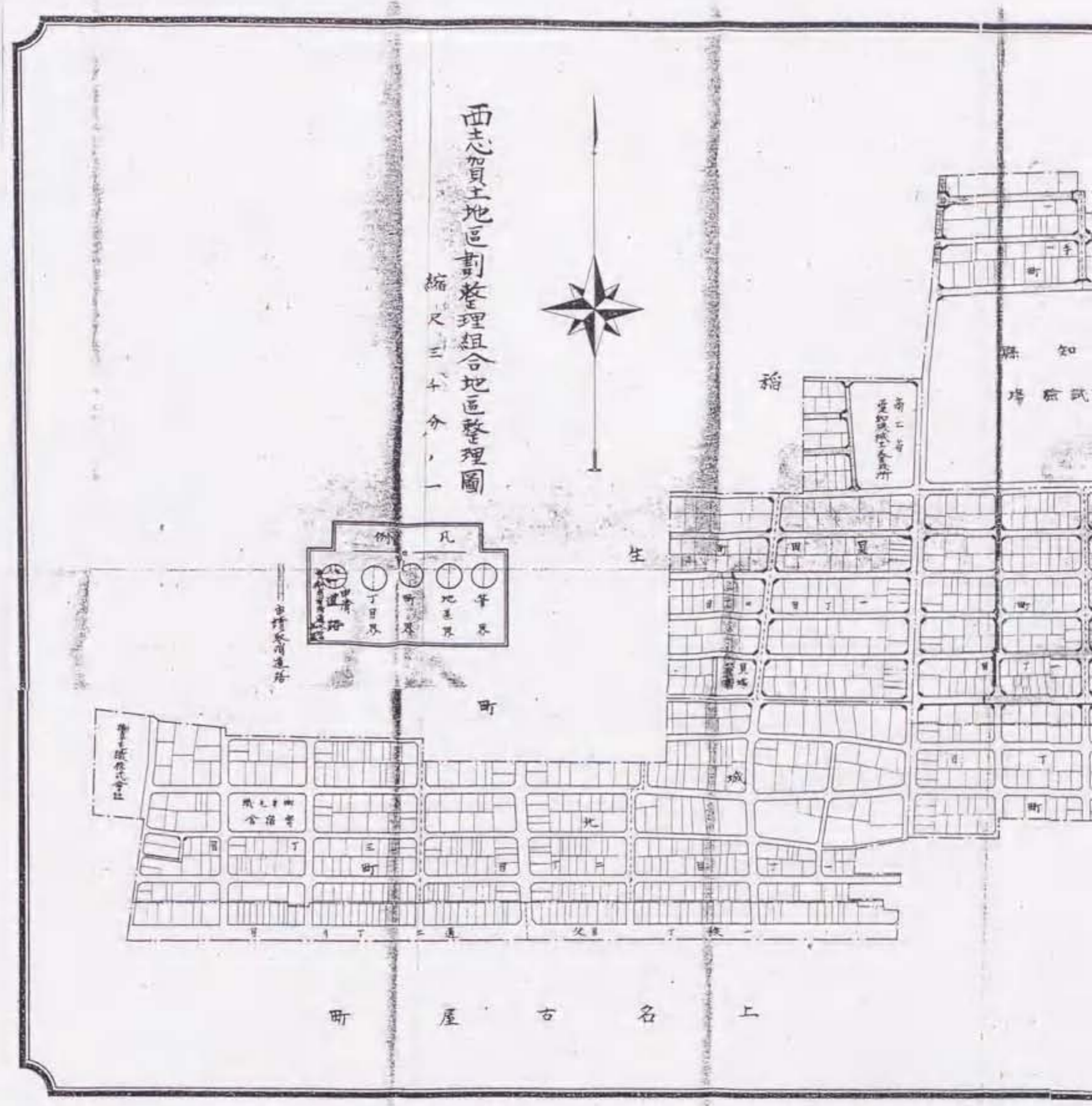
和洋公司
丁目

市庁水消道

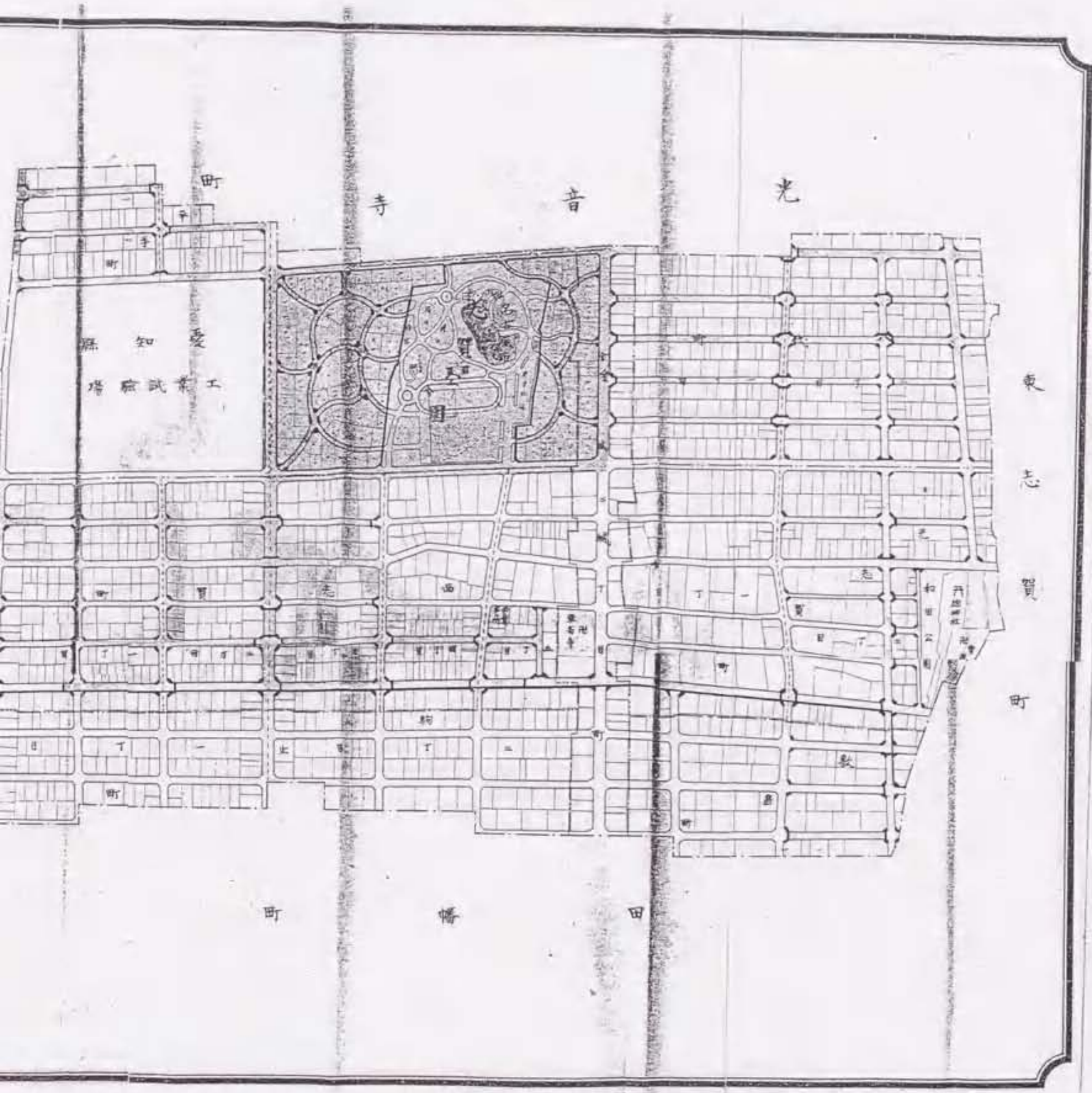
聖徳太子

町

町



圖II-3.4 「西志賀土地區劃整理組合地區整理圖」
 出典：名古屋市政資料館 公文書法00



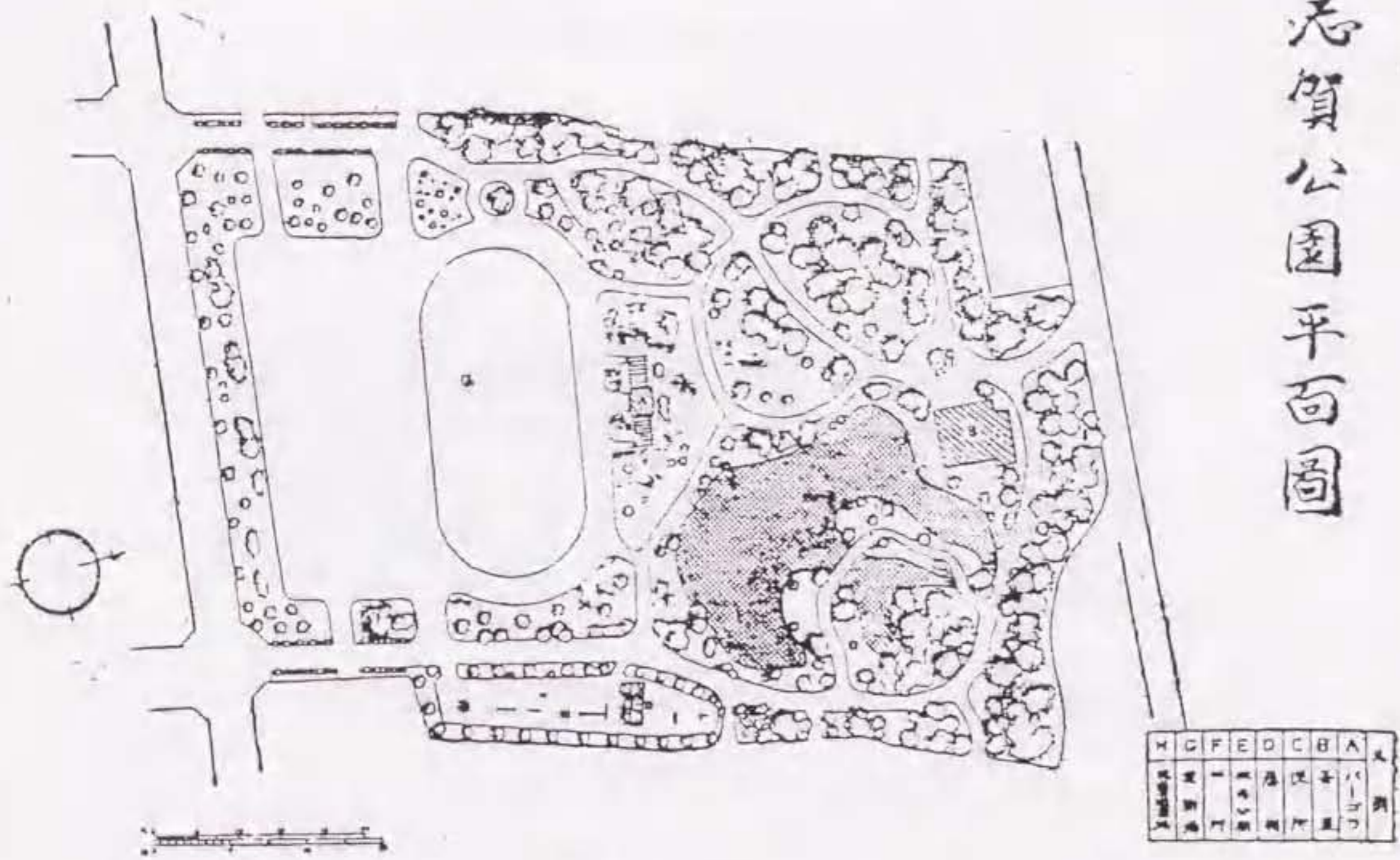
「區劃整理組合地區整理圖」、原縮尺 1/3,000

料館 公文書法 00212、年代不明



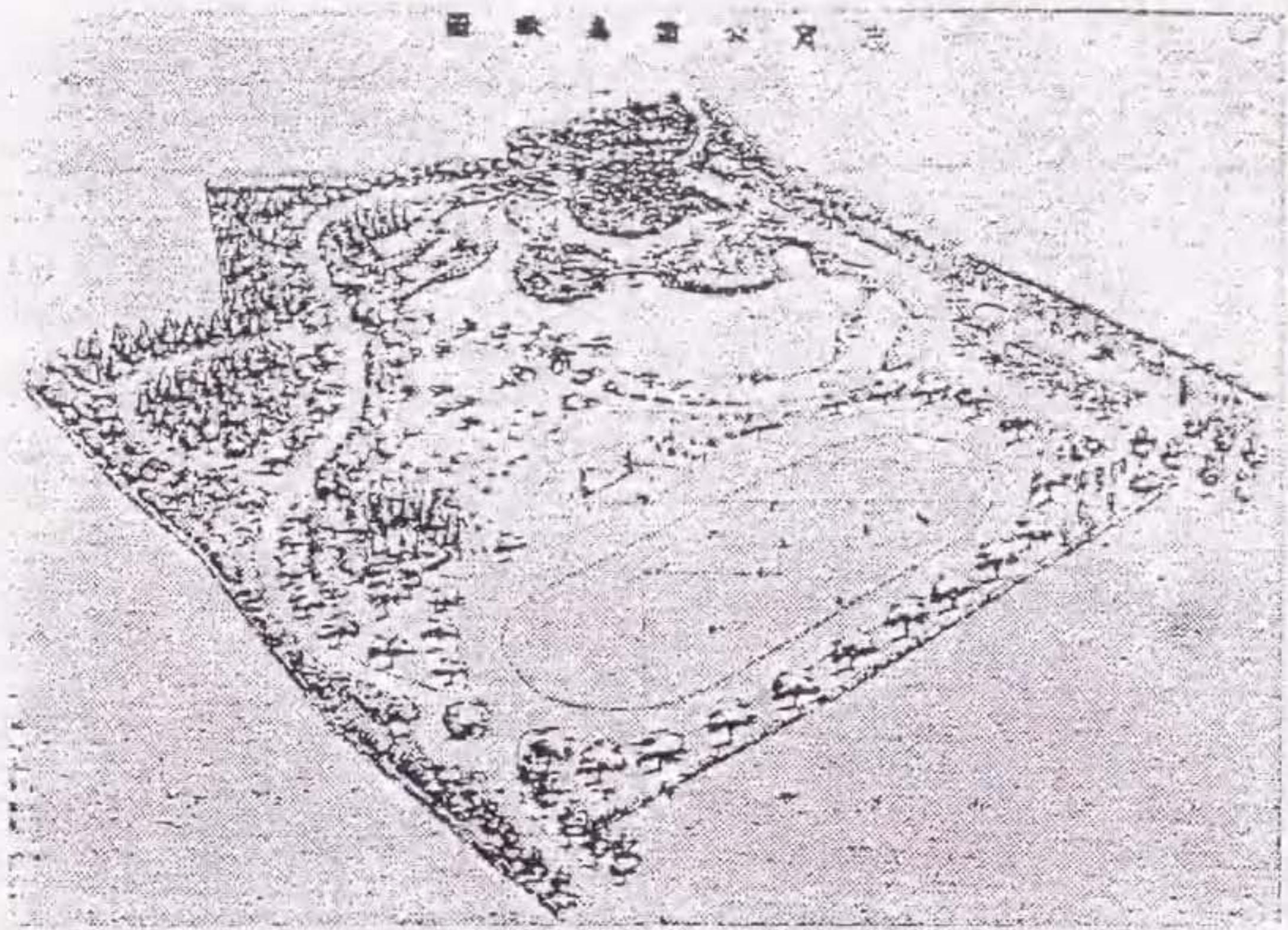
図II-35 「見宮参りの図 綿八幡宮 平手政秀碑」
 出典：『尾張名所区絵會後編 第三巻』, 1842年, p.85.

志賀公園平面圖



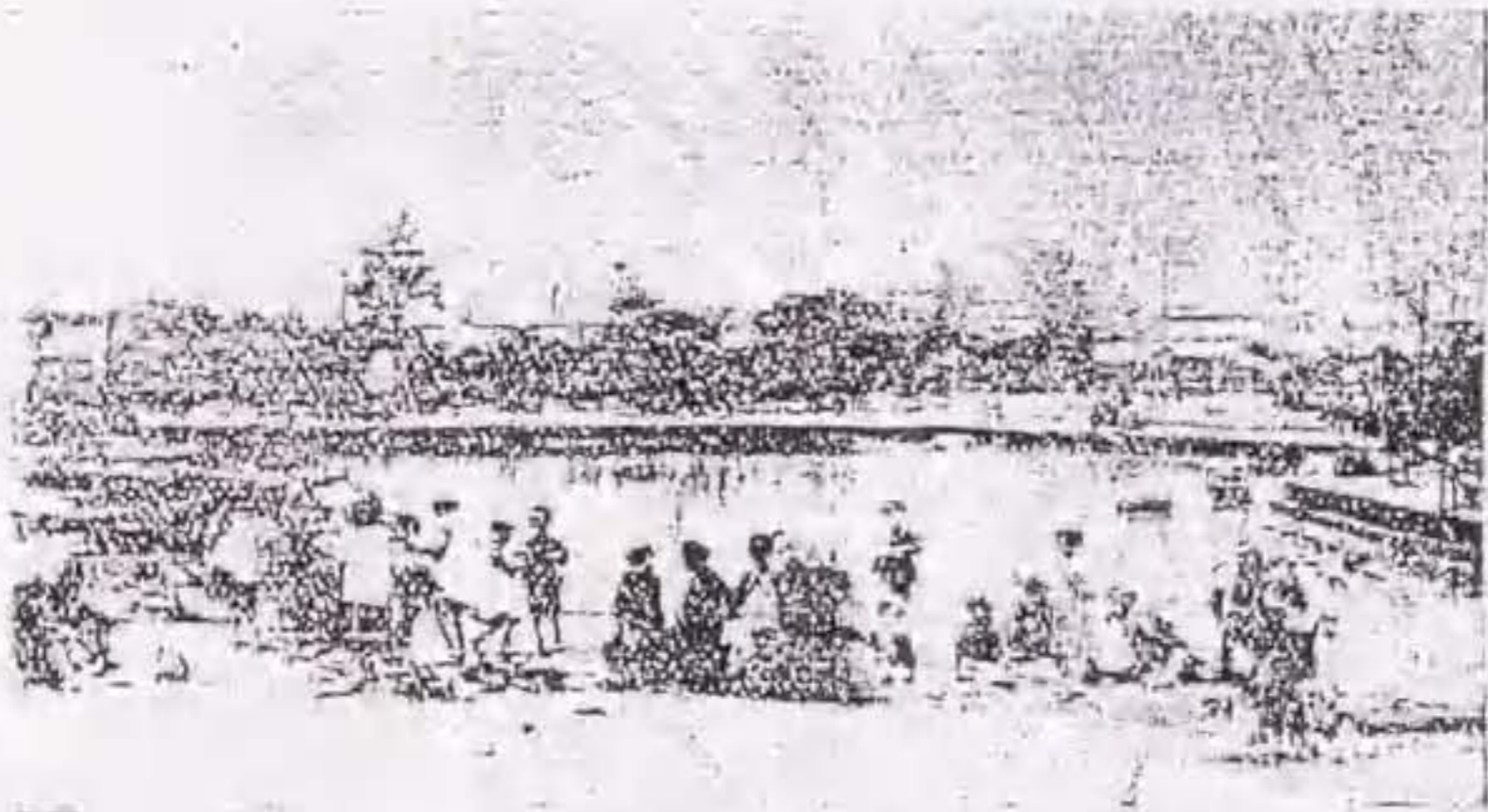
図II-36 「志賀公園平面圖」

出典：『公園緑地』, 第1巻第5号, 1937年, p.72.



図II-37 「志賀公園設計圖」

出典：『都市公論』、第14巻第8号、1931年、p.274。



園公有合組理整劃區賀志西地天樂の童兒たれらせ放開に既

図II-38 「既に開放せられた楽天地西志賀土地區劃整理組合所有園」

出典：『都市公論』、第14巻第8号、1931年、p.170。



圖例				
車站	停車地	電車軌道	道路	地區界

州城新區設計圖

圖定持用伙伙合租理整地租碼洲



圖 II-41 「瑞穗耕地整理組合使用圖」，原



「理組合使用圖」，原縮尺 1/3,000，年代不明



図II-42 「断溪」

出典：『尾張名所図繪會後編 第五卷』、1842年、p.498.

百萬圓かけて 総合運動場を計畫 市体協が意氣込む

ナリムビツラ環境大を動カ得キ
野球場を併せ、テニス、水泳、
では百萬圓の本位所上と運動場
建設の計画を断つたため、総合
グラウンド建設の目的は、東洋を
もつて公園に建設の目的は、公園
にある公園内の建設目的は、公園
の周辺を併せて、公園の目的は、公園
の目的は、公園の目的は、公園の
目的は、公園の目的は、公園の

七百圓の二百九十九
通帳送附 送付金銀二
送付金銀二送付金銀二
送付金銀二送付金銀二
送付金銀二送付金銀二
送付金銀二送付金銀二

図II-43 「理想的総合運動場」(運動公園、現況：瑞穂公園)

出典：1936年9月3日付『名古屋新聞』



図II-44 「體育大會」、1950年

出典：『新都市』第5巻第10号、1941年、p.52.

本図は第五回国民体育大会（1950年）の様子であるが、ここでの陸上競技場は戦前に竣功した。

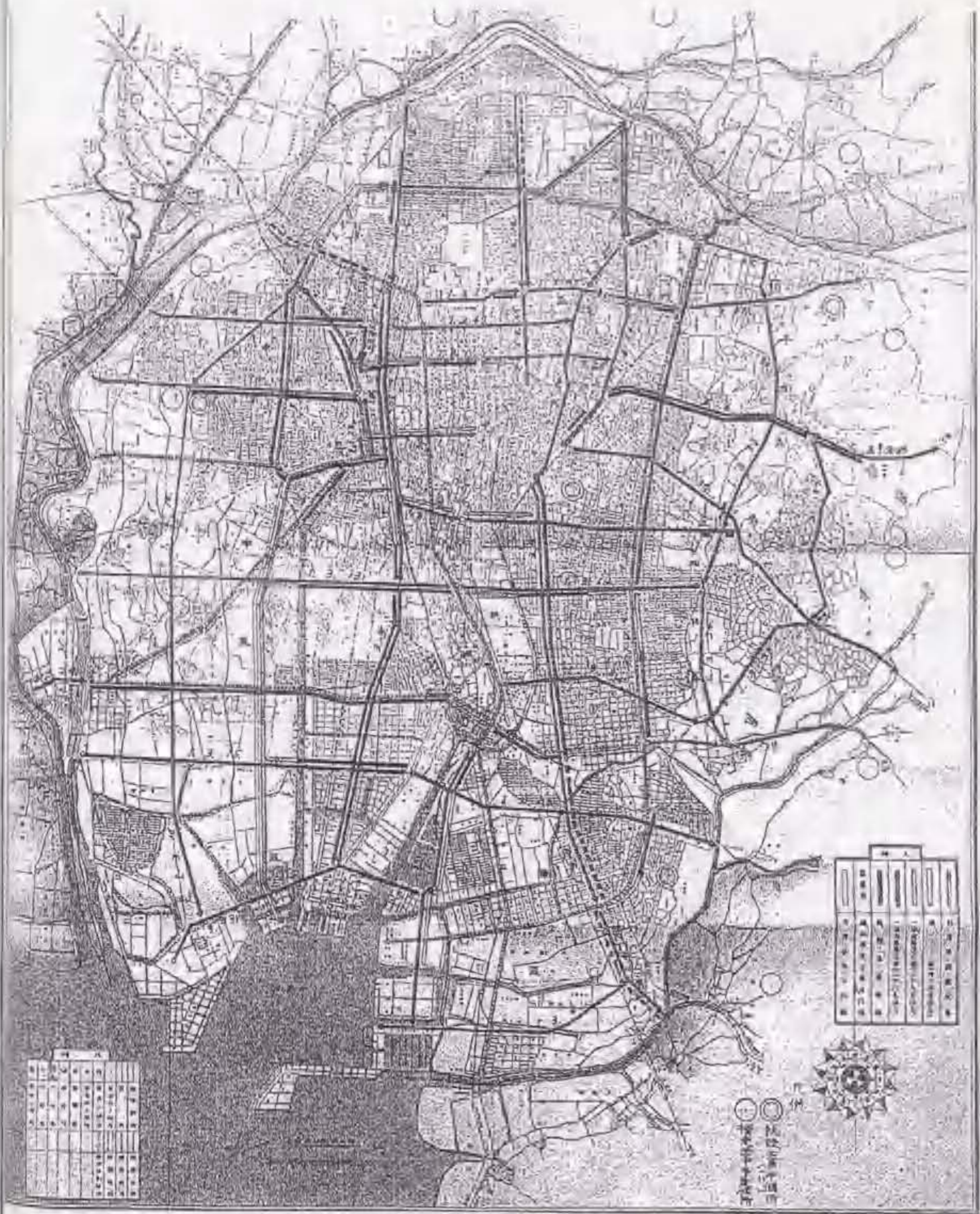
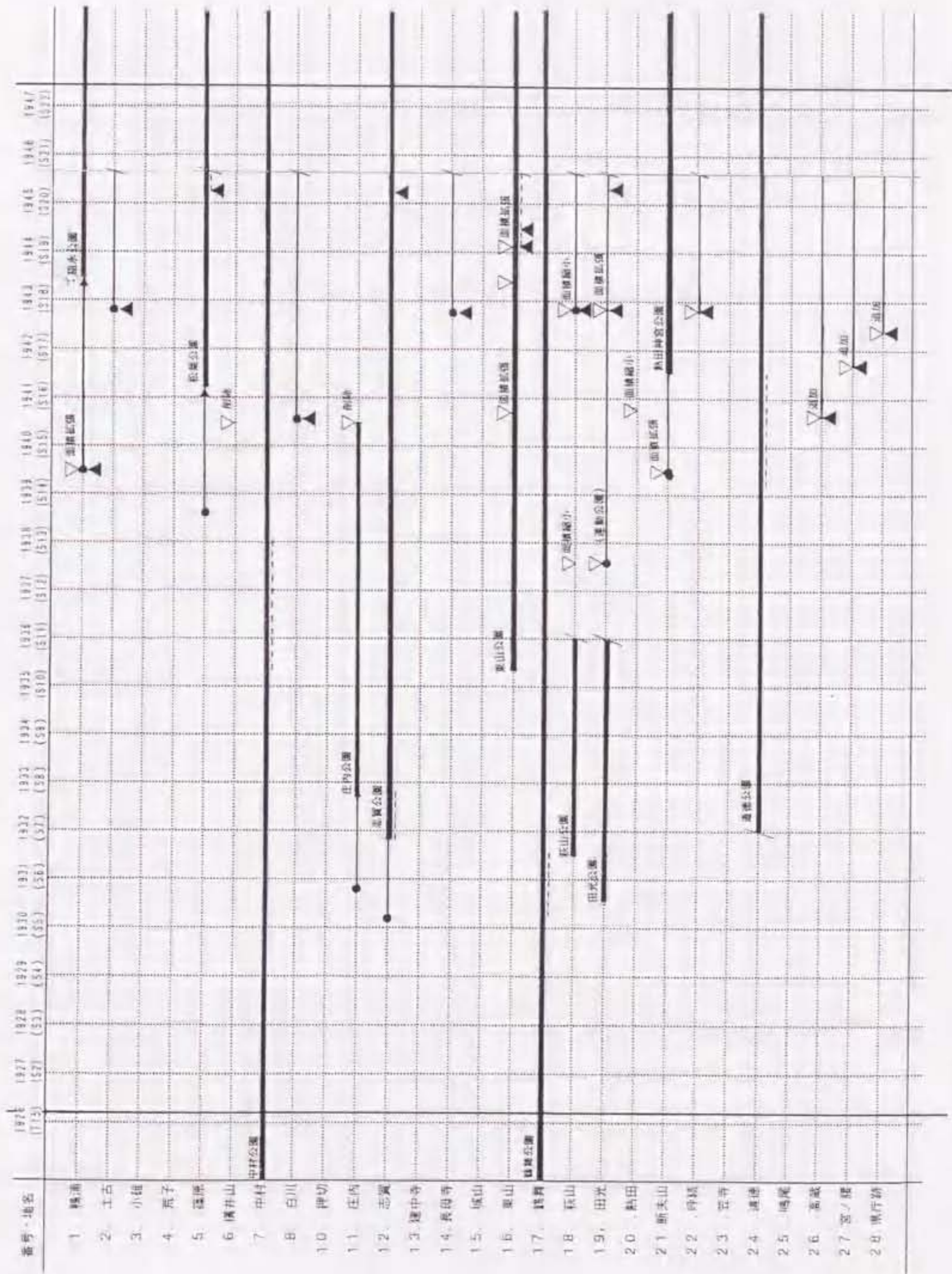


图11-4-6 「武汉城市第二级图例」，1942年

出处 武汉市城市设计研究所编《武汉城市第二级图例》

表II-1 「名古屋都市計画公園」の実践過程



名古屋市『名古屋の公園』(1934、1936、1939、1943年)、都市計画事業決定時の公文書(名古屋市政資料館、愛知県公文書館所蔵)、名古屋市役所『皇太子御降誕 記念事業公園』、1943年に基づく。なお表中、道徳公園の設立年と萩山・田光公園が閉鎖された年月は不明。確認できた範囲を記した。

表II-2 指定地の公園化と用地取得・運動施設

事業名称 ⁽¹⁾	番号	種別	公園の名称	実施期間 ⁽¹⁾		面積(坪)		用地取得 ⁽²⁾				運動施設 ⁽³⁾				参照した四面史料の出版		
				着工	竣工	計画面積	実施面積	分類 ⁽⁴⁾	買収	寄付	その他	公園	野球場	遊園地	その他			
	24	新設	道徳公園			23,900	20,000						1	2	1	○	『名古屋国権専断株式会社基本財産地中継ぎ地、本文社(旧)徳田梅文に収録』 『西尾市土地整理組合地中継ぎ地(年代不詳)』 『朝市公園(第1)事業(第1)号、1932年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』 『公園緑地(第1)事業(第1)号、1937年』	
	12	新設	志賀公園	1930.02	1936.11	34,500	8,000						(1)			○		
	11	新設	庄内公園	1930.11	1932.11	23,900	1,584	②	7%	13%	80%		(1)			○		
I 期	17	拡張	鶴舞公園	1931.11		85,000	4,525	①	有	無								
	19	新設	田光公園	1932.04		10,000	5,000											
	18	新設	萩山公園	1932.12		59,505	19,000											
	16	新設	東山公園	1932.12	1935.04	810,000	244,495	②	16%	72%	11%							
	7	拡張	中村公園	1936.10	1939.04	32,600	24,897	②	60%	40%				(1)	2	○		
都計事業	19	新設	運動公園	1937.10	戦後	44,445	47,445	②	25%	75%	0%			3	5	1		○
皇太子記念	5	新設	松葉公園	1938.08	1941.03	18,000	9,813	②	無	(100%)				(1)	2	○		
皇太子記念	24	再整備	道徳公園	1939.06	1941.01	25,600	10,813	②	無	(100%)				(1)	2	1		○
都計事業	21	新設	熱田神宮公園	1939.07	1942.01	25,800	25,800	①	(100%)	無					3	1		○
都計事業	1	新設	福永公園	1939.10	1943.03	100,000	34,000	②	50%	50%	0%			1	4	○		
都計事業	8	新設	白川公園	1940.09	戦後	22,200	18,600	①	(100%)	無					2	1		○
防空緑地	2	新設	土古公園	1942.11	戦後	24,000	24,000	②	10%	有					2	○		
防空緑地	14	新設	長母寺公園	1942.11	戦後	28,600	11,000	①	78%	無	22%				2	○		
防空緑地	18	再整備	萩山公園	1942.11	戦後	59,505	12,095	②	48%	有								
防空緑地	22	新設	呼続公園	1942.11	戦後	22,500	16,240	②	42%	有	0%					○		
防空緑地	19	拡張	運動公園	1942.11	戦後	57,545	7,405	①	82%									
防空緑地	16	拡張	東山公園	1943.12	戦後	949,094	24,600	①	16%	無	84%							
防空緑地	16	拡張	東山公園	1944.05	戦後	949,094	5,000	①										
防空緑地	5	拡張	松葉公園	1945.04	戦後	18,000	4,557	①	100%	0%	0%							
防空緑地	12	拡張	志賀公園	1945.04	戦後	34,500	7,960	①	100%	0%	0%							
防空緑地	19	拡張	運動公園	1945.04	戦後	70,172	12,443	①	100%	0%	0%							

1) 表中「都計事業」は都市計画事業、「皇太子記念」は皇太子殿下記念事業、「防空緑地」は防空緑地公園事業を表す。ii) 実施期間の着工は土地取得時または都市計画事業の決定時を示す。iii) 面積割合を表す。名古屋市『名古屋の公園』(1934、1938、1939、1943年)、事業時の公文書(名古屋市政資料館、愛知県公文書館所蔵)、名古屋市役所『皇太子御降誕 記念事業公園』(1943年)に基づく。iv) ①は買収、②は買収・寄付による用地取得。v) トラックと野球場が兼用である場合は括弧付けた。vi) 戦場競技場、体育館、使客射撃場、電球、排球

資料II-1 『名古屋都市計画公園』の沿革

判例 △都市計画変更の決定 ■都市計画事業の決定 ■市・町等による整備(都市計画事業以外) ●民間による整備・寄付

番号・地名	年・月	実施経緯	付記
1号、鴨浦	T15.1	△計画決定	33.1ha(100,000坪)
	S14.9.27	△計画変更	内務省告示第485号ノ+40.0ha(121,200坪)
	S14.9.27	■事業実施決定	内務省告示第486号ノ11.2ha(34,000坪) S14~S15
	S14.10.3	●寄付採納	愛知時計電機株式会社から7,000円
	S16.4.22	■事業実施延長	愛知時計電機株式会社・渡邊基吉氏から土地17,000坪(17,000坪買収)
	S18.4.1	■事業実施延長 開園	内務省告示第187号~S16 稲永公園
2号、土古	T15.1	△計画決定	79.2ha(24,000坪)
	S17.11.21	■事業実施決定	内務省告示第689号ノ7.27ha(24,000坪)
	S17~19		防空緑地公園事業
3号、小碓	T15.1	△計画決定	5.45ha(18,000坪)
4号、荒子	T15.1	△計画決定	3.33ha(11,000坪)
5号、松葉	T15.1	△計画決定	5.45ha(18,000坪)
	S13.8.2	●寄付	篠原土地区画整理組合から6,557坪、四女子土地区画整理組合3,256
		■	皇太子御降誕記念事業、工事着工 2.98ha(9,813坪)
	S16.3	竣工	
	S16.4	開園	松葉公園 2.98ha(9,813坪)
	S20.2.21	■事業実施	内務省告示第100号ノ事業実施追加1.51ha(4,983坪)
6号、横井山	T15.1	△計画決定	15.84ha(52,000坪)
	S15.11.27	△削除	内務省告示第617号
	S15.11.25	△緑地に指定	内務省告示第622号ノ33.06ha(239,973.25坪)
	S15.11.25	■緑地事業実施	内務省告示第623号ノ
	S20.4.9	△緑地計画変更・面積縮小	内務省告示第102号ノ18.18ha
	7号、中村	M33	
M35		中村公園開園	愛知県に移管
		■拡張	
T15.1		△計画決定	10.76ha(32,600坪)、既設3.25ha
T12.4.1		名古屋市に移管	3.25ha(9,860坪)
S10.7		寄付	東宿土地区画整理組合から拡張敷地3,000坪の買収費29,200円の寄付
S10~S13		■拡張	8.22ha(24,896.65坪)に、(149,200円を支出し、15,035.85坪を買収拡張)
8号、白川	T15.1	△計画決定	
	S15.9.24	■事業実施決定	内務省告示第518号ノ6.15ha(18,600坪)
	S18.9.26	■事業実施決定	内務省告示第386号
9号、(削除)			
10号、押切	T15.1	△計画決定	
11号、庄内	T15.1	△計画決定	13.45ha(44,400坪)
	S5.11.20	■町営公園設置の決議	旧堤防敷795坪の交付、新堤防の外法379.26坪の使用許可

	S7.12	■竣工	民有地345坪買収、民有地2,751坪を借り入れ 町営公園として1.29ha(4270.26坪)
	S12.2	拡張整備実施、詳細不明	2.44ha(8,047.57坪)
	S15.11.27	△削除	内務省告示第617号
	S15.11.25	△緑地に指定	内務省告示第622号/79.33ha(239,973.25坪)
	S15.11.25	■緑地事業実施	内務省告示第623号/事業実施(用地買収)S15~24
12号、志賀			
	T15.1	△計画決定	7.24ha(23,900坪)
	S5.2	●志賀公園の実施決定	
	S6.11	●工事終了	(6,000坪)
	S7.7	●拡張	(2,000坪)
	S9.9	●寄付申出	西志賀土地区画整理組合/2.42ha
	S9.11.19	●	市会にて採納を決議
	S10.2.1	市営公園として開園	
	S20.2.21	■事業実施決定	内務省告示第100号/2.63ha
13号、建中寺			
	T15.1	△計画決定	12.88ha(34,500坪)
14号、長母寺			
	T15.1	△計画決定	8.73ha(28,800坪)
	S17.11.6	■事業実施決定	内務省告示第689号/3.64ha(11,000坪)
	S17~19		防空緑地公園事業
15号、城山			
	T15.1	△計画決定	12.87ha(39,000坪)
16号、東山			
	T15.1	△計画決定	287.55ha(810,000坪)
	S7.10.24	●寄付	東邦ガス(植物園費250,000円)
	S7	●寄付	田代区画整理組合寄付(動物園財源として30,000坪、1,000,000円相当)
		●寄付	地主数名から用地58.52ha(177,922坪)
		■買収	13.21ha(40,000坪)、道路・水路・ため池の公園への編入8.78ha(26,573坪)
	S9	■工事開始	
	S10.4.3	一部開園	入口広場 幅員6間、工事費48,000円
	S12	■追加予算	園路と芝山工事費(2,500円)、売店建築費(7,805円)
	S12.5.15	開園	80.82ha(244,495坪)
	S15.7.18	△計画変更	内務省告示第427号/+312.30ha
	S18.5.27	△計画変更	内務省告示第389号/+313.75ha
	S18.12.9	△計画変更	内務省告示第21号/+316.07ha
	S19.12.9	■事業実施決定	内務省告示第22号/11.44ha(34,600坪)S17~S19
17号、鶴舞			
	M38	■	精進川(新堀川)改修
	M43	■	関西府県連合共進会(96,558坪)
	M44.12		北部18,406坪を県立愛知病院
	T15.1	△計画決定	28.05ha(85,000坪) 既設(73,423坪)
	S6	■買収	八幡山敷地 25.59ha(77,411坪)
	S10年頃	△計画面積変更	105,000坪に拡張、詳細不明
18号、萩山			
	T15.1	△計画決定	24.09ha(73,000坪)
	S7年	●萩山公園開園	瑞穂耕地整理組合9.9ha(30,000坪)
	S12.9.28	△計画変更	内務省告示第600号/19.67ha(59,505坪)
	S17.11.6	△計画変更	内務省告示第688号
	S17.11.6	■事業実施決定	内務省告示第689号/4.00ha(12,095坪)
	S17~19		防空緑地公園事業
19号、田光			
	T15.1	△計画決定	9.50ha(28,800坪)
	S7頃	●田光公園開園	瑞穂耕地整理組合3.3ha(10,000坪)
	S12.9.28	△計画変更・位置変更、面積変	内務省告示第600号/+15.61ha(47,445坪)
	S12.9.28	■事業実施決定	内務省告示第601号/15.61ha(47,445坪)~S15

S12	●寄付	35,630坪は地元3整地組合
S16.4.22	■事業実施期間の延長、～S17	内務省決定第188号
S17.11.6	△計画変更・+	内務省告示第688号/18.99ha(57,545坪)
S17.11.6	■事業実施決定	内務省告示第689号/2.45ha/(7,424坪)
S17～19		防空緑地公園事業(防空広場7,405坪)
S20.2.21	△計画変更・+	内務省告示第100号/+4.11ha(12,456坪)
20号、熱田		
T15.1	△計画決定	6.46ha(19,600坪)
S12頃		熱田神宮奉賛会にて買収の計画(9,722坪)
S15.11.27	△計画変更	内務省告示第617号/-11,000坪
21号、断夫山		
T15.1	△計画決定	7.43ha(22,500坪) → S14 8.5ha(25,800坪)
S14.5.24	△計画変更	内務省告示第363号/+8.5ha(25,800坪)
S14.5.24	■事業実施決定	内務省告示第364号/8.5ha、S14～18
S15.7	工事着工	
S16	竣工	
S17	■	(熱田神宮公園、高蔵公園、参道整備のため650,000円)
22号、呼続		
T15.1	△計画決定	8.78ha(26,600坪) → S17 7.72ha(23,370坪)
S7年頃		呼続耕地整理組合により26,600坪、空地保留
S17.11.6	△計画変更	内務省告示第688号/面積削減7.72ha
S17.11.6	■事業実施決定	内務省告示第689号/37ha(16,240坪)、S17～19
S17～19		防空緑地公園事業防
23号、笠寺		
T15.1	△計画決定	4.54ha(13,800坪)
24号、道徳		
T15.1	△計画決定	8.45ha(25,600坪)
S6	●開園	豊田土地区画整理組合
S14.5.3	●寄付	施設を組合と名古屋棧橋倉庫株式会社
S14.6	■工事着工	皇太子殿下御降誕記念事業
S16.4.1	開園	
25号、鳴尾		
T15.1	△計画決定	36.3ha(11,000坪)
26号、高蔵		
S14.5.24	△計画決定	内務省告示第363号/1.2ha(3,500坪)
S14.5.24	■事業実施決定	内務省告示第364号/1.2ha、S15～18
27号、宮ノ腰		
S15.9.2	△計画決定	内務省告示第517号/0.99ha(3,000坪)
S15.9.2	■事業実施決定	内務省告示第519号/0.99ha、S15年度
28号、泉庁舎		
S16.3.31	△計画決定	内務省告示第303号
S16.3.31	■事業実施決定	内務省告示第304号 S15～24

【参考資料】

- 名古屋市役所『名古屋の公園』1943年
 名古屋市土木局『名古屋市土木事業の概要』1942年
 名古屋市土木局公園課『皇太子御降誕 記念事業公園』1943年
 『官報』

資料Ⅲ-2 「運動公園新設事業施行理由書」(1938年)

出典：名古屋市政資料館所蔵『都市計畫運動公園新設事業公債』,1938年

運動公園新設事業施行理由書

國民精神運動員下ノ非常時局ニ際シ國民ノ体位向上問題ハ俄然重大視サ
ル、ニ至リ人的資質ノ培養強化ハ國民ノ体力氣力ノ増進ニアリトシ都市
ニ於ケル体育運動施設ノ整備擴充ハ故モ急遽ヲ要スルモノアリト認メラ
レ之等事業施設ニ付テハ國庫ヨリ補助スベク計畫モラレツ、アリ而シテ
我名古屋市ニ於ケル運動場ハ僅ニ稱舞公園内ニ一ヶ所ヲ有スルノミニシ
テ然モ此運動場ハ資格ノ改正ニ伴ヒ第一種ヨリ第二種ニ轉落シタル現況
ニアルヲ以テ迅速完備セル運動場新設ノ要アルニ依リ昭和十二年九月内
閣ノ認可ヲ得都市計畫公園第十九號ヲ昭和十二年度以迄四ヶ年度繼續事
業トシテ市民ノ体力強化ニ効ムルト共ニ本市南部ニ於ケル住宅地帯ノ防
空公園トシテ必要ニ順應スベク施行セムトシ昭和十二年度工事ハ既に竣
功シタルヲ以テ本年度モ引續キ之ガ事業ヲ施行セムトスルモノナリ而シ
テ一面本市ノ失業状況ハ昭和十三年十二月末現在ニ於テ要救濟者數二四
五人ヲ有スルモ本年度ハ失業救濟事業ハ未ダ其ノ計畫ノ樹立ナキヲ以テ
總上競技場、野球場グラウンドノ整修其ノ他ノ土工工事ヲ施行シ失業者ノ
救濟ヲモ併セ爲サムトスルモノナリ

資料Ⅲ-3 「都市計畫防空綠地公園事業施行理由書」(1942年)

出典：名古屋市政資料館所蔵『昭和十七年度 都市計畫防空綠地公園事業起債稟請書』,1942年

都市計畫防空綠地公園事業施行理由書

本市ハ夙ニ公園設置ノ必要ヲ認メ大正十五年一月内閣ノ認可ヲ得大小二十
餘ヶ所ノ公園新設擴張ノ計畫ヲ決定シ爾來之ガ實施ノ機ヲ窺ヒ此間
皇太子殿下御降誕紀念事業ニ依リ或ハ都市計畫事業ニ依リ或ハ關係地組
合ノ用地無償提供等ニ依リ只管公園施設ノ擴張及増設ニ努メ近年漸ク見ル
ベキモノアリト雖モ未ダ周邊部ニ於テ未完成ノモノアリ蓋ダ遺憾ニ堪ヘザ
ル所ナリシガ偶々今次大東亞戰爭ノ勃發キタルニ當リ防空、防災上特ニ
公園急設ノ必要ヲ痛感スルニ至リタルヲ以テ土古、長母寺、萩山、運動、
呼禮ノ五公園ヲ本年度ヨリ三ヶ年度繼續事業トシテ施行シ既設及築設中ノ
公園配置ト併セ本市ノ防空、防火、其他ノ災害防禦ノ用ニ供シ平時ニ於テ
ハ市民ノ体位向上、慰樂ノ用ニ供セムトスルモノニシテ本年度ハ右五公園
ノ内土古、呼禮二公園ヲ急遽施行セムトスルモノナリ

第 10 章 数据库系统概论

10.1 数据库系统的发展与组成

10.2 数据库系统的组成

10.3 数据库系统的三级模式结构

10.4 数据库系统的三级模式结构

10.5 数据库系统的三级模式结构

第 III 章

10.6 数据库系统的三级模式结构

10.7 数据库系统的三级模式结构

10.8 数据库系统的三级模式结构

10.9 数据库系统的三级模式结构

10.10 数据库系统的三级模式结构

10.11 数据库系统的三级模式结构

10.12 数据库系统的三级模式结构

10.13 数据库系统的三级模式结构

10.14 数据库系统的三级模式结构

第Ⅲ章 『名古屋都市計画緑地』の理念と実施

はじめに

本章は1940(S15)年12月7日に告示された『名古屋都市計画緑地』において都市計画緑地として指定された用地(以下、指定地)の地理的特性と都市計画との相関を分析し、その理念と実施を考察するものである¹⁾。

都市計画緑地は1940(S15)年4月の都市計画法改正において法的に位置づけられた都市計画施設の一つであり²⁾、本章の扱う『名古屋都市計画緑地』では都市計画緑地7ヶ所が計画決定されている。その後、愛知県は本計画に基づく用地買収を行い、終戦までに全面積の約6割を買収した。取得された用地は戦後の農地開放により大幅に削減されたが、後の再買収により、現在の名古屋近郊の緑地が形作られている³⁾。

越沢明によれば、1939(S14)年の『東京緑地計画』の成案に合わせ、東京・神奈川・大阪において環状緑地帯構想の具体化が図られたといい⁴⁾、名古屋における事例はその一例であった[図Ⅲ-1, 2]。環状緑地帯は、緑地計画におけるマスタープランの一つと位置づけられ⁵⁾、1933(S8)年1月に東京緑地協議会が定義した理念であった「緑地」とは「本来ノ目的ガ空地ニシテ宅地商工業地及頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セザル永続的ノモノ」であった⁶⁾。こうした緑地計画が地方都市へ導入された嚆矢として1938(S13)年4月、内務省都市計画課主催による「六大都市及北九州五大都市緑地計画協議会」があげられる⁷⁾。ここでは「保健、防空、防火、過大都市防止等」の見地から「交通計畫ト都心及副都心ノ計畫」を鑑みた環状緑地帯を含む緑地計画の樹立のために公園計画・公園道路・保存地・墓地計画・風致計画に関する指示が与えられた。佐藤昌によれば、戦局の進展のなかでこうした総合的な緑地計画は地方都市にて策定されることはなく、その一部を実現するための手段として都市計画緑地が設置されるのみに終わったというが⁸⁾、こうした戦前の環状緑地帯がどのような理念の下に位置づけられ、どのように実践されたかは日本の近代都市計画を考える上で極めて重要な課題であろう。

『名古屋都市計画緑地』の理由書には、「防空施設トシテ環状緑地帯ヲ造成シ都市防衛ノ用ニ供シ時局下ニ於ケル生産力ノ圓滑ナル運行を図ルト共ニ平時ニ於イテハ市民保健休養ニ資シ體位向上ヲ計ラントスルモノナリ」とあり⁹⁾、「環状緑地帯」の設置が明記された。しかしながら、既往研究において指摘されるように¹⁰⁾、指定地は環状に配されたもののその配置は離散的であり、一概に環状緑地帯を形成したとは言い難い。

本章では、まず『名古屋都市計画緑地』の背景となる名古屋の緑地計画を文献史料から概説し¹¹⁾、第2に指定地の配置について、地理的特性を分析した上で、既存公園計画であった『名古屋都市計画公園』・風致地区との相関を検討する。第3に指定地における施設計画を示し、雑誌『公園緑地』に掲載された『名古屋都市計画大緑地配置圖』に書き込まれた道路計画との相関を考察し¹²⁾、最後に指定地の計画面積、事業費から戦前における計画の実施過程を検証する。なお分析にあたって主要な地図資料として国立公文書館所蔵の『名古屋都市計画緑地配置圖』を用い¹³⁾ [図III-3]、個々の指定地については愛知県公文書館所蔵の都市計画愛知地方委員会による『緑地計画圖』を参照とした¹⁴⁾。

第1節 名古屋における緑地計画前史

1936(S11)年6月、内務大臣官房都市計画課長により各地方都市の緑地計画に対する意向が問われた「公園其ノ他ノ緑地ニ関スル件」の愛知県の回答には「緑地計画法」として「公園緑地制度ニ関スル法規ノ制定ヲ望ム」とし、「二、計畫スベキ事項」として「公園計畫(国立公園ヲ除ク)」、「生産緑地計畫」、「風致地區計畫」、「其ノ他ノ緑地施設」が提示されており、緑地計画の策定に積極的な姿勢が伺われる¹⁵⁾。

第II章で見たように、名古屋では1926(T15)年に決定された総合公園計画である『名古屋都市計画公園』(24ヶ所、1,691,900坪)に基づき、以後、公園整備が徐々に進められ、1937(S12)年の公園面積は37万坪、人口一人当たりの公園面積は6大都市のなかで最も高かった¹⁶⁾。その上、1937(S12)年1月には、愛知県都市計画課が名古屋市の公園調査を着手、都市計画公園の指定地とその周囲に「風致地區を設定し公園設備の拡大充實」に取り組み、既存公園計画の整備が急がれたが¹⁷⁾、こうした公園計画の実施は名古屋全体に及

ぶものの、都市を圍繞する環状緑地帯の造成を目的としたものではなかった。

1938(S13)年4月の「六大都市及北九州五大都市緑地計画協議会」の議場、愛知県都市計画課長であった真坂忠蔵は「都市計画区域外にも風致地區設定し得る」よう要望した¹⁸⁾。真坂は、同年の『都市公論』に「大都市の境域に大規模な学校農園、市民農園、區分農園、運動場、ゴルフ場等の如き緑地を保育することが緊切である」と記しており¹⁹⁾、都市の外周部における緑地計画を策定する意図を読み取ることができる。こうした真坂の言説に相前後して、1938(S13)年11月、名古屋都市計画区域の追加指定(以下〈追加都市計画区域〉)が名古屋市会に示され、翌年5月に計画決定、これにより1921(T11)年に設定された都市計画区域は東部・南部へと大幅に拡張された²⁰⁾。真坂によれば、この拡張は旧来の都市計画区域に收容し得る「将来人口」を300万人と算定し、「今後も舊体その儘の膨張發展を容認」することを「名古屋市の都市計畫の指導目標」としながらも、「名古屋の成長は人口三百萬の集團を以て停止するものではなく、自然の儘に放置したならば、其の外方に向かつて間断なく膨張の歩みを進め、四百萬、五百萬」に發展することを危惧したものであり、〈追加都市計画区域〉は「新しき都市計畫の指導原理に基き精彩のあるプランを樹て善処すべき」区域として位置づけられた²¹⁾。

その後、『名古屋都市計畫緑地』の策定に至るまで〈追加都市計画区域〉における都市計画は立案されていないが、本計画が計画決定される前月1940(S15)年11月発行の雑誌『公園緑地』巻頭に掲載された『名古屋都市計畫大緑地配置圖』には²²⁾、その直後に計画決定される指定地7ヶ所と併に、「接續道路」・「連絡道路」・「ハイキングコース」が〈追加都市計画区域〉等へ書き込まれている。これらの幅員等の計画概要は明らかでないが、真坂のいう「新たな都市計畫」の一端を示していると考えることができよう。[図III-4]

第2節 配置計画

2-1. 配置概要と都市計画区域との相関

『名古屋都市計畫緑地』において計画決定された5つの都市計画緑地は総面積2,496,000坪、うち庄内川緑地は3ヶ所に分置され、以下の指定地7ヶ所が「市中心部栄町の電車交差点から五軒乃至十軒の距離に適當な間隔」を持って「二、三十分の利用圏」を満たして

配置された²³⁾。[図Ⅲ-3, 4, 5]

一. 庄内川緑地	1、横井山	100,000 坪 (33.06ha)
	2、庄内	240,000 坪 (79.33ha)
	3、水分橋	160,000 坪 (52.89ha)
二. 小幡緑地		500,000 坪 (165.28ha)
三. 牧野ヶ池緑地		576,000 坪 (190.41ha)
四. 相生山緑地		380,000 坪 (125.62ha)
五. 大高緑地		540,000 坪 (179.5 ha)

これら指定地は名古屋都市計画区域・守山都市計画区域・鳴海都市計画区域に跨って配された。守山および鳴海都市計画区域はいずれも 1935(S10)年以降、名古屋市周辺の町村において指定された町村都市計画区域の一つであり、名古屋都市計画区域に隣接して設置されていた²⁴⁾。

まず、名古屋都市計画区域との関係を見れば、庄内川緑地に含まれた〈横井山〉・〈庄内〉・〈水分橋〉および牧野ヶ池緑地・相生山緑地・大高緑地(以下、〈牧野ヶ池〉・〈相生山〉・〈大高〉)の6ヶ所は同区域の外周に位置している。また〈追加都市計画区域〉との関係に着目すれば指定地の合計面積の5割を占める〈牧野ヶ池〉・〈相生山〉・〈大高〉の3ヶ所は同都市計画区域に含まれ、〈庄内〉・〈水分橋〉はそれに隣接して配置されている²⁵⁾。このことから、〈追加都市計画区域〉は本計画全体に対して極めて重要な区域であったと見ることができ²⁶⁾、『名古屋都市計画緑地』は〈追加都市計画区域〉において初めて策定された都市計画であった。

一方、守山都市計画区域には〈小幡〉と〈水分橋〉の一部、鳴海都市計画区域には〈大高〉の一部が含まれた。守山都市計画区域は名古屋とそれに最も近い工業都市である瀬戸市の中に位置し、〈小幡〉は瀬戸市側に配置されている²⁷⁾。また鳴海都市計画区域は都市計画愛知地方委員会技師であった石神甲子郎が「緑地計画の対稱として、頗る興味ある有望地」と評した桶狭間の古戦場等、史蹟に富んだ区域であり²⁸⁾、〈大高〉は名古屋都市計画区域との境に配された。

2-2. 指定地の地理的特性

本計画策定時の名古屋の地形をみれば、ほぼ市域にあたる旧来の名古屋都市計画区域では、中心の旧市街地から東部・東南部へとなだらかな台地が連続し、その市域の東部には八事丘陵が連なっていた。一方、北部・西部には低地がひろがり、それを庄内川が市域を囲繞していた。市域の外側を見ると、八事丘陵北東では矢田川と庄内川で分断された守山台・竜泉寺丘陵と、東では天白川で分断された天白・鳴海丘陵が連なり、〈追加都市計画区域〉の東部・南部は天白川・矢田川の河岸低地と天白・鳴海丘陵、また守山都市計画区域は守山台・竜泉寺丘陵にほぼ相当していた²⁹⁾。[図III-6, 7]

都市計画愛知地方委員会技師の田治六郎によれば指定地は地理的特性から「庄内川緑地に属する三個所は平坦地」と「何れも複雑なる起伏ある丘陵地」への選定に大別することができ、個々の指定地の地勢について次のような解説を加えている³⁰⁾。

第一の庄内川緑地は名古屋の西邊を劃する庄内川に沿ひ、三箇所に分置されて居る。其の一 横井山は堤内の田畑、其の二 庄内は浸水殆ど無き洪水敷、其の三 水分橋は庄内、矢田川の交會點附近の堤外及堤外地で何れも平坦地である。

第二の小幡は大約二十萬坪の平地を含む陸軍用地に接する丘陵地で、一部に松の美林、田畑等あるも、概して松樹倭生の荒蕪地で、谷間に無名の大池をたたへ、眺望佳良である。

第三の牧野ヶ池は大部分二、三十年生の松で覆われた複雑な地形の丘陵地で、一方に約七萬坪の大池—牧野ヶ池がある。

第四の相生山は丘陵性台地にして、眺望の外見るべき風致なく、南方一帯は一時分譲計画が行われ、簡易なる道路が縦横に開設されて居る。

第五の大高は枇杷ヶ池と稱する小池を風致の中心に、地形大略牧野ヶ池に類似し、田畑、松林交錯の地である。

田治による概略を踏まえた上で、「庄内川緑地に属する三個定所は平坦地」における地理的特性をみれば、〈横井山〉・〈庄内〉・〈水分橋〉の3ヶ所は市域を囲繞した庄内川河岸に配

されており、特に〈庄内〉・〈水分橋〉では指定地内への河川の取り込みが図られている。

〈横井山〉・〈庄内〉は『名古屋都市計画公園』による公園指定地であったが、その指定が廃され、都市計画緑地として拡張、再指定されたものであった。先立つ公園指定地として、それぞれ河岸砂丘や庄内川堰堤等、河岸の微地形の保全が図られていたが³¹⁾、本『名古屋都市計画緑地』により拡張されたのは〈横井山〉では東部の田畑、〈庄内〉では公園計画地の対岸の低地であり、微地形への注目はみられない。また昭和初期の庄内川には風致に富んだ河岸が数多く残されていたが³²⁾、〈水分橋〉の一部は区画道路が通されるなど指定地の選定は必ずしも河岸の風致保全のためではなく、むしろ河岸利用を図るためであったと言える。

他方「何れも複雑なる起伏ある丘陵地」における地理的特性をみれば、〈小幡〉・〈牧野ヶ池〉・〈相生山〉・〈大高〉はいずれも「眺望佳良」な高所を含み、〈相生山〉を除く3ヶ所では裾に点在する灌漑池が内包されていた。特に〈牧野ヶ池〉・〈大高〉は「松の美林」に覆われた林地であったという。名古屋近郊の公有林の多くは幕末から明治初年にかけての伐採により禿山となり、特に松林の荒廃は著しかったということを鑑みれば³³⁾、ここでは優れた松林と山裾に点在する灌漑池を一体的に保全することが目論まれていたと考えられる。〔図III-8〕

しかしながら〈小幡〉・〈相生山〉は荒廃した山林を多く含む禿山の選定であった。両指定地は区画道路が敷設された山林を含むものであり、特に〈小幡〉内の区画道路は丘陵地の風致を生かした宅地開発の一例であった「松ヶ丘文化住宅」であった³⁴⁾。〈小幡〉以東に続く丘陵には、かつて御料林であった県有林が広がり、ここでは800haの禿山に対する砂防工事が1964(M39)年以降続けられ、1934(S9)年には、一部が名古屋近郊の「保健衛生其他森林利用」を目的とした「尾張瀬戸森林公園」として整備された³⁵⁾。さらに〈小幡〉近傍には、1940(S15)年11月から「空気澄明、風光雄大、翠松連る理想的健康楽園地」として各種運動施設を擁した250,000坪にわたる「総合大鍛錬場」の建設が名古屋新聞社により進められていた³⁶⁾〔図III-9〕。〈小幡〉はこうした東部の運動施設と共に、都市計画区域外の山林との連続を考慮した選定であると考えられ、分譲の滞る郊外住宅地を都市計画緑地として再利用するものであった³⁷⁾。

2-3. 既存公園計画・風致地区との相関

1926(T15)年に告示された『名古屋都市計画公園』における公園計画地 24ヶ所はここでの「旧都市計画区域」に配置されていた。〈横井山〉・〈庄内〉の指定に伴い削除された 2ヶ所の公園計画地は『名古屋都市計画公園』の外周に配されたものであり、指定地は公園計画地 22ヶ所に対する最外郭に位置した。『名古屋都市計画緑地』の策定後、田治六郎は『名古屋都市計画公園』の配置について、「大なるものを周辺に、小なるものを中央部に、略々等距離に分置せるもので、此の型式及び各公園の面積は、近時新指名を付加された公園、即ち小緑地の計画にも殆んど一致する」と評したが³⁸⁾、それに付加された指定地は既存公園計画の配置理念を踏襲しながら、新たな都市計画区域に応じた公園・緑地の外縁を作り出した。

『名古屋都市計画緑地』の策定時、〈横井山〉・〈庄内〉に内包された既存公園計画の指定地を含む全ての公園指定地は³⁹⁾、1929(S14)年に設定された風致地区(23ヶ所, 2454.19ha)によりその保全が図られた。しかしながらここでの風致地区は追加以前の都市計画区域に立案された計画であり、本計画との直接的な関係は見出せない。

一方、1942(S17)年 3 月、新たに風致地区(5ヶ所, 3286.58ha)が追加され、〈追加都市計画区域〉に編入された町村における「名勝舊蹟地其ノ他林地ニ富ミ風光明媚ノ景勝地」が指定された⁴⁰⁾。その総面積は〈追加都市計画区域〉の総面積の約 4 割と極めて広大であり、〈牧野ヶ池〉・〈相生山〉・〈大高〉を内包し、東部・南部の丘陵が面的に保全された。

さらに国立公文書館所蔵の『公文雑纂』に収録された『名古屋都市計画風致地区配置図』(1942年)には上述した風致地区に加えて未決定の風致地区が「指定予想図」として書き込まれている⁴¹⁾。それによれば、守山・鳴海都市計画区域では〈小幡〉を含む丘陵地一帯、名古屋都市計画区域では庄内川・矢田川河岸への風致地区の指定が計画されていたことが伺え、1942(S17)年における風致地区の全体像は、市内の公園計画地と共に、市域を囲繞した庄内・矢田川の河岸から東部・南部に広がる丘陵地一帯に配され、市域を環状の風致地区の帯により取り囲むものであった。[図III-6, 10]

第3節 施設計画

3-1 施設概要

真坂忠蔵は「市民の鍛錬場たる緑地の施設」として「既存交通路との連絡道路、苑内道路、芝生地帯、給水施設、通信照明、事務所等」、「市民道場、厩舎、陣地敷、滑空場、ハイキングコース、乗馬場、市民農園、林地、射撃場、漕艇場等の施設を豫定」しているとしたものの⁴²⁾、取り急ぎ「市民の利用上今直に必要とする最小限度の設備を実施すること」にとどめるとして、「既存交通路との連絡道路」・「苑内道路」・「芝生地帯」・「給水施設」・「事務所」を整備するという、整備方針を示している。

1942(S17)年度から施設整備が開始された〈大高〉では、「滑空場、射撃場、馬事訓練場、宿営舎、一般休養地」の設置が検討されていた。なかでも「滑空場」、つまりグライダー場は「全緑地中最良の個所」として「略奥行七〇〇米、幅四〇〇米の北開きの谷地」を利用し、「地形に相當する施設」の一例であった⁴³⁾。施設の選定には「青少年の訓練を第一、一般の厚生休養を第二とし、可及的各緑地に重複することを避けて、適當なるものを適當の個所に施設することを一般方針」とし、用地の大半を占める施設以外の土地では「主として現存樹木を保存育成し、樹林其のものを緑地の重要な一要素」とされ、各地勢を活かした「体位向上」の施設整備が目論まれていた⁴⁴⁾。

戦前の都市計画緑地では飛行機の発着場、或いは阻塞気球の昇騰場としての100から160haの用地が必要であったというが⁴⁵⁾、田治六郎は「飛行場、大演習場、或は廣潤なる大芝生等となるべきものが無い」ことを指摘しており⁴⁶⁾、軍用地として適切な用地選定が行われたと言い難い。本計画の策定後、1942(S17)年に高射砲陣地4中隊16門が既存の鶴舞公園を始めとした市内の4ヶ所に配備されたが⁴⁷⁾、同時に設置予定の陣地も含めて、高射砲陣地との関係は特に指摘することはできない⁴⁸⁾。

3-2. 接續道路・連絡道路・ハイキングコースの経路

真坂のいう「既存交通路との連絡道路」は、前述した『名古屋都市計画大緑地配置図』に書き込まれた「接續道路」・「連絡道路」・「ハイキングコース」の3種類の道路計画(以下、「道路計画」)に相当したと考えられる⁴⁹⁾。[図III-11]

『名古屋都市計画大緑地配置図』には指定地7ヶ所と「道路計画」の他、既存鉄道路線

と都市計画区域が付記されている。それらの相関をみれば、先ず「接續道路」は指定地5ヶ所において計7路線が設けられ、〈横井山〉・〈小幡〉・〈大高〉では既存鉄道駅に連絡している。また「連絡道路」は〈小幡〉の南の鉄道駅を起点として〈牧野ヶ池〉を横断し、〈相生山〉を經由した上、〈大高〉の東の鉄道駅に結び付き、丘陵地を南北に横断している。一方、「ハイキングコース」は名古屋市外周を流れる庄内川に沿って指定地4ヶ所を結び付け、東部では「連絡道路」に平行しながら幾つかの分岐したコースが設けられつつ、既存鉄道路線の駅を結びながら市域と取り巻いている。

「道路計画」と都市計画道路・国府県道等の幹線道路との相関をみれば⁵⁰⁾、〈横井山〉・〈小幡〉・〈相生山〉・〈大高〉から通じる「接續道路」は幹線道路に繋がる一方、「接續道路」がない〈庄内〉・〈水分橋〉は都市計画道路に接道して配置されている。特にここで結ばれた幹線街路は「名古屋市と郡部を連絡する重要幹線」として整備が急がれた「放射線路」であり⁵¹⁾、指定地は「接續道路」と幹線道路により既存市街地と結ばれている。また市域外の既存町村道等と「道路計画」を照らし合わせると、「接續道路」と「ハイキングコース」の多くは町村道等を利用し、一部新設された区間では周辺地形に沿った道路がみられるのに対して、「連絡道路」のほとんどが丘陵を横断する新設道路であり指定地間を大概最短距離で連絡するものであったと見て取ることができる。[図III-12,13]

次に「ハイキングコース」の経路とその行き先に着目すると、〈横井山〉から〈庄内〉・〈水分橋〉を結ぶコースは主に庄内川の河岸に沿っており、〈小幡〉の手前では庄内川を望む名勝地「竜泉寺」を通っている。〈牧野ヶ池〉から分岐した5コースの行き先をみれば、1937(S12)年に開園した「東山公園」、その東の「植田山ゴルフクラブ」、別荘地であり遊園地であった「松和花壇」、旧来からの街道である「飯田街道」および瀬戸電気鉄道・小幡駅に連絡されている⁵²⁾。〈相生山〉から〈大高〉に通じるコースは愛知電気鉄道経営の「鳴海球場」を經由し⁵³⁾、〈大高〉から南へと続くコースは「桶狭間の古戦場」へと続き、西へ続くコースは名古屋電気鉄道・聚楽園駅（「聚楽園」は遊園地であった）に通じている⁵⁴⁾。[図III-11,14]

こうした周辺遊興施設と連絡を図る「道路計画」には、東京緑地協議会による「行楽道路」の考えが影響を及ぼしていると考えられる。「行楽道路」は「市民ノ散歩、遠足、登山、乗馬、ドライブ等ニ適スル道路及慰楽系統上必要ナル道路」として「慰楽道路」と「聯絡

道路」に分類され⁵⁵⁾、特に「聯絡道路」は「慰楽系統」の連絡を図るものと定義された。本計画の策定時には、「衛生住宅地遊覧散策地」であった八事丘陵において⁵⁶⁾、名古屋における最大の都市計画公園、動植物園「東山公園」が1937(S12)年に開園し、同年には「運動公園」の整備が着手されていて⁵⁷⁾、「ハイキングコース」によって結び付けられた遊興地に加え、〈牧野ヶ池〉と〈相生山〉から通じる「接續道路」はそれら2ヶ所の都市計画公園に連絡するものであった。『名古屋都市計画大緑地配置図』に書き込まれた「道路計画」は、総体として名古屋郊外の「慰楽系統」を作り出すことを目的とし指定地7ヶ所はその拠点施設として位置づけられていたと言えよう。

第4節 事業費の変遷と計画変更

総面積2,496,000坪にわたる指定地は、3ヵ年の都市計画事業として買収・整備を行うもので、「緑地計畫費」として総事業費14,477,844円が見込まれ、その内訳は、用地費63%、施設費32%、事務費5%であり⁵⁸⁾、総額において用地費は施設費の約2倍に相当した。さらに、個々の指定地に振り分けられた用地費・施設費を一坪当りの費用に換算すれば[表III-1]となり、一坪当りの用地費はおおよその地価に相当し、施設費は施設工事費の坪単価を示すと考えられる。

まず一坪当りの用地費をみれば、庄内川緑地に含まれた3ヶ所がほぼ6円であるのに対して、全体面積の8割を占めるその他4ヶ所は3円前後となり、東部・南部への指定地の偏在は風致に富む丘陵地の確保ばかりでなく、土地取得を容易にするためのものであった。また一坪当りの施設費は〈牧野ヶ池〉、〈相生山〉がほぼ4円、2円と、他の指定地に比べて極めて大きな費用が見込まれていたが、両者は「接續道路」により既存都市計画公園であった東山公園、運動公園に結ばれた指定地であり、当初には最も重要視された指定地であったと言える。

一方、本計画の計画決定の際、愛知県の財政事情を背景に事業計画の変更が加えられた(表III-1 「緑地事業費」、1940年)。ここで事業化されたのは〈横井山〉・〈庄内〉・〈小幡〉・〈牧野ヶ池〉・〈大高〉の5ヶ所(1,959,000坪)で、昭和15年度からの10ヵ年の事業

と、7ヵ年延長され、愛知県による都市計画事業として施行された⁵⁹⁾。指定地5ヶ所の総事業費は8,450,000円、内訳は用地費77%、施設費17%、事務費6%となっており、用地費への偏重がみられる。一方、事業化が見送られた〈相生山〉の一坪当りの用地費は3.5円、〈水分橋〉は8円と推測され、共に平坦地・丘陵地における指定地の中でもっとも高い値を示す。これは「今回の事業に於いては地価の低廉なる中になるべく大量の土地を得ることに重点を置くこととし」との説明を裏付けると同時に⁶⁰⁾、既に区画道路が敷設された用地の買収を見送ったものと見る事ができる。

その後、愛知県は着々と用地買収を進めたが、1944(S19)年10月6日に本計画の計画面積と位置の変更が立案され、翌1945(S20)年4月9日に計画決定された⁶¹⁾。その理由書によれば「中京工業都市ノ環状緑地帯構成ノ一部トシテ鋭意事業実施中ノ處逼迫セル大東亜戦争下都市防衛上ノ緊急施設並ニ食料増産ノ要請」を考慮することを目的とし⁶²⁾、〈小幡〉の位置変更の上での大幅な拡張と、〈横井山〉・〈牧野ヶ池〉・〈大高〉の3ヶ所の縮小が決定された。総計画面積の変更は極めて僅かであり、総事業費の変更はなく、ここでの変更は面積・事業費の再分配を目的したと言える(表III-1「緑地事業費」、1945年)。ここで変更された4ヶ所は既に用地買収が進みつつあった指定地であったが、唯一拡張された〈小幡〉は陸軍用地に隣接して配されていた指定地であり⁶³⁾、戦争末期において『名古屋都市計画緑地』の軍事的な位置づけが高まったことが伺えよう。[図III-15~19]

小結

以上をまとめてみよう。『名古屋都市計画緑地』は総面積826.09ha、都市計画緑地7ヶ所が配置され、工業都市、名古屋における「環状緑地帯ノ造成」を目的としたものの都市計画緑地の指定地7ヶ所は市域の外に離散的に配置された。これらは市街化の抑制を目的として新たに名古屋都市計画区域に編入された区域と隣接した町村都市計画区域を活用し、市街化に先行して庄内川河岸および起伏に富んだ丘陵の高所とその裾に点在した灌漑池等、郊外に残る風致の保全を図るものであった。また指定地を含む郊外の丘陵地は風致地区により一体的に保全されたが、この風致地区は市域外に設置が予定された環状の風致地区構

想の一部であった。こうした環状の風致地区は、市域外に連続して設けられ、その配置から「環状緑地帯」の形成を意図したと指摘することができ、旧都市計画法下において都市計画緑地と連携し、「環状緑地帯」の実現を図った事例として重要である⁵⁴⁾。

指定地7ヶ所は「市民の鍛錬場たる緑地」として主に運動施設の設置が予定されたが、平坦地に乏しく、飛行場・演習場等の軍用施設の立地には適さなかった。また『名古屋都市計画大緑地配置図』に書き込まれた「接續道路」・「連絡道路」・「ハイキングコース」は指定地を市内から郡部へ放射状に繋がる「幹線道路」および既存鉄道路線に連絡されると同時に、郊外に点在していた公園・史蹟・遊園地・運動施設と結び付けられ、名古屋郊外に指定地を拠点とした「慰楽系統」の創出が目指されていた。

選定された指定地の総面積の8割を占める丘陵地は、地価が低廉な山林をすみやかに取得し、かつ開発が進む八事丘陵にかわってさらに東部の丘陵を保全するものであった。特に昭和12年に開園した「東山公園」にほど近い牧野ヶ池緑地では、過大な施設費が計上されていたが、事業化において用地買収を優先した予算の再編が行われ、地価の高い土地の買収は見送られ、施設費は大幅に削減された。さらに終戦間際の計画変更では、牧野ヶ池緑地が大幅に削減される一方で、軍用地に隣接した小幡緑地では、軍事目的から計画が見直された。

一方、1944(S19)年1月には、東京・大阪の防空空地帯に次いで、名古屋でも防空空地帯が設置された。石川英耀は同1944(S19)年に『国防と都市計画』において次のように記している⁵⁵⁾。[図III-20]

話に聴くところによれば、名古屋の市街地も廣小路中心の名古屋と築港中心の名古屋とに完全に別れいづれも半径二軒程の中に別の市街地なりその中間は熱田神宮を中心に閑古鳥の鳴く様な田園住宅地及至緑地にして築港地帯はこれとはなれて厚さ二軒の带状都市にしてしまったといふ。また全市をつつんで庄内川八事山矢田川といった様なものをふくめて「日字」形の緑地々帯を組み立てようともいふ。美しからう。

石川の言説から、大戦末期において環状緑地帯に加えて、市街地を二分する緑地帯の設置が目されていたと推測することができるが⁵⁶⁾、その詳細は未だ定かではない。

【註】

- 1) 本章では都市計画施設としての緑地を都市計画緑地と表記し、都市計画緑地は都市計画公園と同様に都市計画施設である。
- 2) 策定後、1941(S16)年より一部の用地は国庫補助をうけて買収され、終戦時には1,200,000坪が取得されたという。(竹重貞蔵「愛知縣都市計畫の概要」『新都市』第5巻第10号,1951年,p.31.) また戦後、都市計画緑地は1949(S24)年愛知県の一般事業として着手され、1952(S27)年には特別都市計画事業として整備が進められたが、1955(S30)年の再検討により1968(S43)年までに22ヶ所の都市計画緑地が再配置された。こうした事業の経緯は名古屋市計画局,名古屋都市センター『名古屋都市計画史』,1999年,pp.375-377.に詳しい。
- 3) 『名古屋都市計画緑地』をめぐっては、後藤健太郎,佐藤圭二の一連の研究として「名古屋市における緑地計画の変遷について～戦前から戦災復興期まで～」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』,1989年10月,pp.157-158.)、「名古屋市における戦中防空対策が都市計画に及ぼした影響」(『第25回日本都市計画学会学術研究論文集』,1990年,pp.469-474.)があげられ、前者は主としてヒアリングを下に、後者は防空都市計画から本計画を検証しているが、未だその全容は明らかでない。
- 4) 越沢明『東京の都市計画』岩波新書,1991年,p.164.
- 5) 戦前の環状緑地帯を扱った研究としては、石田頼房の「グリーンベルト計画と市街化抑制制度の発展」(『日本近代都市都市計画史研究』柏書房,1987年,p.115-232.)を始めとした一連の研究、佐藤昌の『日本公園緑地発達史』(都市計画研究所,1977年)、「緑地計画の系譜と展望」(『都市計画』(176号,1992年)掲載の諸論文等があげられるが、東京・大阪の事例を中心としたものである。
- 6) 佐藤昌『日本公園緑地発達史上巻』,都市計画研究所,1977年,pp.375-388.
- 7) 「内務省計画局主催 六大都市及北九州五大都市緑地計画協議会」『公園緑地』第2巻第5号,1938年,巻末付録。
- 8) 前掲書6)に同じ。

- 9) 国立公文書館所蔵『公文雑纂』第89巻,1940(S15)年に収録。また前掲書3),p.165.によれば、こうした都市計画緑地は国庫補助を得るために防空施設として位置づけられたと指摘される。
- 10) 前掲書3)に同じ。
- 11) 本章の扱う時期的範囲として1941(S16)年11月の防空法改正を経て、閣議決定により市街地に防空空地、環状空地帯の設置が可能となった1942(S17)10月までとした。1943(S18)年3月には東京・大阪で空地帯および防空空地が指定され、1944(S19)年1月には名古屋でも空地帯が設置された。戦中期の都市計画の概要については越沢明「戦中期の都市計画,1931~1945年」(『都市計画』144号,1987年,pp.34-37.)に詳しい。
- 12) 『公園緑地』第4巻第11号,1940年11月,巻頭口絵。
- 13) 国立公文書館所蔵『公文雑纂』第89巻,1940(S15)年に収録。
- 14) 愛知県公文書館所蔵、原尺1/10,000。図は1945(S20)年4月の計画面積の変更時に作成された。
- 15) 「公園其ノ他ノ緑地制度ニ關スル地方廳ノ意見」として『公園緑地』,第2巻第5号,1938年に収録。
- 16) 『公園緑地』第1巻第5号,1937年5月,p.109.
- 17) 拙稿『「名古屋「都市計画公園」の計画理念』日本建築学会計画系論文集,1998年8月.
- 18) 前掲書7),p.8.
- 19) 真坂忠蔵「国土計画制度の確立」『都市公論』21巻9号,1938年,p.23.
- 20) 都市計画区域の概略は前掲書2)を参照とした。また「追加都市計画区域」の東部へ偏重した理由の一つとして、昭和初期において市街化が著しかった東部地域を鑑みたことがあげられる。(前掲書2)に同じ)
- 21) 真坂忠蔵「随感」『区画整理』第6巻第6号,1940年6月,pp.35-37.名古屋市の人口は1935(S10)年に約108万人、五年後の1940(S15)年には約133万人と、航空機・自動車部品等の機械工業の発展に伴い著しい増加を続けていたという。(中川貞三「産業都市名古屋の動向と将来」『都市問題』第33巻6号,1941年,pp.21-38.)
- 22) 前掲書12)に同じ。

- 23) 真坂忠蔵「名古屋大緑地計画に就て」『公園緑地』第4巻第11号,1935年,p.20.
- 24) 愛知県下の町村における都市計画区域の設置については都市計画愛知地方委員会『愛知縣都市計画の概要』,1938年,pp.111-113.に詳しい。また戦前における名古屋都市計画区域の変遷を扱った論文として梅原浩次郎「戦前名古屋の都市計画区域の設定と用途地域の変遷に関する研究」『都市計画』197号,1995年,pp.129-132.があげられる。
- 25) 北部に追加された区域は愛知県による初の土地区画整理事業である「都北(矢田川麿川敷)土地区画整理事業(1937年)」に隣接し、ここでは「理想的住宅地、工場地」の建設が目論まれた。山下信正「矢田川麿川を語る」『区画整理』第2巻第3号,1936年3月,pp.306-308.
- 26) 企画院「工業規制地域及工業建設二関スル暫定措置要綱」(西水牧朗『資料 国土計画』大明堂,1975年,pp.31-38に再録)によれば1942(S17)年には名古屋市周辺の都市計画区域とその周辺町村は「国土計画及地方計画ノ決定」までの暫定措置として「工業規制地域」として指定された。
- 27) 瀬戸市には1932(S7)年に都市計画区域が設置され、1911(S36)年には街路計画が策定された。『新都市』第5巻第10号,1941(S26)年,p.96.
- 28) 石神甲子郎「町村都市計画の話—緑地計画に就て—」(『区画整理』第2巻第3号,1926年3月,p.7.)には「桶狭間古戦場及び舊鎌倉街道二村山峠附近等」をあげている。
- 29) 名古屋市の地形に関しては名古屋市『大正昭和名古屋市史』地理編,1955年,pp.1-9.を参照とした。
- 30) 田治六郎「名古屋都市計画緑地事業概況」『公園緑地』第6巻第8号,1942年8月,pp.14-20.
- 31) 前掲書17)に同じ。
- 32) 名古屋市役所『名古屋』1927年,p.434.
- 33) 愛知縣『「愛知縣」の公有林整理』,1910(M45)年3月,p.5.または「座談会“名古屋に於ける公園”を語る」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,p.37,38.
- 34) 同丘陵地の郊外住宅地開発は堀田典裕『「松ヶ丘文化住宅地」について』日本建築学会東海支部研究報告集第31号を参照とした。

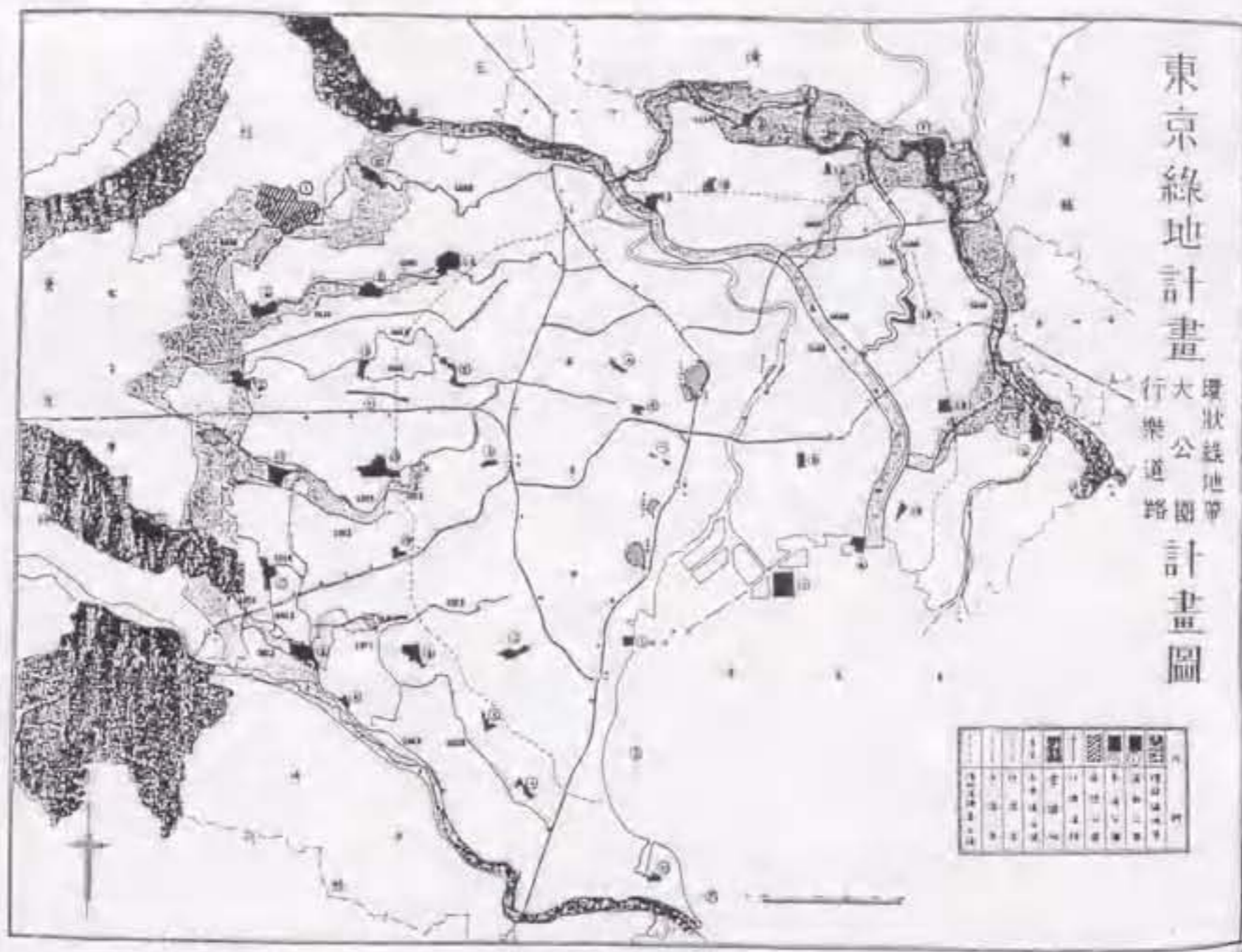
- 35) 公園は治山事業を経て「保健休養林となす目的を以て風致樹の植栽、現在林の保護、撫育等の丘陵林美化の諸設備」をもつ「森林美」を利用することを目的とした。『愛知縣山林会報』第52巻,1935年,巻頭。因みに公園施設として1936(S11)年にはテニスコート2面が整備され、以後、終戦までに運動器具の整備が行われた。
- 36) 1940年11月3日付『名古屋新聞』記事
- 37) 策定時までに2ヶ所の都市計画公園が追加されたが、何れも当初に策定された一万坪(3.3ha)以上を満たす公園配置ではなかった。
- 38) 前掲書30)に同じ。
- 39) 前掲書2)に詳しい。
- 40) 国立公文書館『公文雑纂』第114巻,1942(S17)年に収録。
- 41) 前掲書40)に同じ。
- 42) 前掲書23)に同じ。
- 43) 前掲書30)に同じ。
- 44) 佐藤昌によれば、内務省による都市計画緑地は「防空」・「体位向上」・「生産拡充」の3つを目的とした。前掲書6),p.406.
- 45) 木村英夫『都市防空と緑地・空地』日本公園緑地協会,1990年,p.30.
- 46) 前掲書30)に同じ。
- 47) 名古屋の高射砲陣地の概要は防衛庁防衛研修所戦史室『本土防空作戦』朝雲新聞社,pp.397-399.を参照とした。因みに1944(S19)年9月以降の高射砲陣の増強より2コ連隊が配置されたが、少なくとも中隊以上の部隊の所在地と指定地との関係はみられない。また名古屋要地周辺の防空緑地20数ヶ所に偽装陣地が設けられたというが、指定地が高射砲陣地の拠点であったという事実は確認できなかった。
- 48) 名古屋市公文書館所蔵『防空陣地工事個所図』,1942年。図中には予定工事個所が書き込まれている。
- 49) 前掲書12)に同じ。
- 50) 名古屋市の街路事業の経緯は前掲書2)を参照とした。
- 51) 都市計画愛知地方委員会『愛知縣都市計画の梗概』,1938年,p.18、および真坂忠蔵「愛知縣知事施行街路事業に就いて」『都市公論』第24巻第1号,1941年,pp.88-94.

に詳しい。

- 52) 「松和花壇」近辺は「晴天には遠く日本アルプスや御嶽の秀峰を望み得るべく脚下に帯の如き天白川の清流を俯瞰して景観頗る雄大、殊に名古屋の遠望はパノラマを見るが如く」であった。江崎浮山『汎太平洋平和博覧会記念 名古屋便覧』名古屋便覧発行所,1936年,p.308.
- 53) 「鳴海球場」は愛知電気軌道により経営され、名古屋市を含め最大の球場であった。また私鉄沿線には鉄道会社経営の遊園地が立地したが、それらは昭和初期から運動場へと転換したという。愛知地方委員会内庭園係「名古屋市近郊に於ける地方鉄道と其の遊園地及び運動場(昭和6年調査)」『都市公論』第14巻第8号,1931年,pp.328-331.
- 54) 「楽園」については橋爪伸也『賑わいを創る近代日本の空間プランナーたち』,長谷工総合研究所,1995年,pp.28-41.
- 55) 前掲書6),p.380.
- 56) 「八事風致協会」『公園緑地』第1巻第5号,1937年,p.18.八事丘陵の開発については堀田典裕『八事丘陵地における住宅地の形成過程とその空間的特質について—近代名古屋における郊外住宅地開発(II)』日本建築学会計画系論文集第471号,pp.165-173に詳しい。
- 57) 2つの都市計画公園は『名古屋都市計画公園』の基で新設された最大の公園であった。また疋田武二「名古屋の2つの厚生施設」(『建築と社会』,1940年)によれば策定時に新設された厚生施設として「牧野ヶ池」に隣接して計画された「名古屋市結核療養所梅森光風園」があげられ、八事丘陵にあった結核診療所の移転が図られた。
- 58) 前掲書9)に記載、もしくは前掲書23)に再収録。
- 59) 前掲書23)、前掲書30)に同じ。
- 60) 前掲書23)に記載。
- 61) 前掲書21)に同じ。
- 62) 前掲書14)に収録。全体面積は約2ha増えたに過ぎずない。
- 63) 小幡緑地に隣接したのは第3師団所属の騎兵3連隊であった。また策定時における名古屋の軍事施設として、第3師団の駐留地であった名古屋城、陸軍の演習地であった八事丘陵の北部があげられるが、指定地との関連は指摘することはできない。

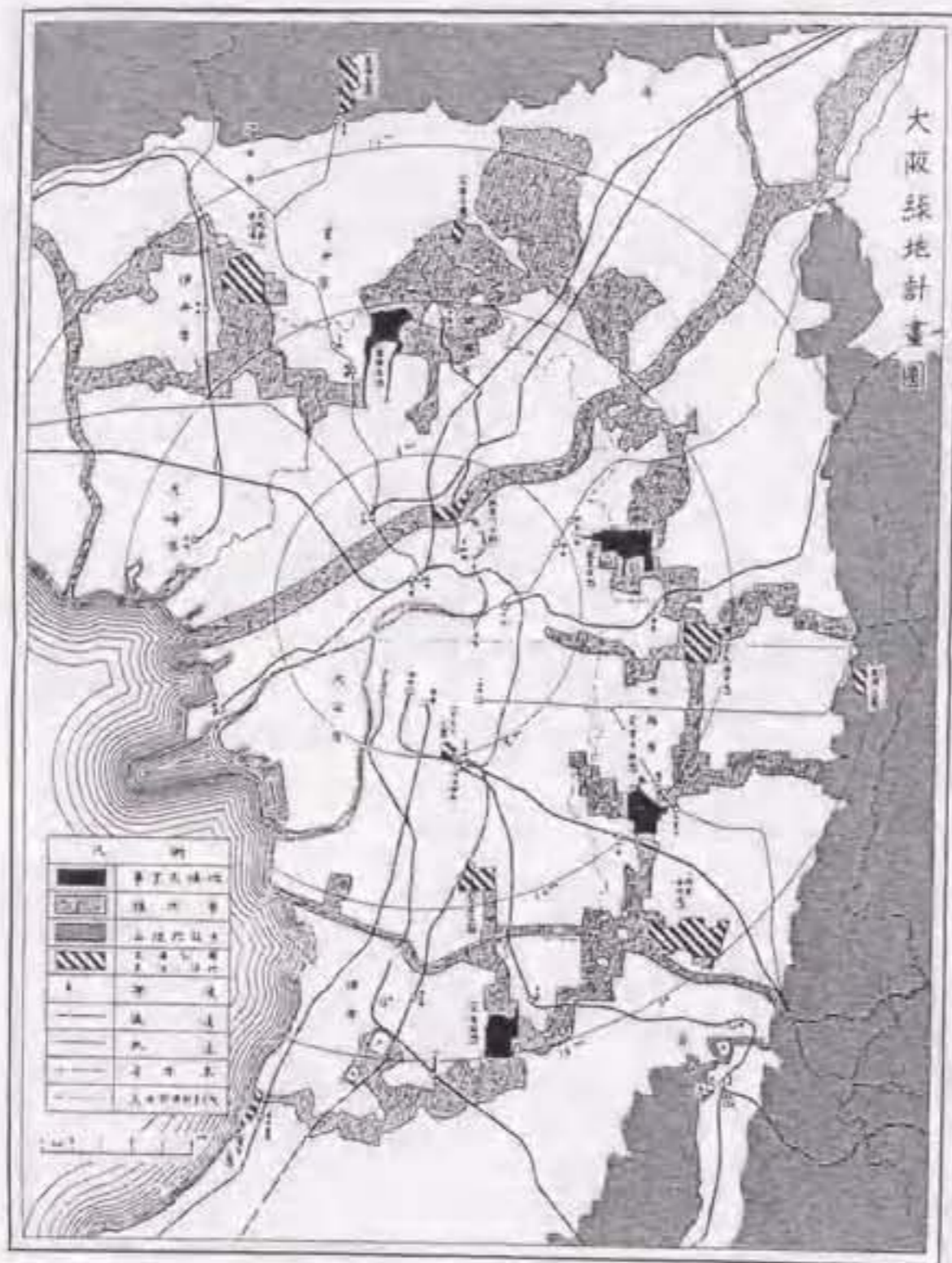
64) 蓑茂寿太郎「東京グリーンベルトの夢と片鱗」『未完の東京計画』筑摩書房,1992年,p.124. 因みに「東京緑地計画」では、「環状緑地帯」は東京市の15~20km圏、市域の外周に沿って連続して設けられ、市内に流れこむ河川沿いの低地を利用して楔状に貫入し、市域内に設置された「大公園」の一部を包含していた。1940(S15)年以降、東京近郊において買収された都市計画緑地の多くが「大公園」であったことを鑑みれば、本計画の指定地もまた「環状緑地帯」の拠点となる「大公園」に相当していたと言えよう。さらに、「東京緑地計画」では、環状緑地帯の外部に設置された「景園地」は都市計画区域内において風致地区による実現が検討され、「景園地」は丘陵地・水郷地を多く含んだ。因みに、越沢明「公園緑地計画の展開と近代日本都市計画」(『都市計画』176号,1993年,pp.18-23.)によれば神奈川県での「景園地」は風致地区として指定されたという。

65) 石川英耀『国防と都市計画』山海社,1944年,p.100. なお、指定地とそれを内包した風致地区は都市計画区域内の外周を流れる庄内川・矢田川河岸の「低地」と東部の「丘陵地」をその指定の対象としたが、「東京緑地帯」における「環状緑地帯」の用地の大半は田畑山林等の農林業地であり、用地買収後は小作地として貸し付けることが検討され、農業地帯(agricultural belt)として位置づけが伺える。策定時の名古屋郊外においては、丘陵地間の矢田川・天白川の河岸低地には水田が広がっており、本計画では「過大都市の防止」を標榜しながらも、水田を農業地帯として担保する具体的な方策は欠落した。戦後に構想された緑地地域は、本『名古屋都市計画緑地』との直接的な関係はみられないものの、農業地帯へに着目した緑地帯であったとみなせるが、実現することはなかった。



図III-1 東京緑地計画図

出典：『公園緑地』第3巻第1号、1939年



図III-2 大阪緑地計画図

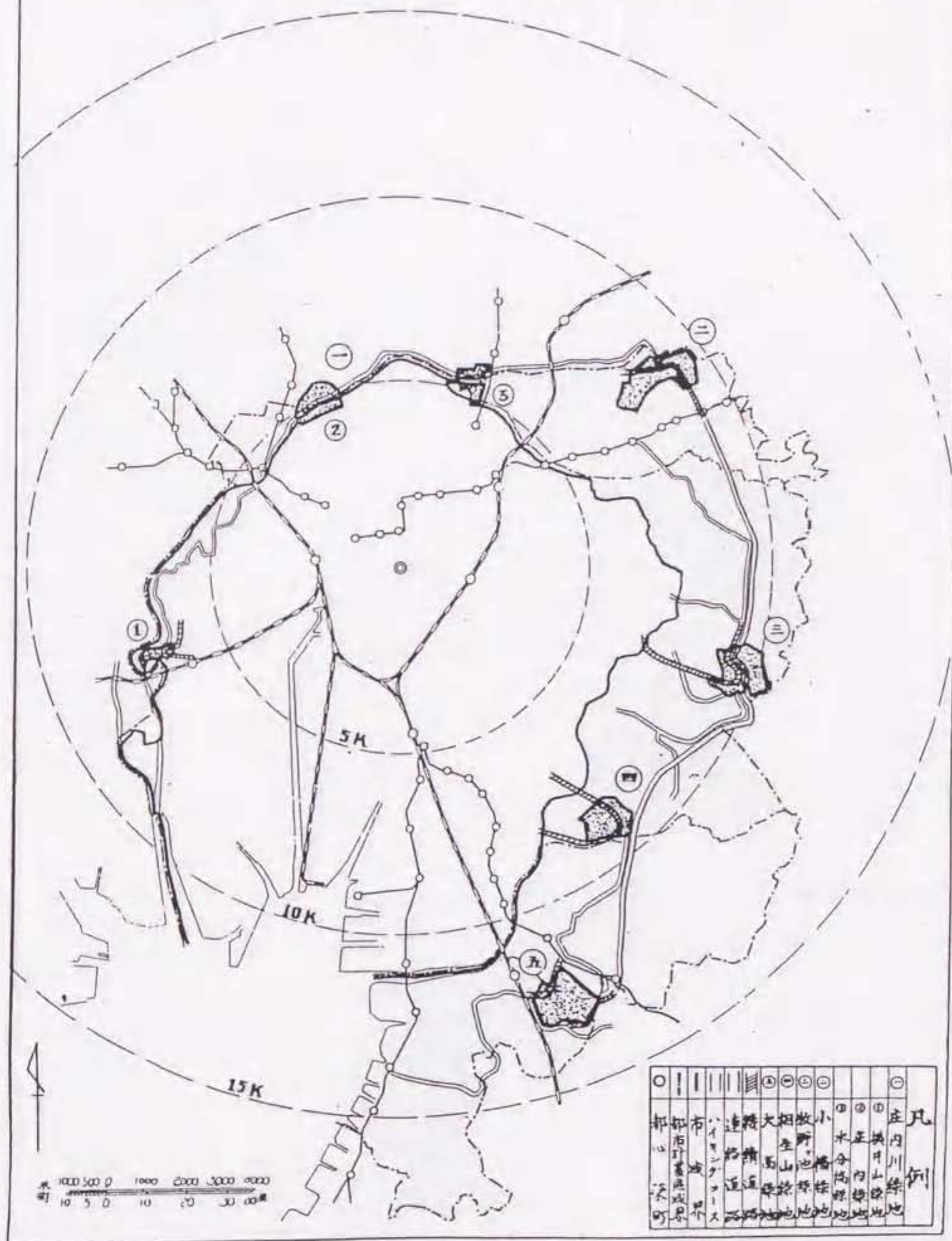
出典：『公園緑地』第5巻第9号、1941年



図III-3 名古屋都市計畫綠地配置圖、1940年

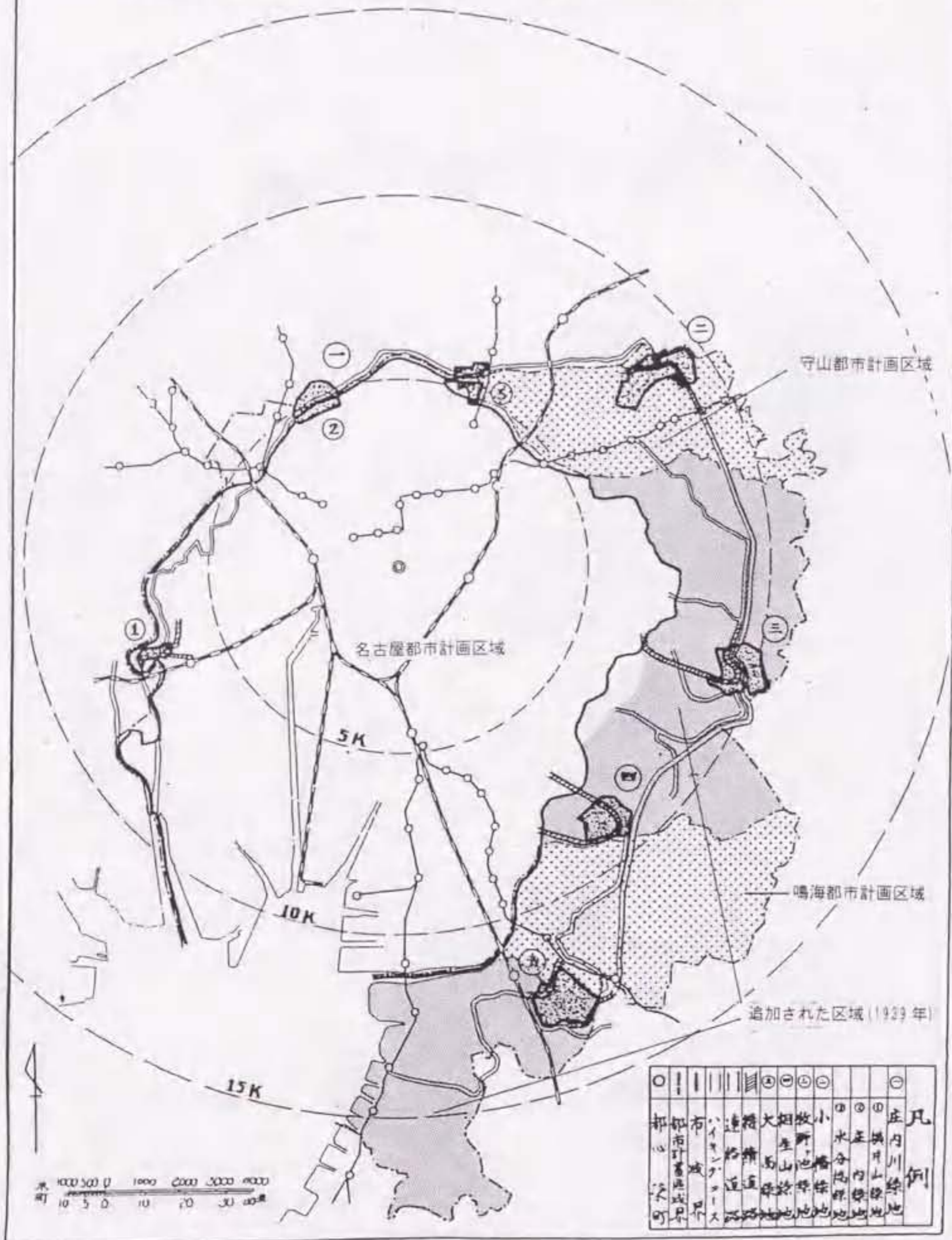
国立公文書館所蔵『公文雜纂 卷八十九』、1940年、本図は、
名古屋都市センター『名古屋都市計畫史 図集編』から転載。

名古屋都市計畫大綠地配置圖



図III-4 名古屋都市計畫大綠地配置圖、1940年
 出典：『公園緑地』第4巻第11号、1940年11月。

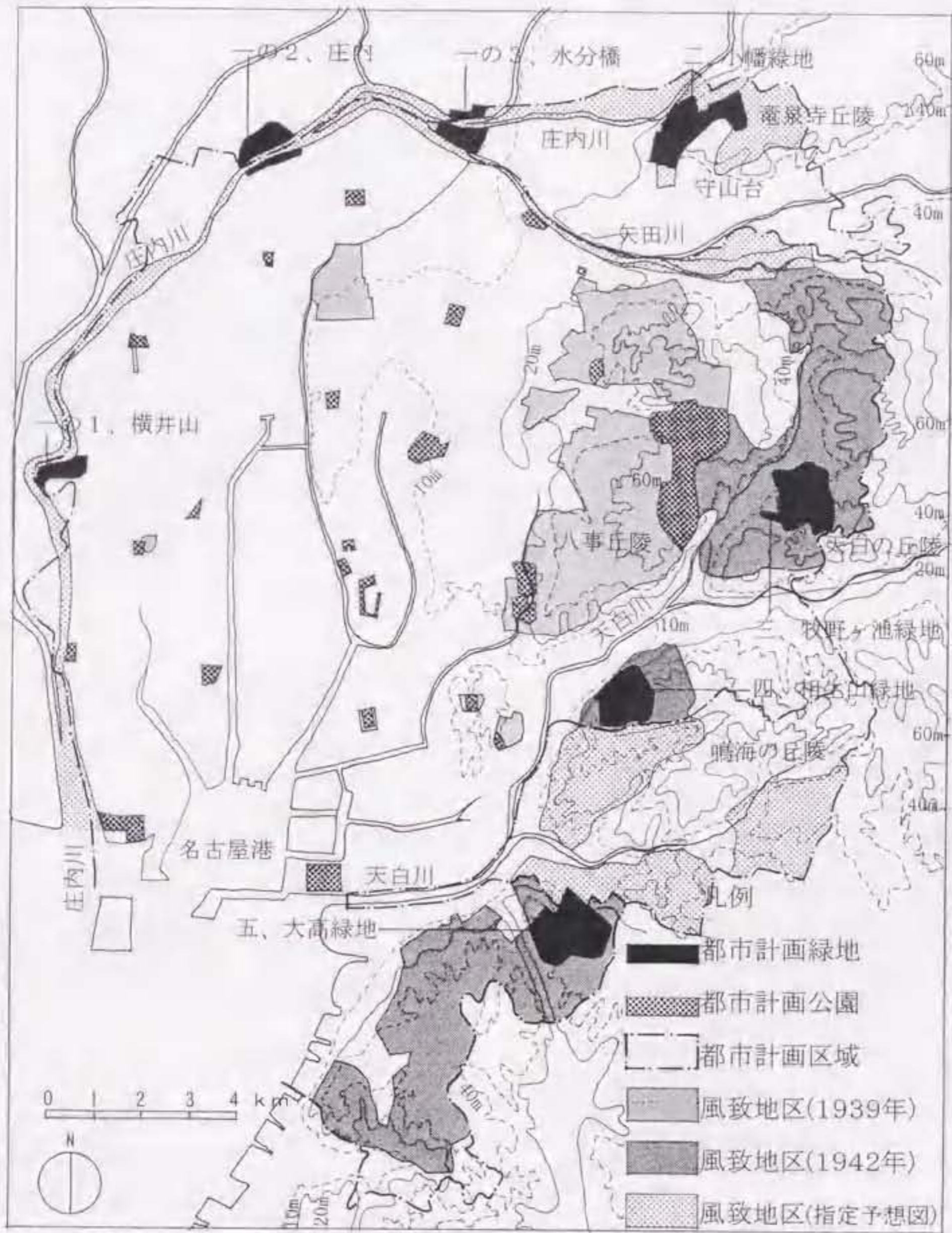
名古屋都市計画大緑地配置圖



図III-5 指定地と都市計画区域の相関

出典：『公園緑地』第4巻第11号、1940年11月。

網掛け部分および都市計画区域等の名称を筆者加筆。



図III-6 地形・公園計画・風致地区との相関

筆者作図：作図に際して大日本帝国陸軍測量部『五万分一地形圖名古屋』（1938年測量）を下に地形を抽出し、『名古屋都市計画風致地区配置図』（1942年）から都市計画公園・風致地区を加えた。



一の1. 庄内川緑地・横井山



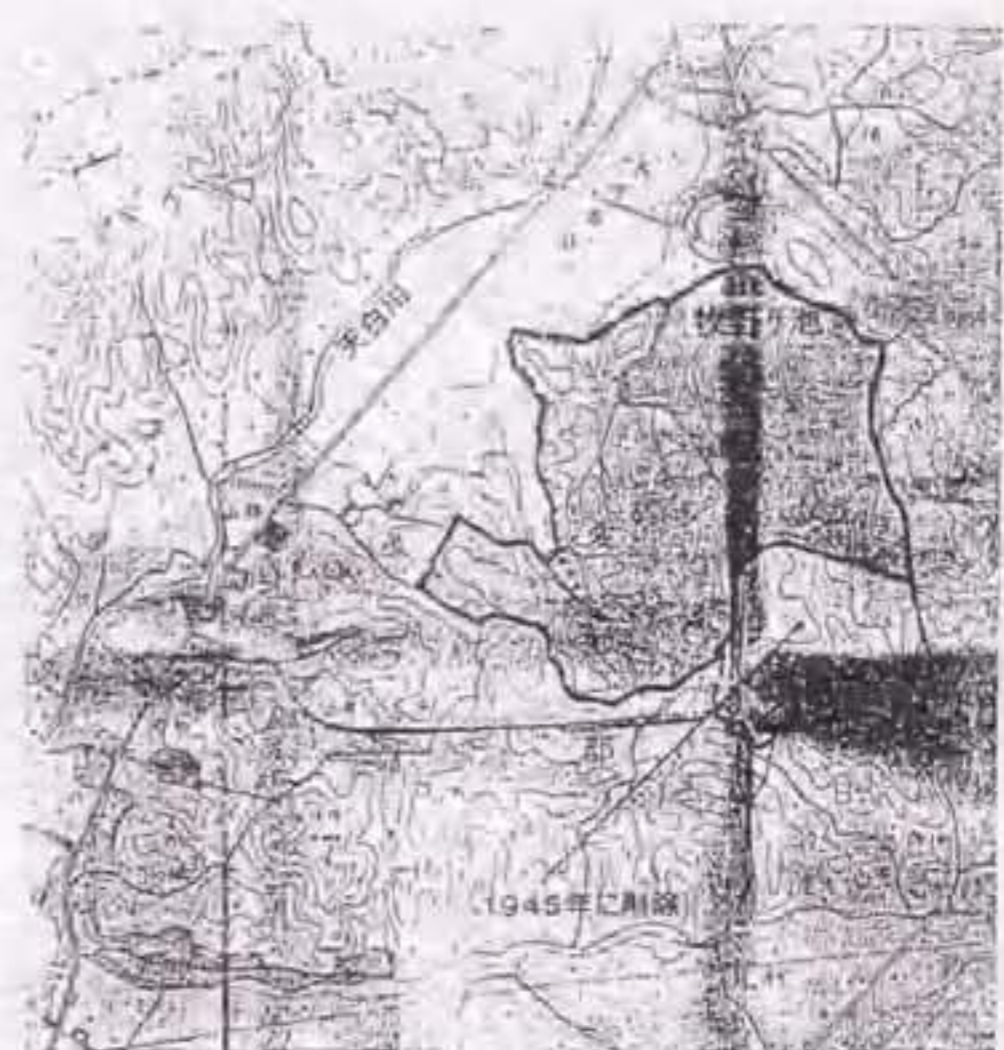
一の2. 庄内川緑地・庄内



一の3. 庄内川緑地・水分橋



二. 小幡緑地



三. 牧野池緑地



四. 相生山緑地



五. 大高緑地

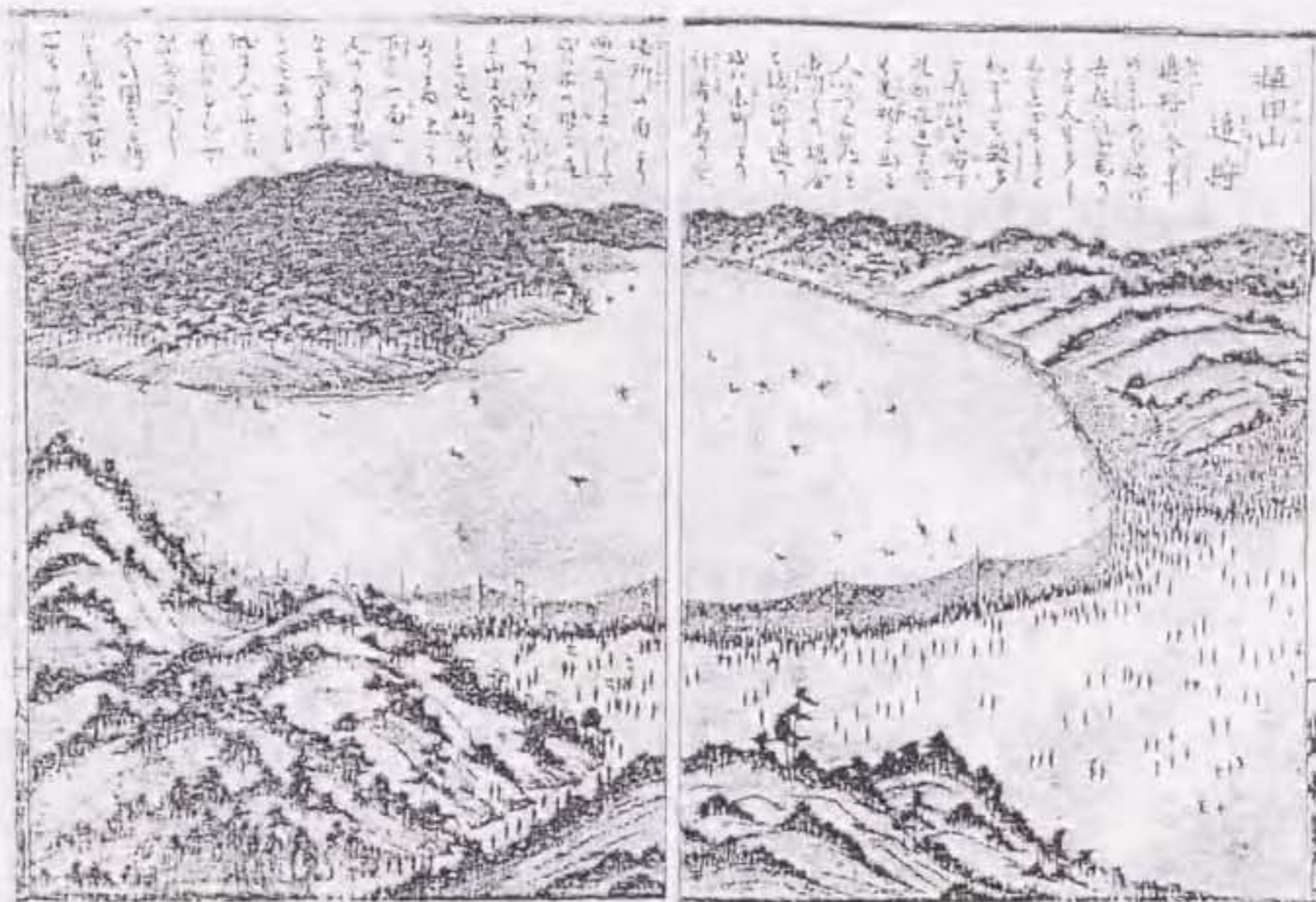


1940(S15)年の都市計画緑地

図III-7 緑地計画図

出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』（1945年、原縮尺1/10,000）

本図は1945年の計画変更時の公文書に添えられた図書の一部。図中に1940(S15)年の都市計画緑地を『名古屋都市計画緑地配置図』（1940年、原縮尺1/50,000）から書き重ね、都市計画公園を『名古屋都市計画公園並施設地区配置図』（1945年）から加筆。



図III-8 「植田山追狩」

出典：歌月庵喜笑(小田切春江)『名陽見聞圖繪』、1836年
服部良男編『名陽見聞図繪第四卷(上)』、pp.374-375.に再録。

奉祝 紀元二千六百年

改題三十五周年記念事業



綜合大鍛鍊場建設

名古屋市の東北郊外村二十五萬坪の地を買収

名古屋新聞社

昭和十五年十一月三日



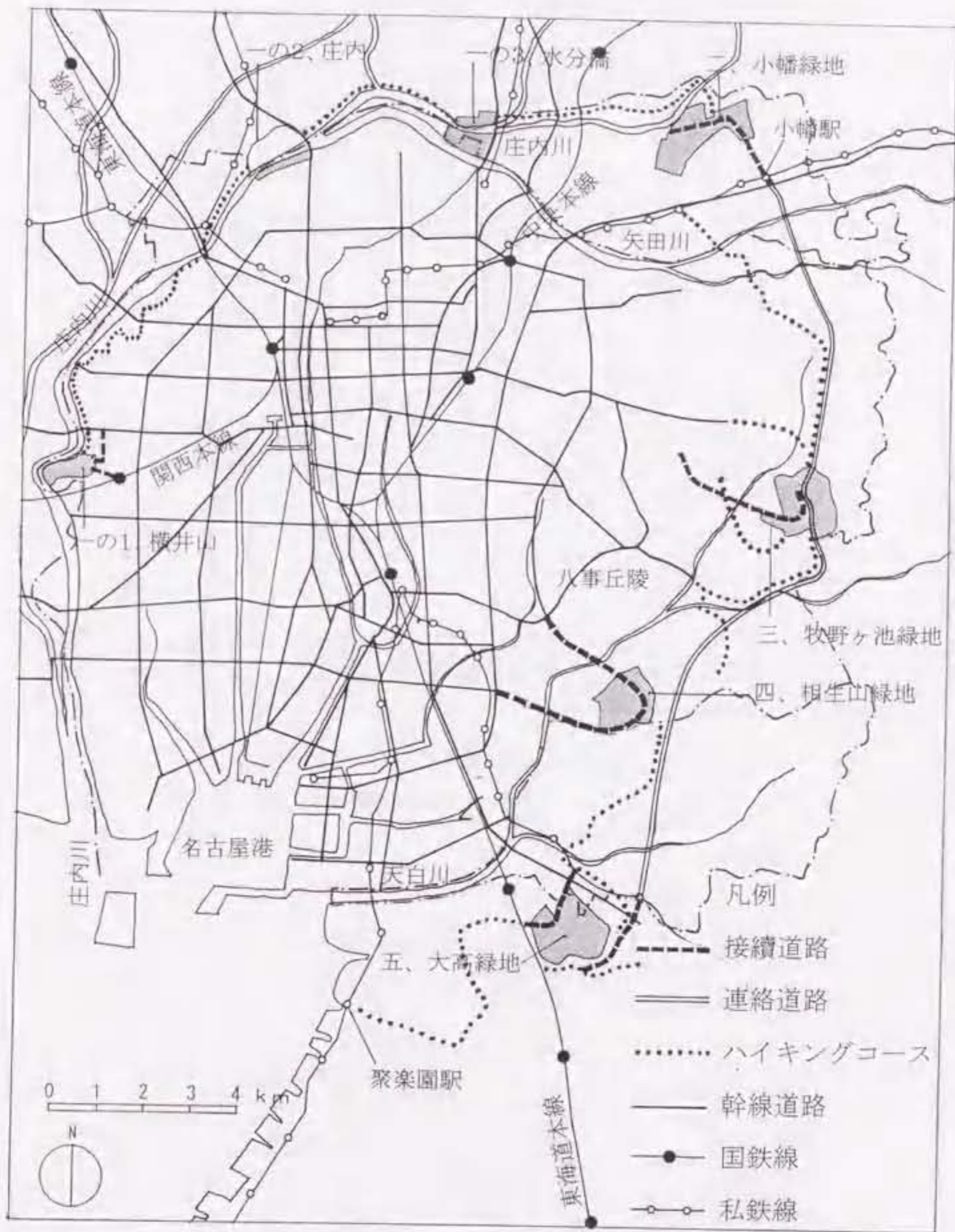
図III-9 「綜合大鍛鍊場建設」、1940年

出典：『中日新聞』1940年11月3日付

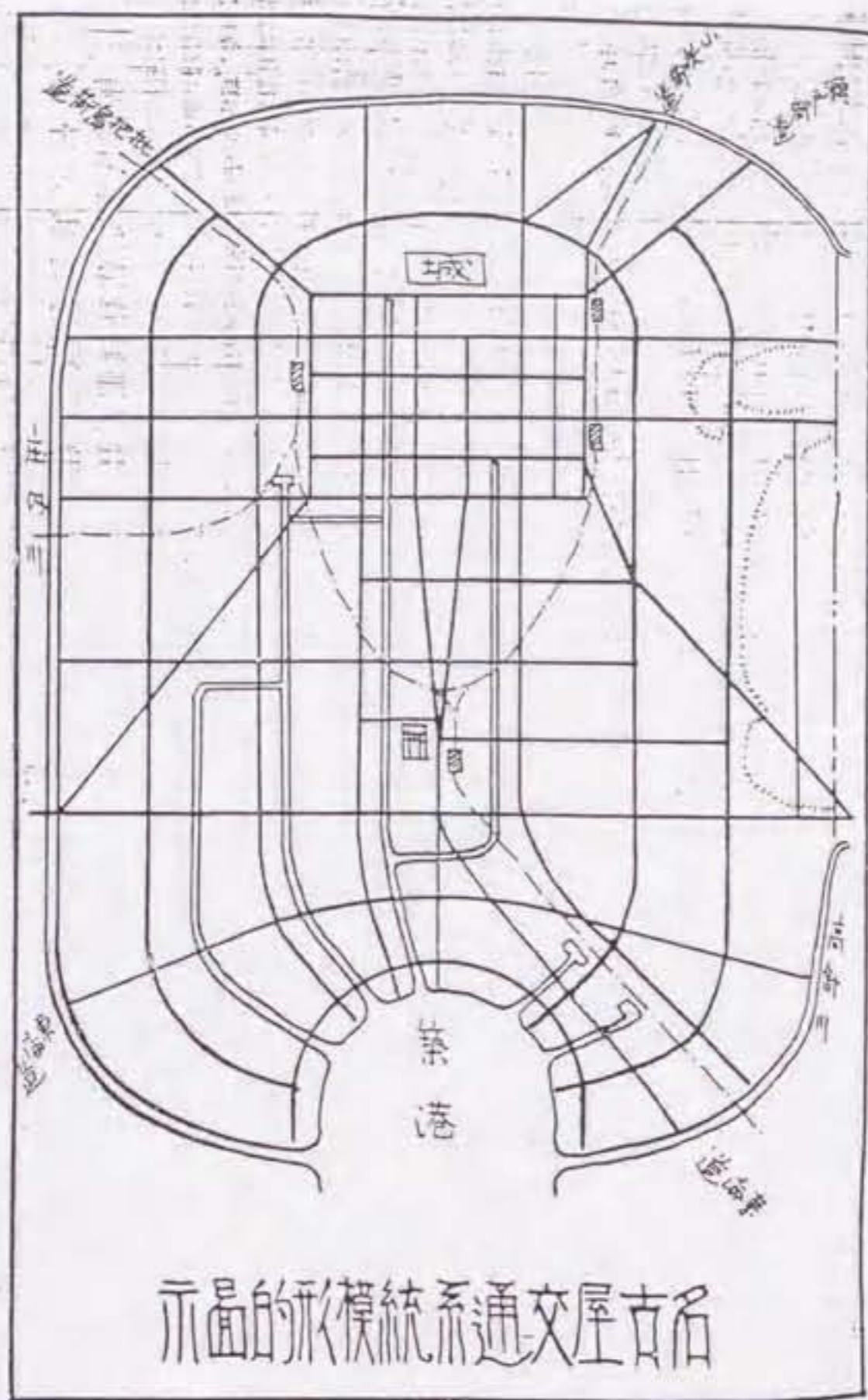
郊近屋古名



表四—五 古名屋都新市致地配區新圖，1942年
附錄：古名屋都新市致地配區新圖，1942年



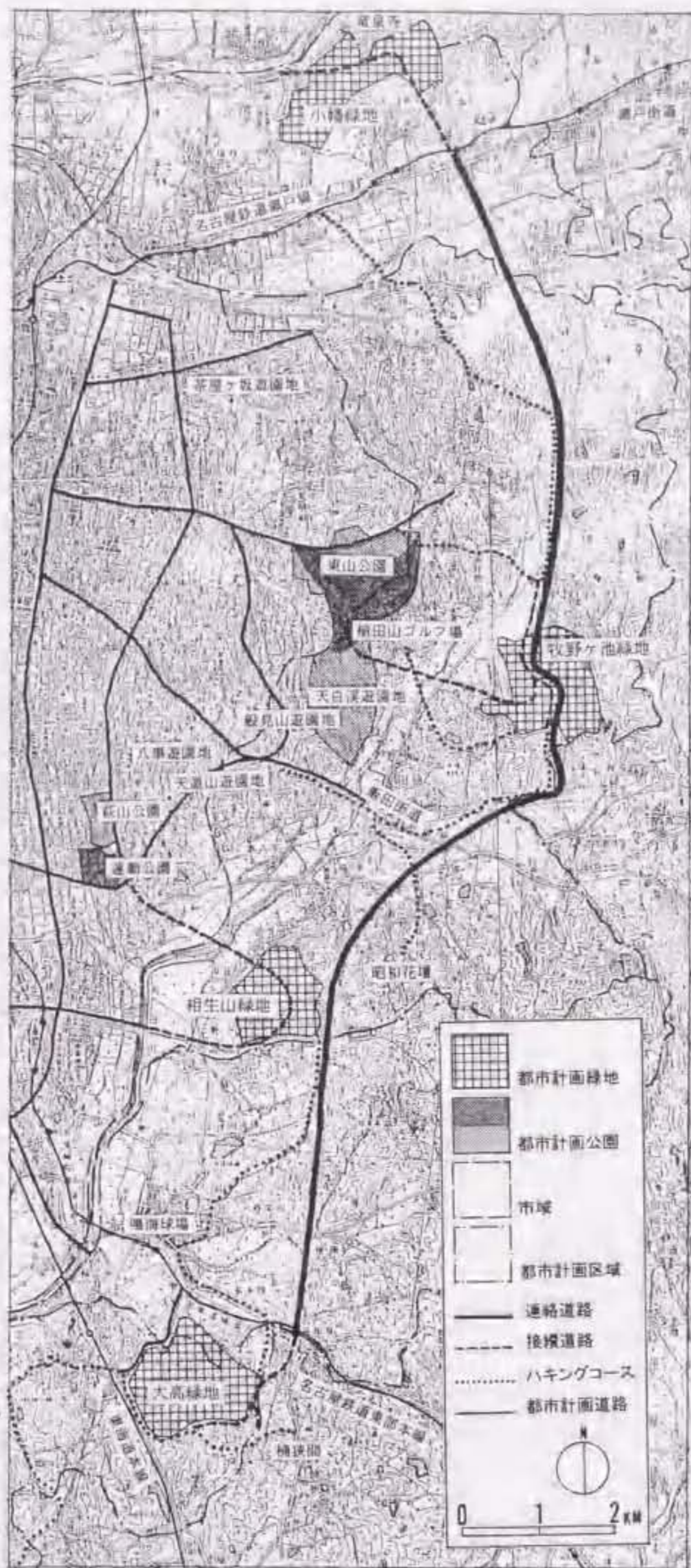
図III-11 「名古屋都市計画大緑地配置圖」の「道路計画」との相関
 筆者作図：大日本帝国陸軍測量部『五万分一地形圖名古屋』（1938年測量）
 を下に、『街路計画図』（1940年）から都市計画街路等を抽出した。



図III-12 「名古屋交通系統模形的圖示」、1925年
出典：『都市創作』第2卷第2号、1925年、p.55.



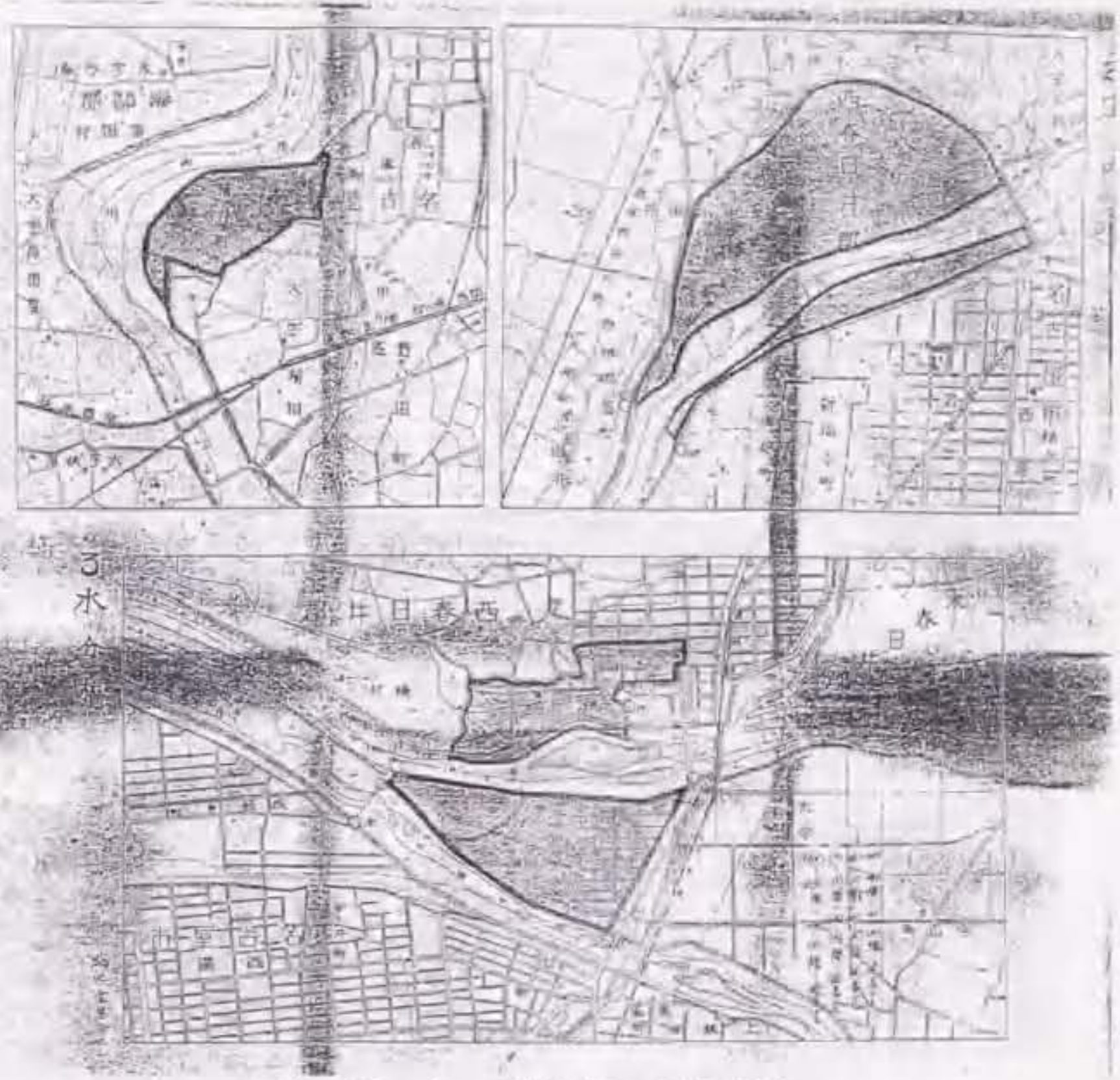
図III-13 愛知県知事施行街路事業
出典：真坂忠蔵「愛知県知事施行街路事業に就いて」
『都市公論』第24卷第1号、1941年、pp.88-94.



図III-14 丘陵地の〈道路計画〉

筆者作図：大日本帝国陸軍測量部『五万分一地形圖名古屋』（1938年測量）を下図として、桜岡戒「名古屋の運動場・遊園地・ゴルフ場等」『公園緑地』（第1巻第5号、1937年、pp.80-97.）から遊興施設等の立地を示した。

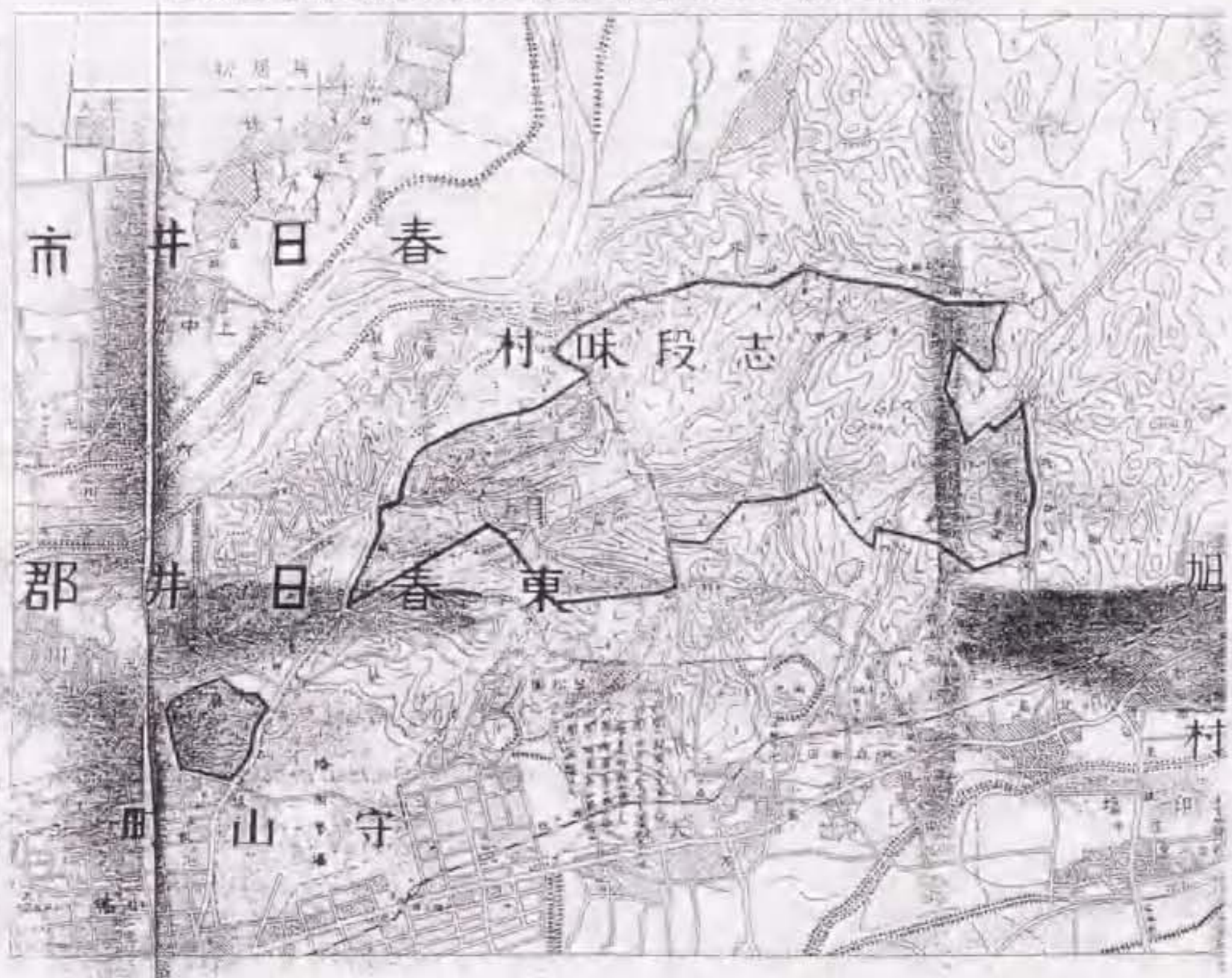
上 横井山
一 庄内川緑地



図III-15 「一 庄内川緑地」(1/30,000)

出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』、1945年、原縮尺1/10,000

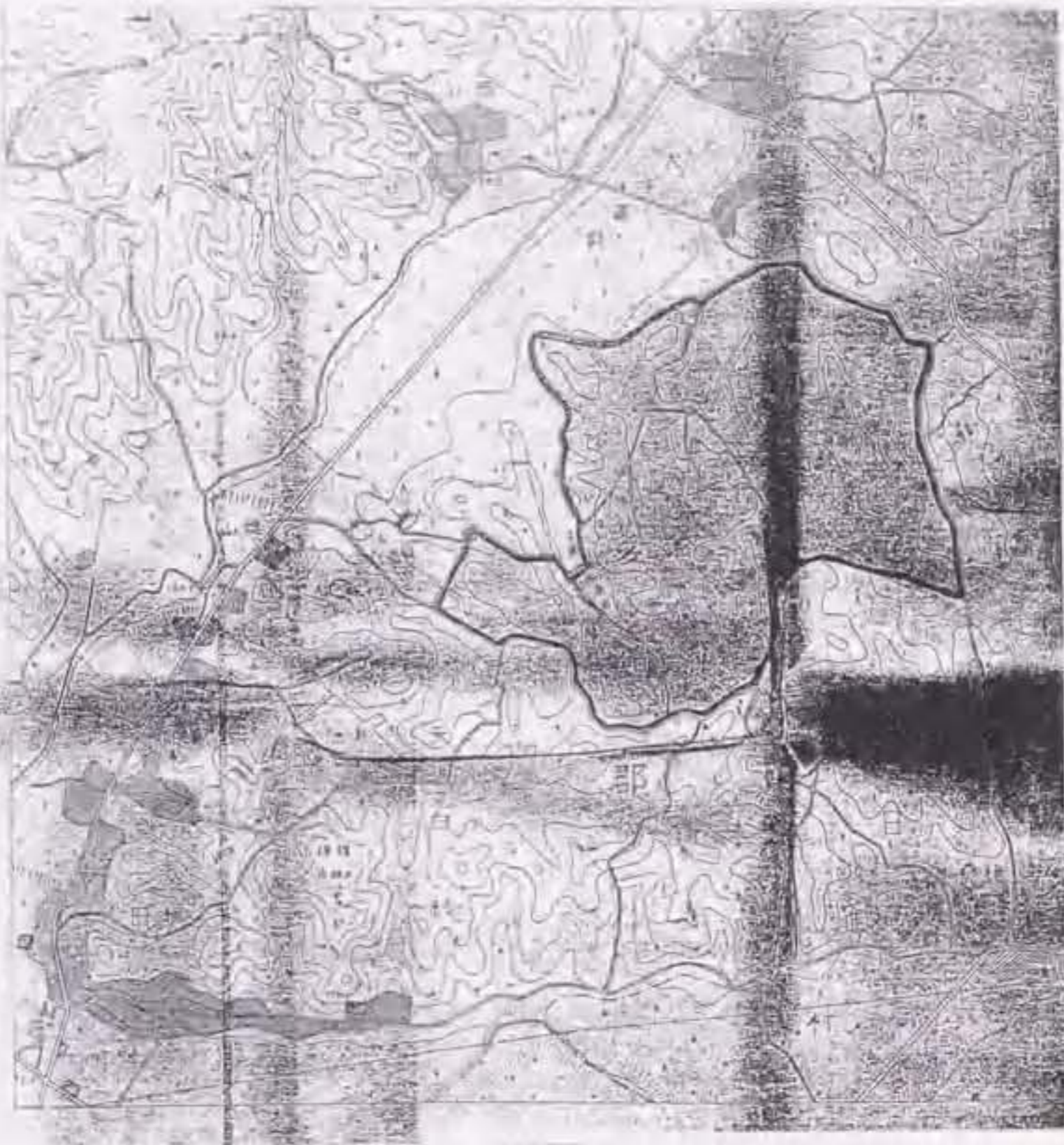
二 小幡緑地



図III-16 「二 小幡緑地」(1/30,000)

出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』、1945年、原縮尺1/10,000

三牧野ヶ池緑地



図III-17 「三 牧野ヶ池緑地」(1/30,000)

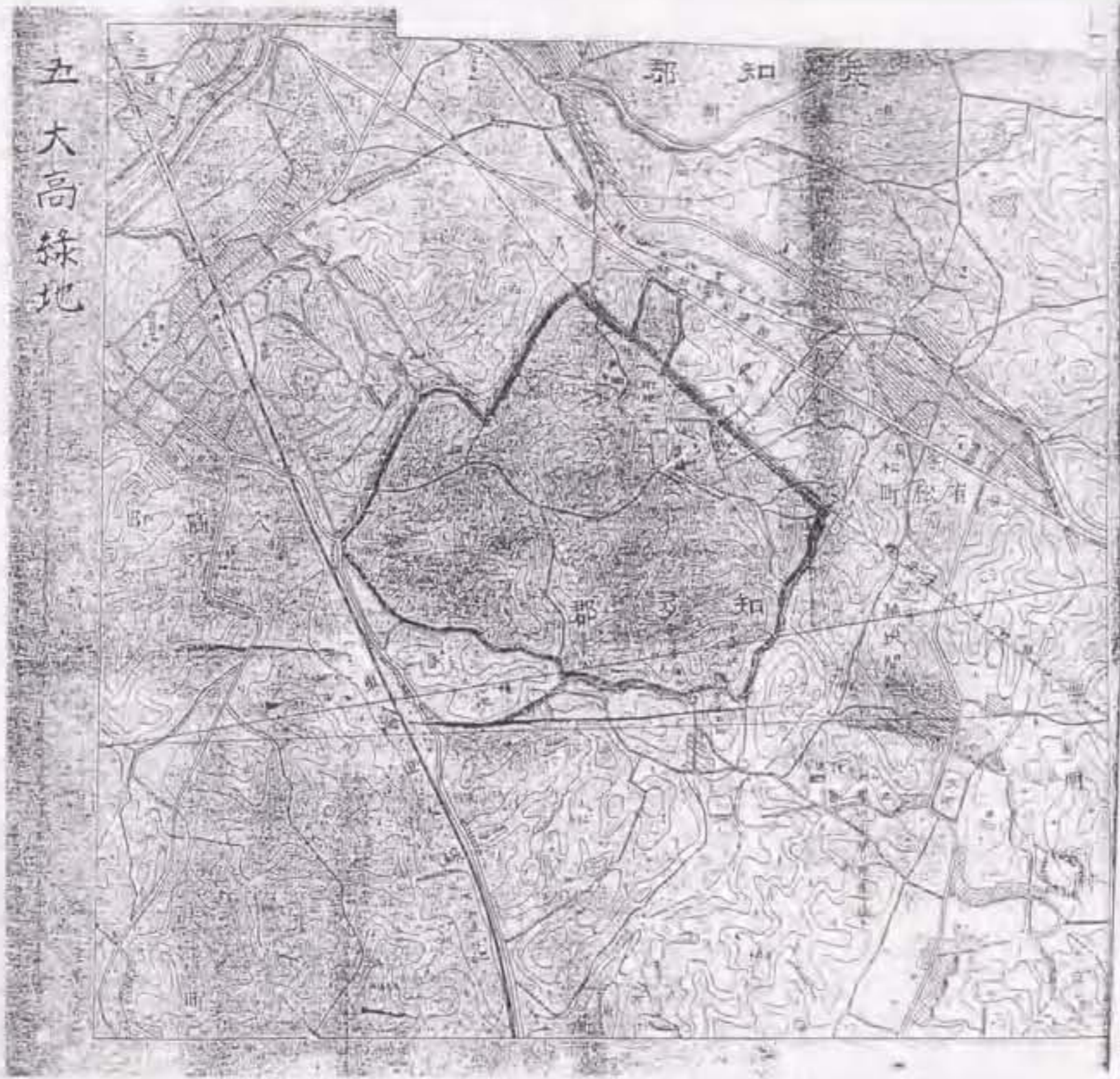
出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』、1945年、原縮尺1/10,000

四相生山緑地



図III-18 「四 相生山緑地」(1/30,000)

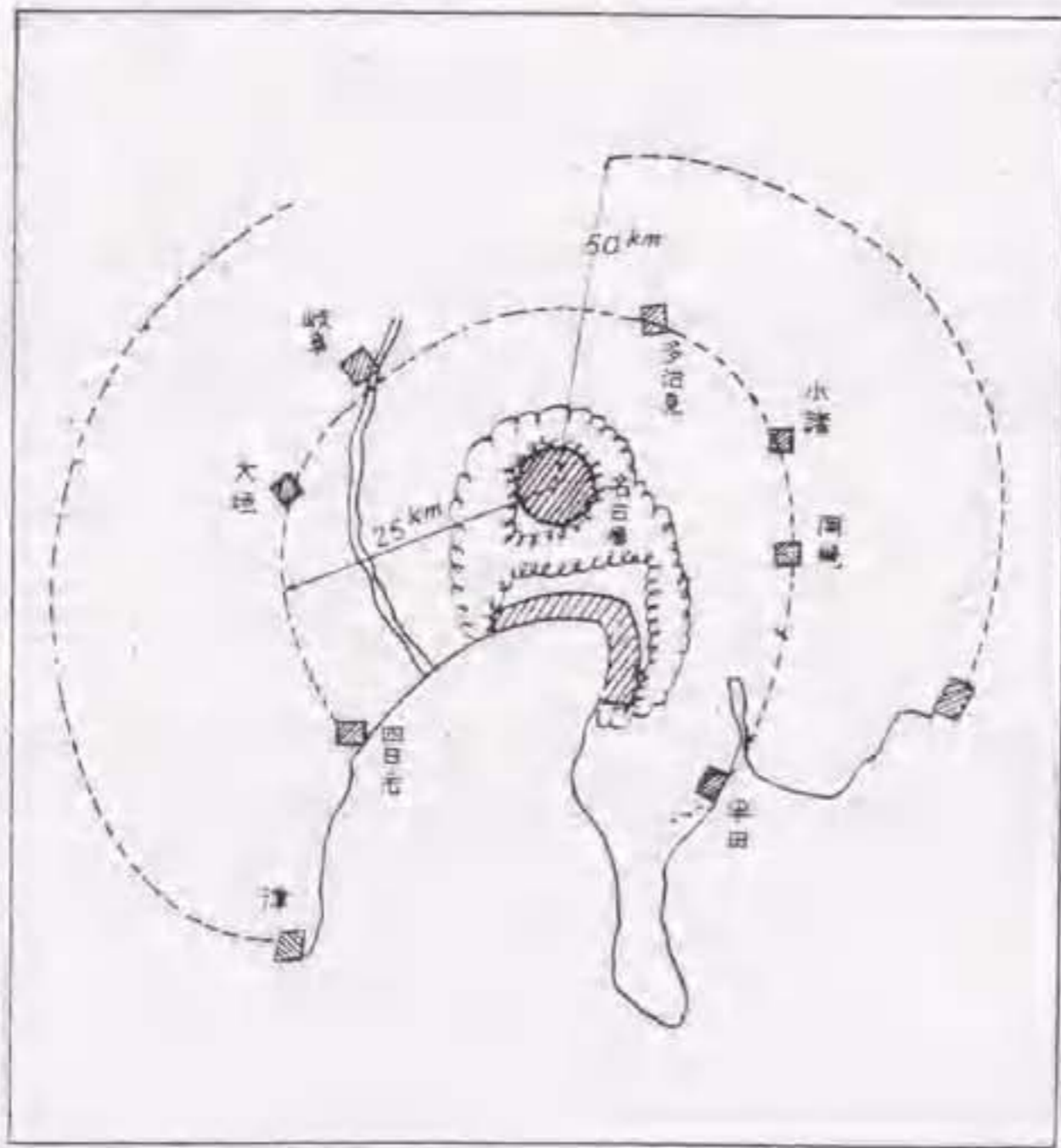
出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』、1945年、原縮尺1/10,000



五大高緑地

図III-19 「五大高緑地」(1/30,000)

出典：都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』、1945年、原縮尺1/10,000



図III-20 石川英權『国防と都市計画』山海社、1944年、p.100.

表Ⅲ-1 「指定地」一坪当たりの施設費と用地費

(指定地)の名称	緑地計畫費(1940年)			緑地事業費(1940年)			緑地事業費(1945年)		
	面積 (坪)	用地費 (円/坪)	施設費 (円/坪)	面積 (坪)	用地費 (円/坪)	施設費 (円/坪)	面積 (坪)	用地費 (円/坪)	施設費 ⁵⁰¹ (円/坪)
一.庄内川緑地 1.横井山	100,000	6.08	0.91	100,000	5.18	0.88	55,000	4.75	(1.02)
2.庄内	240,000			240,000			240,000		
3.水分 橋	160,000								
二.小幡緑地	500,000	3.00	0.91	500,000	3.00	0.76	703,000	3.11	(0.54)
三.牧野池緑地	576,000	3.37	4.39	576,000	3.37	0.71	456,000	2.19	(0.90)
四.相生山緑地	380,000	3.50	2.13						
五.大高緑地	543,000	2.31	0.82	543,000	2.31	0.68	511,000	2.77	(0.72)

資料Ⅲ-1 「名古屋都市計畫緑地」の理由書(1940年11月25日)

出典：国立公文書館所蔵『公文雜纂 第89巻』

工業大都市タル名古屋市ニ於ケル防空施設トシテ環状緑地帯ヲ造成シ都市防衛ノ用ニ供シ時局下ニ於ケル生産力ノ圓滑ナル運行を図ルト共ニ平時ニ於イテハ市民保健休養ニ資シ體位向上ヲ計ラントスルモノナリ (原文縦書き)

資料Ⅲ-2 「名古屋都市計畫緑地」変更の理由書(1944年12月29日)

出典：愛知県公文書館所蔵『都市計畫決定 公園1』

名古屋都市計畫緑地ハ昭和十五年十二月過大都市ノ防止、防空、並ニ市民保健ノ重要施設トシテ設定サレテ以来中京工業都市ノ環状緑地帯構成ノ一部トシテ鋭意事業実施中ノ處逼迫セル大東亞戦争下都市防衛上ノ緊急施設並ニ食料増産ノ要請ヲ考慮シ之ガ既設緑地ノ一部ヲ変更ヲナサントスルモノナリ (原文縦書き)

資料Ⅲ-3 風致地区追加の理由書(1942年)

出典：国立公文書館『公文雜纂 第114巻』

名古屋都市計畫区域擴張ニ伴ヒ新タニ編入セル猪高村、天白村、大高町及上野町ニ於ケル社寺、名勝舊蹟地其ノ他林地ニ富ミ風光明媚ノ景勝地ヲ更ニ都市計畫風致地区ニ追加指定セントスルモノナリ (原文縦書き)

結

1. 本研究の成果と意義

本論文は戦前名古屋の公園・緑地計画、具体的には『名古屋都市計画公園』(1926年告示、指定地24ヶ所、総面積560ha)、および『名古屋都市計画公園』(1940年告示、指定地7ヶ所、総面積826ha)を取り上げ、それら計画の理念の考究と共に、その実施の検証から理念-計画-実施の一連のプロセスを論じた。

ここでは3つの章で得た知見を、1)公園・緑地計画全体 2)公園・緑地指定地 の2つのスケールから総括し、両者を結ぶ視点として3)公園・緑地のネットワークについて考察を加える。

1) 公園・緑地計画全体

戦前名古屋における『名古屋都市計画公園』・『名古屋都市計画緑地』は、単体では都市計画施設としての公園・緑地を配したに過ぎなかったが、前者の『名古屋都市計画公園』は、用途地域を鑑みた街路網との協調から、パークシステムの訳語であった「公園系統」の実現を意図したものであり、後者の『名古屋都市計画公園』は、風致地区と相俟って、グリーンベルトの一部である「環状緑地帯」の創出を目論むものであった。

公園・緑地は、都市計画法に基づき都市計画区域に配されるべき都市計画施設の一つであった。まず『名古屋都市計画公園』(1926年告示)では、都市計画区域(1921年)一円に誘致距離を鑑みた「小公園」が設置され、戦前名古屋を囲繞した庄内川と東部の八事丘陵地に配された「大公園」と「自然公園」は、都市計画区域の外周の保全を図るものであった。また『名古屋都市計画緑地』(1940年告示)では、先行した『名古屋都市計画公園』の配置を北部・西部で踏襲しながら、宅地化しつつあった八事丘陵の東部の丘陵地に着目し、新たに拡張された都市計画区域(1939年)と周辺の町村都市計画区域を立地した7ヶ所の緑地は、環状に構想された風致地区(1942年)と共に都市計画区域(1921年)の保全を図るもので

あった。

戦前名古屋の公園・緑地計画はいずれも都市計画区域(1921年)の保全を図る一連の郊外統制であったと見なすことができる。この名古屋で始めて定められた都市計画区域(1921年)の収容人口は128万人と見込まれたものの、後の開発の実情から約300万人と修正され、戦前名古屋の発展を十分に許容しうるものであった。故に、都市計画区域の拡張(1939年)は、旧来の都市計画区域(1921年)の保全を目的としたと指摘することができる。戦前日本には農耕地を統制する法制は欠如した。だが、都市計画—農村計画という認識は既に確立していたと推察される。戦前名古屋においても、都市計画区域(1921年)の設定を担った黒谷了太郎は『都市計画と農村計画』を著し、また都市計画区域の拡張(1939年)を担った真坂忠蔵の「都市計画法に代るに農村計画法もある。或いは緑地の計画もある。地方計画が出来て都市の計画のある」と、農村計画への着眼を指摘することができる。こうした背景を鑑みれば、戦前名古屋の都市計画区域、少なくとも拡張された都市計画区域(1939年)は、都市—農村の調停を図るものであったと言えようが、戦後こうした相異なる2つの都市計画区域の位置づけが継続されたとは言い難く、それは公園・緑地計画が戦後名古屋のスプロールを阻止できなかった主要な要因としてあげられよう。

2) 公園・緑地指定地

各々の公園・緑地指定地の選定とその後の整備は、都市計画愛知委員会の公園担当の技師に負うところが大きかったと考えられる。

『名古屋都市計画公園』(1926年告示)において、狩野力が選定したのは、郊外では残る水辺・樹林の自然および郷土の史蹟、市街地では荒廃した寺院・墓地の街区であった。こうした選定は明治末期から大正期に興隆した史蹟名勝天然記念物の保存の枠組みとして捉えられ、学術的な価値を重視したものではなかった点でナショナリズムの影響を指摘することができようが、むしろ名もなき城址を風致として取り扱う等、平坦な台地の続く微高地を重視したものであったことに着目したい。微高地を含む公園指定地の多くは、江戸期の名所として知られた場所でもあり、狩野力はそうした遊山地を「郷土美」適う風致として認識し、公園指定地は郊外の保全すべき自然環境を選定したものであった。さらに、狩野が取り組んだ志賀公園は、石碑の他、見るべき自然がなかった指定地に落葉樹林が施さ

れたものであり、ここでは子供達が四季に親しむべく新たな郊外の自然が作り出されたと評価することができる。

一方、こうした過程は戦時体制の強化と時を同じくした。体位向上を図る運動施設の拡充が求められつつあった 1935(S10)年、都市計画愛知地方委員会に新たに着任した石神甲子郎は、公園指定地の実施に際して各種の運動施設を作り出した。特に、総合運動場の敷地の選定は、風致に富んだ旧来の公園指定地に隣接しながらも、運動に適した平坦な宅地に着目したものであり、運動公園の敷地に取り込まれた山崎川は、旧来には断溪と称された名所であったが、改修され、その相互利用が図られた。また緑地指定地の選定では、風致に富んだ名古屋外縁の庄内川河岸と東部の丘陵地に着目しながらも、既に区画道路が敷設された土地や荒廃した山林が選定され、青少年のための運動施設の配置が画策された。こうした戦時下における公園・緑地指定地の位置づけは、公園・緑地が保全を目的としたものよりも、その積極的な利用を主眼としたものに変容していった表れと言え、ここでは名古屋の平坦な地形を積極的に評価しつつ、起伏に乏しい名古屋において丘陵地の利用が目論まれた。

ところが、1942(S17)年以降には、一転して風致に富んだ公園指定地が、事業の実施箇所とされた。これは新たに都市計画愛知地方委員会に赴任した田治六郎によってなされた選定であったと推測することができる。大戦末期の公園の実施は、指定地の保全を図るものであったとは言い難いが、少なくとも戦後名古屋に旧来の名古屋の地勢を残したとして評価することができる。

3) 公園・緑地のネットワーク

公園・緑地指定地はあるネットワークを通じて総体として公園・緑地計画全体を形作ったものであり、個々の公園・緑地指定地はそれぞれの連絡が鑑みられていた。『名古屋都市計画公園』(1926年告示)では街路網によるネットワークが巧妙になされ、放射状に続く街道に点綴と連なった江戸期の史蹟・名所は公園計画地として街路網の中に郊外の周遊ネットワークとして再編された。その後の都市計画事業はそれを実現するには至らなかったが、公園の振興策としてなされた公園祭では人々は各所の公園を巡り、同時に実施に至らない郊外の公園指定地は子供達の遠足地、ハイキングコースとしての認識されていった。そう

したネットワークは『名古屋都市計画緑地』(1940年告示)において画策されたハイキングコース等の道路計画にも見て取ることができる。ここでの経路はそれぞれの緑地指定地を結び付けると同時に、名古屋近郊の行楽地・遊園地・運動場を繋げたものであり、『名古屋都市計画公園』の周遊ネットワークの外周に園環状のネットワークを結ぶものであったといえる。こうした園環状のネットワークは園環状に構想された風致地区に包含されたものであり、今日、緑地指定地等が住宅地の中に埋没した姿は、本来の理念を体現したものはなからう。

こうしたネットワークは戦前名古屋の都市計画において、公園・緑地を通じ、都市のレクリエーションの場を総体的に捉えていたことを伺わせる。遡って黒谷了太郎は、近代日本都市計画において極めて早い時期に、レクリエーションを公園と結び付けた人物とされ、黒谷の著書『都市計画と農村計画』(1927年)の「慰楽再生機関」と題された第19章は、都市計画における公園と運動場を論じ、「公園は運動場と共に、一定の計画の下に所謂公園系統の中で統一せねばならぬ。統一とは必ずしも道路其他を以て連絡する意味ではないけれども、若し出来るものなら、其中、主なるものは公園道路やブルヴァードを以て連結すれば理想的である」した。ここで「慰楽」とはレクリエーションの訳語であった。都市全体のレクリエーションの体系的に捉え、都市計画の中での再編を目した黒谷の視点は極めて興味深い。また黒谷は「公園」と「運動場」を「一方が静的であるに対し一方は動的であつて、之を同所に置けば不調和を来す原因となる」と独立したものとして捉えていた。こうした背景から『名古屋都市計画公園』(1926年告示)の公園指定地の多くは、黒谷のいう「公園」を主眼としたと推測することができる。一方、『名古屋都市計画緑地』(1940年告示)で予定された遊園地・運動場・史蹟との繋がり、多岐にわたるオープンスペースを抱合した「緑地」の理念の影響が大きいと考えられるが、その中核施設であった緑地指定地は「運動場」として意味合いが大きかった。さらに昭和初期の名古屋の遊園地は運動施設の設置が相次いだという。そうしたレクリエーションの変化に伴って「公園」を主眼とした『名古屋都市計画公園』(1926年告示)は総体として「運動場」を主眼とした計画に変容していったと捉えられよう。

2. 今後の研究

大正末期から昭和初期にかけて各地で策定された都市計画は、近世までの都市空間を再編する契機であったといえ、それらは戦前―戦後に連続して、現在の日本の都市を作り出した要因であったと考えられる。本論文で見たように、そうした都市計画の策定に先立つ詳細な調査と、様々な理念が反映されたものであり、特に公園計画・緑地計画の樹立は、各都市の地勢とその歴史が積極的に考慮されたと推測することができる。計画基準が未確立な戦前の都市計画において公園・緑地計画の立案者の理念は計画全体に反映されたと考えられ、少なくとも名古屋においては、都市計画愛知地方委員会の各公園担当技師の影響が大きい。彼らが見出し、創りだした公園・緑地は、現在の名古屋における貴重な緑でもある。都市計画を担う技師がどのような視点から都市と見て、どの様につくり変えようとしたのかを今一度検証することは、極めて興味深い問題であろう。また都市基盤の種地となる官有地の地積に乏しいという背景は、名古屋に限った問題ではなく、多くの地方都市において公園・緑地の土地を確保することは困難であったと考えられ、今後の課題として、名古屋に続いて策定された公園計画であった大阪(1927年)、長野(1929年)、岐阜(1930年)、鹿児島(1933年)の事例の検証が必要と考えている。地方都市の公園・緑地計画に対する具体的な検証は未だになされていない。そこで得られた知見は、戦前の都市計画を包括的に捉えうる視点を見出すきっかけになるであろう。

本研究の2, 3章で述べたように、戦時下の都市計画は「防空」を主眼として、数々の運動施設を作り出した。そうした運動場の問題が戦後に端的に表出したの契機として、国民体育大会の開催があげられる。例えば、戦後名古屋では、戦時下に進められた運動公園の整備を継続し、やがて第5回国民体育大会の主会場として開園し、それと機を合わせて各所で運動施設が整備された。公園・緑地指定地が戦前―戦後で一貫したとすれば、そこに施された施設・デザインは時代を反映したものであったと考えられる。また周知の通り、戦後初期の国民体育大会は天皇の行幸を伴うものであり、そこでの都市の改編を分析することは、戦前―戦後における公園・緑地の連続性を問う上で、極めて重要な課題と考えている。

主要参考文献一覧

□都市計画愛知地方委員会

- ・ 都市計画愛知地方委員会『都市計画の梗概』,1924年
- ・ 都市計画愛知地方委員会『愛知都市計画小観』,1925年
- ・ 都市計画愛知地方委員会『愛知縣都市計画の概要』,1935年
- ・ 都市計画愛知地方委員会『愛知縣都市計画の概要』,1938年
- ・ 都市計画愛知地方委員会『都市計画愛知地方委員會會議録』(第1~17号)
- ・ 都市計画愛知地方委員会『都市計画愛知地方委員會議事速記録』(第18~67号)
- ・ 都市計画愛知地方委員会『緑地計画図』,1945年
- ・ 内務省大臣官房都市計画課『都市計画要鑑第一卷』都市計画要鑑発行所,1922年
- ・ 内務省大臣官房都市計画課『都市計画要鑑第五卷』都市計画要鑑発行所,1927年
- ・ 内務省大臣官房都市計画課『都市計画要鑑第六卷付図』都市計画要鑑発行所,1927年
- ・ 黒谷 了太郎『都市計画と農村計画』,1925年

□戦前名古屋市

- ・ 名古屋市土木部『名古屋の都市計画』,1929年
- ・ 名古屋市土木部『名古屋の都市計画』,1935年
- ・ 名古屋市土木部『名古屋市土木事業の概要』,1942年
- ・ 名古屋市役所『名古屋市都市計画及都市計画事業』,1937年
- ・ 名古屋市役所『名古屋の公園』,1934年
- ・ 名古屋市役所『名古屋の公園』,1936年
- ・ 名古屋市役所『名古屋の公園』,1938年
- ・ 名古屋市役所『名古屋の公園』,1943年
- ・ 名古屋市役所『名古屋』,1937年
- ・ 名古屋市『大正昭和名古屋市史』(第1~9卷),1955年.
- ・ 名古屋区画整理協会『大名古屋の區劃整理』,1932年
- ・ 名古屋市会事務所『名古屋市会史』第1卷,1929年
- ・ 愛知県『愛知縣議會史』第8卷,1938-1947年

□戦前公文書

- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十九年其の一 道路関係告示其他』,1944年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十九年其の二 道路関係告示其他』,1944年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十三年度 都市計画運動公園新設事業公債』,1938年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十四年度都市計画運動公園新設事業関係書類綴』,1939年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十四年度都市計画運動公園新設事業 昭和十三年度繰越分公債』,1939年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十五年度都市計画運動公園新設事業費起債関係書類 財務課』,1940年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十四年度都市計画稲永公園新設事業公債』,1939年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十五年度都市計画白川公園新設事業起債関係書類 財務課』,1940年

- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十六年度都市計画白川公園新設事業起債稟請書』,1941年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十七年度都市計画白川公園新設事業起債稟請書』,1942年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十八年度都市計画白川公園新設事業起債稟請書』,1943年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十七年度都市計画防空緑地公園事業起債稟請書』,1942年
- ・ 名古屋市政資料館所蔵『昭和十五年度知事施行名古屋都市計画事業』,1940年
- ・ 名古屋市財務局『昭和十七年度 追加更正予算議案 其の一』,1942年
- ・ 名古屋市『名古屋市史蹟名勝天然記念物調査要領(写)』,1924年
- ・ 愛知県公文書館『名古屋都市計画決定 公園I』
- ・ 愛知県公文書館『A1026 取得関係 120-1』
- ・ 国立公文書館『公文雑録』

□公園緑地

- ・ 日本公園百年史刊行会『日本公園百年史』第一法規出版,1978年
- ・ 佐藤昌『日本公園緑地発達史』都市計画研究所,1977年
- ・ 田中正太『日本の公園』鹿島出版会,1974年
- ・ 白幡洋三郎『近代都市公園史の研究』思文閣出版,1982年
- ・ 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版,1994年
- ・ 上原敬二『都市計画と公園』1924年
- ・ 折下吉延『都市の公園』
- ・ 浅井正明『中村公園』名古屋市公園緑地協会,1985年
- ・ 「緑地計画の系譜と展望」『都市計画』176号,1992年
- ・ 井出久登編『緑地環境科学』朝倉書店,p.15,1997年
- ・ 樋口忠彦『日本の景観』ちくま学芸文庫,p.226-230,1993年
- ・ 『生誕百年記念北村徳太郎公園緑地論集』日本公園緑地協会,1995年
- ・ 西尾隆『日本森林行政史の研究-環境保全の源流』東京大学出版社,p.155,1988年
- ・ 愛知県『愛知県山林会報』,1925年

□都市計画等

- ・ 『名古屋都市計画史 上巻』名古屋市建設局,p.432-441,1957年
- ・ 名古屋市計画局,名古屋都市センター『名古屋都市計画史』,1999年
- ・ 西水牧朗『資料 国土計画』大明堂,1975年
- ・ 石田頼房編『未完の東京計画』筑摩書房,1992年
- ・ 石田頼房『日本近代都市都市計画史研究』柏書房,1987年
- ・ 越沢明『東京の都市計画』岩波新書,1991年
- ・ 越沢明『東京都市物語』
- ・ 木村英夫『都市防空と緑地・空地』日本公園緑地協会,1990年
- ・ 防衛庁防衛研修所戦史室『本土防空作戦』朝雲新聞社
- ・ 名古屋市公文書館所蔵『防空陣地工事箇所図』,1942年

□体育・運動場

- ・ 厚生省体力局『体力向上施設参考資料』第1輯~第6輯,大空社,1993.2
- ・ 愛知県体育協会編『財団法人愛知県体育協会60年史』,愛知県体育協会,1992.11
- ・ 體育研究協會『體育研究』1巻1號(S8.7)-14巻1號(S25.3),目黒書店,1933.7-1950.3
- ・ 大日本体育協会編『大日本體育協會史』,第一書房,1983.7

- ・ 名古屋中央放送局編輯『名古屋放送局沿革史』,名古屋中央放送局,1940.8
- ・ 日本放送協會編『ラヂオ年鑑』昭和6年度—昭和16年,誠文堂,1931—1940
- ・ 『厚生省50年史』財団法人厚生省問題研究会,1988年

□技師等の論文・著作

- ・ 黒谷了太郎『都市計畫と農村計畫』,1925年
- ・ 黒谷了太郎『山林都市』,1927年
- ・ 狩野力「名古屋の公園計畫と其の後」『都市公論』第15巻6号,p.80,1932年
- ・ 狩野力「土地区画整理に依る公園計畫の実施」『都市公論』第14巻8号,p.166—167,1931年
- ・ 狩野力「児童公園設計の話」『都市創作』第8巻第8号,1927年8月,pp.45
- ・ 狩野力「中学生の見た公園」『都市創作』第1巻第4号,1925年12月,pp.43
- ・ 狩野力「郷土美の保存」『都市創作』第1巻第2号,p.35,1925年
- ・ 狩野力「都市計畫の精神は農村へも」『都市創作』第1巻第3号,1925年11月,pp.44
- ・ 狩野力「都市創作國としての露西亞」第1巻第1号,1925年9月,pp.22
- ・ 狩野力「少女達の見た公園」『都市創作』第1巻,1925年9月,pp.35
- ・ 狩野力「或る郊外小公園と其の来遊児童に関する調査」『園藝学会雑誌』第2巻第1号,pp.57—65,1931年
- ・ 狩野力「都市樹林の煙害に関する調査」『園藝学会雑誌』第3巻第1号,pp.31—40,1932年
- ・ 狩野力「名古屋城二之丸御庭に就て」『園藝学会雑誌』第4巻第2号,pp.154—159,1933年
- ・ 狩野力「名古屋の公園祭り」『都市公論』第15巻第11号,pp.121—123.
- ・ TK生「記念公園と土地区画整理」『都市創作』,1928年9月,pp.68—
- ・ TK生「城東に出来た小公園」『都市創作』第5巻第10号,p.36.
- ・ TK生「北一色町の小公園」『都市創作』第3巻第11号,1927年,p.57.
- ・ TK生「土地発展策と産業組合」『都市創作』1929-05-15,pp.43—
- ・ TK生「郊外植樹ヨタ話」『都市創作』第3巻第9号,1927年09-20,pp.59—
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の六)」『都市創作』第3巻第5号,1927年,pp.62.
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の五)」『都市創作』第3巻第3号,1927年,pp.56.
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の四)」『都市創作』第3巻第2号,1927年,pp.66.
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の三)」『都市創作』第3巻第1号,1927年,pp.91.
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の二)」『都市創作』第2巻第12号,1926年,pp.57.
- ・ TK生「遊園地見たまま聞いたまま(其の一)」『都市創作』第2巻第11号,1926年,pp.40.
- ・ 阿伎生「狩野力君を憶ふ」『都市公論』第17巻,1934年,pp.90—95.
- ・ 石川 栄耀「名古屋都市計畫公園第一期」『公園緑地』公園緑地協会,第1巻5号,1928年,p.67—71.
- ・ 北村 徳太郎「名古屋都市計畫公園決定時と狩野課長の思い出」『公園緑地』公園緑地協会,第1巻5号,1928年,p.65—67.
- ・ 近藤 孝次郎「志賀公園造成古録」『公園緑地』公園緑地協会,第1巻5号,1928年,p.71—73.
- ・ 「名古屋都市計畫風致地区の追加」『區劃整理』第4巻第1号,1942
- ・ 「皇太子殿下御降誕記念事業道德公園の開設(名古屋)」『區劃整理』第7巻第1号,1939
- ・ 櫻岡威「公園並風致地区の設定について」『區劃整理』第5巻第1号,1937

- ・ 「運動公園の完成近し」『區劃整理』第6巻第1号,1938
- ・ 真坂忠蔵「公園の利用と用地問題」『公園緑地』第1巻第8号,1937年
- ・ 真坂忠蔵「国土計畫制度の確立」『都市公論』21巻9号,1938年,p.22-25.
- ・ 真坂忠蔵「随感」『區劃整理』第6巻第6号,1940年6月,pp.35-37.
- ・ 真坂忠蔵「土地區劃整理と公共事業」『區劃整理』第5巻第4号,1939年,p.2-6.
- ・ 真坂忠蔵「名古屋大緑地計畫に就て」『公園緑地』第4巻第11号,1935年,p.20.
- ・ 真坂忠蔵「熱田神宮の造営に就て」『公園緑地』第4巻第10号,1940年,pp.5-10.
- ・ 真坂忠蔵「愛知縣知事施行街路事業に就いて」『都市公論』第24巻第1号,1941年,pp.88-94.
- ・ 真坂忠蔵「国土計畫への区立」『都市問題』,1938年
- ・ 真坂忠蔵「大地を興へよ」『區劃整理』,1942年2月
- ・ 真坂忠蔵「土地区画整理の行くべき道」『區劃整理』,1941年12月
- ・ 真坂忠蔵「土地区画整理私見」『區劃整理』,1936年10月
- ・ 真坂忠蔵「土地区画整理概観」『區劃整理』,1938年6月
- ・ 真坂忠蔵「土地区画整理概観(二)」『區劃整理』1938年7月
- ・ 真坂忠蔵「文化都市建設への途」『區劃整理』1938年19月
- ・ 真坂忠蔵「区画整理と公共事業」『區劃整理』1939年4月
- ・ 真坂忠蔵「新体制と整地事業」『區劃整理』1943年3月
- ・ 野間守人『理想の庭園及公園』日本評論社出版会,1923年,1933年再版
- ・ 石川栄耀「区画整理の特質」『都市問題』第9巻4号,1921年
- ・ 石川栄耀「区画整理の本質」『都市公論』16巻,1932年,p.33.
- ・ 石川栄耀「田代 東山公園 公園祭」『區劃整理』第9巻第10号,1936年
- ・ 石神甲子郎「名古屋都市公園指定の効果」『造園雑誌』第3巻第3号,p.219-229,1926年
- ・ 石神甲子郎「町村都市計畫の話-緑地計畫に就て-」『区画整理』第2巻第3号,1926年3月,p.7.
- ・ 石神甲子郎「名古屋公園問題の回顧」『區劃整理』,1939年2月
- ・ 石神甲子郎「鍋屋上野土地区画整理組合」『區劃整理』1937年2月
- ・ 石神甲子郎「区画整理と公園問題」『區劃整理』1935年12月
- ・ 石神甲子郎「名古屋の整地事業と小公園」『公園緑地』第1巻第5号,1937年
- ・ 石上甲子郎「熱田神宮神田整備」『造園雑誌』第7巻第1号,pp.22-30,1939年
- ・ 石上甲子郎「明治神宮境域管理」『造園雑誌』第7巻第3号,pp.109-119,1940年
- ・ 石上甲子郎「鍛錬緑地拡充」『造園雑誌』第9巻第3号,pp.10-16,1942年
- ・ 石上甲子郎「鍛錬緑地敷地問題」『造園雑誌』第10巻第2号,pp.1-3,1943年
- ・ 田治六郎「名古屋都市計畫緑地事業概況」『公園緑地』第6巻第8号,p.14-20.
- ・ 田治六郎「名古屋都市計畫緑地事業概況」『公園緑地』第6巻第8号,1942年8月,pp.14-20.
- ・ 竹重貞蔵「愛知縣都市計畫の概要」『新都市』第5巻第10号,1951年,p.31.
- ・ 井本政信「樹林地の造園的取扱」『造園雑誌』第1巻第1号,pp.2-6,1934年

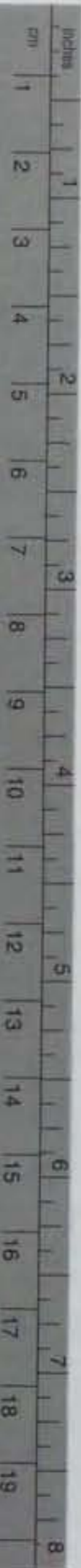
あとがき

本論文は、以下に示す数編の論文を一部改編し、加筆・修正したものである。

- 第I章 ・『名古屋都市計画公園』の計画理念
 日本建築学会計画系論文報告集第522号、
 1999年8月,p.207-214.
- ・『名古屋都市計画公園網』について
 日本建築学会学術講演梗概、
 1998年9月,pp.173-174.
- 第II章 ・『名古屋都市計画公園』の実践について
 日本建築学会学術講演梗概、
 2000年9月
- 第III章 ・『名古屋都市計画緑地』の計画理念
 日本建築学会計画系論文報告集第534号、
 2000年8月(掲載決定)

この研究にあたって、片木篤博士には、終始かわらぬ御指導と励ましを賜った。谷口元博士、西澤泰彦博士、有賀隆博士には多々、御指摘を頂いた。溝口正人博士、野々垣篤博士、堀田典裕博士をはじめとする名古屋大学デザイン学講座の諸先輩には、公私にわたって御助言を頂き、多くの発想を得た。さらに、小寺武久博士、佐藤圭二博士をはじめとする近代都市研究会の皆様には研究発表の場を通じて貴重な御指摘を賜った。また財団法人名古屋都市センターの皆様には、史料の収集の便宜を図って頂き、研究を続行する機会を与えて頂いた。以上、記して謝辞を表すものである。





Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

